

216w-95

松屋筆記

第三

松屋筆記第三目錄

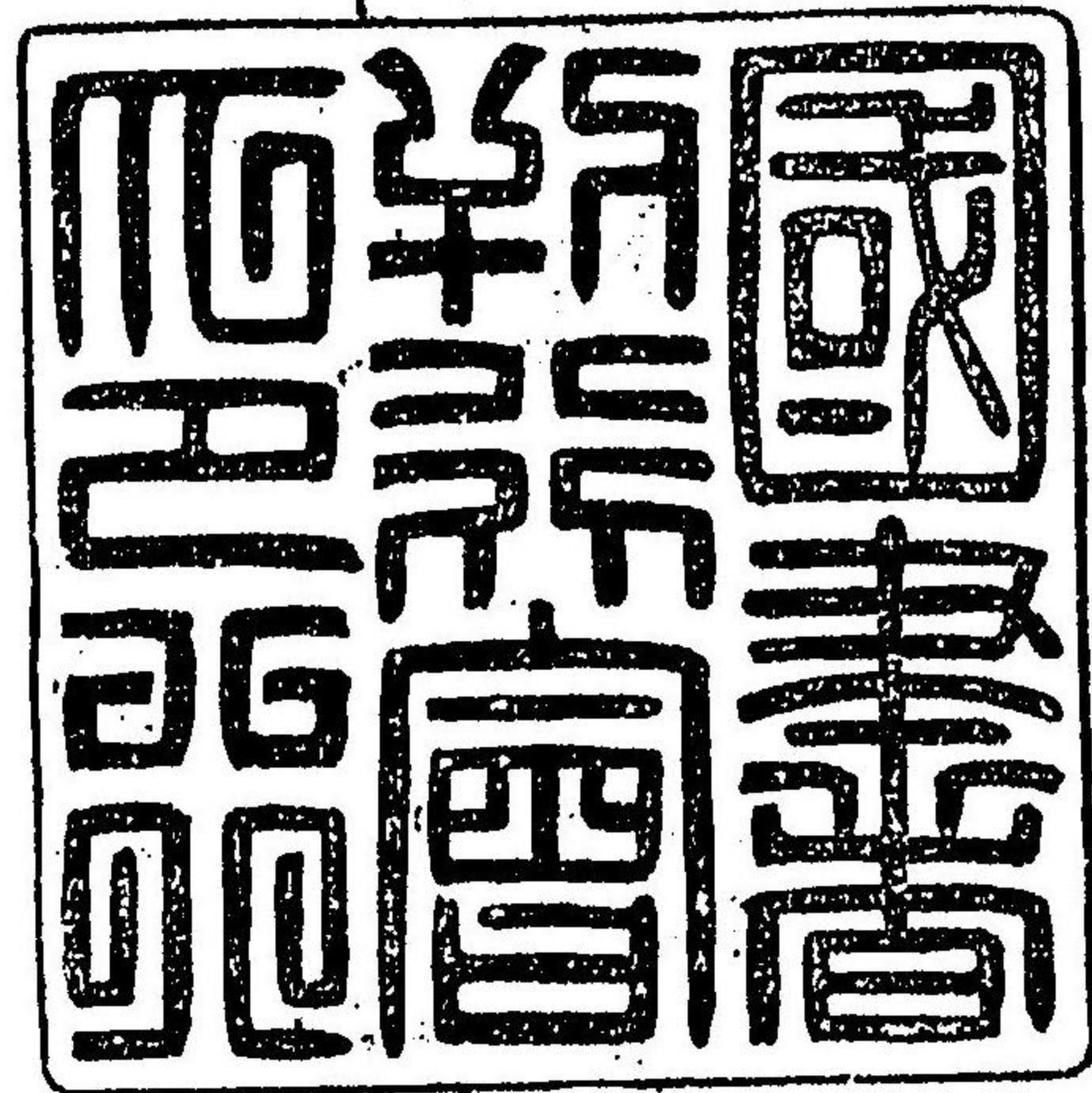
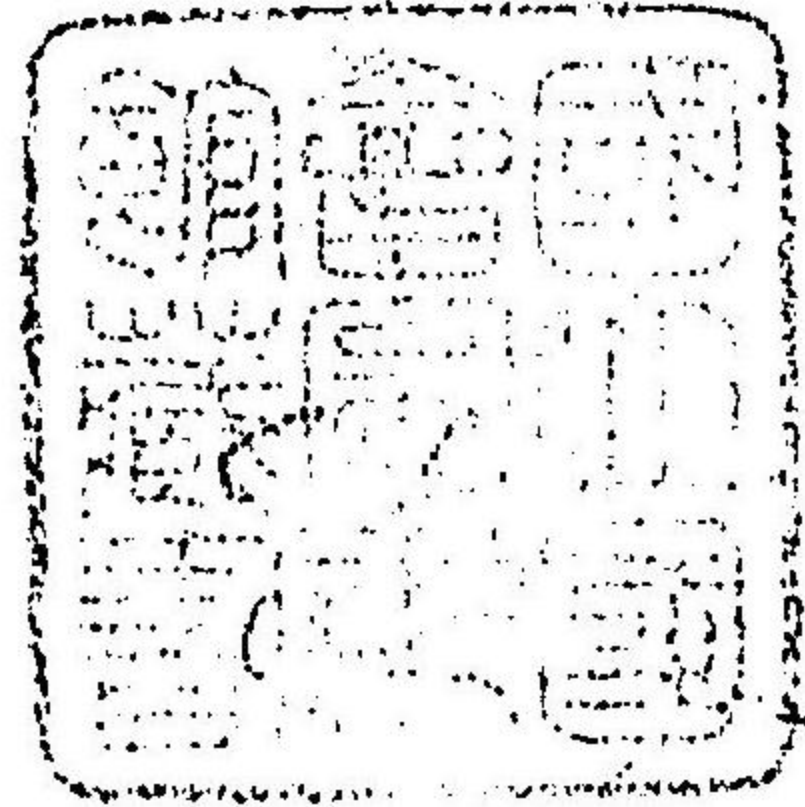
卷之九十三

(一) 越度……………一  
 (二) そへにと云詞に三義あり……………一  
 (三) 重荷に小附……………三  
 (四) ちうじ氏十時氏御宿氏……………四  
 (五) 百合者……………四  
 (六) 妾をめぐりてと云……………四  
 (七) 牛王寶印起請文前書……………四  
 (八) 羽柴氏……………四  
 (九) 妓女……………四  
 (十) 牛車の風流……………五  
 (十一) 蓬萊の島嶼……………五  
 (十二) 清華の家新に勅許……………五  
 (十三) 茶にまじはれば赤くなる……………五  
 (十四) 七庚申……………五  
 (十五) 金堀おのれが物ならず……………五  
 (十六) 串柿……………五  
 (十七) 正法に不思議なし……………五  
 (十八) 商賈忌敵 傍恨 笑敵……………五  
 (十九) 弟子とれば諸君ともに職人に成る六  
 (廿) 「しき」と云詞「しき」と云詞……………六

(廿一) 針ほごの事を棒ほどにいふ……………六  
 (廿二) 目付横目……………六  
 (廿三) 巳の時とわやく……………六  
 (廿四) 人の善悪死後に定る……………六  
 (廿五) 櫓のきく……………六  
 (廿六) 筆のさやを軸へさき下げて書事……………六  
 (廿七) 筆の軸の吉凶……………七  
 (廿八) 日本三國司……………七  
 (廿九) 行がけの駄賃……………七  
 (卅) 風呂風呂吹……………七  
 (卅一) 目安……………七  
 (卅二) 雪隠を閑所といひ甲州にては山  
 といふ……………七  
 (卅三) わつこの柿……………八  
 (卅四) 精靈棚……………八  
 (卅五) 寺入をする事……………八  
 (卅六) 花をやるといふ事……………八  
 (卅七) 盗人に負錢……………九  
 (卅八) 木練柿木さばし柿塗柿……………九  
 (卅九) 花車……………九  
 (四十) 馬鹿者おそるべし……………九  
 (四十一) 相色……………九  
 (四十二) しん張棒……………九  
 (四十三) 安大事……………九

(四十四) 戲神……………九  
 (四十五) 生れがはり……………九  
 (四十六) 紫人樂無用……………九  
 (四十七) 河豚魚人にくはすべからず……………九  
 (四十八) つぶと云詞……………九  
 (四十九) 勝て甲の緒をしめる……………九  
 (五十) 御座直しの侍……………九  
 (五十一) 喧嘩兩成敗……………九  
 (五十二) 葵餅具足餅白餅赤餅……………九  
 (五十三) 段錢……………九  
 (五十四) あたまをばる……………九  
 (五十五) せつちると云俗語……………九  
 (五十六) 寺中わき寺わき坊……………九  
 (五十七) 「かく」と云詞「耻なかく」不  
 足なかく……………九  
 (五十八) そくらをかふと云俗語……………九  
 (五十九) 四天二天と云詞……………九  
 (六十) 打圓袋……………九  
 (六十一) 賭路決断……………九  
 (六十二) 百姓その地頭を仇とす……………九  
 (六十三) 嶋の熊野詣……………九  
 (六十四) 毀譽相半の人を善とす……………九  
 (六十五) 日本國中檢地……………九  
 (六十六) 同名の始……………九

松屋筆記目錄



213513

(六十七) 堀分堀忍領	一三
(六十八) 材木を布にて裏分石を敷子にて裏む	一三
(六十九) 長巻者	一三
(七十) 塚耳に水	一三
(七十一) 「むた」むざと「碁のだめ」	一三
(七十二) 荷茶賣 荷茶屋	一四
(七十三) かるさん	一四
(七十四) 國主は遠藤よしなし	一四
(七十五) 元興寺面	一四
(七十六) 氏の縁に因て名付く	一四
(七十七) 猿の狂言	一四
(七十八) 舊功をいひほころもの必敗	一四
(七十九) 緊密けんみつ	一四
(八十) 刑法は天下の大事	一四
(八十一) 立間	一四
(八十二) 馬の口とらするは不覺	一四
(八十三) 出る机打る	一五
(八十四) 直書狀披露狀	一五
(八十五) 奈良升	一五
(八十六) 袖香	一五
(八十七) 酒代を遺すと云事	一五
(八十八) しらくぼと云頭病の藥	一五
(八十九) 白酒	一五
(九十) 欠落	一五
(九十一) 深見草牡丹芍藥	一五
(九十二) 紫野今宮	一六
(九十三) 次侍從	一六
(九十四) 足利義滿公大明へ上ル書	一六
(九十五) 狐仕	一六
(九十六) 屋號	一六
(九十七) 盆供	一六
(九十八) 清華の事	一六
(九十九) 四ヶ度幣	一七
(百) 借文書様	一七
(百一) 名簿書様	一七
(百二) 賞賚	一七
(百三) 繪火桶	一七
(百四) 挿物	一七
(百五) 江家文庫焼失	一八
(百六) 二祭	一八
(百七) 機器	一八
(百八) 帳寶	一八
(百九) 歌樂	一八
(百十) 少人忌櫻色	一八
(百十一) 移文書式	一八
(百十二) 小兒行始	一八
(百十三) 新田宣	一八
(百十四) 物相	一九
(百十五) 和歌披露	二〇
(百十六) 針聲	二〇
(百十七) 佛敵必亡	二〇
(百十八) 後悔さきに立す	二〇
(百十九) 水牢	二〇
(百廿) 弓始鐵砲始	二〇
(百廿一) 髪作り付并付髪	二一
(百廿二) びなんせきびなんかつらの けえしんぬき衣文	二一
(百廿三) 知行役	二一
(百廿四) 在名	二一
(百廿五) 有識者を扱ふ	二一
(百廿六) 著馬出馬入馬在馬	二一
(百廿七) 足中といふ腹	二一
(百廿八) 越後ちりめ	二一
(百廿九) 一人當干	二一
(百卅) 馬鞍の手形の始	二一
(百卅一) 土手芝手	二一
(百卅二) 印地	二一
(百卅三) 鏡の裏の繪様	二一
(百卅四) 海賊衆	二一
(百卅五) 小兒啼止	二一

(百卅六) 巾箱五經	二二
(百卅七) 公家	二二
(百卅八) 氷室	二二
(百卅九) 同姓婚姻禁止の始	二二
(百四十) 鎌倉禁斷巫覡託神者制止	二二
(百四十一) 租稅	二二
(百四十二) 夢飯狀天子	二三
(百四十三) 種子島の鐵炮	二三
(百四十四) 耶蘇の賊	二三
(百四十五) 菩提樹	二四
(百四十六) 天台座主	二四
(百四十七) 乞食袋	二五
(百四十八) 伊豆の温泉神社	二五
(百四十九) 鶴林の遺風	二五
(百五十) 腹非の法	二五
(百五十一) 秀才	二五
(百五十二) 四隣	二六
(百五十三) 實年官年	二六
(百五十四) 伏龍肝	二六
(百五十五) 河伯	二七
(百五十六) 將軍官稱	二七
(百五十七) 端午	二七
(百五十八) 窮冬	二八
(百五十九) 辨慶二人	二八
(百六十) 石像の始	二八
(百六十一) 日本の僧遠遊	二八
(百六十二) 元亨釋書の非	二八
(百六十三) 瓦工の始	二八
(百六十四) 二間供	二八
(百六十五) 法親王始	二八
(百六十六) 僧に俗官を賜ふ	二八
(百六十七) 御持僧并僧正二人の例	二八
(百六十八) 和市	二八
(百六十九) 火井	二八
(百七十) 狸眼	二八
(百七十一) ふるつばもの	二九
(百七十二) 面棍取柄	二九
(百七十三) 七人の子はなすとも女に 心ゆるすな	二九
(百七十四) 子は三界の首御	二九
(百七十五) あかだ藥	二九
(百七十六) 三合の厄	二九
(百七十七) 親王を大王と云事	二九
(百七十八) 片鎧に結ふ	二九
(百七十九) 殺類其外の物空より降事	二九
(百八十) 淨土宗禮節の事同和尚號の 事	三〇
(百八十一) 連歌の時の御隠し名	三〇
(百八十二) 象戲の駒	三〇
(百八十三) 代官シロツカサ	三〇
(百八十四) 三組並井昆布鬘斗鮑の肴 指身數の御遺	三〇
(百八十五) 御くま精米花米	三一
(百八十六) 天子其外高貴の人自土を 荷給ふ	三一
(百八十七) 沙彌	三一
(百八十八) 草薙劔	三一
(百八十九) 佐官	三一
(百九十) 度摩度縁公驗戒牒	三一
(百九十一) 染井と云地名	三一
(百九十二) 團碁の時の戲語	三一
(百九十三) 日本曆	三一
(百九十四) 猿戸	三一
(百九十五) 地白の帷	三一
(百九十六) 返り感狀	三一
(百九十七) 橋筋兄公の墓	三一
(百九十八) 桃灯の指物	三一
(百九十九) 女の死眼に俵子なし	三一
(二百) 手裏劔	三四
(二百一) よこれといふ疥	三四
(二百二) 美物菓子	三四
(二百三) 羽織は物具の上の著物	三四

(二百四) 四月朔日氏……………三五  
 (二百五) 決断必利……………三五  
 (二百六) 火繩……………三五  
 (二百七) 首の名物……………三五  
 (二百八) 首を取て見とられて見ると  
 云辭……………三六  
 (二百九) なく盤といふ歌……………三六  
 (二百十) 三木牛之助が歌……………三六  
 (二百十一) 出雲の妓女園……………三六  
 (二百十二) 直江兼續が詩……………三六  
 (二百十三) 猿頭……………三七  
 (二百十四) 蜈蚣舟……………三七  
 (二百十五) 馬の旋毛に手負といふ文  
 字あり……………三七  
 (二百十六) 雨降て地がたまると云辭……………三七  
 (二百十七) 密書を笠の紐にして使せ  
 し事……………三七  
 (二百十八) 貝福右衛門……………三八  
 (二百十九) 四天王の人々……………三八  
 (二百廿) 黒餅白餅のしるし……………三八  
 (二百廿一) 人の腹中の食を取て喰ふ……………三八  
 (二百廿二) 百足虫の死とも不願……………三九  
 (二百廿三) 出狂勇士遊……………三九

卷之九十四

(一) 船入といふ地名……………四〇  
 (二) 大坂冬御陣の時の兵糧米の數……………四〇  
 (三) 主にだまされし忠臣……………四一  
 (四) 裏付上下……………四一  
 (五) 吉岡鹿法……………四一  
 (六) 金銀の位……………四一  
 (七) 中ノ院通村稱の歌……………四一  
 (八) 殉死停止……………四二  
 (九) 加賀見山といへる雜劇の水堀……………四二  
 (十) 武藏國由木堀……………四三  
 (十一) 異名は字に近し……………四三  
 (十二) 中遠……………四四  
 (十三) 鶴望するくび……………四四  
 (十四) 夢接をまうさうといふ……………四四  
 (十五) 兵革老革……………四四  
 (十六) 日月の歌……………四四  
 (十七) 假父假母……………四四  
 (十八) 水鏡……………四五  
 (十九) 木折るゝの兆井木の枯たる兆……………四五  
 (廿) 猿射られて其創口を塞ぐ……………四五  
 (廿一) 蛇足……………四五  
 (廿二) 血で血を洗ふ……………四五

(廿三) 泥田を掃て打……………四五  
 (廿四) 密所……………四五  
 (廿五) 刀劔の峰井石付……………四五  
 (廿六) 穴目々々國體の薄……………四六  
 (廿七) 灸藥……………四九  
 (廿八) けだみと云詞かたむと云詞……………四九  
 (廿九) 白身の木……………五〇  
 (卅) 國檢非速使……………五〇  
 (卅一) 由井……………五〇  
 (卅二) 承足踏繼……………五〇  
 (卅三) 寝床子……………五一  
 (卅四) 待齋……………五一  
 (卅五) つなぬき……………五一  
 (卅六) 次將……………五一  
 (卅七) 政人……………五一  
 (卅八) 咳拂を合圖とす……………五一  
 (卅九) 親族の拜樂の拜稱……………五一  
 (四十) 元子獨床子簀子敷床子の差別……………五一  
 (四十一) 二合三合巡給別給別巡給……………五一  
 (四十二) 風記……………五一  
 (四十三) 和舞……………五一  
 (四十四) 露拂……………五一  
 (四十五) 忌火……………五一  
 (四十六) 神履寶飯内侍所三種神器……………五一

(四十七) 雅院……………五二  
 (四十八) 天下の僧賜二階……………五二  
 (四十九) 佛法僧鳥三寶島みつのたか  
 らの鳥慈悲心鳥念佛鳥……………五二  
 (五十) てるくぼし……………五七  
 (五十一) かほ杖つら杖……………五七  
 (五十二) 桂女……………五七  
 (五十三) おはら女……………五七  
 (五十四) 日本國々の塔婆……………五七  
 (五十五) 巻纏繩巻纏……………五八  
 (五十六) ふとん井衣のふき……………五八  
 (五十七) 五所紋三所紋の數……………五八  
 (五十八) 一和庄官下代……………五八  
 (五十九) だれをれだれをみだ  
 れ……………五八  
 (六十) ほてッ腹……………五八  
 (六十一) 佛つくりて魂をいれず……………五八  
 (六十二) くぼき所へ水たまる……………五九  
 (六十三) きんかん元結きんかんあだ  
 ま……………五九  
 (六十四) 法華宗の片情報……………五九  
 (六十五) 百姓の武具停止……………五九  
 (六十六) わかり者わらわ者うらた  
 者……………五九

(六十七) 女陰を豆といふ事……………五九  
 (六十八) 人はみめよりたゞ心……………六〇  
 (六十九) 胸ぐらを取胸づくしを取  
 る胸ぐらみ……………六〇  
 (七十) 管杖の差別……………六〇  
 (七十一) 木瀬といふ鏡師……………六〇  
 (七十二) 朝倉山椒椒の歌……………六〇  
 (七十三) 自在といふ物……………六〇  
 (七十四) 夜道……………六〇  
 (七十五) 悪田敬田……………六〇  
 (七十六) 四十八箇所の筋……………六一  
 (七十七) 旗の紋……………六一  
 (七十八) 土の籠……………六一  
 (七十九) 大名の抱の相撲田樂……………六一  
 (八十) 經筒……………六一  
 (八十一) 庄家……………六一  
 (八十二) 中開井夫男……………六一  
 (八十三) 傳馬の名古今不問……………六一  
 (八十四) 料所……………六一  
 (八十五) 他界……………六一  
 (八十六) 御家人……………六一  
 (八十七) 覆姓……………六一  
 (八十八) あがくと云詞……………六一  
 (八十九) 蛇の見れたるを除く符……………六一

卷之九十五

(九十) 櫻田……………六二  
 (九十一) 鶴刺本の出邊梅野由兵衛……………六三  
 (九十二) 閉田未開の田代田代と云地  
 名……………六三  
 (九十三) 帳外神社神社帳……………六三  
 (九十四) 閉をケミスと訓……………六三  
 (九十五) 有封神社無封神社……………六四  
 (九十六) 婿家……………六五  
 (九十七) 大堰河……………六五  
 (九十八) 鼻糞……………六五  
 (一) 木尿……………七九  
 (二) ぞろ汁……………七九  
 (三) 巻餅べたぐのちん汁粉……………七九  
 (四) みそうづ増水糍……………八〇  
 (五) 松實の御贄柏實……………八一  
 (六) 星を火石といふ説……………八一  
 (七) 天地の分れし時……………八一  
 (八) 在廳……………八二  
 (九) 打物……………八二  
 (十) 山雀のしどり打……………八二  
 (十一) 四方山の物語……………八二  
 (十二) かし鳥……………八二

(十三) なたれと云詞……………八二  
 (十四) 支那四百州……………八二  
 (十五) 馬の河伏……………八二  
 (十六) 龍燈……………八二  
 (十七) かうづか……………八二  
 (十八) 涙式……………八三  
 (十九) 細火の干……………八三  
 (廿) 聲のふつゝひなるを鳥類の聲に 擬  
 たふ……………八三  
 (廿一) なうと云詞……………八三  
 (廿二) 御登……………八三  
 (廿三) 畑の上木……………八三  
 (廿四) 守木……………八四  
 (廿五) 本所本所領本所侍……………八四  
 (廿六) 師子の怒毛……………八四  
 (廿七) 蹄をひらくと云詞……………八四  
 (廿八) 旗旗の乳とも手ともいふ物……………八四  
 (廿九) おほせと云詞……………八四  
 (卅) 髪なし衣……………八四  
 (卅一) まぶしつべたましく……………八四  
 (卅二) とくと云詞とがらすと云詞……………八五  
 (卅三) 一眼値値浮木譬喩……………八五  
 (卅四) とんげうがへり……………八六  
 (卅五) 茶碗の枕……………八七

(卅六) 鯉の切様……………八七  
 (卅七) 御器御器うつはもの……………八七  
 (卅八) 日蓮宗片意地の教……………八七  
 (卅九) すきこそ物の上手……………八七  
 (四十) 風を引たる物……………八七  
 (四十一) 微妙……………八七  
 (四十二) みつく喉叫みたき……………八八  
 (四十三) 天秤が折れると云俗語……………八八  
 (四十四) むらと云者村田樂……………八八  
 (四十五) 作り泉……………八九  
 (四十六) 早笛雨笛……………八九  
 (四十七) 里神樂……………八九  
 (四十八) 眼井壺……………八九  
 (四十九) きぶいといふ詞……………九〇  
 (五十) 尺拍子……………九〇  
 (五十一) あま……………九〇  
 (五十二) ズンドウ切津筒知ン筒……………九〇  
 (五十三) 大鼓の火炎……………九〇  
 (五十四) 唱歌井樂の意……………九一  
 (五十五) 山踏水驛……………九一  
 (五十六) 姫路……………九一  
 (五十七) りまへび……………九一  
 (五十八) 指附納手……………九一  
 (五十九) 女波男波……………九一

(六十) 腰禮……………九二  
 (六十一) 録……………九二  
 (六十二) 肉色人色……………九二  
 (六十三) 遊女傀儡おなじからず……………九二  
 (六十四) ひたけ井かばらけ聲無毛  
 かばらけと云……………九二  
 (六十五) 音聲の差別井律呂古歌  
 於止、福、比々岐……………九二  
 (六十六) 勝示……………九二  
 (六十七) 連柳くるり棒……………九二  
 (六十八) りんぜつといふ調子……………九二  
 (六十九) 頼かぶり……………九三  
 (七十) 守衛代守護職領家地頭……………九三  
 (七十一) 國衛保保本家領家……………九三  
 (七十二) 地頭御家人檢断……………九三  
 (七十三) 公武支配の差別國衛保保村  
 庄庄圍、率法、率分……………九三  
 (七十四) 笛吹崎日時……………九三  
 (七十五) くけ穴洞の海……………九三  
 (七十六) たんびら物……………九四  
 (七十七) 葬馬布施馬……………九四  
 (七十八) 和乞つがれ乞……………九四  
 (七十九) 本所領守衛……………九四  
 (八十) 座不冷の御修法……………九四

(八十一) 夜衣といへる名目……………九四  
 (八十二) 味噌豆井味噌を付ると云詞……………九四  
 (八十三) 吸口わうと……………九四  
 (八十四) ビンと云詞ホレと云詞……………九五  
 (八十五) 骨砥左衛門の隙直……………九五  
 (八十六) 鼻缺九ツ集て一の全猿を  
 笑ふ……………九五  
 (八十七) 運枝……………九五  
 (八十八) 密直物とのわもの袋……………九五  
 (八十九) 倒るゝ所に土を馳む……………九五  
 (九十) 風神の袋……………九五  
 (九十一) 地主権現……………九五  
 (九十二) 本地……………九六  
 (九十三) せうばくないと云俗語……………九六  
 (九十四) 垣代ばやし方……………九六  
 (九十五) 歴代年歌……………九六  
 (九十六) 神樂歌延喜の御宇に定らる……………九六  
 (九十七) 物川……………九六  
 (九十八) 伶人……………九六  
 (九十九) ついとほりと云俗語……………九六  
 (百) 旗旗などの乳といふ物……………九七  
 (百一) 魚道……………九七  
 (百二) べとは父を云……………九七  
 (百三) 三の冠……………九七

(百四) 日遊の歌……………九七  
 (百五) 樂の始……………九七  
 (百六) はしたなき……………九七  
 (百七) おほけなくあふげなく……………九八  
 (百八) おふなゝあふなゝあふなゝ  
 なふさなツさゝ……………九九  
 (百九) 刀をさゝの所……………九九  
 (百十) なまきと云詞さいた風と云  
 詞……………九九  
 (百十一) 伊勢の御祓箱……………九九  
 (百十二) 武士の湯袋甚しきはいか……………九九  
 (百十三) 式鉢色代……………九九  
 (百十四) 扇に物を載て出す事……………九九  
 (百十五) 年男……………九九  
 (百十六) 酒のかんかん鍋……………九九  
 (百十七) 障前手向の花……………九九  
 (百十八) 枕飯始ひめはじめ……………九九  
 (百十九) 御袋……………九九  
 (百廿) 見好法師……………九九  
 (百廿一) 目禮……………九九  
 (百廿二) 下々……………九九  
 (百廿三) 黒地藏黒本尊……………九九  
 (百廿四) 尼勝ほふ道兒……………九九  
 (百廿五) 虎頭……………九九

(百廿六) 調利帝母の繪……………一〇三  
 (百廿七) 犬箱犬張子……………一〇三  
 (百廿八) 弓の二人張三人張四人張五  
 人張……………一〇三  
 (百廿九) 狩……………一〇四  
 (百卅) 狩倉……………一〇四  
 (百卅一) ながれると云詞……………一〇四  
 (百卅二) いしくなぎと云鳥……………一〇四  
 (百卅三) 贈物受不受の辨……………一〇四  
 (百卅四) 聖人死者の後をいはず……………一〇四  
 (百卅五) 藤繪……………一〇五  
 (百卅六) 綿繪……………一〇五  
 (百卅七) 端取たる物腰取たる物……………一〇五  
 (百卅八) 西と紅との差別……………一〇五  
 (百卅九) かし鳥かけ……………一〇六  
 (百四十) おほひ羽……………一〇六  
 (百四十一) みやつこ木にはこの木……………一〇六  
 (百四十二) 佐伯……………一〇六  
 (百四十三) 鯨形……………一〇九  
 (百四十四) 半首結走……………一〇九  
 (百四十五) 名の風流受領名……………一〇九  
 (百四十六) 上杉氏……………一〇九  
 (百四十七) 矢こたへの童子……………一〇九  
 (百四十八) 千早といへる裝束……………一〇九

(百四十九) 巻	一一〇
(百五十) 女將	一一〇
(百五十一) 岩岐	一一〇
(百五十二) 地主	一一〇
(百五十三) 石の御座	一一一
(百五十四) 權代柳代	一一二
(百五十五) 番立	一一二
(百五十六) 鬼神、氣、魂、衆生	一一二
(百五十七) 九九の歌	一一二
(百五十八) 兆域	一一二
(百五十九) 築市	一一二
(百六十) 婦人の仁親母の愛	一一二
(百六十一) 非禮も主人の意に従へば却て禮也	一一二
(百六十二) 慈母母代	一一二
(百六十三) 同穴	一一二
(百六十四) 明器祭器	一一三
(百六十五) 産の時の白粥の事	一一三
(百六十六) 田所職	一一三
(百六十七) 一古娘	一一三
(百六十八) 百度千度万度の被	一一三
(百六十九) 武家侍といふ事	一一三
(百七十) 先次郎前次郎後三郎	一一三
(百七十一) 和字ノ状	一一三
(百七十二) 庄公	一一三
(百七十三) 下船懸棺	一一三
(百七十四) 宿屋島かうな	一一四
(百七十五) 跳はだせ馬	一一五
(百七十六) たらすと云調とちかす見	一一五
(百七十七) 精液淫汗陰名	一一五
(百七十八) 長宿直長夫	一一六
(百七十九) 中臣の被	一一七
(百八十) 女從者盜從者	一一七
(百八十一) 御明御燈明	一一七
(百八十二) 遺向	一一七
(百八十三) 地獄と云地名	一一七
(百八十四) 帳を引て見る字を引引と云調	一一八
(百八十五) 拭たやうに快方	一一八
(百八十六) 沙彌の僧は半俗にいふ	一一八
(百八十七) 食物往生の妨を爲さず	一一八
(百八十八) 人ほろさもなき所保呂佐	一一八
(百八十九) 物の端なるを切と云調	一一八
(百九十) ひなたばこり日向ボッコ	一一八
(百九十一) 遊ぶ振	一一九
(百九十二) 手を玉にたとふ	一一九
(百九十三) 肩持	一一九
(百九十四) 咳拂しておとつる	一一九
(百九十五) 陰垂を松茸にたとふ	一一九
(百九十六) えうくいと	一一九
(百九十七) 一種物汁講	一一九
(百九十八) 古曾といふ尊稱くそ	一一九
(百九十九) 長き名	一二〇
(二百) 老年にかこつけて自由にいふ	一二〇
(二百一) 術手標	一二〇
(二百二) おぼとれるおとろ	一二〇
(二百三) 單履	一二〇
(二百四) なやすと云調	一二一
(二百五) 立枯	一二一
(二百六) モミナと云字	一二一
(一) 麻別當	一二二
(二) 中帶	一二二
(三) 打出の太刀	一二二
(四) 旅道	一二二
(五) こづく	一二二
(六) 刀の筒巻	一二二
(七) あさまつり	一二二
(八) 尚し	一二二
(九) 封結	一二二

卷之九十六

(十) 直く行續道運の道追道	一一三
(十一) 輕びや	一一三
(十二) こぼると鳴	一一三
(十三) 山のわたそ	一一三
(十四) こそくと云調、そりく	一一三
(十五) 生鱈	一一三
(十六) さらばひ瘦サヲホ枯サヲホ	一一三
(十七) まうしてと云調	一一三
(十八) うしろ合せ	一一三
(十九) 眞日中	一一三
(廿) 打まきの米	一一三
(廿一) 水守	一一三
(廿二) まさをに光る	一一三
(廿三) 得たりオ、井ヲ、と云調	一一四
(廿四) ろやかしややく	一一四
(廿五) むひさまたれ	一一四
(廿六) 春日器	一一四
(廿七) 物いひにて人笑はする馴者	一一四
(廿八) 木立を古太知といふ	一一四
(廿九) 尻を奈良といふオナラアヤ	一一四
(卅) 物入れて一杯入れて一袖入れ	一一五
(卅一) 汁物焼漬附焼煎物	一一五
(卅二) 一内ひくひと家	一一五
(卅三) 餘りと云調	一一五
(卅四) 舌突	一一五
(卅五) 起請	一一五
(卅六) 押柄おほいおしがら	一一五
(卅七) 押すと云調ならずと云調	一一六
(卅八) 香の品格	一一六
(卅九) 受らる	一一六
(四十) 舞茸	一一六
(四十一) 獨立に立て去	一一六
(四十二) しぞりしわり	一一六
(四十三) くもり聲くもるくむ	一一六
(四十四) 片白たる者片田舎者	一一七
(四十五) 根 抜	一一七
(四十六) 精冠結核	一一八
(四十七) 待叫び	一一八
(四十八) そめきて落る	一一八
(四十九) ころんでたは起の倒るる所に土を抓め	一一八
(五十) 取替の烏帽子舊烏帽子寺冠社	一一八
(五十一) 無き力を出し無き手を出し	一一八
(五十二) おると云調	一一八
(五十三) 血みころ	一二九
(五十四) 從者又從者賊從者女從者	一二九
(五十五) 放免	一二九
(五十六) 奴玉を抱て押あり下人に金銀財寶の在所見すまじき事	一二九
(五十七) 阿字丸	一二九
(五十八) シツ兒の魂百まで	一二九
(五十九) 勘當の在地判	一二九
(六十) 立	一二九
(六十一) 和といふ發辭	一二九
(六十二) 手矢に持	一二九
(六十三) 限りと云調	一二九
(六十四) 靈辨當を靈符といふ	一二九
(六十五) 強盜を造て射殺さん	一二九
(六十六) 水官	一二九
(六十七) 片手にも足らぬ井後首	一二九
(六十八) フツリと切	一二九
(六十九) 我に増たらん物を傾瓶さんとすれば必敗す	一二九
(七十) めし	一二九
(七十一) 近江ドロメカ伊勢コジキ	一二九
(七十二) ファンといふこゝみになく血	一二九
(七十三) がさと云調	一二九
(七十四) 帝生人と適合して姪を受け	一二九

は死す	一三三
(七十五) フクリを獲物といふ	一三三
(七十六) ひちくると云詞	一三一
(七十七) 下衆は口さがなし	一三一
(七十八) 燈の油	一三一
(七十九) おいおいくなく云詞	一三一
(八十) 君達受領	一三一
(八十一) 紫の朱を奪ふ	一三一
(八十二) 息をなめる	一三一
(八十三) 狐は鼠の油揚を好む	一三一
(八十四) すり切ると云詞	一三一
(八十五) 後禿の悪口	一三一
(八十六) 花草の流行	一三一
(八十七) 傀儡子人形仕	一三一
(八十八) 敬奇サゲッ	一三一
(八十九) 象眼推失欺識	一三一
(九十) 入目火桶すびつ入眼	一三一
(九十一) 御宮家と云事	一三一
(九十二) 桃の益	一三一
(九十三) 三光石三摩石	一三一
(九十四) 袋	一三一
(九十五) 弓杖弓丈	一三一
(九十六) 奉射歩射祭	一三一
(九十七) 矢入矢合鐵炮せり合	一三一
(九十八) 笠印	一三三
(九十九) 保呂の禮馬上の禮	一三四
(百) 御幸鞍水干鞍	一三四
(百一) 由木といふ物	一三四
(百二) 打物	一三四
(百三) さすが燈籠ビツヨガチ力金	一三四
(百四) 馬印本印オロシ印	一三四
(百五) 馬に某立といふ事	一三四
(百六) 猫間扇	一三四
(百七) 猪の目	一三四
(百八) 香の子を打たる如し	一三四
(百九) 鞆子服	一三四
(百十) 重藤の弓	一三四
(百十一) 見せ衣	一三五
(百十二) 湯帷子を振ふ	一三五
(百十三) 酒をうくる事違を下るには	一三五
酒を盛ぬ事	一三五
(百十四) 二本立三本立本飯小付強御	一三五
物黒御物姫の御飯	一三五
(百十五) 飯のさいはさびと書へしお	一三五
めぐりおまはり酔さひ	一三五
(百十六) 聖人に友なし	一三六
(百十七) 湯石焼石	一三七
(百十八) 標弓天標弓梓弓標弓柘弓	一三七
白標弓奈麻弓平願箭麻々伎弓	一三八
矢小弓雀弓楊弓矢的浪伏竹弓塗	一三八
弓矢形弓桃弓蓬矢石弓角弓	一三八
まゝきの矢立鈴のいたづき	一三八
(百十九) 目録	一五七
(百廿) みころ	一五七
(百廿一) さいたを越る	一五七
(百廿二) 煙燭の心を切燭剪 燭剪	一五七
燭燭	一五七
(百廿三) おろしおわけおした	一五八
(百廿四) 赤飯強飯	一五八
(百廿五) あかす門	一五八
(百廿六) 相撲取撲納なごに獲物して	一五八
後に料足にて引替る事	一五八
(百廿七) 上座に居りたるものを田	一五八
舎人の一人上臈といふ	一五八
(百廿八) しれくらしれと云鼠	一五八
(百廿九) つるすと云詞	一五八
(百卅) てりめかけ	一五八
(百卅一) 思ひがへしの杯を思ふ香物	一五八
三切を思ふ	一五八
(百卅二) 綱頭大工棟梁	一五九
(百卅三) 木鋸	一五九
(百卅四) 干社参り	一五九

(百卅五) 鳩胸脚	一五九
(百卅六) 狐の假面白く猿の尻赤し	一六〇
(百卅七) 備前の海苔の撞辛	一六〇
(百卅八) 薩摩氏長	一六〇
(百卅九) 早少女	一六〇
(百四十) 月主大名	一六〇
(百四十一) 猫の鼠に逢へるがごとし	一六〇
(百四十二) 騙の酔腹	一六〇
(百四十三) 蒲焼は香疾焼	一六一
(百四十四) 猫爪をかくす	一六一
(百四十五) 駄賃	一六一
(百四十六) 人の目を抜	一六一
(百四十七) 阿久夜玉夜久貝	一六一
卷之九十七	
(一) 齒黒	一六二
(二) 陰陽石	一六七
(三) 兩部神道	一六七
(四) 匂袋	一六七
(五) おん坊	一六七
(六) 不快	一六七
(七) 水揚	一六七
(八) 傾流脂	一六七
(九) 碎匠石彫土	一六八
(十) 有勢の時はこり零落して悲し	一六八
(十一) 尾を振て物を乞ふ	一六八
(十二) 尻をナラと云	一六八
(十三) 帯して中結ふ	一六八
(十四) 犬の屎既法人の既を盗を犬糞	一六八
既といふべし	一六八
(十五) 乃と我の差別	一六八
(十六) 袋の烏帽子	一六九
(十七) 人のうはさし七十五日	一六九
(十八) びやくしんの木	一六九
(十九) 放良家生奴	一六九
(廿) 粉本	一七〇
(廿一) 白髪 <small>ゴヤシホウカシラガ</small> の官装 <small>カシラガ</small>	一七〇
(廿二) 番手物青右筆	一七〇
(廿三) 逆敷は逆におふる云	一七〇
(廿四) 五性相生相尅	一七〇
(廿五) 四湖と浙江と同じ	一七〇
(廿六) 扇中の匂袋	一七〇
(廿七) 山形	一七〇
(廿八) 宮家翁	一七〇
(廿九) 船車縮打弓槌	一七〇
(卅) 泉湧出	一七〇
(卅一) 疑家疑像體	一七〇
(卅二) 不平	一七一
(卅三) 地中に墮入し者	一七一
(卅四) 秋を飽に寄たる詞	一七一
(卅五) めりやす	一七一
(卅六) 塗籠塗籠	一七一
(卅七) 木菓子唐菓子	一七一
(卅八) 高家といふ詞	一七一
(卅九) 役小角が一目主神を縛せしは	一七一
馬が水神を鎮せしと同日の談	一七一
(四十) 鼎足の歌	一七二
(四十一) 四十八鷹	一七二
(四十二) 草山石山	一七二
(四十三) 大原女小野の炭賣	一七二
(四十四) 笹紅葉	一七二
(四十五) 逆澤湯の鏡	一七二
(四十六) ホツテリと云詞ホタ	一七二
タ餅ホタ足	一七二
(四十七) 刀の帯留鯉口	一七三
(四十八) 假屋の賣物	一七三
(四十九) 道風のふるひ筆	一七三
(五十) 澁川扇柿扇扇	一七三
(五十一) れづるねぢなご云詞	一七三
(五十二) 辻社	一七三
(五十三) 馬長	一七三
(五十四) 一種物	一七四

(五十五) 氏院氏社氏人氏舉氏長者氏	一七四
僧氏子	一七四
(五十六) 禪宗建立	一七四
(五十七) 勅封	一七四
(五十八) 肉市	一七四
(五十九) 慈願齋懸	一七四
(六十) 精進屋	一七四
(六十一) 咒師	一七四
(六十二) 一宮	一七五
(六十三) 直物	一七五
(六十四) 乾物	一七五
(六十五) 寶金盃金一枚寶金一枚	一七五
(六十六) 學問疎懶の誤疎懶の字面	一七五
(六十七) 也字用法	一七五
(六十八) 保身の術故智の字面	一七五
(六十九) 奉行	一七六
(七十) 足なみ背中を打	一七六
(七十一) 花の雲	一七六
(七十二) 將隨軍則不受君命	一七六
(七十三) 重九重五重三	一七六
(七十四) 念人	一七六
(七十五) 領家	一七六
(七十六) 千度祓	一七七
(七十七) 寸くし	一七七
(七十八) 女笠	一七七
(七十九) 釣房といへる殿治	一七七
(八十) 古綿年	一七七
(八十一) 店鑑	一七七
(八十二) 扱	一七七
(八十三) 撰棟子細一文錢	一七七
(八十四) わる口	一七七
(八十五) 用人積薪の喻井抱薪救火	一七七
(八十六) 才識	一七七
(八十七) 同年の人の福福	一七七
(八十八) 借家店借賃宅	一七八
(八十九) 百病轉衰年泣顔な峰刺	一七八
(九十) 生歿死同生則歿死則腐骨	一七八
(九十一) 家を治るは國を治るよりも難し	一七八
(九十二) 淺見直野郎四郎	一七八
(九十三) 門地不必不可爲俊士之出處	一七九
(九十四) 顔と心は雪と墨	一七九
(九十五) 郷談郷先生	一七九
(九十六) 在處	一七九
(九十七) 御願案主兵衛志	一七九
(九十八) 朝夕雜色雜色長	一七九
(九十九) 名代	一八〇
(百) 無嫌と云觀	一八〇
(百一) 馬場の杖數定牛追物	一八〇
(百二) 序は厨又は社の誤歟神箱	一八〇
(百三) 眼代	一八〇
(百四) 安齋	一八〇
(百五) 本所領知行	一八〇
(百六) 異名并異稱の名	一八〇
(百七) 目代	一八一
(百八) 兵練米	一八一
(百九) 守護地頭	一八一
(百十) 領主	一八四
(百十一) 道草をくふ	一八四
(百十二) 驛路傳馬の法	一八五
(百十三) 過番	一八五
(百十四) 船奉行	一八五
(百十五) 熊手	一八五
(百十六) 願御下文	一八五
(百十七) 庄領庄預所	一八五
(百十八) 甘海昔伊豆海昔	一八五
(二) 庄職	一八六

(二) しぶると云觀	一八六
(三) 禮紙狀尙々書	一八六
(四) 金銀などを目録と云事并准願	一八六
(五) 二階の上	一八六
(六) 讀癩	一八六
(七) 萬燈	一八六
(八) 庄家	一八六
(九) 兵法	一八六
(十) 細工	一八六
(十一) 領主職	一八六
(十二) 國役神役	一八六
(十三) 園地	一八七
(十四) 扱物并三々九手扱	一八七
(十五) 僧の妻の尼	一八七
(十六) 古ばくちばくち古何と云觀	一八七
(十七) 鯛のうづしぐらばらと云魚	一八八
(十八) 上さし袋	一八九
(十九) 宇治丸宇治丸の鮓	一八九
(廿) うるか	一八九
(廿一) 海老の舟盛	一八九
(廿二) 末廣扇	一八九
(廿三) 煮麴の薬味に胡椒を用	一八九
(廿四) 素襖素襖	一八九
(廿五) 仙翁花	一八九
(廿六) 陣宿禰	一八九
(廿七) 宇治の詩	一八九
(廿八) 周草	一八九
(廿九) 水練の術	一八九
(卅) 戲稱雜劇	一八九
(卅一) 八宋の僧 然覺阿	一九〇
(卅二) 爐開茶寮十事	一九〇
(卅三) 水鏡燭	一九〇
(卅四) 善慈架井棚に草木を作る	一九〇
(卅五) 東山園寺	一九〇
(卅六) 洗髮	一九〇
(卅七) 飛梅の詩	一九〇
(卅八) 本社末社別宮	一九〇
(卅九) 中媒女庭給仲人すあひ度安者	一九〇
(四十) 神祖の稱名念佛の聲言	一九二
(四十一) 僧の女犯妻帯	一九二
(四十二) 民の脈に依て官長を推稱す	一九三
べからず	一九三
(四十三) 行基菩薩天下に功あり	一九三
(四十四) 守護使不入之地地頭地頭代	一九三
(四十五) 臈物	一九四
(四十六) 僧徒の帶劍兵仗禁止	一九四
(四十七) 年貢の満期	一九四
(四十八) 一ツ替キの事	一九四
(四十九) 代官	一九四
(五十) 強奸和奸強淫相對不義辻取	一九四
(五十一) 僧僧	一九四
(五十二) 勝栗守	一九五
(五十三) 家根葺士	一九五
(五十四) 大隈秀吉公の龍王狀直江兼續が圖覽王狀	一九五
(五十五) 車笠	一九五
(五十六) 首供養首塚千人斬	一九五
(五十七) ちよつがい手甲幸若の詞	一九五
(五十八) 蝦は甲に似せて穴をほる	一九六
(五十九) 一夜檢校	一九六
(六十) 難波屋十右衛門宇治橋を造る	一九六
(六十一) 信長禁裏を修造す	一九六
(六十二) 家督を讓る事	一九六
(六十三) 神祖用水の聲言	一九七
(六十四) 鰐足	一九八
(六十五) 備前機物	一九八
(六十六) 芭蕉布の單羽織	一九八
(六十七) 細川幽齋和歌の徳にて城を保つ	一九八
(六十八) 鮭延寺	一九八
(六十九) 早世の子たびくありし家	一九八



の呪方……………一九八

(七十) 狸々といへる異名の者狸々瓶……………一九八

(七十一) 武蔵吉水の宗慶寺……………一九九

(七十二) 佐渡の金山……………一九九

(七十三) 生感の龍禪寺……………一九九

(七十四) 奉行私曲の和歌……………一九九

(七十五) 富士の猿狩……………一九九

(七十六) 甲斐谷村城……………一九九

(七十七) 石川五右衛門生園……………一九九

(七十八) 鐵火を握探湯湯起請……………一九九

(七十九) 衣服の時節……………一九九

(八十) 落穂を拾ふ拾穂……………一九九

(八十一) 天の墮ん事を愛ふ……………一九九

(八十二) 朝三暮四……………一九九

(八十三) 忘病迷問病……………二〇〇

(八十四) 逆旅……………二〇〇

(八十五) 尾闕……………二〇〇

(八十六) 杖化爲木……………二〇〇

(八十七) 懸捨山祖母捨山……………二〇〇

(八十八) 二里一山などの一といふ詞……………二〇〇

(八十九) 相射矢餘相觸……………二〇〇

(九十) 聖人賢人……………二〇〇

(九十一) 田樂病……………二〇〇

(九十二) 關務停止井關手……………二〇一

(九十三) 放姓放氏續氏……………二〇一

(九十四) 東大寺八幡神輿入浴の例……………二〇二

(九十五) 六月十六日嘉祥……………二〇二

(九十六) 十月亥日の多猪亥子牡丹餅……………二〇三

(九十七) 節分のしょうの餅……………二〇三

(九十八) 袈衣袈なし衣……………二〇三

(九十九) 法號授記……………二〇三

(百) 新金山その外新某と云寺社……………二〇四

(百一) 茶會……………二〇四

(百二) 朋黨……………二〇四

(百三) 骨刺の腹の訴訟……………二〇四

(百四) 禮所……………二〇四

(百五) 欺折羅ばさら給……………二〇四

(百六) 鼻缺多勢に無勢……………二〇七

(百七) わやくわうやくなと云俗語……………二〇七

井柱感……………二〇七

(百八) やしなひ甥……………二〇七

(百九) はしたなく……………二〇七

(百十) 九五の位……………二〇七

(百十一) 小しやくと云俗語……………二〇七

(百十二) 禪宗風化風教に害あり……………二〇八

(百十三) 打物……………二〇八

(百十四) 籠のまればする鳥……………二〇八

(百十五) なで付髪そりさげ髪……………二〇八

(百十六) 好文木梅花中備者……………二〇八

(百十七) 風踏……………二〇九

(百十八) 河伯女帶喰……………二〇九

(百十九) 淨和稿……………二〇九

卷之九十九

(一) 楠正成宋の岳飛が忠義赤心……………二一〇

(二) 保身の術……………二一〇

(三) 貧問人の言を信すべからず……………二一一

(四) 無常并時の得失……………二一一

(五) 幽冥の事察知すべからず新田開發掘抜の井……………二一一

(六) 孔子の力量懸子が兵法張飛が能……………二一一

七) 品玉……………二一一

(八) 忠文白公勝……………二一一

(九) 欲に目がくらむ……………二一一

(十) 脇指(脇指ノ刀、脇指ノ太刀、隠劍、刀脇指、鐔刀、大小、鐵通、馬手指、首指刀、服刀)……………二一二

(十一) 腰刀(指刀腰ノ物、んれんとノの腰ノ物)……………二二五

(十二) 打刀(鐔刀、長脇差、今世の刀)……………二三四

卷之百

(十三) 差添帯添……………二三八

(十四) 大小刀脇指(兩腰)……………二三八

卷之百

(一) チヤントと云間チヤントと云間……………二三九

(二) 鉢のうみ木……………二三九

(三) 法師還實生實生……………二三九

(四) 松ふぐり陰藏……………二三九

(五) 花姫……………二四〇

(六) 花より團子……………二四〇

(七) 梅干むめぼし……………二四〇

(八) ふくへ……………二四〇

(九) きりはつたりちやう……………二四〇

(十) 辻陣都婆そとば權……………二四〇

(十一) 狸の腹鼓……………二四〇

(十二) 濁酒……………二四〇

(十三) 舊本今昔物語讀法……………二四〇

(十四) 瀧のうらわ……………二五一

(十五) しまき……………二五二

(十六) 手がひの虎……………二五三

(十七) 船頭多くて山へ船を滑上る……………二五三

(十八) 茶に一森と名づくる事……………二五四

(十九) 不時之稻并稻荷の名馳……………二五四

(廿) 句……………二五五

(廿一) 水鴨……………二五五

(廿二) 錦を着て夜行が如し……………二五五

(廿三) 怨羅……………二五五

(廿四) 争地へ先陣者爲勝……………二五五

(廿五) 口授口訣……………二五五

(廿六) 問事杖……………二五五

(廿七) 著述不能無病……………二五五

(廿八) 頼朝疏兄弟而所奪於外……………二五六

(廿九) 眞結片鈎結……………二五六

(卅) 如法筋銀……………二五六

(卅一) 封じ目の引墨……………二五六

(卅二) 益興……………二五六

(卅三) 御符加持水……………二五七

(卅四) 自相號字異稱異名……………二五七

(卅五) 臣ノ去就の分……………二五七

(卅六) 水死山死……………二五七

(卅七) 妬害相憐の迹……………二五七

(卅八) 經紀……………二五七

(卅九) 非音の物の言は不祥……………二五八

(四十) 山名細川が公家將軍家を實に取らし類例……………二五八

(四十一) 人を實に取て己が難を運れんとす……………二五八

(四十二) 印ノ相笏ノ相……………二五八

(四十三) 山家者……………二五八

(四十四) 大吉は不祥……………二五八

(四十五) 碁ノ手のシチヤウにかけると云詞……………二五八

(四十六) 風箏で鈴……………二五八

(四十七) しぶくると云詞……………二五八

(四十八) 風を引たる藥物……………二五八

(四十九) 唐土の鳥……………二五八

(五十) ふくへ……………二五八

(五十一) ちろり……………二五八

(五十二) 行平鏡……………二五九

(五十三) 鉢うみの花……………二五九

(五十四) ぶらめく……………二五九

(五十五) 目くれ道達し……………二五九

(五十六) 風して後に伸ぶ負るは勝……………二五九

(五十七) 禍福無門……………二五九

(五十八) 公鈴驛鈴……………二五九

(五十九) 三職公文田所總追捕使庄家……………二六〇

(六十) 名主職 庄官名主百姓……………二六〇

(六十一) 綱五郎……………二六一

(六十二) 刀脇指刀脇指……………二六一

(六十三) 手繼置文……………二六一

- (六十四) 成田島成川成……………二六二
- (六十五) 庄下司 庄長 庄司 庄檢校 庄官 庄内 庄家 庄代官……………二六二
- (六十六) 神祇紙形并彫刻像……………二六二
- (六十七) 又請人 又從者 又應 又代官 又實 又生 又小者……………二六三
- (六十八) じやうじと云盤瀾斗……………二六三
- (六十九) 尿筒 瀾斗 虎子……………二六三
- (七十) 拜見の字面をチガムと訓……………二六三
- (七十一) 請人 相伴 又請人……………二六三
- (七十二) じさの表たのむの趣……………二六三
- (七十三) 後七日の御修法……………二六三
- (七十四) 女子も子息といひ殿といふ……………二六三
- (七十五) 瀾斗……………二六四
- (七十六) 師子舞……………二六四
- (七十七) ちちやりと云詞……………二六四
- (七十八) 天子臣下の後の字の訓法……………二六四
- (七十九) 佐田……………二六四
- (八十) 寶引字題といふ傳奕……………二六四
- (八十一) マツタクサと云詞……………二六四
- (八十二) 引負袋を背負ふ羽がを背負……………二六四
- (八十三) じまざら……………二六四
- (八十四) 名田……………二六五

- (八十五) 異種の名并異名……………二六五
- (八十六) 花摘法師香園……………二六五
- (八十七) 幼稚の者列形せず……………二六六
- (八十八) 夢地子……………二六六
- (八十九) 撰文……………二六六
- (九十) 童和和瓦築わく枉感わらち……………二六六
- (九十一) 舞車だじやたい……………二六六
- (九十二) 酒屋の蜜蝋土蔵鏡……………二六七
- (九十三) 神祖開々原の神連司異體と同日の談……………二六七
- (九十四) 養子の虚病司馬と同謀……………二六七
- (九十五) 桐……………二六七
- (九十六) 桐……………二六八

卷之百三

- (一) 草木の雌雄并菓實を種る傳……………二六九
- (二) 萬天律……………二七〇
- (三) 大明竹より竹さん竹こま竹……………二七〇
- (四) 餅……………二七〇
- (五) 童兒……………二七〇
- (六) 童男童女わらわら……………二七二
- (七) めざし……………二七三
- (八) 童女放つなむをばなり……………二七三

卷之百四

- (一) 御血 血病類 血舌の妙藥……………二八九
- (二) 里兒 預兒 里扶持……………二八九
- (三) 塗與御免 井底笈發御免 大發……………二八九
- (四) 繪圖傳 繪系圖……………二九〇
- (五) つめたきと云詞……………二九〇
- (六) しゃうどもなくと云詞……………二九〇
- (七) れいと云詞……………二九〇
- (八) 寺を廢す……………二九〇
- (九) 殺生石 靈神……………二九〇
- (十) 太鼓持……………二九〇
- (十一) まうろく……………二九〇
- (十二) 矢先を射合す……………二九一
- (十三) 水瀾瀾 味増瀾瀾……………二九一
- (十四) 印可……………二九一
- (十五) 東百官……………二九一
- (十六) 乾没 ホンベリ……………二九一
- (十七) 羅甲 飛翔……………二九一

- (十八) ベカ車……………二九一
- (十九) ぬくふ出しすきく 運泉之夫……………二九一
- (廿) 白くと云詞 あがるくと云詞 はれてと云詞……………二九二
- (廿一) 千巻泉 千貫櫃……………二九二
- (廿二) 日の丸の扇……………二九二
- (廿三) 朝日に向て弓を引さる事……………二九二
- (廿四) 侍長……………二九二
- (廿五) 蹄を忠てひらくと云事……………二九二
- (廿六) 父母を殺害せる者……………二九三
- (廿七) 濃打蘇芳打などの打と云詞……………二九三
- (廿八) 張……………二九三
- (廿九) 盤……………二九三
- (卅) 板引……………二九三
- (卅一) 闘斗地……………二九三
- (卅二) 片色……………二九三
- (卅三) 東倍木……………二九三
- (卅四) 中倍……………二九三
- (卅五) 袖 毛抜形……………二九三
- (卅六) 燕尾を二枚合せとつる事……………二九三
- (卅七) 柏夾……………二九四
- (卅八) 絞……………二九四
- (卅九) 半靴……………二九四

- (四十) 秀頼……………二九四
- (四十一) 大番……………二九五
- (四十二) 名主職 地頭……………二九五
- (四十三) 得替……………二九五
- (四十四) 奉替 内番……………二九五
- (四十五) 山本春松……………二九五
- (四十六) 家の子 耶等 若輩……………二九六
- (四十七) 殉死の禁止并請候人質御免……………二九六
- (四十八) 半室にて巖石を燒事 魚を煮 土佐の野木 安房……………二九六
- (四十九) 大海 酒海……………二九七
- (五十) 運上……………二九七
- (五十一) 鐵炮……………二九八
- (五十二) 扇の御馬標……………二九九
- (五十三) 使事……………三〇〇
- (五十四) 山中法藏寺の御机硯……………三〇〇
- (五十五) 武野紹鷗……………三〇〇
- (五十六) 毛利元就御即位の用途を奉る……………三〇〇
- (五十七) ほら貝……………三〇〇
- (五十八) はやすと云詞切る事にいふ……………三〇〇
- (五十九) 不當人 不道人……………三〇〇
- (六十) 一見之後早破々々……………三〇〇
- (六十一) 御藏といふ官人……………三〇一

(六十二)湯屋……………三〇一  
 (六十三)伊勢踊、兵庫踊……………三〇二  
 (六十四)茶屋……………三〇二  
 (六十五)津河の風俗……………三〇二  
 (六十六)買高……………三〇二  
 (六十七)羽柴氏……………三〇二  
 (六十八)大久保主水が祖井玉川上水……………三〇二  
 (六十九)長血の妙薬……………三〇二  
 (七十)麻上下……………三〇二  
 (七十一)こぼとけよめる歌……………三〇三  
 (七十二)白重……………三〇三  
 (七十三)うるまの島、竹島……………三〇三  
 (七十四)大石内蔵助真雄が二千、大  
 我和尚……………三〇三  
 (七十五)李竹隱并過洋樂……………三〇四  
 (七十六)七夕八朔に白帷子を著る……………三〇四  
 (七十七)刺身、鮎、めた利、白鮎、  
 邊加貝、鱈は今の味、肉、  
 は今の味、鱈の煮取は古の  
 伊呂利、豉は納豆、タマリ、  
 醤油……………三〇四  
 (七十八)進物に伸縮昆布なまを添ふる  
 本……………三〇七  
 (七十九)飯を椀に盛事、椀飯、強飯……………三〇七

比目飯……………三〇八  
 (八十)鬼吞、鬼喰、鬼取、散飯……………三〇八  
 (八十一)膳部、庵下家、料理人……………三〇八  
 卷之百五  
 (一)方便……………三一  
 (二)殊勝……………三一  
 (三)水を敲て火を求む……………三一  
 (四)左輪見取……………三一  
 (五)めくら打……………三一  
 (六)無用の古物の喰……………三一  
 (七)手細らしいと云俗語……………三一  
 (八)なまぎと云詞、きいた風……………三一  
 (九)わらぢくひ……………三一  
 (十)普通士、定行奉、赤後、外機、大外  
 機……………三一  
 (十一)鐘日……………三一  
 (十二)銀師の後藤……………三一  
 (十三)御門田は上杉の雜業……………三一  
 (十四)押物……………三一  
 (十五)生成とは小鮎を云……………三一  
 (十六)時春の禮儀末の禮……………三一  
 (十七)阿古陀瓜、江瓜、五色瓜……………三一  
 (十八)生見玉……………三一

(十九)温精粥、臘八粥……………三一  
 (廿)老ちよう、飯なよそふ……………三一  
 (廿一)七夕七種の祝……………三一  
 (廿二)さんしよの者……………三一  
 (廿三)はらひの衆……………三一  
 (廿四)御ちりを賜ふ……………三一  
 (廿五)通御……………三一  
 (廿六)赤日、赤後の出仕……………三一  
 (廿七)持籠、贊……………三一  
 (廿八)なぶりは、の願……………三一  
 (廿九)夜打……………三一  
 (卅)主殿……………三一  
 (卅一)おまゝ物、くはへなうたふ、  
 おくり禮……………三一  
 (卅二)喝食宮仕を役す……………三一  
 (卅三)郡代……………三一  
 (卅四)燭臺をそくだいといふ……………三一  
 (卅五)平文……………三一  
 (卅六)目八分に持……………三一  
 (卅七)懸置、天目、ウサンクサイと  
 云俗語……………三一  
 (卅八)うはがき、うはぶみ、文箱……………三一  
 (卅九)そと、そと、そと……………三一  
 (四十)別足、きそく……………三一

(四十一)まはり、飯の菜……………三一  
 (四十二)再進……………三一  
 (四十三)このわた……………三一  
 (四十四)糟雞……………三一  
 (四十五)陽の火、陰の火、文武火……………三一  
 (四十六)くすむと云詞……………三一  
 (四十七)位、脚、遠引、米、  
 振海鼠、海標、筋子、貝鮎……………三一  
 (四十八)むし、小角……………三一  
 (四十九)あま漬……………三一  
 (五十)魚とのみい、ば、蛙、鳥とのみ  
 い、ば、雄子……………三一  
 (五十一)野がけ……………三一  
 (五十二)もよせのなき太刀……………三一  
 (五十三)ほくり井めんをとりの物……………三一  
 (五十四)あぶく、あわぶく……………三一  
 (五十五)かつ色……………三一  
 (五十六)楓記……………三一  
 (五十七)拾芥抄……………三一  
 (五十八)柳句、掛紙……………三一  
 (五十九)鳩喚鳥、茶吉……………三一  
 (六十)燗の本末……………三一  
 (六十一)茶……………三一  
 (六十二)飛石の高き……………三一

(六十三)茶入の形……………三一  
 (六十四)メツホフ又メツホフカイな  
 云俗語……………三一  
 (六十五)キリンカクといへる草……………三一  
 (六十六)八景……………三一  
 (六十七)六典……………三一  
 (六十八)松茸を男根にたとふ……………三一  
 (六十九)懸字懸世の時節相應……………三一  
 (七十)夜の生花の口傳……………三一  
 (七十一)茶、打をするゆゑとし……………三一  
 (七十二)挿入に生花……………三一  
 (七十三)狩野尚信が畫古今に傑出……………三一  
 (七十四)馬術……………三一  
 (七十五)建長寺の圓鑑……………三一  
 (七十六)字の偏旁を省く例……………三一  
 (七十七)銅鏡、手鏡……………三一  
 (七十八)牽牛花を生花にする傳……………三一  
 (七十九)角赤……………三一  
 (八十)横身巾……………三一  
 (八十一)土筆色の狩衣……………三一  
 (八十二)柳引の躰……………三一  
 (八十三)華原器、四流石器、金鼓、  
 鯛口、四龍鏡……………三一  
 (八十四)茶湯の三つの音……………三一

(八十五)小兒の才子益なし……………三一  
 (八十六)舟橋秀安……………三一  
 (八十七)引合、みちのく紙……………三一  
 (八十八)燈臺、短檠、油次、燈心、  
 挑立木、手瓶、しつかう形、ま  
 ちゆう形、下土器……………三一  
 (八十九)こま……………三一  
 (九十)ふはく、ふはりとして……………三一  
 (九十一)目八分に捧げ持……………三一  
 (九十二)門送り……………三一  
 (九十三)繪贊……………三一  
 (九十四)見せ衣を掛る事……………三一  
 (九十五)切ス、最……………三一  
 (九十六)つまへと云詞……………三一  
 (九十七)三種の肴、名陸の肴……………三一  
 (九十八)袴袴……………三一  
 (九十九)喉初……………三一  
 (百)鑿置……………三一  
 (百一)下がり、上がり……………三一  
 (百二)飯島、置鯉、二重、手掛……………三一  
 (百三)引渡し、うちみ、わたたり、  
 式の肴……………三一  
 (百四)熊田の神劍……………三一  
 (百五)婚禮に正五九月を忌ム……………三一

(百六)草の生れを考て年の昔思ふ知 三三二

(百七)風炭、獸炭 三三二

(百八)物忌の備 三三三

(百九)段葛、匿路 三三三

(百十)法華堂、持佛堂 三三三

(百十一)都子、山女、山の女 三三三

(百十二)ハツチヤツ 三三四

(百十三)イムシ、鱒を好む 三三四

(百十四)膳若干、膳は若干前と書へし 三三五

(百十五)紫麩にからしを用る事 三三五

(百十六)役味、加役、きざみ物、辛味 三三五

(百十七)近江愛智郡、古文書、(郡判、大國郷二月主、立券文、懸因充稻、相買、賤人、依知系公、複姓、擬大領、女判、保置、保長、郷長、主帳、家田、條里、擬主帳、榎大領、月、切、常土、女の手形、副擬少領、御師、御部、税領、蚊野郷、領、八木郷、屋 三三五

卷之百六

(一)蟻、蟻先、輪鼓形、扇 三四三

(二)入髪、袴、袴 三四三

(三)象牙の櫛 三四三

(四)馬長の風流 三四四

(五)門院號 三四四

(六)女禰宜 三四四

(七)獨樂 三四四

(八)山送り 三四六

(九)藤氏四家を南家、北家、式家、京家といふ事 三四六

(十)閑院 三四七

(十一)櫛形の紋 三四七

(十二)甚將葉に幾はんといふはんの字 三四七

(十三)千おろしの術 三四七

(十四)合戦の字面の和訓 三四七

(十五)摺鉢をシラヤといふ 三四七

(十六)風を追ふ 三四七

(十七)寺院破却僧侶放逐 三四七

(十八)一字を賜ふ 三四八

(十九)啖啄 三四八

(廿)石高ト水高ノ相當 三四八

(廿一)俗の大僧正 三四九

(廿二)繪人足 三四九

(廿三)濱松の古名引問 三四九

(廿四)雨松明 三四九

(廿五)壁に耳 三四九

(廿六)見るものこじき 三四九

(廿七)食ほど隠處はなし 三四九

(廿八)くみひと云詞 三五〇

(廿九)きたなきなむさきといふ詞 三五〇

(卅)膝とも膝合 三五〇

(卅一)中分の人よろし 三五〇

(卅二)見る穴へ落る 三五〇

(卅三)尻馬に乗る 三五〇

(卅四)ちりれ髪をちりうかしらといふ 三五〇

(卅五)後悔の學問 三五〇

(卅六)こふなまらす 三五〇

(卅七)負るは勝 三五〇

(卅八)濱松城 三五〇

(卅九)軍勢ノ山路三間路行伍の員數 三五〇

(四十)駿河の田中の城 三五〇

(四十一)立腹 三五〇

(四十二)私に官名を稱す 三五〇

(四十三)備前喜柳齋 三五二

(四十四)庚申夜の俗歌の何會 三五二

(四十五)軍役 三五二

(四十六)板具足 三五二

(四十七)樂真仙洞修造信長行へ之 三五二

(四十八)安田信玄鐵炮にて打る 三五二

(四十九)御膳初 三五三

(五十)信長東大寺の關待を切る 三五三

(五十一)遠州城東郡横須賀城井横須賀の三社大明神 三五三

(五十二)柳營進取の宴井具足開 三五四

(五十三)堂上の人々の領地 三五四

(五十四)遠州川路の勝樂寺 三五四

(五十五)紋服を賜ふ并葦羽織 三五四

(五十六)羽織 三五四

(五十七)神前 三五五

(五十八)神祖神祇を御崇敬 三五五

(五十九)壁に耳 三五五

(六十)利口 三五五

(六十一)膳若干前 三五五

(六十二)幣を祓といふ 三五五

(六十三)おひつぎていひやりける 三五五

(六十四)堂堂干 三五六

(六十五)けめしと云詞、けわし、け 三五六

はし

(六十六)瀬戸物は茶碗の器といふへし 三五六

(六十七)桂の宮 三五六

(六十八)古會は尊稱 三五六

(六十九)常陸小貝の演の貝 三五六

(七十)馴考 三五六

(七十一)人を罵て乞食といふ 三五七

(七十二)物の長高なるを切りむるに押しといふ詞 三五七

(七十三)物を救ひ揚るなといふ詞 三五七

(七十四)貧乏者といひて罵る詞 三五七

(七十五)守の主 三五七

(七十六)狼、烏瀝 三五七

(七十七)盗人心 三五七

(七十八)一種物、汁餅 三五七

(七十九)具足開の迎歌 三六〇

(八十)今様隨、永井氏 三六〇

(八十一)信長名物の茶器を買ふ 三六一

(八十二)松永貞徳 三六一

(八十三)礎笠之介が夢の句 三六一

(八十四)鞍鉦工 三六一

(八十五)挑灯 三六一

(八十六)強盜を遣る 三六一

(八十七)踏塗石 三六一

(八十八)近江ドロボウ、伊勢コツキ 三六一

(八十九)武藏國船井 三六一

(九十)日蓮宗大佛供養ニ不出 三六三

(九十一)インザラと云俗語 三六三

(九十二)神祖臣下を愛育し給ふ 三六三

(九十三)膳所の城 三六三

(九十四)妙壽院樓高 三六三

(九十五)琉球王を擒にす 三六三

(九十六)八丈の寓士 三六三

(九十七)薩天錫温洪忍が天神の贊 三六三

(九十八)古義を論じて時事を干さす 三六四

(九十九)踏歌 三六四

(百)被褥茶 三六五

(百一)ヤクタイと云詞、トハサモナ イと云詞 三六五

(百二)海老燈具足 三六五

(百三)湯女 三六五

(百四)資木 三六六

(百五)赤檜城 三六六

(百六)小十人衆、新番衆、八玉千千人衆 三六六

(百七)脇差の下緒に覺帯を付ルを老甫懸りと云 三六六

- (百八) 字……………三六六
- (百九) 雷文、雷琴……………三六七
- (百十) 古書と三尊稱……………三六七
- (百十一) 與一餘五などいふ名……………三六七
- (百十二) 一ト七、一ト七、小刀……………三六七
- (百十三) わきまふ、辨舞、辨納、返……………三六八
- (百十四) ドウモカウモと云詞、ドウ……………三六八
- (百十五) 藤でも土を振りと云俗語……………三六八
- (百十六) 不成柿……………三六八
- (百十七) 月主、八月主……………三六八
- (百十八) 和君……………三六九
- (百十九) 忘草、不忘草……………三六九
- (百廿) 瀧に瀑布水簾の差別、みな川……………三六九
- (百廿一) 河内奈保山金剛輪寺の經津神劍……………三六九

卷之百七

- (四) 手習……………三八〇
- (五) 假名、假名字の目録、手習の圖……………三八〇
- (六) まな、まんな、まな假名、真名、真番、行番、まながなの圖……………三八三
- (七) 草、略草假名……………三八五
- (八) 片假名……………三八六
- (九) 葉手……………三九三
- (十) 歌繪……………三九九
- (十一) 水手……………四〇一

卷之百九

- (一) 醫藥、心葉、日陰、挿頭……………四〇二
- (二) 日陰、挿頭……………四〇二
- (三) 養蠶、イノ髪……………四〇二
- (四) 雨降……………四〇二
- (五) 不肖の唾相……………四〇二
- (六) 沙嘴出洲……………四〇二
- (七) 女の髪、長……………四〇二
- (八) 日本國買玉葎子、葎石……………四〇二
- (九) 三不閉……………四〇二
- (十) 葎馬飛去……………四〇二
- (十一) 葎子越序、葎集……………四〇二
- (十二) 時世粧……………四〇二

- (卅五) 笑衣、甘食……………四一五
- (卅六) 文仙、詩仙、詞賦仙、酒仙、兵仙……………四一五
- (卅七) 蓋といふ地名……………四一五
- (卅八) 大君、公、侯、君……………四一六
- (卅九) 同母の庶兄……………四一六
- (四十) 賄賂、マヒナロ……………四一六
- (四十一) 懸……………四一六
- (四十二) 神祇を懸……………四一六
- (四十三) 自卯……………四一六
- (四十四) 兆民、萬民……………四一六
- (四十五) 二所の關、大の關……………四一六
- (四十六) 土矢倉、家座……………四一七
- (四十七) 善光寺如来を越後へ奪取……………四一七
- (四十八) 段々の換橋……………四一七
- (四十九) 大天衝……………四一七
- (五十) 菰浦にえ……………四一七
- (五十一) 願書、繕書……………四一八
- (五十二) 物の極れるを天上といふ語……………四一八
- (五十三) 一言を成す……………四一八
- (五十四) 物兩ながら盛大ならず……………四一八
- (五十五) 漕運、轉運……………四一八
- (五十六) 彈禹周公旦の悪行……………四一八
- (五十七) 夏姬、淫婦數人に隔す……………四一八

卷之百十二

- (五十八) 子の妻を奪ふ……………四一九
- (五十九) 竹柄の籠……………四一九
- (六十) 湯立……………四一九
- (六十一) 六位に朝臣と密く例……………四二四
- (六十二) 盥洗といふ器、盥洗……………四二四
- (六十三) 日蓮が誹謗の語……………四二四
- (六十四) 鎮子……………四二五
- (六十五) 番上、今來、白丁……………四二五
- (六十六) 火長……………四二五
- (六十七) 今良、今良リヤウ……………四二六
- (六十八) 子弟……………四二六
- (六十九) あやまの高名、怪我の高名……………四二七
- (七十) 綱引の刑……………四二七
- (七十一) 關東御入國……………四二七
- (七十二) 海鳥逸歸、王三保西洋に趣……………四二七
- (七十三) 胸無宿物……………四二八
- (七十四) 阿片煙……………四二八

- (四) 次將……………四三一
- (五) 羽林家……………四三一
- (六) 名家……………四三一
- (七) 諸大夫家……………四三一
- (八) 公達家、公達……………四三一
- (九) 改元年號の文字……………四三一
- (十) 仕官……………四三一
- (十一) 封爵……………四三一
- (十二) 氏、朝臣、名乗、朝臣……………四三一
- (十三) 撰集に作者の名ノ書き横井短尺に姓名を寄く事……………四三三
- (十四) 權大納言とのみ書き、源大納言、藤大納言など書き、飛鳥井大納言、中院大納言など稱號を書き、新大納言とのみ書き、子細、井藤大納言、源大納言、藤中納言、藤宰相、藤中將などいふ事……………四三四
- (十五) 烏帽子、左折右折の烏帽子、立烏帽子、しゝ烏帽子、風折烏帽子……………四三五
- (十六) 敬白、三敬白……………四三五
- (十七) 上日、上夜、上日の者……………四三五
- (十八) 日下……………四三五

(十九) 月田茂隆古學に眼を開し證	四三五
(廿) 月田茂隆傳	四三七
(廿一) 女の髪のお	四三九
(廿二) 龍城に廣き城はたより不立	四三九
(廿三) ちやくこと云詞	四三九
(廿四) ちやくこと云詞	四三九
(廿五) 弓を二張持事な忌ム	四三九
(廿六) 天守の始	四三九
(廿七) 石垣の穴太築、五輪石工	四三九
(廿八) 七本鎧	四四〇
(廿九) 馬術に小庭を築を第一とす	四四〇
(卅) 秀頼滅亡の時、井伊直孝の處置	四四〇
注載に似たり	四四〇
(卅一) 鎗法の名目	四四一
(卅二) 神祖に信支石田、元就に陶晴賢	四四一
(卅三) 長具足	四四二
(卅四) 刃引	四四二
(卅五) 小袖引、素襖引、袴引、帯引	四四二
(卅六) 小袖脱	四四二
(卅七) 金襴、ツツナイ、管絃	四四三
(卅八) 耳だち、きんたもつ	四四三
(卅九) 暗の杖を離れ、座頭の杖に離れ	四四三
(四十) 生佛のやう	四四三
(四十一) おほのまゝ云詞	四四三
(四十二) しひろ島、しち島	四四三
(四十三) 講令備考	四四五
(四十四) 改正三河後風土記	四四五
(四十五) へろく矢、平等、借呂	四四五
走	四四六
(四十六) 面平	四四六
(四十七) 人色肉色	四四六
(四十八) ふしやう顔	四四六
(四十九) 不開門	四四六
(五十) 氷室宮、氷室山、樂所ノ氏寺	四四六
(五十一) 頼朝の鳥似、猿の人まね	四四七
(五十二) あふむき、おち首、鎌首	四四七
そろ目、ろくろ首	四四七
(五十三) つぶりと云詞	四四七
(五十四) 口ごたへと云詞	四四七
(五十五) 張合と云詞	四四七
(五十六) せむむと云詞并せむむせ	四四七
せむと云詞	四四七
(五十七) 櫛合	四四七
(五十八) スと云詞、ヌヌツと云詞	四四七
間、ストホルと云詞	四四七
(五十九) 入道ノ宮、入道親王、法親	四四七
王、御門跡、門跡、坊官、院家	四四八
(六十) 岸のつり	四四八
(六十一) 遠州濱松廣いやうで挟い横に車が二兩立の	四四八
(六十二) 長柄の銚子	四四八
(六十三) 木下氏	四四八
(六十四) ニツちよう	四四九
(六十五) 蓬萊島臺、洲濱	四四九
(六十六) 三味は墓所にいふ	四四九
(六十七) 野郎役者、浮世繪師兼川	四五〇
(六十八) 軍眷の講談	四五〇
(六十九) 扇屋井越後記	四五〇
(七十) かげやと云詞、赤穂義士實録	四五〇
(七十一) 近松勘六が母の掛置文	四五〇
(七十二) 密書に遺稿を入る事	四五〇
(七十三) 赤穂の義士等主君の墓に告文	四五〇
(七十四) 赤穂の義士遺書	四五二
(七十五) 赤穂義士の内名乗異名を記す	四五二
(七十六) 隠居扶持、捨扶持、持高役	四五三
(七十七) 一四して簿帳を記置す、井藤井紋大夫	四五四

(七十八) 誰に見せうとて煮脂飯取	四五四
けうぞ	四五四
(七十九) 一日に戌廿六を射井刀玉	四五四
(八十) 食時ものいはす	四五四
(八十一) 轉柳佛を讀す	四五四
(八十二) 長入	四五五
(八十三) 短小ノ人	四五五
(八十四) 姑息	四五五
(八十五) 目指、目指、願指、願指、氣使	四五五
目で教る、願で教る、氣で使	四五五
ふ	四五五
(八十六) 斬頭に臨て免れたる人	四五五
(八十七) 城の始	四五五
(八十八) 石垣替請小普請	四五六
卷之百十五	
(一) 神子	四五八
(二) 異代の主、異代の師、異代の友	四五八
(三) 傳教求法并宋國求天台圖文	四五八
(四) 初廢の風流	四五八
(五) 人中の人	四五八
(六) 四ノ京ハ不覺昌	四五九
(七) 愈狀過狀	四五九
(八) 鐵盤、磁石盤、早鐵盤、水鐵盤	四五九
(九) 肥馬殿、長間土圭、一里土圭	四五九
(十) 四神の旗	四五九
(十一) 檀羅、け種	四五九
(十二) 翻車、龍背車、湯鳥	四五九
(十三) 浪除、杭石堤、澆柱	四五九
(十四) まもり、まもり、後筒、守籠符	四五九
(十五) 大筒大張子	四六〇
(十六) まひば舞と云糸巻く物	四六〇
(十七) 線柱麻笥	四六〇
(十八) 漆桶	四六一
(十九) かき板	四六一
(廿) 四登	四六一
(廿一) 精垣錦蓋	四六一
(廿二) 江戸中板柱の命令、瓦葺の始	四六一
(廿三) きんかあたま、きんかん元結	四六一
(廿四) 味噌の異名を香ともむしとも	四六一
云	四六二
(廿五) 十二一重	四六二
(廿六) 焼山の關、名古曾白河大掛の	四六二
關跡	四六二
(廿七) 飛を損せぬ様に保方	四六三
(廿八) 天保十四年の秋御製の歌	四六三
(廿九) 根岸肥前守蜀山人の狂歌	四六三
(卅) 梅の大木	四六三
(卅一) 新和泉五十子三斗九升など云	四六三
地名	四六三
(卅二) 正保末	四六三
(卅三) 鎌數の子ニメン	四六四
(卅四) 大木	四六四
(卅五) 勝呂の住吉の社千葉常胤の歌	四六四
(卅六) 子生村	四六四
(卅七) 高濱の古墳	四六五
(卅八) 白猪井玉里の古墳	四六五
(卅九) 常陸新宿の橋樂寺の鐘銘	四六五
(四十) 常陸天神林	四六五
(四十一) 柳標の句	四六五
(四十二) 血止の妙藥	四六五
(四十三) 馬術芝づなぎの方	四六五
(四十四) 手次の坊主	四六六
(四十五) 和讃	四六六
(四十六) 座衆	四六六
(四十七) 一向宗浄土真宗の義	四六六
(四十八) 信心	四六六
(四十九) 多屋坊三ヶ條の篇目	四六七
(五十) 雜行	四六七
(五十一) 浄土宗	四六七
(五十二) 攝取不捨	四六七
(五十三) 明日	四六七
(五十四) 門徒の六ヶ條の篇目	四六八

- (五十五) 親恩講井正忌..... 四六八
- (五十六) 坊主..... 四六八
- (五十七) 門徒..... 四六九
- (五十八) 以ての外と云調..... 四六九
- (五十九) 塚塚..... 四六九
- (六十) 寄合..... 四六九
- (六十一) 大坂..... 四六九
- (六十二) 他方信心..... 四六九
- (六十三) 八段同名..... 四七〇
- (六十四) 泥濘ドロ棚..... 四七〇
- (六十五) 襪靴..... 四七〇
- (六十六) 襪を取はして契とす..... 四七〇
- (六十七) 菓、おくつき、塚、陵、石城..... 四七〇
- (六十八) 扶持持味味味等分並..... 四七一
- (六十九) 口持とくしげ..... 四七一
- (七十) 朝さぶらひ..... 四七一
- (七十一) 布衣始院の殿上始、烏帽子始、和歌所始..... 四七一
- (七十二) からふと云調たまらぬと云調..... 四七二
- (七十三) 人酔と云調..... 四七二
- (七十四) なさく..... 四七二
- (七十五) もづり科..... 四七二

- (七十六) 早出..... 四七二
- (七十七) わかきびたるさま..... 四七二
- (七十八) 軒のしのお草..... 四七二
- (七十九) 扇を並ぶる人なし..... 四七二
- (八十) 民百姓..... 四七二
- (八十一) ゆしと云調..... 四七三
- (八十二) 公田乗田貸租地子..... 四七三
- (八十三) 天守..... 四七四
- (八十四) 多門長屋..... 四七五
- (八十五) 促織、キリト、ス、蟋蟀..... 四七六
- (八十六) 献は進ル義にて進に限れるに非ず..... 四七六
- (八十七) 大洗磯前神社の管絃の聲..... 四七七
- (八十八) 御厨子棚、棚、棚、棚..... 四七七
- (八十九) 蒲團..... 四七七
- (九十) 照登日笠..... 四七八
- (九十一) 風呂敷、平づ、み、ふくさ..... 四七八
- (九十二) 別紙、推紙..... 四七八
- (九十三) 八足..... 四七八
- (九十四) 籠箱..... 四七八
- (九十五) 辛櫃..... 四七八
- (九十六) 仕込物もち..... 四七八
- (九十七) 芝明にて生姜を賣る..... 四七八
- (九十八) 六法、むほふ、じだらく..... 四七八

- (九十九) 奉公男女出替りの月日..... 四七九
  - (百) ばてい、振、スツ、バ、扱..... 四七九
  - (百一) 船遊の始、納涼船の始、履形船..... 四七九
  - (百二) 半切紙、蝦紙..... 四八〇
  - (百三) ロウサイと云琴の手..... 四八〇
  - (百四) 長眼道行..... 四八一
  - (百五) 小尊請衆小尊請金..... 四八一
  - (百六) 木中の文字、石上の文字..... 四八二
  - (百七) 詩文集の始..... 四八二
  - (百八) 伯わけなし者..... 四八二
  - (百九) 次..... 四八三
  - (百十) 門箱..... 四八三
  - (百十一) 秀才..... 四八三
- 卷之百十七**
- (一) 鈴の姿..... 四八三
  - (二) 吟味、検見、四..... 四八四
  - (三) 侍、中、間..... 四八四
  - (四) 一川之地、半濟之地..... 四八四
  - (五) 白粉..... 四八四
  - (六) 大田文..... 四八四
  - (七) 日成貸..... 四八五
  - (八) 襪物、襪物..... 四八五
  - (九) 帯木、接待所、布施屋..... 四八六

- (十) 取防湖水の道..... 四九四
- (十一) 被切居六郎實長身延山を開基す井南郎氏の本..... 四九四
- (十二) 何氏膳林..... 四九五
- (十三) 傳物典彙..... 四九五
- (十四) 精進..... 四九五
- (十五) 神佛の守る地にては金銀あれとし取、得事叶はず..... 四九五
- (十六) 火烟山..... 四九六
- (十七) 磁石洋..... 四九六
- (十八) 祭天筒..... 四九六
- (十九) 風鏡..... 四九六
- (廿) 藤橋..... 四九六
- (廿一) 千里鏡..... 四九六
- (廿二) 寄居子ガワナ..... 四九七
- (廿三) 和蘭の外料..... 四九七
- (廿四) 千日紅..... 四九七
- (廿五) 崑崙國は崑崙山と同からず..... 四九七
- (廿六) 佐那伎、狹投神社、池鯉船明神、金、鏝水鏡..... 四九九
- (廿七上) 奴豆、奴利豆、鈴の類..... 五〇〇
- (廿七下) 寶鏡..... 五〇三
- (廿八) 五松、松梨、腐樹しのお草、柑..... 五〇四
- (廿九) 蒲筍..... 五〇四

- (卅) 虎符竹使符..... 五〇四
- (卅一) 曹操の軍令..... 五〇五
- (卅二) 酒寮の儀..... 五〇五
- (卅三) 数、鐘、壺、結古止..... 五〇五
- (卅四) 合期過期遠期..... 五〇五
- (卅五) 賀茂祭登の所見..... 五〇五
- (卅六) 日下舊聞..... 五〇六
- (卅七) 醉怒して舞兒を殺す..... 五〇六
- (卅八) 燈市..... 五〇六
- (卅九) 獸の職、秩木の封爵..... 五〇六
- (四十) 書院..... 五〇七
- (四十一) 觀象臺天文臺..... 五〇七
- (四十二) 釋迦像、眞目、傳來、并、嵯峨、釋迦..... 五〇八
- (四十三) 童話の題..... 五〇八
- (四十四) 祝髮..... 五〇八
- (四十五) 文天祥附抄得..... 五〇九
- (四十六) 千葉杏..... 五〇九
- (四十七) 燕昭王の黄金臺..... 五〇九
- (四十八) 耶律楚材..... 五〇九
- (四十九) 丸墨、油煙墨..... 五〇九
- (五十) 喜達口井喜死..... 五〇九
- (五十一) 春餅..... 五一〇
- (五十二) 棧を挿す、赤線の大根、臘八餅..... 五一〇
- (五十三) 正月十六日の占..... 五一〇

- (五十四) 六月六日物を晒し乾かし、洗ひ何くれの物を洗ふによし..... 五一一
  - (五十五) 魴魚..... 五一一
  - (五十六) 花火..... 五一一
  - (五十七) 四十五歳を忌ム..... 五一一
  - (五十八) 衝衝チマタ..... 五一一
  - (五十九) 黄六うそつき..... 五一一
  - (六十) 啼咲の花..... 五一一
  - (六十一) 假頭假髻..... 五一二
  - (六十二) 花かんざし..... 五一二
  - (六十三) 額黄眉を作る、ぼうく、眉..... 五一二
  - (六十四) 突鼻..... 五一二
  - (六十五) 突竹の筒、蘆の筒共可食..... 五一三
  - (六十六) 燕脂..... 五一三
  - (六十七) 石炭..... 五一三
  - (六十八) 齒黒、眉、抜..... 五一三
- 卷之百十八**
- (一) 文昌星..... 五一七
  - (二) 文天祥が琴棋書畫の時..... 五一八
  - (三) 七月十三夜..... 五一九
  - (四) 文天祥が白鬚行..... 五一九
  - (五) 文天祥が梅の時..... 五一九
  - (六) 上總國の四川洪水..... 五一九

(七) 文天祥の詩……………五二〇

(八) 大教……………五二〇

(九) 雄表門閤……………五二二

(十) 給復……………五二二

(十一) 租庸調……………五二二

(十二) 賦役……………五二二

(十三) 常平倉義倉……………五二二

(十四) 民の貧富によりて國の利害あり……………五二二

(十五) 應安六年調度類の古文書(飯  
碗、汁椀、茶、折敷、提、茶  
鉢、木鉢、セシ、ツル、  
ハシ、茶コシキ、ハリマナ、  
カネコスキ)……………五二四

(十六) 願文咒願の差別……………五二四

(十七) 女房宣……………五二四

(十八) 阿育王經抄出(刺毛師、修多  
羅、大德、法舟、智慧燈、無  
明闇、法炬、煩惱闇、智慧水、  
知海、菩提樹、地衣海、一  
切友、欲心火、無常火、守門  
人、無常病苦、齒印、守物人、  
富強變質、生死海、身不淨、  
怪笑、芥子比須彌山、虎子園

線、燈樹)……………五二四

(十九) 自業自得……………五二九

(廿) 忍……………五二九

(廿一) 拈華微笑付法藏の經說……………五二九

(廿二) 半果陶酒分志於茶……………五二九

(廿三) 尊一……………五三〇

(廿四) 鷓鴣の雨……………五三〇

(廿五) 智慧廿一宮……………五三〇

(廿六) 五因緣……………五三〇

(廿七) 國寶……………五三〇

(廿八) 内侍所の神鏡……………五三一

(廿九) 上北面下北面西面……………五三一

(卅) 國王の氏寺……………五三一

(卅一) 山門の御真振……………五三一

(卅二) ぎよと云調、ぎよとよると云  
調きやとよとよと云……………五三二

(卅三) しやくと云調……………五三二

(卅四) 蘇り浴り……………五三二

(卅五) ふたけくと云調……………五三三

(卅六) つらと云調……………五三三

(卅七) なさなるまひと云調……………五三三

(卅八) 女人入眼……………五三三

(卅九) 三井寺焼亡……………五三三

(四十) あやにくと云調……………五三四

(四十一) 百帖紙をつかふたと……………五三八

卷之百十九

(一) 放生……………五三九

(二) 平城四神相應之地……………五三九

(三) 君子園……………五三九

(四) 榎……………五三九

(五) 牧……………五四〇

(六) 奉幣班幣大幣……………五四〇

(七) 多氣大神宮寺……………五四〇

(八) 賀茂祭の騎射……………五四〇

(九) 葛城神役、小角を隠す……………五四〇

(十) 五世王、皇親之籍、絶籍……………五四〇

(十一) 氏長……………五四〇

(十二) 氏上、氏助……………五四〇

(十三) 長上……………五四〇

(十四) 位子……………五四〇

(十五) 備仗……………五四〇

(十六) 白丁……………五四〇

(十七) 功臣無賞而没者賞賜其子……………五四〇

(十八) 國博士……………五四〇

(十九) 奏任列任……………五四〇

(廿) 位配換、於冠……………五四〇

(廿一) 巡察使檢非違使……………五四二

(廿二) 登錄郡司……………五四二

(廿三) 選俗賜、姓名位登用……………五四二

(廿四) 主禮……………五四二

(廿五) 軍國、兵士、騎兵……………五四二

(廿六) 碓倉……………五四三

(廿七) 麻布……………五四三

(廿八) 田租法……………五四三

(廿九) 事力、公廩田……………五四三

(卅) 隣起稻……………五四三

(卅一) 采女用市田……………五四三

(卅二) 雜戸……………五四三

(卅三) 戸籍……………五四三

(卅四) 名籍……………五四三

(卅五) 箱帳庚午年籍……………五四三

(卅六) 戸調……………五四四

(卅七) 律令……………五四四

(卅八) 勸學……………五四四

(卅九) 成選……………五四四

(四十) 考選文……………五四五

(四十一) 給復……………五四五

(四十二) 教……………五四五

(四十三) 管法……………五四五

(四十四) 拜賀之禮禁止……………五四六

(四十五) 跪伏之禮……………五四六

(四十六) 鑄錢司……………五四六

(四十七) 銀錢銅錢……………五四六

(四十八) 私鑄錢……………五四六

(四十九) 除名……………五四六

卷之百二十

(一) 氏長……………五四七

(二) 障……………五四七

(三) 衣之制……………五四七

(四) 履裳井白袴……………五四七

(五) 思服……………五四七

(六) 土牛……………五四七

(七) 賜給傳符……………五四七

(八) 梓弓……………五四七

(九) 大射法、射の内院中院外院……………五四七

(十) 國印……………五四八

(十一) 牧印……………五四八

(十二) 符牒……………五四八

(十三) 支契三藏の直弟子道照井禪宗  
の始……………五四八

(十四) 火葬……………五四八

(十五) 墓邊之樹井百姓宅邊之栽樹……………五四九

(十六) 疎……………五四九

(十七) 墓壓に足を損せざる方……………五四九

(十八) 三種神器……………五五〇

(十九) 三管領四職七頭八節……………五五〇

(廿) 袖爐手爐置對梅干足爐……………五五〇

(廿一) 守護分藏……………五五一

(廿二) 御盜の術……………五五一

(廿三) 右銘置座右銘座左銘……………五五二

(廿四) 舞の左方右方……………五五七

(廿五) 守錢、胸の守、かけ守……………五五七

(廿六) 錦の圖……………五五八

(廿七) 茶丸神に奉る引茶行茶……………五五八

(廿八) 校倉、垣形、脇壁、犬防……………五五八

(廿九) 印板形木……………五五八

(卅) 道具什物……………五五九

(卅一) 普請……………五五九

(卅二) 住持……………五五九

(卅三) 遊山……………五六二

(卅四) 不義の財は浮雲の如し……………五六二

(卅五) 驛路鈴……………五六二

(卅六) 采原……………五六二

(卅七) 柱松……………五六三

(卅八) 阿彌衣紙衣……………五六三

(卅九) 相模の地名、武藏の地名……………五六三

(四十) 源賴義道心の事……………五六四

(四十一) 顯念佛の始……………五六四



(四十二) 省字の六立習工メ谷生 五六五

禾 五六五

(四十三) 蜀江錦 五六五

(四十四) 子 五六五

(四十五) 天下の人ひと山 五六五

(四十六) あざみて 五六五

(四十七) すなはち 五六五

(四十八) さらに 五六六

(四十九) 七度七山七人七年七ツの山 五六六

セツの人七人つれ七日七夜 五六六

(五十) なかめ 五六六

(五十一) 四の角四の方四面四丁 五六六

(五十二) いさで 五六七

(五十三) こなすト云詞 五六七

(五十四) いはんや 五六七

(五十五) 八の琴八生 五六七

(五十六) あるじ 五六七

松屋筆記卷之九十三

華頂殿侍倭學士平與清稿

①越度 伊呂波字類抄三卷遠部門 越度ヲチド云々節用集遠部門 越度ヲツド云々下學集 丁右 態 越門に越度ヲチド云々運歩色葉集遠部ニ越度ヲツド云々制度通十三卷 丁右 越度越度事條に私度胃度トモノ何レモ關ヤブリノ事ナリ私度ト云ハ過所ナシニワタクシニ關所ヲ通ルヲイフ唐律疏議ニ云私度者謂無過所ニ從關門ニ越度トハ關所ヲ通ラズシテワキ路ヘヌケテ通ルヲイフ疏議ニ云越度者謂關不由門津不由濟而度者ト唐律ノ注ニ云不由門爲越ト同キ也胃度ト云ハ他人ノ名ヲカリテ其切手ヲ犯シテ通ルヲイフ疏議ニ云胃ニ他人名ニ請過所ニ而度者ト是ナリ唐律云諸私ニ度關ニ者徒一年越度者加ニ一等 不自由門 若胃ニ名請ニ過所ニ而度者各徒一年即將馬越度胃度及私度者各減ニ人二等 餘畜又減ニ人二等 朝之制凡度ニ關禁ニ私度越度胃度ニ法曹至要抄ニ載ス衛禁律云私度ニ關者徒一年註云謂三關者攝津長門越ニ

松屋筆記卷九十三

等ニ餘關又減ニ人二等ニ越度者各加ニ人二等 又云不應度關而給過所ニ若胃ニ名請ニ過所ニ而度者各徒一年本朝私度越度ヲ出シテ胃度ヲ擧ゲズ律文ヲ按ズルニ胃度ノコトモコノ中ニ見エタリ且今ノヒト人ノシソコナヒヲ越度トイフハ律ノコトバヨリ轉ジヤマルナルベシ云々 政事要略八十四ノ四丁ウに名例律云若越度關及自首合免云々 云々義解に度關有三等即越度私度胃度其私度越

(一)「そへに」と云詞に三義有 古今集雜體部俳諧に「そへにとて」とすればかゝりかくすればあないひしらすあふささるさに」此歌古今六帖四帖十 ぎふの思ひの條にも載たり榮雅抄十九 にとへにとはさぞとてなり尤とてなり又さればよとてと云云々一禪御説をへにとは本荷に付そへたる荷を云也世俗に重荷にこづけといふ事也云々古今集抄十九 にとへにとてはさればささうなどの心おんでもなさと云々古今切臨抄廿四 にとへにとては我心に領解したる事也云々頭書に五文字は世俗ニソツヨト云心也云々餘材抄十九 此初の五もじ顯昭もいかおもはれけん注せられず後撰にけふそへにくれざらめやはと思へともとい

へるは万葉に副の字をさへとよみたればけふさへに  
といふ心なれば今と同じからずこの歌の外に見及ば  
ぬ詞也但古今著聞集第十六に近江法眼寛快といふ僧  
の事かける所に云或日又こし車に引れて参りけるに  
圓宗寺の前にてたけ高く大なる法師の柿のかたびら  
ばかりに袈裟かけたるが同行とおほしき僧四五人ぐ  
したるがゆくを見てこし車よりとびおりてなにとい  
ふ事もなくしやくくびをかきて相撲をとりけり互に  
ひし／＼と取組て此法師を打まろばかしてけり其後  
おのれは開ゆる文學かなといへばそへにといらへて  
おれは開ゆる壇光かといふ又そへにこたふいざさ  
らば今一度とらんとて又寄あひてとるに此度は壇光  
うてにけり其後いされ高雄へかひもちひくれうとい  
へばさらなりとてそよりやがてぐして高雄へ行に  
けりそれよりとくいななりけるとぞ右此中にそへに  
といらへてといへるはさよといふ心と見ゆればうき  
事のある時のかれんともせずさよと打まかせてをれ  
ばその事のみにもはてす又もうき事のかさなりく  
るをわびてとすればかゝりといへる成べし或説に  
添荷といふ重荷に小付といふ心也といへりされとぞ

れを添荷といへるもなく又あひしらへる詞もなけれ  
ば用へからず壬三集下云「そへにとてたのめしくれ  
もどにかくにいく夜過行月日なるらん」此歌はいか  
が心得て取用られけん作者の心をしらす云々續万葉  
論十九に眞淵按に古今著聞に有は後の詞なれば證と  
もいひがたし或抄にさぞといふ也といへるさぞとは  
しるれともへにをそといふ證例なし尤也などいふ注  
は猶當らず例の口にまかせておのれが獨思ふ成べし  
皆とるにたらず一禪御説に添荷也と有は吾聞所も  
なじ下にかい合の語も侍らねども下の語に皆そのご  
とくなりいかにとなれば馬につり合のよき荷なるに  
又かた方に添荷すればとかくかたふきて左に添れば  
右上り右に付れば左かろきをたとへたるよく叶へり  
かゝる事は諺にて侍れば縁語なくとも古き歌には有  
事も侍る也其上今案に上の歌に柄をよみ重荷とある  
より添荷の事なれば編集せる也契沖よく編集の例を  
いふにこゝにいたりて思ひよらざるはいかにぞや万  
葉五十七伊等能伎提痛伎術爾破賊鹽遠灌知布何其等  
益々厚重馬荷爾表荷打等伊布許等能其等」是は重荷  
の上にも又荷を置の諺也今のは脇に添るよりかたぐを

いへり云々頭書にそへには其方にとてか又さよにて  
といふも同じ意也云々古今集打聞十九にそへには其  
方にてよく聞ゆ著聞集のそへにといらへたるは心異  
にて今の歌をそくにはやくなし又そへにといらふる  
をさよと云も假名だがひていかいあるべきそれにて  
の心といは韻のかよひて開ゆ云々古今遠鏡六にそ  
へにの注に古今著聞集を引たるは當れり云々○後撰  
集戀四にみくしげどのははじめつかはしける敦忠  
朝臣「けふそへに暮さらめやはと思へともたへぬは  
人の心なりけり」此歌家集大和物語にも出たり○弁  
内侍日記下卷廿二丁右に弁内侍「年つもる雪としき  
けは今日そへに心とけてもいかく見ゆへき」體源抄  
十二中巻にも引たり○家隆壬三集下卷四戀部に「そ  
へにとてたのめしくれもどにかくにいく夜過行月日  
成らん」與清曰此歌にてはそへにはさればといふ心  
にとり用られし也日本紀竟宴歌下藤原師尹朝臣の聖  
徳太子を得てよまれし歌の注に松の葉はひさしき木  
也そへにおもしろしとのたまへり云々と見えたるも  
「されば」と云義に用たり又長門本平家物語十五 義仲  
押寄法住寺殿事條に知康さらばまかりかへりなん

と云ければ木曾そへにかへらではなに事をし給ふべ  
きとあらゝかにいひければ云々とあるは古今著聞集  
に見たると同じく「然也」といふ心の詞也俗に「ソ  
ウジャ」と云が如しそもく「そへに」と云詞三義あ  
り古今集壬三集日本紀竟宴歌注などに見えたるは  
「されば」と云心也敦忠弁内侍の歌なるは「さへに」と  
云義也古今著聞集長門本平家物語などは「然也」と  
いふ義也かゝれば一つ心ぞとかたくなに定ては通じ  
がたし眞淵の説に其方にといふ義といへるは強て解  
説せしにて都て古言は用例をてらし合せておほかた  
に解ざれば中々に物ぞこなひなるよしを思はざる也  
(三)重荷に小付 古今榮雅抄十九卷廿 俳諧部そへにと  
て云々歌注に一禪御説そへにとは本荷に付そへたる  
荷を云也世俗に重荷にこづけといふ事也云々後撰集  
廿慶賀部に今上梅つぼにおはしまし時たきこら  
せて奉りたまひける「やま人のこれるたきは君か  
ためおほくの年をつまんとぞ思ふ」御返し御製「年の  
數つまんとすなるおもにいはいとこづけをこりも  
そへなん」万葉集五卷丁七 山上臣憶良老身重病經年  
辛苦及思兒等長歌に「痛伎術爾破賊鹽遠灌知布何



(十九)弟子とれば諸藝ともに職人に成る 諸藝とも  
に弟子をとれば職人歌合の類也前段の説を見て知る  
べし

(廿)「しき」云詞「しき」と云詞 俗に「われらしき」  
などいふ「しき」も古き詞也甲陽軍鑑二の卷四丁右  
君の御心と跡部大炊助我等式存奉るが同前にて候云  
云太平記十丁右 安東入道自害條に此程ノ式ヲバ身  
ニ替テモ可ニ申宥候云々同卅二丁右 義興自害條に少  
シ混ケタル式ニテ云々跡部抄一丁右 笙作法事條に  
是式の事なれども道を深せざるものは此心を知べか  
らず云々同二丁右 願書いふしきなどのしきも式を濁して  
なり

(廿一)針ほどの事を棒ほどにいふ 俗に針ほどの事  
を棒ほどにいふといへり甲陽軍鑑三の卷八丁右 不  
賢は必針ほどの事をば柱程に申ものなれば云々同十  
二卷九品十に上方武士は歩の頭を一つ取ては侍の頭  
を十も取りたるやうに針ほどの事を棒ほどに過言を  
申と山本勘介がはなしをき候ごとき有べき也云々  
(廿二)目付横目 甲陽軍鑑四卷三丁右に御目利を以  
て廿人衆をめぐつてよこめと名付云々又十四丁右 目付は廿

人衆頭横目は小人頭也云々同十三丁右  
(廿三)巳の時とかやく 甲陽軍鑑五卷一丁右に北  
條家弓矢巳の時とかやく萬事まつりごと宜ければ  
云々同十七卷六丁右に飯富兵部が廿七八の時つよき  
事巳の時なるを以て北條家をつきくづす云々同廿卷  
五十五品に分別の巳の時なる故か透間をかぞへもちふ  
世五丁右に分別の巳の時なる故か透間をかぞへもちふ  
ねを攻おとし云々太平記七丁 火威ノ鏡ノマダ巳ノ  
刻ナルヲ透間モナクメサレ云々同卅四丁 紺糸ノ鏡  
ノマダ巳ノ刻ナルヲ著タル武者云々願書に黒糸おど  
しのどう丸また巳の時とかやくなわたりみつてひつ  
立草すり長にさつくさきゆつて上帯をちやうじめ云々  
(廿四)人の善悪死後に定る 甲陽軍鑑五卷十三品に  
都妙心寺に大休和尚とて名知識まします云々大休宣  
は譏る事無用又何たる手柄あらんもしらず人の善悪  
は死後にならでは申さぬものと大休和尚の常の言葉  
也と策諺和尚信玄へ物語し給ふ云々同廿卷五十八品六  
に高坂彈正存生の時申さるゝは國持大將の弓矢つよ  
き弱きは死後にしるゝ云々  
(廿五)機のきく 甲陽軍鑑六卷九丁  
(廿六)筆のさやを軸へこき下げて書事 甲陽軍鑑七  
卷廿六品に矢印の書様硯を洗ひかつきの皮にて硯水

を入硯を洗ふ日は七月七日と矢印の時ばかりといへ  
り硯に耳の垢を入墨にすりませ書物也此子細は人の  
血にて矢印落ぬゆゑ也是により耳攪視の道具に入也  
云々其時右筆はさやを軸へこきさげ其上にて書物也  
起請文も同前たるべし依之常には嫌ふもの也筆の  
軸も白軸が本也黒軸は愁にさる也

(廿七)筆の軸の吉凶 上文に見ゆ

(廿八)日本三國司 甲陽軍鑑八卷十七品に伊勢の國  
司は日本三國司の内二番の家高き國司也伊豫伊勢奥  
州三國司と聞及候云々

(廿九)行がけの駄賃 俗に行がけの駄賃といふも古  
き語也甲陽軍鑑九上卷八丁右に穴山伊豆守申されけ  
るは云々就中某煩なれば行がけの駄賃とやらん  
下劣の申は是也若岸形様の身に替申べしとて金打を  
はり證文をなされ無二に先がけを遊ばす云々

(卅)風呂風呂吹 甲陽軍鑑九下卷廿五品に風呂はい  
づれの國にも候へども伊勢風呂と申子細は伊勢國衆  
ほど熱風呂を好で能吹申さるゝに付て上中下共に熱  
風呂にすくは郷まで大方村一ツに風呂一ツつゝ候て  
既に夫「あらし」までも風呂吹すべを存候はあつき

風呂すく故かと思え申候ぬるき風呂に入付たる人は  
熱き風呂少もこたふる事ならざるごとくに云々按に  
風呂を吹とは熱き風呂にいりてこらふるとて息を吹  
てをるゆる風呂吹といふ也風呂吹大根はたおなじく  
熱きを吹てくふさま風呂を吹に似たればさいふ也  
巻湯風呂石風 願書 湯屋風呂太平記卅五ノ九丁右 今川大草子上四  
呂條可考合 願書 十四丁右 下學集家屋門風呂湯殿 櫻葉集申家  
屋部屋具類に風呂 神道集八ノ十八丁右 東見ノ上三丁右に風呂之  
始久矣清洲和尙及一山和尚等始來日本 以蓮建仁寺風呂湯ニ於浴室  
二大字(道春口)云々下學集增補本上二ノ  
卅八丁右四十一丁右 鷹旗波二ノ八丁右

(卅一)目安 目安の文書的事甲陽軍鑑九下廿四  
(卅二)雪隠を閑所といひ甲州にては山といふ 甲陽  
軍鑑十下卷十三品四に信玄公は御用心の御ためやらん  
御閑所を京間六疊敷になされたゝみをしき御風呂屋  
縁の下より樋をかけ御風呂屋の下水にて不淨をなが  
すやうに遊ばし香爐を置則香箱に沈香をわり入當番  
の奥衆二人づゝ朝と晝と晩と定りてその香爐に火を  
取沈をくべたき申候其上今一人の人御意を得狀箱の  
ふたにいづれの國郡と書付を見て御意次第に持て御  
閑所に置候を御覽じ分らるゝ事閑所において實否を  
御分別被成るゝ也殊更河中島合戦の後西の極月朔

日飯富三郎兵衛原隼人佐跡部大炊助三人侍大將番にして御城につめ殊に御閑所へ御座候時は御腰物を持取障子の陰に其身も刀を差候て罷在也然ば信玄公閑所を山と被仰候故甲州各山と申候たれ人も何と申御事と山の故事信玄公へ向申人なくして終にしられず候と七ヶ年も以前に他國隼人與衆會禰與市助に山と云事をき候へば與市助申は道理かなのほれば下くだと申は是本手かといひて別人一年もありて與衆日向藤九郎に山の事をとへば藤九郎申は道理かな荷負 下 辛 苦 難におふてくだるはしんくさうなりと云其後長坂源五郎下 心 臭にとへば源五郎は道理かな山にはくさきがたえぬと申小山田彦二郎にとへば荷負者不絶 奥氣絶におふ物たえずと申に小宮山内膳申は山のおひはたきものをねがふぞと申候ケ様のされごとと濟家洞家の禪宗へ立入少し禪宗口にびて申也云々

(卅三)わつこの梯 甲陽軍鑑十一下卷卅七品廿五下右に此矢鳥久左衛門は裝輪落城の時長野乗なるが白き練をも

つてわつこの梯を差物にして云々わつこののりばしとはいかなる形にや烏帽折草子に太刀をわつそくに掛けて負事見ゆ筋違に紐をかけたるにや梯も筋違に子を組たるにや

(卅四)精靈棚 甲陽軍鑑十二卷卅九品四十二下右に御家中討死の衆に七月十四日十五日には御主殿にたなをかざり御廻向遊ばす事云々

(卅五)寺入をする事 同卷同品同に改易の科をば寺入に仰つけられ候云々今武藏相摸の俗自火を出し焼込あれば寺入とて寺に入事有

(卅六)花をやるといふ事 今の俗纏頭の事を祝儀をやるとも花を遣ともいへり甲陽軍鑑十二卷三十九品右に信玄公家中音信之定云々足輕衆は一蓮寺團扇一本花との御定也これは諸人詮なきことに物を入武具疎略にありてあしき事なるこの儀にて如件云々按に花といふは田樂猿樂舞子などやうのものにかづけものするをり先所持の扇にもあれ鼻紙にもあれとらせて後に眞物と引かふるゆるはじめの花といひ後の眞物を實といひたるなるべし花紙といふも花に遣す紙といふ義にや

(卅七)盗人に負錢 俗にぬすびとにおひせんといふもや古き詞也甲陽軍鑑十三卷四十五品五下に下劣のたごへに盗人におひをうつと申儀にならんと見ゆ

(卅八)木練柿木コノノキはし柿澁柿 甲陽軍鑑十三卷四十八品八下にだいに澁柿切て木練につぐはあしき儀也と人のいふをきいたらぬ心より賢だてのことわざは久つぎてあるきざはしのしかもよく實のなるを切て澁柿につぐごとし是又よき事をせんとてあしうしなす云

(卅九)花車 甲陽軍鑑十三卷四十五品十下に國持の武籍して無能なるはいたりて花車なるをこれにいふ云々

(四十)馬鹿者おそるべし 甲陽軍鑑十三卷四十五品十一下に無分別人跡先をふます口にまかせ手に任せ法外の仕形あり左様の人は必つばぎはに手おくるといへどもよき分別有人はかねく穿鑿をよくいたすにより無分別者のがれたがることも申出してからはのがさず勝負をつくるよき分別者があしき無分別のものご相手になりいたづらに身をはたすなれば是を思案して見られよ分別なきものはおそろしき人にてはなきかこのたまふ也云々

(四十一)相色 甲陽軍鑑十三卷四十四品十四下に戦ひ様子の相色を以て如此そのあいろとは先味方ふる入の時手がらをやめて其備中に口をきく衆と相談申早々引取時しんがりシナガリをいたせばはやそれが手柄なり云々

(四十二)しん張棒 俗にしんばり棒といふは尻刺棒也甲陽軍鑑十三卷四十五品廿下に勘介刀をとりあはせずここにしんざす棒のあるを取て向ひうけて組ころばし繩をかけて南部殿へわたす云々

(四十三)安大事 甲陽軍鑑十四卷四十四品七下に大將の二代目にては安大事の二事あり先やすきといふは前代の威光をもつて後代の大將少の儀をも四方にて大きに沙汰する事も有り是をやすしといはん扱又少のあしき儀をも大きう世間にあしうとりなす事是も大事と云やす大事の中にやすきは稀なるべし云々頭書

(四十四)藪神 甲陽軍鑑十四卷四十四品十六下に少々の藪神はかんがへなりかね申さん高坂がいへば云々按に藪醫藪鷲などの藪にて藪祠の神といふ儀なるべし藪に剛者はた氣のきかぬ片固の剛者といふ義にや

(四十五)生れがはり 甲陽軍鑑十四卷卅五下に奥州より

こうさき織部と申卒人此比甲州へ来る此人物語に奥州の侍大將伊達が子息に太郎信勝と同年なる是は不思議也万海と云行人の生れかはりその首尾まさしく候由云々脚塚代醉編に生れかはりの説おほし可考

過て喧嘩すきは刀脇差をつぶにて指と同事云々此つぶ身といふも靴などの装をとりて丸に身ばかりをいへる也此つぶといふを俗に又轉じて上下ともに濁てつぶともいへり物のよく似たるをつぶそのまゝなどいふ類也

(四十六)素人藥無用 禮記に醫不三世勿用といへり甲陽軍鑑十四卷四十七品に高坂が云く人の人を馳走して悪き事三ツあり一ツに醫者しらすして藥くるる事二ツにすぎ馬人にのする事三ツに鯨の振舞此三ヶ條にて傍輩にけがあらば腹をきらすは見ぐるしからん又死ぬるもいな物なれば所詮は是は連々遠慮尤也云々

(四十九)勝て甲の緒をしめる 甲陽軍鑑十五廿六同十九廿二又四十一太閤記九十八後太平記廿廿三歌有同廿九十五同廿七十二同廿八十七同卅五十一同卅六十四(五十)御座直しの侍 御目見えの時君の御座を直し給ふは臣下の面目也甲陽軍鑑十五廿六同廿六十八(五十一)喧嘩兩成敗 甲陽軍鑑十五廿七東國太平記三十二上杉退治の道中路次法令御掟書に喧嘩口論堅停止之上若於違背之輩一不諭理非雙方共可誅罰一或作榜輩之思一或倚知音之好一荷擔之輩於有之可爲本人於曲事旨急度可申附自然於令用捨者縱後日相聞候共可爲重科事

(四十七)河豚魚人にくはすべからず 上に見ゆ暇耕録九十四同十一下を考へし

(五十二)菱餅具足餅白餅赤餅 甲陽軍鑑十六七委見ユひしの餅年中定例關原羅山時集廿一ノ二丁餅餅云々同日ニ改見ユ

(五十三)段錢 名田の中に段錢と云物を撰出し高にふみ別人に下さる云々甲陽軍鑑十七廿三丁下に見ゆ

坊十五軒の間にさへ十二人あれば云々此にわき寺わき坊といへるは倭語にはいとよろし

(五十四)あたまをはる 甲陽軍鑑十七卷四十七品に武士道を捨たればあたまをはられて堪忍仕べしあたまをはられて堪忍いたす者が何とて主の役に立べき云云あたまといふ事室町日記十三ノ新撰犬筑波春部に「よびよせてつぶりはる風わかむす」同雜部に「山玉のあたまのうへはひえの山」新撰狂歌集三丁ウあたま

(五十七)かくと云詞「耻をかく」不足をかく 室町日記廿の卷廿八に耻をかくとよめる歌有甲陽軍鑑十九卷廿一品に三騎の朝比奈衆敵にうたせては勝頼が弓矢をとりて不足をかくと仰らるゝに云々關原

(五十五)せつちると云俗語 俗にせつちると云詞あり甲陽軍鑑十七卷四十七品に落合彦助が七十にあまる老母をほうこぼつしが手に渡し籠の内にてせつしころされたるは名代の耻にてはなきか云々按に責殺す事をせつしころすといへりせつちるとは此せつしの訛也

(五十八)そくらをかふと云俗語 俗にそくらをかふと云詞有甲陽軍鑑十九卷五十三品四に内々にてそくらをかひ信玄に楯をつき候へと申され候云々此「そくらをかひ」といへるが轉じたる詞也

(五十六)寺中わき寺わき坊 今の世寺内の子院を寺中といへり禪家にては塔頭といへり甲陽軍鑑十八卷四十八品に甲州府中穴山小路に新立寺と申日蓮宗の寺あり是にわき寺十四五有此十四五の中に林生坊昌沈坊と云坊主女房をもつ云々又廿九新立寺にてわき

(五十九)四天二天といふ云詞 俗に物の相對したる事を「してんにてん」といへり甲陽軍鑑十九卷五十三品四に信玄公に四天二天の御大將衆と有これは四天王と二天王と相同ければ牛角のたとへ也四天王の中別て毘沙門天王持國天王の二天を説るは陀羅尼品也應隆群談五卷六丁に此説あり可考

(六十)打倒袋 甲陽軍鑑十九卷五十三品六に侍大將馬副の者持三色はうちがひ又は馬のいきあひ水入筒腰にさすなり云々同廿卷五十四品に段子のうちがひ袋に

米を入云々願書

(六十一) 賄賂決斷 甲陽軍鑑廿卷五十五品十九に長坂長閑跡部大炊越後景勝より三年先に過分の金子を禮にとり是に味ひ欲に就り公事沙汰も禮物さばきに仕り百姓其外をも物持たる者公事を仕るには分限を見付物をとるべきためにはやくあひすむべき事をもすまじき様に申禮を取候へば其相手縦不弁にても長閑へ禮をつかへばよきと心得人の物をかりて長閑へつかふ理非によらず禮物過分に仕たる人の勝にさばく中々私なる事は非に及ざる次第也云々與清曰其國ほろびんとする時は賄賂盛に行はれ理非分明ならず民怨を合者おほくして遂に亂におよべる事漢末唐末宋末明末の史を見て知るべし賄賂の道さまくありてたゞ金銀を封じ絹布を裹ておくるのみにあらず或は其嫗に媚び其妾に通じ賣物を肝煮して其料を取らず高價の物を下直に肝煮し百計其術を施す治國の王者かまへてくさたすべきは賄賂交行を禁止するの道也

(六十二) 百姓その地頭を仇とす 甲陽軍鑑廿卷五十七に我所領の百姓其日來年貢をとられたるに此

時地頭の財寶かすめ取返さんと申云々與清曰貧窮の地頭常に民をせたくるもの遂に此愛あり地頭のみにも限らず秦民の苛法に苦て賊をなせるをおもはざるべけんや願書北條五代記四

(六十三) 蟻の熊野詣 家長日記五十八に五位殿上人上下北面人々馬車にてはせちがひ行さまありといふむしものまわりとかやするにこそよう似てはべりしか云々太閤記二卷二取鳥落城の條に入替りく夜番廻番蟻の熊野参りすることく隙透間もなく見えにけり云々願書明上人ノ土佐勤信紀上人マ子ノ熊野マウテモ又マナク

(六十四) 設譽相半の人を善とす 太閤記二卷十秀吉歳暮御禮の段の評に夫大なる功を立てる人は讃誹相まじへたるありと織田備州は此地位を好み給ひしと也云々

(六十五) 日本國中檢地 太閤記三卷六北條五代記二廿八

(六十六) 同名の始 太閤記四卷一前田又左衛門利家末森城後攻の條に其後秀吉公前田又左衛門尉を同名にし給ひけるが忠義のほどを感じ羽柴筑前守の五字

を賜りけり是同名のはじめ也しとかや云々

(六十七) 堪忍分堪忍領 堪忍分堪忍領といふは不足ながら當分これにて堪忍すべきよし也太閤記六卷十七勝家切腹の條に毛受勝介無比類遂忠死たりと再三御感ありて母妹などに堪忍領聊恩賜あり云々同九廿三 同十四廿廿廿廿願書北條五代記三ノ八丁同六ノ廿九丁

(六十八) 材木を布にてつゝみ石を段子にて裹む 天保九年三月十日卯の半刻ばかりにやありけん火西城に起りて焼亡し午の時ばかりにやうくしづまりぬ

さて土木の事はじまりて同十年春落成し四月ばかり御移徙ありきその作事小屋は神田橋外護持院が原龍の口西丸下など所々に建たまひて御作事方小普請方の役人職人等其事にあづかりいそしめり其時生木をば釜に井樓をくみてそが中にて蒸してからし柱やうのものに削なせるをば木綿薄圍の長く廣きにてつゝみ車に積み運びたりき太閤記七卷十四四方石垣事條に石をどんすなどにてつゝみ木やりの音頭取異形の出立に物し引ければ見物の貴賤おしもわけられぬばかりなりと見ゆ石をどんすにつゝめると柱を木綿薄圍につゝめるとは其事懸隔して太閤の驕奢と當時の

御儉約の御仁政とを推量るべきわざになん

(六十九) 長巻者 太閤記八卷十一山鹿の有勳父が爲救急難後巻の條に佐々小性馬まはりことく城をせめさせ手前には小々性十人計使番のもの十騎長巻五十人傍弓二十人ならではなし云々自注に長巻は三尺餘有し刀を鞘なしに柄四尺餘にしてかち立の士にもたせし也信長すき給ひて百人御先に立候し今世ばまれ也云々

(七十) 寝耳に水 太閤記十三十八備前宰相秀家卿小西を助成し乗にこえ渡海の條に城中寝耳に水の入たる如くおどろきあへり云々願書太閤記十九

(七十一) 「むだ」「むさ」と「恭のため」 俗言にむだといふは空にて牟奈の奈と牟太の太と相通すむさとかくはせぬむさはゆかぬなどの「むさ」といふ詞甲陽軍鑑太閤記などにおほし此牟左も牟太にて空也恭のためといふも空目の通音也太閤記十四九秀吉公憐於夫婦之間一條に黒田如水淺野彈正少弼圍恭の事をいひてだめをもさしすまし勝負して云々願書太閤記十九

いとひ唯ちかう引付  
て射させしゆる云々  
(七十二) 荷茶賣 荷茶屋 太閤記十五卷二に荷なひ  
茶うり云々同十六卷二に荷茶屋といふ物に茶具有云  
云

(七十三) かるさん 太閤記十五卷四 秀吉公異形の  
御出立にて御遊興之事條に廣袖のゆかたしゆすのか  
るさん南蠻頭巾をかぶつて云々

(七十四) 國主は達藝よしなし 太閤記十八卷十三 帶  
刀先生吉晴行狀に國守は諸藝をいさゝか知はよろし  
達せんと思ふは私意也人なみくの士は藝を知らる  
もあしきにあらずしかはあれど長じたるはよろしか  
らすといはれし也云々

(七十五) 元興寺面 節用集大全二卷六十加部言辭門に  
元興寺カゴウジ云々神社考五の卷に委し

(七十六) 氏の縁に因て名付く 太閤記十九卷三 山中  
鹿介傳に長月比夜番のつれづれに秋宅寺本兩人に山  
中いふやうは氏姓によつて名をかへてんやと有しか  
ば尤よろしからんとて山中鹿介秋宅庵之介寺本障子  
之介とぞ名乗ける敵方品川半平といひしもの有しが  
山中度々の勇功ありし事かくれもなければ是を討捕

(八十三) 出る机打るゝ 北條五代記二卷三 岡山彌五  
郎木下源藏討死の事條に縦は出るくひのうたるゝと  
俗にいふがごとし云々

(八十四) 直書狀披露狀 多門院日記略一卷文明十五  
五廿七條に 畠山殿方書狀事先規之事今ハ 中絶無覺  
悟一尤諸大名へ寺門直之書狀勿論歟細川武衛畠山三  
家之事者舊老覺悟不レ同也或本或ハ直之書狀ト云々  
或ハ披露狀ト云々或ハ興福寺學侶衆徒ト云時ハ直  
ニ畠山右衛門佐殿ト沙汰若供目代ト書時ハ畠田三郎  
右衛門佐殿ト披露狀ト沙汰歟可ニ色々覺悟不レ同也但  
近年右衛門佐殿依ニ威勢ニ大都公武以ニ當座追從ニ書狀  
之禮儀多以披露狀也云々

(八十五) 奈良升 同書同卷文明十五十一廿二條に升  
ハ奈良十合金狀四夕大又田邊市賣買之十合ハ奈良之  
金狀と同也云々

(八十六) 袖書 今の書狀の尙々書は袖書といふべし  
多門院日記一卷文明十五十一十八條に書狀の奥書を  
袖書云と出たり

(八十七) 酒代を遣すと云事 今俗酒を吞すべき時奴  
婢などに酒代とて料足をとらする事あり多門院日記

ほまれを得名を中國にふるはんと望し也されば鹿を  
したかへぬるものは狼ならんとて品川狼介とかへに  
けり云々按に甲州に名和無理之介由利鎌之介あり三  
河に長坂血鏡九郎米津梅干之助義笠之助ありかゝる  
名いとおほかるべし

(七十七) 猿の狂言 猿の狂言古今著聞集に見え猿舞  
はしは職人盡歌合に出たり太閤記廿四卷 猿の狂言の  
條あり

(七十八) 舊功をいひほこるもの必敗す 太閤記廿一  
卷二 論瀕病之輕重一條に舊功などを強ていびする  
皆溺人の同類也云々

(七十九) 緊密げんみつ 太閤記廿一卷 上務擇士之  
法に日本は毎事緊密也云々俗にげんみつと云は誤也  
(八十) 刑法は天下の大事 同廿一卷 要語の條に見  
ゆ

(八十一) 立聞 同廿一卷 教戒の條に張幸といふ人  
閑窓に書をくりひろげよみ侍りけるに朋友來て話す  
るとありし時母かならず立聞をし侍る也云々  
(八十二) 馬の口とらするは不覺 北條五代記一 廿六  
に侍たる者馬の口とらするは一代の不覺云々

略一卷文明十七正四條に辰市東九條之沙汰人四郎五  
郎并ニ百姓二人合三人如ニ前々來之間各百文宛合三  
百文給之者也是則爲ニ一献之代ニ之間則ニハ酒肴隨  
不可然也云々按に誤寫ありて讀がたし

(八十八) しらくぼと云頭瘡の藥 多門院日記略一卷  
天文八ノ八ノ三條にシラクボ并童部ノ頭ノカサニハ串  
柿ノサテヲ燒テカミノ油ニテツクベシ云々按しらく  
ぼ今は白雲といへり

(八十九) 白酒 同卷同年九月六日條に旨酒三升廿文  
ツ、上分也下ハ白酒十文ツ、三升買了云々按に此白  
酒といへるは濁酒の事と見ゆ

(九十) 欠落 俗に欠落といふは其事を欠て落行よし  
なればカキオチなるべし多門院日記略二卷永正三七  
廿一條に今朝大和國一揆令ニ蜂起ニ福王寺生害畢高田  
城欠落云々曾我拓榴安衛門以下打死了云々粉井日記  
一卷に明智が方へカケオチ致申候云々甲隊軍鑑十一  
下卷七丁左 に甲州下山より雪をふみわけ山通り三河  
へかけ落云々同十二卷九丁右 に御家中よりかけ落の  
人壹人もなし云々

(九十一) 深見草牡丹芍藥 多門院日記一卷天文十二



三十九條に善養房へばたんの花を遣て一首、日にそへていと、思ひは深見草花のなさけの色はまさらてふかみ草は夏の物也芍薬の事ときくばたんをも如此もの、様被申然、春ニモ通ズル歎可尋之或人云本牡丹は唐ノボタン也、ニあるしやく薬ハ日本也云々牡丹宮家文章、陳繼儒が珍珠船四ノ廿七丁ウに世北齊楊子華畫牡丹極分明則知北齊已有牡丹矣

(九十二)紫野今宮 康富記應永八、五、九條に今日紫野今宮祭也云々凡此神疫神也仍一條院御宇長保年中於洛外紫野祭之也勅宣歎之間年中行事付之也

(九十三)次侍從 同應永廿二、九、九條に次侍從トハ侍從ヲ經歷スル人ヲ載ル也非ハ不任之仁ヲ、ハ不我故也云々按載字或字可考

(九十四)足利義滿公大明へ上書 康富記應永八、五、十、三條に草菅相公秀長卿清書前宮内卿行俊卿日本准三宮二字傳撰書上大明皇帝陛下日本國開闢以來無不通聘問上邦、道義幸采、國柄海内無虞、騎通往古之規法、而使肥富相副祖阿好歎、方物金千兩馬十疋銀一領筒丸一兩銀十腰刀一柄、扇日本漆櫛十帖屏風三雙硯一合文盤一箇、搜尋海島漂寄者、約許人還之道義誠惶誠恐頓首々々謹言

應永八年五月十三日

按に半陶藥にも義滿公大明へ上られし書あり可考合好歎の好字は誰又は欽字などの誤にや

(九十五)狐仕 康富記應永廿七、九、十條に今朝室町殿醫師高天被禁獄、父子弟等三人也云々此間仕、狐之沙汰風聞然而昨日於御臺御方、仰驗者、被加持之處、二正自御所、逃出則被縛、件狐之後被、打殺、依此事、高天、狐奉、詛付、之條露顯云々仍今朝被、召取、云々書程又被、召、取陰陽頭定棟朝臣、是仕、狐之由有、虛說、云々末代之作法淺聞敷々々云々同十月九日條に後聞囚人高天昨日被流、讚岐國、俊經朝臣同國被流、之但先俊經朝臣於、秋野道場、出家是等皆狐仕之輩也云々

(九十六)屋號 同書應永廿七、一、七條に早朝南都下向天蓋大路龜屋著之史員職行秀等同宿也云々室町日記十四ノ一丁ウにいとほかり

(九十七)盆供 康富記嘉吉二、七、六條に自大住庄當司領公事物索餅并盆供茄子根等上又麥粉之麥等到來云々按に之麥は大麥の誤歎

(九十八)河華の事 同書嘉吉二、八、三條に今夜阿闍

梨皇隆自皆明寺參室町殿夜陀羅尼來此亭此次

自坊主方有書狀被尋云清華と申は大臣家事候哉又公達と申候は納言已下家事候哉存知度候又三條坊門殿當時清華分候哉大臣家を清華と申候は元は大臣家候へ共當時は納言などまでにては只公達にて候はんするやらん内々覺悟仕度云々予返事勘申云清華華族公達は皆通用之號候歎清華公達ト間可有勝劣之條未覺悟と共可爲大臣家但愚存分如此候尙廣可被問聞食哉三條坊門事清華勿論候也閑院花山中院三家之大臣家清華之條抄物などにも至然注置候物候哉只今雖不存出候其分候之由存候三條坊門三代中絶雖勿論候大臣家候條又不可有子細歎如此子細旁以非無其憚候乍去仰難歎止候上内々御不審之由承候間染短筆之愚昧之質報尊答候也能々可得其意候誠恐頓首謹言々々

(九十九)四ヶ度幣 同書同月廿五日條に四ヶ度幣トハ祈年月次例幣新嘗此四ヶ度なるよし官務口傳之由被申之云々清史等不審事也云々祈年例幣六月十二月月次兩度加テ四ヶ度幣トハ可申歎云々

(百)告文書様 同書嘉吉二十九條に多武峰告文の書

法の事委見ゆ

(百一)名簿書様 人車記久安五十六條教長卿書名簿五通其書様 陰子藤原朝臣師長 入道前太政大臣子 久安五年十月十六日

(百二)貫簀 人車記久安五十八條に立置物厨子一脚、手洗椀各一口貫簀打敷御手巾御調度具也八尺手巾二切帖入之等置之云々同久壽三、三、三條に次殿下出御有御手水事云々下官持參御手洗陪膳取之居打敷上、次清高持參貫簀、自注に近來置御手水上、一度持參之、非兩人役云々而各別可持參、由依御定、別持參貫簀也江次第九ノ廿八丁ウ

(百三)繪火桶 人車記久安五十二條に布施七口僧侶各云々繪火桶一口鉢入綿爲灰云々按に風流の作物にて綿を灰にし花を炭にして火桶のもやうに繪を書たる也

(百四)捧物 同書同月廿七日條に布施僧六口口別十七被物以下捧物珍重過差云々同仁平三五一條に打鐘僧參會次誦錫杖行懺法與小捧物各香紙扇三枚念珠一連置之云々同

三日條に今朝捧物生紙拾各三枚 □云々  
 (百五)江家文庫燒失 同書仁平三四十五條に樋口町  
 尻江家文庫不能開闔万巻都書片時爲灰了是朝之  
 遺恨人々愁悶也云々按に都書の都字不審也朝の吾  
 または本字などを寫しもらせる歟  
 (百六)二禁 人車記仁平三十一一條に御室御背事  
 已御二禁云々仍針博士經康六百草奉炎之云々同十  
 五日條に爲高陽院御使參仁和尚寺御室御二禁及  
 大事云々  
 (百七)樣器 人車記仁平三十一一條に次食五菓  
 酒等松栢築橋栗盛樣器一居一臺一本一盞居中盤酒  
 入銀銚子云々按築の字不審也江次第二ノ五丁ッ  
 (百八)帙篋 人車記仁平三十六條に今日高陽院院御  
 祈於春日御社被奉供養轉讀大般若經一部御經  
 黃紙香表紙在帙篋納櫃十合云々  
 (百九)歡樂 人車記久壽三三一條に下官雖爲御手  
 水番聊有歡樂事遲奏也云々同日條に猶有歡樂  
 氣不出行云々  
 (百十)少人忌櫻色 人車記久壽三三四條に先年中  
 將殿幼稚御時當時入道殿仰云著袴元服以前幼人不

令著櫻色是宇治殿御定四條宮仰云々今令著櫻  
 色相不被知故實歟云々  
 (百十一)移文書式 人車記久壽三三五條に充文書樣  
 兵部省移 左衛門府  
 正三位藤原朝臣基實  
 右人今月廿八日補任督訖仍移送如件移到任用  
 故移  
 久壽三年正月卅日 正六位上錄伴朝臣季直  
 正六位上大丞源朝臣章盛  
 大輔正五位下藤原朝臣顯長  
 件文書白紙無裏紙等本省印三所捺之入宮持參  
 之二云々  
 (百十二)小兒行始 人車記久壽三三二廿八條に當歲女  
 子行始未申次向乳母家云々按に小兒の步行始の事  
 今世宮參りをもて步行始とす  
 (百十三)新司宣 人車記久壽三三三三三條に今日被  
 發遣伊豫先使也此間國司著衣冠被出客亭越  
 後守下官治部少輔左座各布陰陽頭憲榮朝臣同座先  
 成日時勘文擇遣先使於國日時今日十三日甲寅時未加甲字故實歟無禮經等直獻國司  
 國司留座前次召民部大夫盛致朝臣於廣庇令書

應宣注新司宣三々條各有次入覽宮進國司々々見了  
 加判其列所云春宮英殿返給次目代入文宮結中注銘  
 新司宣此間以右衛門尉永重召先使先是車古人京童  
 雜色等具隨兵等在門外次先使守時著白襦正平  
 齊々入中門立前庭不居地上次目代下對庭中  
 賜文宮著國井在覽可進讀文次先使以召人雜色牛  
 傳給宮持著白袴衣小次先使古人等爲先宮持出中  
 門次更渡南庭先傳雜色皆古人廿人許各騎馬白東  
 出西中門也先例古人等先行制止僧尼雜人等云々次國  
 司被起座今日於淀乘船明日於川尻乘大船可  
 進發云々  
 新司宣 伊豫國在廳官人等  
 仰下 三箇條  
 一可勤行恒例神事事  
 右治國之務爲先神事仍守恒例之式日可致如  
 在之禮奠矣  
 一可進上神寶勘文事  
 右首途在近期日以前可進上件勘文之  
 一可修築池溝堰堤事  
 右吏務中爲宗農桑田畝之要莫過池溝仍下知部

内早可修築矣以前三箇條所宣如件宜承知一  
 勤行以宣  
 久壽三年三月十三日  
 春宮亮兼大介藤原朝臣  
 右にて新司宣體裁知べし  
 (百十四)物相 多門院日記略一卷天文十三九九條に  
 昔弘法和尚清涼山へ御出候時金堂ニテ齋ヲオコナ  
 フニ行者飯ヲモツサウニモリテ數百人ノ鐵鉢ヘナゲ  
 入候ニ五間十間隔テ、モ飯所ヨリ被入ル、ニ少モ  
 無越度弘法不思議ニ思テ可有秘事間習度之由  
 被仰候時彼行者申汝手ヲ可書手跡惡候間難成之由  
 申ス還テ七日習フ仍彼行者ガ所へ行テ此由云處サ  
 ラバ是ニカケトテモツサウニ令書之處彼先マキリ  
 テ見之未至云時ニ又七日習フテ後彼モツサウニカ  
 カセテ見之墨ウラヘ通リタリ手跡勝レタリト云時  
 サラバ件ノ秘事ヲ可習之旨競望之處へ手跡程之モ  
 ノ也功多ニテ成ル也別ノ秘事ナシ我已數千是ヲ仕ル  
 間功之成ル也不可有別子細汝後ニハ可得大師  
 號入也手蹟要之間致此方便ト申シト云々下學集下  
 卷十九 器財門に物相モツサウ香飯ヲ分量之器也云々

(百十五)和歌披講 康富記嘉吉二年九月十八日條に今夜新右衛門講師之時堯孝が短冊は大僧都よめり懷紙又同之其外は皆賢名官途賢名なり聊可有思惟一歎如何賢名之中ちと可然之輩は微音也有其驗一愚存又如也先講懷紙之後次短冊披講了云々

(百十六)針醫 康富記嘉吉二年十月十七日條に參清史亭禁裏御不豫事驚入之由申談云々有一蓋被語云禁裏御腫物者瘡也腫物醫師久阿已下一昨日十五日始拜見之御療養難儀之由申之間自管領島山方下郷ト云醫師ヲ被召進之御針ヲバ玉體ニ憚候間如何可仕哉之由申既下郷欲退出之間三條中納言中御門中納言中山中納言等談合ありて此事如何可然哉云々清史同被參候云々本朝針博士被置者加樣時御用の爲也何事ニ必不可進針之由可申哉所詮爲權道之間御針不可苦歎之由各評評定了仍下郷御針ヲタテマキラスト云々本道之醫師中當時無針之名譽可云道之零落歎云々

(百十七)佛敵必亡 北條五代記三卷廿四 軍法昔にはる事條に信長公は天台山を灰燼し三千の衆徒を殺害す秀吉公は根來覺鑊上人の靈寺を燒亡し僧侶の首

を切佛敵たる故一代に秀で、譽有といへども二代つづかず家滅亡し給ひぬ云々按に平相國清盛東大寺興福寺を放火し衆徒を燒殺して子孫滅亡せり大友宗麟領内の佛寺を破却して遂に亡びぬ信長身延山を懸念して横死せり守屋に限らず佛敵亡滅せざるものなし漢土にては元魏の(以下) 國(北條五代記六)

(百十八)後悔さきに立す 北條五代記四卷四丁 北條氏政東西南北を戰の事條に重忠先陣を承て心はやき他人に奪はれぬ後悔さきにたゞざる放言ともいふべし云々 國(東明寺百首に後悔をさきにたゞぬとな)

(百十九)水牢 北條五代記四卷十九 北條氏茂百憐愍事條に百姓の妻子を籠にいれ水に入て呵責す云々

落穂集三ノ十丁オウ新 國(武德編年集成九水練十一ノ二ノ十六の撰狂歌集下廿一丁ウ) 國(懷に今川上總介氏眞ハ備將淫奔ニシテ蹴鞠亂舞ヲ愛好シ晝夜宴會ニ財產悉ク盡テ聖臣三浦右衛門義鎮是ヲ傲ハシ爲ニ云々賦稅ヲ倍シ臨時ノ科役ヲ課セテ滯ル者ヲハ箕谷水牢打擲脚至ラズト云トナシ云々)

(百廿)弓始鐵砲始 北條五代記五の卷六丁 關東昔侍形義異様なる事條に立春には氏直公正月七日御弓場において御弓はじめあり鈴木大學頭を前とし射手の衆多候す八日に鐵砲はじめ兩日御まへにておの

武をあらはす云々按ニ弓始は射場始にて古く朝庭の規式也鐵砲始はこれらを所見のはじめとやせん

(百廿一)髮の作り付井付髮 北條五代記五七丁 關東昔侍形義異様なる事條にけつじきと名付て木をもて大きに木ばさみを作り其げつじきにてかしら毛をぬき又髮の毛のあひだをぬきすかし皮肉の見ゆるほどにして髮をばびなんせきにてびんを高くつけあげ給へり若殿原達は髮さきをもみふさの如くにゆひ又つけ髮として別にかみさきをこしらへうらを操ちやみをよせて花ぶさなどのごとくに作り付髮してゆひ衣裳をきるにはのけえもんと名付てだかく引つくるひえりを脊の中はね四のゆまでのけて高の灸の見ゆるほどに著し袴の前をむなだかにうしろごしをあけてき給ふ去程にうしろのえもんとつきとはかまごしの間五寸六寸程有し也云々

(百廿二)びなんせきびなんかづらのけえもんぬき衣文 前條に引たる北條五代記の文に見ゆびなんせきは今美男縵ともいへり退衣文今は誤てぬきえもんといへり

(百廿三)知行役 北條五代記五卷廿六 昔矢軍の事條

に毎年七月には七夕の矢と號し大小名知行役に主人へ上る云々

(百廿四)在名 同六の卷廿一 百姓けなげをはたらく事條に此度の勳賞に百姓を轉じ侍とし在名を用ひ岩井を名のり官は兵庫助になし下さる云々

(百廿五)有識者を貴ぶ 同六の卷廿四 北條氏康和歌條に氏康は他國より來る侍をあまねく扶持し猶もて有識の者をば懇勸にせられたり云々又廿五 下々に至まで兵法をたしなみ有識の人に近付軍法を尋問て弓馬の道を日夜にまなび云々

(百廿六)著馬出馬入馬在馬 北條五代記七十六 著馬云々伊達日記に出馬在馬入馬など見ゆ 發馬後太平記廿六ノ一丁オ同四十七ノ七丁オ四十二ノ廿二丁オ著馬後太平記四十一ノ五丁オ

(百廿七)足中といふ履 北條五代記七廿三 小熊は鼠色の木綿袴に淺黄の木綿はかまを著足半をはき之少なる姿にて云々 國(畷耕録十八ノ十六丁オに鞍馬云々西新云これ足中履也)

(百廿八)越後ちやみ 北條五代記八卷四丁 北條氏康智仁勇の徳有事條に景虎上州沼田へ發向すといへども氏康出馬ゆゑ其かひなく越後へ歸陣すその時節の

落書に「景とらは越後かたびらながうきて沼田に入  
て足ぬきもせず」とよみたり云々

(百廿九)一人當千 一人當千といふ事のおこり北條  
五代記八卷セテに見ゆ

(百卅)馬鞍の手形の始 北條五代記八十

(百卅一)土手芝手 北條五代記八卷廿 北條家の軍  
に貝太鼓を用る事條に一夜の陣にも堀をほり土手芝  
手をつけ逆茂木をゆひ云々

(百卅二)印地 北條五代記八廿二

(百卅三)鏡の裏の繪様 北條五代記八卷廿六 大龜陸  
へ上る事條に鏡のうらごとくに龜を鑄付る由來見ゆ

保藏女集廿七丁に「玉くしけかみのうらにすむ千鳥おほつ  
かみなかにとふく」とゆく云々は鏡の裏に波に千鳥のかた有  
也

(百卅四)海賊衆 北條五代記九十五 に戰船を海賊と  
いふ事くはしく見えたり

(百卅五)小兒啼止 南史四十卷七 劉胡傳に蠻甚畏  
憚之明帝即位除越騎校尉蠻畏之小兒啼語云劉胡  
來便止云々按張遼を恐て逃來々々といふにおなじ

常山記談二加藤主計頭清正小西孫津守行長各肥後半州を賜り  
しと云條に清正の事を云て朝鮮人は今に至までも小兒の啼時  
鬼將軍來るといひて泣止けると云々

二年冬十一月條に景午稅京師田租一畝五升借賃公  
田一者畝一斗閏月稅市人出入者各一錢一店舍爲五  
等云々

(百四十二)麥飯獻天子 北史五九 魏本紀五孝莊  
永熙二年條に帝鞭馬長驚至湖城饑渴甚有王恩村  
人以麥飯重漿獻帝廿之云々

(百四十三)種子島の鐵炮 田邊茂啓が長崎實錄大成  
七卷に天文十二癸卯年八月大隅國種子島ノ内西村ト  
云所ニ南蠻船一艘來著せり所ノ者見之船中ノ人物  
奇異ノ行粧ナル故如何ナル者ゾト尋問シニ南蠻國ヨ  
リ商賣願ニ依テ日本ニ渡海セシ由答之則陸上ニ揚リ

處ノ者ニ出會數月滯船ス在留ノ内蠻人共長サ二三尺  
ノ小筒ニテ鳥獸ヲ打取食物トス此地ノ者共其打様ヲ  
習得テ重寶ナル物也トテ其名ヲ重寶ト云習セリ後年  
小キ鐵炮ヲ種子島ト云ルハ此由來也云々太平記卅  
丁ウ鐵炮トテ稱ノ勢ナル鐵丸  
云々後太平記廿八ノ廿丁

(百四十四)耶蘇の賊 東遷成基卷四に蓋我聞耶蘇  
來由一身毒國之西北有數蠻曰伊斯把泥波爾杜葛爾  
加西蠟意太里亞邏媽且其土之俗以幻術狐惑愚民  
不働兵戈而取人之國也呂宋占城呷哇延子諸蕃

(百卅六)巾箱五經 南史卷四十一二 齊宗室衡陽元  
王鈞傳に鈞常手自細書寫五經一部爲一卷置巾箱  
箱中以備遺忘侍讀賀玠問曰殿下家自有墳素復  
何須蠅頭細書別藏巾箱中答曰巾箱中有五經於  
檢閱既易且一更手寫則永不忘諸王聞而爭効爲巾  
箱五經巾箱五經自此始也云々蓋廟の御時四書  
の巾箱本あり

(百卅七)公家 北史三卷一 魏本紀三孝文帝延興二  
年條に其公家有車自如常禮云々

(百卅八)氷室 同三卷七 魏本紀三孝文太和四年條  
に八月乙酉詔諸州置氷室云々

(百卅九)同姓婚姻禁止の始 同八 太和七年十二月  
條に詔曰夏殷不嫌一族之婚周世始絕同姓之娶  
斯皆放隨時設政因事改者也皇運初基日不暇  
給古風遺模未遑釐改自今悉禁絕之有犯者  
以不道論云々

(百四十)緯書禁斷巫覡託神者制止 同九 太和九  
年條に正月戊寅詔禁圖讖秘緯及名孔子閉房記留  
者以大辟論又諸巫覡假稱神鬼妄說吉凶及委  
巷諸非墳典所載者嚴加禁斷云々

(百四十一)租稅 北史四卷十四 魏本紀四宣武帝孝昌  
已屬之云或曰中華有西南二佛法者西佛即今所行  
釋氏之法也南佛大底謂耶蘇天主佛蓋天主者耶蘇宗  
所尊信之佛名猶釋氏之稱彌陀佛云舊記曰人皇  
百六世後奈良帝弘治中南蠻賈舶到于筑紫船中載  
於異狀者非鬼非佛身長一丈鼻如覆鼻目如蠶  
隼而黃輝射人突禿鼠毛鬚唇馬齒手爪修皮膚若  
漆言語不通其聲似鳥之鳴國人觀之莫不驚  
嘆之也問其名譯者曰宇留我牟伐天禮武其字武詳  
始以國音  
記之以候  
後之識者者也是欲眩本邦之俗而使行耶蘇天主法  
也當是時三好長慶松永久秀奮權天下蠻人竊行  
賄賂而巢居于肥筑之界是耶蘇災害于本邦之始  
也其後織田氏制於天下而徵異人於安土見之彼獻  
寶貨奇物臣某諫曰是餌我者也請無受張公不聽遂  
賜第安天主佛爾後當豐臣氏之朝五畿山陽海西諸  
州皆建天主寺而尊信之一時伐天禮牟陰謀發覺乃  
磔魁帥二十五人其餘咸剗刎焉其後天下定于我公  
室元和中中有僧來於駿府詔曰肥後州耶蘇之遺賊叛  
乃令熊本侯清正驗治之成棄市神祖儼然曰吾固惡  
彼黨動爲陰謀臨機得利後世必禍國家矣今速  
毆耶蘇天主之種落當殄滅之乃發吏捕其屬誅

之或使改其行焉悲哉蚩々愚民不知志於禮義  
 依於仁唯一願欲念天主佛而與共成佛之  
 改策之不繼吏欺曰今若之何以宥則令不行以  
 刑則屍骸血將流京尹勝重思謂曰其誅之以草  
 如土垠而特出其首積之伍陌若其言輒積數百  
 垠於四條河原數處而吏譴曰而等歸正行則生不改  
 則垠而死積賊皆掉首曰我今將爲佛速死之樂終日  
 唱佛號至明日而咸悲泣云佛也不拯佛也不助也請  
 更曰四體挫飢餓難耐我與其爲死佛不如其爲  
 生人於是召其親族及十宗正行僧使戒之爲轉  
 宗誓狀以許之云々

(百四十五)菩提樹 元亨釋書二卷九丁 榮西傳に建久  
 三年云々此春分天台山菩提樹栽 東大寺 初西在  
 台嶺取道遠法師所栽菩提樹枝 付商船一種筑紫  
 香椎神祠建久元年也西以謂吾邦未有此樹先移一  
 枝于本土以驗我傳法中興之効若樹枯槁吾道不作  
 蓋菩提樹者如來成道之靈木也世尊滅後二百年師子國  
 王受佛記共佛舍利得南枝盛金甌移殖南宋之  
 始求那跋陀羅始栽廣府其後遠師分台峯是以西爲  
 法信寄來建東大寺復勅以此木移焉元久之始西

又取台枝栽建仁東北隅兩處茂盛垂蔭數畝至今  
 繁焉天下分栽云々榻鳴曉筆十九卷翻譯名義集三卷  
 廿一 林木篇に菩提樹西域記云即畢鉢羅樹也昔佛在世  
 高數百尺屢經殘伐猶高四五丈佛坐其下成等正覺  
 因而謂之菩提樹焉莖幹黃白枝葉青翠冬夏不凋光鮮  
 無變每至涅槃之日葉皆凋落頃之復故法苑云釋迦道  
 樹名阿沛多羅云々義楚六帖十八卷廿七 樹部云菩提  
 樹一條に善見律云師子國天受王請菩提樹阿育王  
 問諸大德可往不目連弟子佛在懸記五事一勅南枝  
 去不用刀斧自斷入金盆二昇入室入雲三七日方  
 下即便入盆茂盛布葉結實葉色黃玄種示現四勅至  
 師子國作大神變五勅舍利一升致現如佛相光明  
 倍於日月王即以紫磨金作盆圍九肘高肘厚八寸  
 口如象鼻乘舩而往王自入水至頸接之現大神  
 變而乃植焉在耳云々此外菩提樹の所見枚舉に遑  
 なし 顯書路記百餘車一の卷國府津真興寺附盛條に於たらに  
 北集四大傑本草  
 十二小集雜筆四  
 (百四十六)天台座主 元亨釋書二卷廿七 義真傳に天  
 長元年詔任延曆寺座主座主職始於真云々天台座  
 主記一卷第一座主義真和尚條に天長元年甲辰六月廿

二日爲座主年四十六是座主之元祖也云々釋家初例  
 抄下卷 群書類從四百廿 五卷卅一丁左 天台座主始義真和尚弘仁十三  
 年四月日補云々

(百四十七)乞食袋 元亨釋書三卷四丁 光定傳に弘仁  
 上皇間定之齋厨屢缺賜一袋御書曰光定乞食袋其  
 後囊中無所容云々真言傳四卷十六 光定傳に弘仁九  
 年云々又山資ノトモシキ事ヲ聞食テ別ノ乞食袋ヲ給  
 テ山中ノ食ニアテシム云々耳底記上卷十五 學問は  
 こじきぶくろのやうなるよきと宗砌やらんが書たる  
 ものにありなにもまづとり入てさて撰るなり云々  
 顯書文德實錄天安二年八月戊戌條に内供奉十禪師傳燈大法師位光  
 定卒云々帝間光定在山實用絶乏 別賜乞食袋 濟山中之念  
 云々

(百四十八)伊豆の温泉神社 元亨釋書五卷二丁 桓舜  
 傳に浪遊豆州一説法温泉神社 其夜夢神告曰師早  
 還本山一必昇顯位舜如神言果爲法性寺座主云  
 云按に走湯權現の事にや  
 (百四十九)鶴林の遺風 元亨釋書廿四 釋祖圓傳に圓  
 丈室之東偏手植篁竹臨亡之時竹葉委白經二三  
 日復青云々  
 (百五十)腹非の法 容齋三筆二卷五丁 無名殺臣

下條に傳曰欲加之罪其無辭乎古者置人於死  
 地必求其所以死然固有無罪殺乎而必爲之  
 名者張湯爲漢武造白鹿皮幣大農顏異以爲本  
 末不相稱天子不悅湯又與異有隙異與客語初令  
 下有不便者異不應微反辱湯奏當異九卿見令  
 不便不入言而腹非論死自是後有腹非之法曹操  
 始用崔琰後爲人所譖問爲徒隸使人視之詞色  
 不撓操令曰琰雖見刑而對賓客虬須直視若有  
 所順遂賜琰死隋煬帝殺高穎之後議新令久不  
 決薛道衡謂朝士曰向使高穎不死令決當久行有  
 人奏之帝怒付執法者推之妻蘊奏道衡有無君之心  
 推惡於國妄造禍端論其罪名似如隱味原其  
 情意深爲悖逆帝曰公論其逆妙體本心遂令自  
 盡冤哉此三臣之死也云々 顯書魏志六ノ四十一丁才袁紹傳  
 史記平準書十二丁ウ同孝文本紀九丁才  
 (百五十一)秀才 職原抄大學寮條に凡四道儒者第  
 一等秀才第二等明經第三等明法第四等筆道也見令  
 條云々令條は考課令也秀才は大業の儒にて文章を  
 以て進むをいふ紀傳を學べば紀傳道ともいへり容齋  
 三筆二卷十四丁才に秀才之名自宋魏以後實爲貢舉科目

之最而今人恬於習玩每聞以此稱之輒指為輕  
 已因閱北史杜正元傳載一事云隋開皇十五年舉  
 秀才試策高第曹司以策過左僕射楊素素怒曰周孔更  
 生尚不得為秀才刺史何忽妄舉此人乃以策抵  
 地不視時海內唯正元一人應秀才曹司重以啓素  
 素志在試退正元乃使擬相如上林賦王褒聖主得  
 賢臣頌班固燕然山銘張載劍閣銘白鸚鵡賦曰我不  
 能為君住宿可至未時令就正元及時並了素讀  
 數徧大驚曰誠好秀才命曹司錄奏蓋其重如此又正  
 元弟正藏次年舉秀才時蘇威監選試擬賈誼過秦  
 論尚書湯誓匠人箴連理樹賦凡賦弓銘亦應時並就文  
 無點竄然則可謂難矣唐書杜正倫傳云隋世重舉秀  
 才天下不十人而正倫一門三秀才皆高第乃此也云  
 云唐六典二卷廿六にも秀才の事見ゆ  
 (百五十二)四隣容齋三筆十四卷十四飛鄰望鄰の條  
 に自古所謂四隣蓋指東西南北四者而言耳然貪虐  
 害民者一切肆其私心二元豐以後州縣權賣坊場而  
 收淨息以募役行之浸久弊從而生往々鬻其抵產  
 抑配四鄰四鄰貧乏則散及飛鄰望鄰之家不復問  
 遠近必得償乃止飛鄰望鄰之說誠所未聞元祐元年

殿中侍御史呂陶奏疏論之雖嘗暫革至紹聖又復  
 然云々  
 (百五十三)實年官年容齋四筆三卷八丁に士大夫  
 叙官閥有所謂實年官年兩說前此未嘗見於官  
 文書大抵布衣應舉必減歲數蓋少壯者欲藉此  
 為求昏地不幸潦倒場屋勉從特恩則年未六十始  
 許入仕不得不豫為之圖至公卿任子欲其早列  
 仕籍或正在童孺故率增擡庚甲有至數歲者  
 然守義之士猶曰兒曹甫策名委質而父祖先導之  
 以挾詐欺君不可也此者以朝臣慶言年及七十者  
 不許任監司郡守指紳多不自安爭引年以決去  
 就江東提刑李信甫雖春秋過七十而官年損其五  
 堅乞致仕有旨官年未及與之外祠知房州章  
 嗣六十八歲而官年增其三亦求罷去諸司以其精  
 力未衰援實為請有旨聽終任知嚴州秦焞乞祠  
 之疏曰實年六十五而官年已踰七十遂得去齊慶  
 寧國乞歸亦曰實年七十而官年六十七於是實年官年  
 之字形於制書掃告中外是君臣上下公相為欺也  
 掌故之野甚矣此豈紀於史錄哉國朝五十二丁  
 (百五十四)伏龍肝容齋四筆五卷二丁に本草伏龍肝

陶隱居云此竈中對釜月下黃土也以竈有神故呼為  
 伏龍肝并以透隱為名爾雷公云凡使勿慢用竈  
 下土其伏龍肝是十年已來竈額內火氣積自結如赤色  
 石中黃其形貌八稜子嘗見臨安醫官陳與大夫言嘗  
 以砌竈時納豬肝一具於土中俟其積久與土  
 為一然後用之則稍與名相應比讀後漢書陰識傳  
 云其先陰子方臘日晨炊而竈神形見注引雜五行書  
 曰宜市買豬肝泥竈令婦孝然則與之說亦有  
 本云廣濟歷亦有此說又列作竈忌日云伏龍在不  
 可移作所謂伏龍者龍之神也  
 (百五十五)河伯容齋四筆五卷十五馮夷姓字條に張  
 衡思元賦號馮夷俾清津兮權龍舟以濟予李善注  
 文選引青令傳曰河伯姓馮氏名夷浴於河中而溺死  
 是為河伯太公金匱曰河伯姓馮名修妻氏新語謂為  
 馮夷莊子曰馮夷得之以游大川淮南子曰馮夷服  
 夷石而水仙後漢張衡傳注引聖賢家墓記曰馮夷者  
 宏農華陰潼鄉隄首里人服八石得水仙為河伯又  
 龍魚河圖曰河伯姓呂名公子夫人姓馮名夷唐碑有河  
 侯新祠頌秦宗撰文曰河伯姓馮名夷字公子數說不  
 同然則不經之傳也蓋本於屈原遠遊篇所謂使湘靈

鼓瑟兮令海若舞馮夷前此未有用者淮南子原道  
 訓又曰馮夷大丙之御也乘雲車入雲蜺許叔重云皆  
 古之得道能御陰陽者此自別一馮夷也  
 (百五十六)將軍官稱容齋隨筆七卷五丁將軍官稱條  
 に前漢書百官表將軍皆周末官秦因之子按國語鄭文  
 公以詹伯為將軍又吳夫差十旌一將軍左傳豈將軍  
 食之而有不足檀弓衛將軍文子魯使慎子為將軍然  
 則其名久矣彭寵為奴所縛呼其妻曰趣為諸將軍  
 辨裝東漢書注云呼奴為將軍欲其救己也今吳人  
 語猶謂小蒼頭為將軍蓋本諸此云々史記司馬穰苴  
 傳に景公召穰苴與語兵事大說之以為將軍索  
 隱曰謂命之為將以將軍也將音即匠反遂以將軍  
 為官名故尸子曰十萬之師無將軍則亂六國時有  
 此官云々  
 (百五十七)端午容齋隨筆一卷三丁八月端午の條に  
 唐玄宗以八月五日生以其日為千秋節張說上大  
 衍歷序云謹以開元十六年八月端午赤光照室之夜獻  
 之唐類表有宋璟請以八月五日為千秋節表云  
 月惟仲秋日在端午然則凡月之五日皆可稱端午  
 也

(百五十八)窮冬 元亨釋書十一卷十二 勝算傳に時窮冬云々吾妻鏡二にも見ゆ釋本朝無量壽五十八丁ウウ冬欲盛感維址

(百五十九)辨慶二人 元亨釋書十三卷十二 俊苒傳に味木縣人辨慶あり義經の從士の辨慶と異也

(百六十)石像の始 同十六卷二 釋慧便傳に敏達十三年蘇馬子奏取百濟彌勒石像於石川宅側創殿安置云々

(百六十一)日本の僧遠遊 元亨釋書十六卷六 慧濟傳に或留唐或天殂本朝之遠遊濟等爲始焉云々また

十二 眞如傳贊に自推古一至レ今七百歲學者之事二西遊一也以レ千百數而跋二印度一者只如一一人二而已云々

(百六十二)元亨釋書の非 元亨釋書廿卷十 資治表用明帝條に楊隋文帝開皇六年と書たりこれ大なる誤也魏に曹氏あり元氏あり故に曹魏にまされざるやうに元魏とも北魏ともいふ唐に李唐南唐後唐あり故に分てよべり宋に劉宋趙宋あり隋はまざる事なきに楊隋と書るはいかにぞや

(百六十三)瓦工の始 元亨釋書廿卷十二 に欽明十一年百濟貢佛舍利及沙門并畫工瓦工云々

時也云々

(百七十一)ふるつばもの 元服會我草子四に助經はふるつばもの箱王は生年十三なり云々

(百七十二)面棍取棍 義經四國落草子四におもかぢをつよくとりとりかぢをよわくとつてわいろをたてけしきを見四國をさいてやつて見よ云々太平記十六廿七 兵庫海陸寄手條に取棍面棍二搔搔搔一云々

(百七十三)七人の子はなすとも女に心ゆるすな 鎌田草子十五になすの子はなすとも女に心ゆるすなと申傳へて候云々

(百七十四)子は三界の首枷 鎌田草子十六にさいし珍寶さふわうありんみやうしうしふすあしやげにもおもへばかたきなり子は三界の首かせと今こそ思ひしられたれ云々

(百七十五)あかだ薬 張良草子六にその菊のはにおく露がしたの木受におち合て不老不死の薬となる薬師の淨土にて不老山この淨土にてあがたやく人間にあたふれば其名を和らげて即酒と申也云々守武千句四十七 追加に「墨田川原は薬也けり」都鳥はしと足とがあかだにて云々

(百六十四)二間供 同廿六卷三 永長元年正月條に釋經範奏修觀音供于清涼殿云々俗曰二間供云々

(百六十五)法親王始 同廿六卷五に康和元年正月仁和寺覺行冊親王一行承保之子皇子出家後爲親王一行始俗曰法親王云々

(百六十六)僧に俗官を賜ふ 道鏡大臣禪師となりし後大治二年正月沙門覺行儀同三司に任せし事元亨釋書廿六卷十に見ゆ

(百六十七)御持僧并僧正二人の例 元亨釋書廿六卷十二

(百六十八)和市 湧幢小品二卷和市條に包孝蕭爲三司使凡築庫供上物舊皆派之列郡積以困民公爲置場和市民得免其擾云々東寺文書抄一 顯顯法法下下卷卷、部部に和市アキナヒカフ云々 色葉字類抄八卷和部登字門に和市アキナヒカフ云々又和市アマナヒカフ

(百六十九)火井 湧幢小品十五卷十八 火井條に阿迷州有火井煙來水出投以竹木則焚即有火井以之火外投之生餘光數里云々按越後の火井また同日の談也

(百七十)狸眠 俗に空眠するを狸眠といへり湧幢小品廿五卷廿五 狸眠條に白狸眠處即葬所也白狸起而葬

(百七十六)三合の厄 康富記嘉吉二十十六條に明年當三合之災云々

(百七十七)親王を大王といふ事 康富記嘉吉三四六條に今日後伏見院年忌御作善於三福寺毎年被修之三福寺之住持被尋予云施主は伏見殿也人道親王にて御座ある間禪定法親王と可奉書歎之由被問之又尊儀をば後伏見院禪定法王ト可奉書云々予返答云施主御名字事禪定大王ト可被載歎親王ヲバ大王ト申故也諸門跡之法親王可相似歎之間禪定法親王ハ不廿心之由申了云々

(百七十八)片鑑に結ふ 康富記嘉吉四二一條に伴勘文七通外記例二卷以上九卷以紙一枚被裏表以紙捻被結之片匙也云々同五日條に悉見文如元裏之以紙捻結之片鑑云々

(百七十九)殺類其外の物空より降事 康富記文安元三四條是日洛中之男女皆申云自虛空大豆小豆降云々雨降時分交下云々其體如大豆之形但體不大豆非小豆歎下女等拾取持來之間見了所詮如米之實歎何様表豊年嘉瑞者哉珍重日本昔不知時代大麥自空中降下又飯降事有之由見類聚國史云々

漢家之例周室王屋之上有犬化鳥此鳥年麥銜來云々  
后稷之時者五穀之種自空降下歟云々儘可引勘之  
近江國飯降山ト云名所有之飯降之故歟見類聚國  
史本朝大麥降事清外史之所令語給也聖武天皇天  
平十三年六月戊寅日夜京中條々飯降之由見水鏡  
了云々頭書下學集下廿二丁オオオ略記廿二ノ八丁ウ九丁オ十二  
三ノ四

(百八十)淨土宗禮節の事同和尚號の事 康富記文安  
元七十四條に宗之衆爲墨染其以前者如聖  
道也云々依勅定令著墨云々三光寺元祖相共兩人  
參入相互中談義云々其時洞中御沙汰淨土宗禮節事  
爲一寺住持之者可准公卿爲平僧者可准四  
品雲客之由有御沙汰云々予按之僧正准參議僧  
都准四位殿上人之由禮節是之者哉當時遣迎院弟  
子中龍房爲平僧參入伏見殿談中三部經爲自  
宗規模之由被語之淨土宗中現存之時被聽和尚  
號七觀音院之元祖即應云々在歟之由存云々年號月  
日儘被尋究可承之由予申了悟真寺坊主可被存  
知歟可尋云々

條に參伏見殿云々可被遊御連歌暫可祇候之  
由被仰之間待申候處晚御會被始之予可勤仕執  
筆之由被仰下云々御所様ハ内々御會之時松ト云  
字ヲ作者ニ被遊之宮御方ハ竹ト云御字也云々  
(百八十二)象戲の駒 康富記文安四五八條に象戲馬  
進候返々悦喜云々頭書將葉の事寶石五十二通雅卅五ノ廿丁  
也戲

了後御料人飲給其盃予給之酌同三献鯛之羹物也二種  
肴海月也云々頭書應波四ノ三丁ウ 家中竹馬記五十三丁ウに  
三ッ御盃參候又廿一丁ウ數の御盃云々又同丁ウ御三盃并  
數の御盃參候又廿八丁ウ御盃云々又同丁ウ御三盃并  
四丁ウ三之御盃參候又廿八丁ウ御盃云々又同丁ウ御三盃并  
杯參又數の御盃參云々數の御盃と申は御四方の上に御盃を三ッ  
わに十ッつかされ申候又二丁ウ御酌の儘三の御盃をきこしめした  
る御したな數の御盃へ御入候て惣入御盃候三ながら同前云々又三  
丁ウ三盃又十七丁ウ三の御杯數の御  
杯 公方様正月御事始記十三丁オ

へりとぞ又熊野にては「花しね」といへり夫木抄四花  
部に花の歌とてよみけるに西行上人「山櫻よし野ま  
うての花しねをたつねん人の袖につまらん」歌林拾  
葉二卷廿に花しねは花米也散米とて神前などにまく  
米の事也と注したり熊野權現金剛藏王寶殿造功日記  
に白河院御出家永長年中也熊野寶殿未供養自院奉  
幣御使僧增譽御幣花米結ハナシキ付證誠殿鳥倉御使長圓  
於庵室七日病惱云々また二條關白承德二年熊野奉  
幣御使東禪房聖實御幣置證誠殿鳥倉御花米置南所  
寶殿鳥倉云々と見ゆ康富記に白米裏紙切々物とい  
ひ造功日記に結付鳥倉とあるを考合するに紙に裏  
て枝などにも付たりけんそのさまの花の枝に似たれ  
ば花米ともいへるなるべし頭書産所記三丁ウカマハ供米  
供米等可被沙汰之由云々檢教訓抄御次第之卷十丁ウ三月御  
節供米河北御供田役今日有上祭云々因に云米はよれ稻はしれ  
とおほくいへり「こめ」といふことふるはきこえず  
「こめ」はくまの通音にや日本紀歌に小嶽コメヤク

(百八十五)御くま精米花米 康富記文安六二廿一條  
に參詣東大寺拜大佛了於觀音堂庭拾取白米  
裏紙切々物了御クマ云々按に倭名抄十祭祀具部に  
精米離騷經注云精和反和名 精米所以享神也云々字  
鏡集二米部に精シヨ統同 同相與反「カラ」「クマシ  
子」「ツチマキヨ子」云々類聚名義抄法下米部に精相  
與反又所音「クマシ子」精正精俗通云々以呂波字類  
抄六久部飲食門に精米クマシ子精米所以之神祭神米  
也云々節用集久部衣服門に精米クマシ子神ニ手向米  
云々按に「くましね」を「みくま」とも又は「うちまき  
よね」ともいふ今俗「おさんかう」又は「さんまい」と  
いへるこれ也「おさんかう」は御散古女の義「さんま  
い」は散米也安藝石見などにては今も「みくま」とい

(百八十六)天子其外高貴人自土を荷給ふ 康富記寶  
徳二五十六條に清少納言殿令語給云聖武天皇東大  
寺御建立之時主上自令荷佛壇土之由有所見以  
此例龜山院南禪寺御建立時天子自荷土給云々依



此例一相國寺草創之時鹿苑院大相國自身令荷土給  
 云々扶桑略記聖武天皇下天十七八廿三條 濟北集十ノ  
 (百八十七)沙彌 元亨釋書十七卷丁九乘運傳に除鬚  
 髮爲在家沙彌自注に國俗剃髮不塗梵儀有妻  
 子者在家稱沙彌云々大平記廿四ノ九丁  
 (百八十八)草薙劔 草薙劔の由來古事記日本紀熱田  
 緣起の説を正とす源平盛衰記劔卷元亨釋書八丁ウ神  
 道集などの説を異説とす

(百八十九)佐官 元亨釋書廿一卷丁二資治表天武二  
 年十二月條に戊申以義成爲僧都加佐官二比丘一  
 有四佐官自此始云々丁十六天武十五年條に大官  
 寺知事佐官云々

(百九十)度牒度緣公驗戒牒 元亨釋書廿三卷丁三  
 資治表弘仁四年の條に二月復度緣云々弘仁四年二  
 月丙戌禮部省古例僧尼出家之日授度緣受戒之  
 時給之公驗勝寶以來受戒之日毀度緣停公驗只  
 授十師戒牒今案於事有疑若不復古制恐致奸  
 僞伏乞不毀廣緣只其度緣自今以後借用尙書省  
 印尼用有司印至受戒時尙書省於度緣末注受  
 戒年月並官僚署名以省印印之若有身亡或反

俗者其度緣戒牒早上尙書省省年終申官毀之庶令  
 姦人屏跡源流共澄制可云々按に此文類聚國史百八  
 十七卷を出處とす續日本紀元正天皇養老四年正月丁  
 巳始授僧尼公驗云々僧尼令義解に告牒者僧尼得度  
 公驗也云々度牒の事故事要略五十六卷延喜式蕃式制  
 度通五卷など所見おほかり附田次筆二ノ廿一丁ウ  
扶桑略記六ノ十丁ウ  
 老四年庚申正月朔日甲寅云々始授僧尼公驗云々續日本後紀十三  
 ノ十六丁ウ承和十年六月辛酉制に去弘仁四年二月勅僧尼有身死并  
 還俗其度緣戒牒  
 早令進省云々

(百九十一)染井と云地名 江戸北郊に染井の里あり  
 これ染屋ありてその井におこれる名也元亨釋書廿八  
 卷七丁當麻寺條に染井染寺等の名目あり武藏多摩郡  
 足立郡などに染屋村あり足立郡なるは染谷とかじり  
 また染屋氏あり諸國に此名おほかるべし

(百九十二)園基の時の戲語 元亨釋書廿九卷八丁拾  
 異志に天平年中山州相樂郡高麗寺有僧榮常持法  
 華一優婆塞常遊寺一日常與優婆塞基常每下一  
 著曰白衣白衣優婆塞其口又曰榮常榮常俄  
 優婆塞口自囑斜以手柱晒出寺未到家躡地而死  
 云々太平記に仙人の首を斬れる談あり附田次筆二ノ十丁ウ

(百九十三)日本曆 遼史四卷曆原志下に宋元豐元年  
 十二月司天監考遼及高麗日本國曆與奉元曆同異  
 遼己未歲氣朔與宣明曆合日本戊午歲與遼曆相近  
 高麗戊午年朔與奉元曆合氣有二不同云々

(百九十四)猿戸 常山紀談一卷に持資京に上りし時  
 慈照院殿政饗應せんと也慈照院殿に一つの猿あり  
 見知らぬ人をば必かき傷ふといふ事を持資聞て猿つ  
 かひに略して猿をかり旅亭の庭につなぎ出仕の装束  
 して側を過るに猿飛かゝるを鞭を以思さまにた  
 き伏たれば後には猿首をたれて恐れぬたり持資猿つ  
 かひの人に禮謝して猿を返したりかくて饗應の日か  
 ねて慈照院殿彼猿を通るべき所につなぎおきて持資  
 が狼狽するを見んと待れたるに持資をかの猿見ると  
 ひどしく地に平伏す持資衣紋ひきつくりひ打過た  
 りければ唯人に非すと大に驚れたると也彼猿を繋ぎ  
 たる戸を猿戸といふそれより猿戸といふ名おこれる  
 と也云々

(百九十五)地白の帷 常山紀談一卷に輝虎武藏の私  
 市の城圍まれし時此城は後に大なる沼ありて堅固の  
 地也本丸を外より見ゆる様に築たりけるを打巡り

見られしに本丸より二の廓にうつる廊下の橋すのこ  
 にて作りたるに地白のかたびらさたる人の影水にう  
 つろひ見えけり地白のかたびらといふは地を白く紋  
 を黒く染たる物にて其頃女の多く著たる物とぞ云々  
 (百九十六)返り威狀 常山紀談一の卷に謙信信玄と  
 和平を結ばんとせられし時長遠寺の僧を使にせらる  
 此僧は遊説の人也謙信かの僧に甲斐の士に向井與左  
 衛門といふ者ありやと問るにこれ有と申鎗の疵や  
 有と問るに面に刀の疵有と申謙信曰川中島の戦に  
 名乗かけて我を後より突とほす所をふりかへりて一  
 刀斬たりしぞかしよもたすからじと思ひしにながら  
 へたるよなとて萌黄の胴肩衣に鎗の跡有取出し書  
 簡を添て向井に送られけり此を世に返り威狀といふ  
 其書中に川中島の事をのせられたりといへり云々  
 (百九十七)橘諸兄公の墓 同書一卷に實休阿波より  
 渡海し岸和田の東久米田の山に陣す久米田寺に橘諸  
 兄公の墓あり實休墓をほり石槨をとり出す聞人眉を  
 ひそめすといふ事なし云々

(百九十八)挑灯の指物 同一の卷に天正三年六月東  
 照宮二股の城を攻給ふ城主は依田下野守幸成也云々

松平彌右衛門が子彦九郎敵に朱のてうちんのさし物有を見て味方にも此指物有云々頭書 挑今川大帥 子廿七丁  
 (百九十九)女の死眼に倅子なし 同一巻に村田打死しけるを首をとりたれども女の首成べしと人々疑へり東照宮聞し召れ眼をひらき見よ女ならば白眼なるべしと仰有ければ開て見るに黒眼あり云々  
 (二百)手裏劔 手裏劔は駿劔也常山紀談一卷に山口五郎作云々菅沼刑部鹽津傳介追つめければ射たれども中らず指添を拙て手裏劔にうつ刑部が頭上打かすりたり山口もつひにそにて打死せし云々室町日記二の巻にも手裏劔見ゆ  
 (二百一)よこねといふ瘡 瘡毒の股の付根の所へ腫出たるを横根といへり常山紀談二卷瀧川一益佐々成政等信孝を推崇て秀吉と弓箭を取し事をいへる條注に篠原勘六とて利家の近習の士廿三に成しが「よこね」を煩ひ起臥も心に任せずと見ゆ天明の比或人近江の笠松時にてよめる狂歌に「はれ出てそらにけきれの雲もなく山の上よこねにうみぞ見えける」  
 (二百二)美物菓子 天聰記天文四九六條に自武家美物被進云々和信朝臣記長承四年二月條に菓子十

坏大廿子オホカウジ小廿子串柿コカウジ餅伏ツラ以上各二坏魚物七坏干物五坏生物五坏具物五坏燒物五坏已上高大盛之仍卅坏一行雜居滿歎云々頭書 物備統に三牲之類八簋之實 十一丁オ十五丁オ十九丁オ廿三丁オ 年中定例記九丁オ十三丁オ十七丁オ廿九丁オ卅丁オ美物は魚鳥類のナマクサ物にいふ事年中定例記十七丁オ卅  
 (二百三)羽織は物具の上の著物 常山紀談七卷に東照宮聚樂にて秀吉に御對面饗禮有ける日秀吉白き紙子の羽織に繡したるを著られけり浦生氏細其比世二巻にて細紙子と名付呼れりと云 淺野彈正長政彼羽を御所望候へかしたとさやき申けれども東照宮漫に人の物をもらひたることなしと仰あり長政亦御所望候ひなば秀吉大に悦れ候べし素此羽織は物の具の上に著んとの設なれば一旦は辭し申とも強て乞得させられなば秀吉何事の悦か是にまさるべきとしひ申せば東照宮やむ事を得ずして許容まし〜けり扱聚樂の城門にて毛利浮田を始の居並て拜謁し扱茶を奉りて後東照宮彼羽織の事被仰出ししかば秀吉悦て手づから召せ奉り諸大名に向ひ吾に物具させさせまじきとの事ならずや誠に天の冥加に叶ひたる秀吉なりとぞ被語ける云々按に此文にて羽織はもと物具の上著にて保呂の遺風ともいふべ

きもの也室町日記二卷二丁ウ義長調物之事條に具足羽織十とあり具足の上に着る故の名なるべし 大坪流馬方幸秀論に馬引て行時著たるすはう成とはおりにても馬のウしちへ打かくれば留る也云々  
 (二百四)四月朔日氏 常山紀談八卷立花道雪の事をいへる條に吾士の四月朔日左兵衛は若き時初ての軍におくれし事の有しに云々四月朔日のこと尋頭書 一寸八寸氏鹿伏死氏 東海林氏勅使河原  
 (二百五)決斷必利 常山紀談二卷豊後國合志常陸介を大友義鎮攻る事をいへる條に佐伯が士大將高島參河一日に十三度の功名有云々吾敵に逢時は吾首を敵にとらするか敵の首をわれとる歎此二つの中天命に有と思ひて初は緩に似たれど相逢時は一決して一槍の中に勝負わかるゝゆるに疲るゝ事なく候也不入所にて氣を苦しめざるゆるに幾度事に逢ても胸中安閑也と答けりとぞ云々與清曰物は決斷にあり術計盡ぬる時に心をしづめて死を極れば何にても窮することなし中川瀬兵衛も軍に臨めば必敵の首を得るを或人子細を問に吾敵に逢へば吾首を取らるゝ歎敵の首を取る歎の二を出じと心を決して死戦す若敵の首を獲ざる時は吾が首敵手に有と知べしといへりとなん

予が父本孝翁の歌あり以己對人則天下反之捨己應事則海内歸之「すて〜て捨はて〜こそやすからめ又とすつへきものゝなけれは」  
 (二百六)火繩 常山紀談二卷勝頼滅の後東照宮武田家の士横田甚右衛門等を召て信玄の事ども物語させて問召ける時御坊の時火繩はいかいたると御尋有柿の澁に石灰を入れて火繩を染候へば年経ても用られ候と申す横田又は城意庵などに信玄の事をば御坊と仰有けるとぞ云々  
 (二百七)冑の名物 常山紀談二卷に加藤嘉明の冑は形を富士山に造なして名をも即富士山といふ具足の胸に天人の雲に乗たるを蒔繪にしたり竹中重治が冑は一の谷明智秀俊が冑は二の谷といふ攝州一の谷二の谷相雙べり又柴田伊賀守勝豊が冑は鐵蓋が案といふ是は一の谷より高く峙たる山なればかく名付しとかや此餘浦野若狹守が小水牛黒田長政の大水牛日根野が唐冠の冑原隠岐守が十王頭福島正則の四侯鹿の角本多忠勝が佐藤四郎が冑蒲生氏郷の銀の鱗尾伏見久内が割蛤武田信玄の諏訪法性秀吉の八日の月加藤清正の長鳥帽子矢田作十郎が鯉の冑藤堂新七が帽子

などいへる多く細川忠興の山鳥の尾の背といへるも名高し關原の軍に忠興彼山鳥の尾の背を著銀の天衝の指物なりしに遙に見て只舞鶴の様に有けるを東照宮背と指物と映あひて面白きとて乞得させ給ひ台徳院殿に進せられけり云々按に源氏重代の八龍の兜

(以下)藤堂高虎の唐冠  
藤堂山紀談三

(二百八)首を取て見取られて見ると云諺 常山紀談

二の巻馬場重介職家が事をいへる條に見ゆ

(二百九)なく笠といふ歌 常山紀談二の巻に秀吉或時紹巴に向ひ吾發句せん汝脇句せよとて「奥山に紅葉ふみわけなく笠」とせられしかば紹巴脇もと見えぬともし火のかけし紹巴啼蟲に候はずと申す秀吉笠に聲なくともわれ鳴せんせせば鳴ずして有べきやといはれし時細川幽齋かたへより「武藏野や篠をつかねて降雨に笠より外鳴蟲もなし」とよめる歌の候といはれければ秀吉悦ばれけり此歌は盛の聲有といふ心にはあらず雨ふる夜は皆蟲の鳴やむなれば光の見ゆる笠より外蟲なしと云ふ事なり云々

(二百十)三木牛之助が歌 同書二の巻に三木牛之助は島山高政に仕て剛の者也五尺許の鉄形打たる背を著て運在天見敵無退また「人はたゝ指出ぬこそよか

直江に興へられ陪臣の中第一の大祿也長高く容儀骨柄ならびなく辨口明にことさら大膽の人也且文藝にもくからず五臣注の文選は此人の板行させたるなりとぞ詩をも作りて「春雁似「吾吾似」雁洛陽城裏背「花歸」などいふ句も世にきこえたり云々

(二百十三)猿頭 常山紀談三の巻立花宗茂大津の城攻の事をいへる條に細川家の鐵炮は口藥入を革にて今世の鼻紙袋のごとく造て用ふ又加賀の吉田大藏とて世にきこえし手だれの常に箭をとりて俄に出る時十筋も持たき事のあるに腰にさせば走るに落るとて革にて角袋造りて緒をつけ腰にさげそれに矢を入れて腰にさしけり其名を猿頭と名づけたり云々

(二百十四)蜈蚣舟 常山紀談三の巻加藤清正の北の方の事をいへる條に川口に蜈蚣船晚ごにごきくらべをさせてけり云々轉法口にゆきてやがて蜈蚣船にのせこぎ出し番船の前をつと行過て云々

(二百十五)馬の旋毛に手負と云文字有 同書三の巻に黒田孝隆入道如水關原の亂の時九州を打平げられしに乘られし馬は二寸計の黒馬なるが百會に手負といふ旋毛あり如水此馬を指さしてわれ此凶相をしら

りけれ軍にたにも先かけをせば」とよめる歌を鉄形に書たりしが天文十一年正月河内の合戦に一番槍を合せ敵の大將を討取たり天文十六年七月廿二日三好政勝入道宗三と舍利寺の軍に討死しけり後此歌の事を秀吉に物語する人有ければ秀吉歌の趣意よろしからず吾ならば「人はたゝ指出たるそよかりける軍の時も先駆をして」とよむべき物をといはれけり云々

(二百十一)出雲の妓女國 おくに歌舞妓の祖は出雲みこ國といへる妓也羅山文集に國が事見ゆ常山紀談

二巻に越前の秀康卿伏見にて國といふ妓女を召て舞せられし時襟にかけたる水精の珠數見ぐるしきとて物具の上に掛給へる珊瑚の珠數を賜りけるがしばし舞ける時頻に涙を流し給ふ人々あやしみければ秀康卿今天下に幾千万の女あれども天下一の女と世に譽高きは此女なるよ吾天下第一の男と世にいはれずあの女にさへおどり果たりと思へばなかれけりと仰有けり云々

(二百十二)直江兼續が詩 常山紀談二巻に越後の士大將直江山城守兼續は朝日將軍義仲の乳子樋口次郎が末孫也謙信に仕へて景勝奥州にて米澤三十万石を

ざるに非ずされども人は萬物の靈也と聞えたる人に勝べき萬物なし吾不道ならば凶相これより大なるはなし此馬の毛きすにかゝはらすといはれしとぞ云々

(二百十六)雨降て地かたまる云諺 常山紀談三の巻に關原の後東照宮石田が亂は雨ふりて地かたまるといふに同じこれより辯證ならんと仰有し云々易集注二ノ十四下ウ曉衆に天地睽而其事問也男女睽而其志通也万物睽而其類也云々又七下ウ睽ノ衆に往遇ノ雨則告入八下ウ

(二百十七)密書を笠の紐にして使せし事 常山紀談三巻景勝を征伐させ給ふ事をいへる次の條に池田の家臣渡邊總左衛門大坂の奥方の許へ密使を承れるをり伊勢の宮川を打渡り關所近く成て見れば通るべきやうぞなきやがて一封の書をば深田の中に深くかくし埋み其日は行暮て山に伏し明る朝一通の書を紙捻にして青花をとり一二三のしるしをし笠の緒として一の關に行かゝる固めたる士ども斯大亂に伊勢に詣る者やあるそれ打殺せとひしめきけり貳人さわがすとくより伊勢に詣て此騒に及び一夜の宿をもかすべからずとの法によりいづかたにとまるべきやうもなく進退きはまり候大坂の妻子も心もとなく天照太神を頼みにまかせて歸り候ぞとばかりけるさらば

とて荷たわら御秘箱脇指の鞘をも打くだき髪をもと  
かせ帯袖わらむまでも改見て怪しき事もなきよとて  
通しければ云々按に慶安太平記といふ俗書に有竹八  
藏といふものかゝる計せしよし記したるは此渡邊總  
左衛門が所爲に附會せしなるべし

(二百十八) 貝福右衛門 池田家の臣に貝福右衛門と  
いふ貝吹あり常山紀談三の巻岐阜の城を攻る軍評定  
の事をいへる條に三左衛門尉は搦手より向はれ候へ  
ど云々味方の軍兵いさみすゝんではや川に打入んけ  
しき也公馬を乗廻し今しばらくぞと下知せさせ給ふ  
此時貝福右衛門時はよかりぬと申せば公然るべしと  
宣ける詞の下よりさかまく波に馬をさつと打入二三  
間あゆませ鞍つぼになりさかり貝に河水をすくふて  
打うつしいかにも高く吹出す寶螺の聲諸陣にひゞき  
わたる是より一同に打入て一騎も不殘向の岸に上  
る云々

(二百十九) 四天王の人々 源義經の四天王は鎌田藤  
太盛政同藤次光政佐藤三郎兵衛繼信同四郎兵衛忠信  
也源平盛衰記四十二卷廿三丁世に備井片岡伊勢駿河とも繼信忠信辨  
慶快存ともいふは共に誤也源頼光の四天王は渡邊綱

季武貞光公時也源平盛衰本今昔物語木曾義仲の四天王は  
今井兼平樋口「兼光」根井「光親」楯親忠「連歌」の四天王  
は南都興福寺にあり砂石五岐阜中納言の四天王は飯沼  
小勘平其一人也常山紀談三和歌四天王は頼阿慶運淨辨兼  
好徹書記参考太平記十丁四平家物語九三丁ウ深谷記  
一丁ウ劔卷三丁ウ盛衰記二丁ウ同卅五三丁ウ同四十二  
丁ウ長門本平家物語一丁ウ同十六丁ウ砂石集五下  
丁ウ古今著聞集九三丁ウ頼朝傳三國志九ノ十一丁ウ實允  
相二號三四英二也云々

(二百廿) 黒餅白餅のゑるし 常山紀談三の巻關原  
の軍の前有馬豊氏大垣と川を隔て陣せし事をいへる  
條の細注に森の南より紺地に白もち付たる旗おした  
て敵よせ來る堤狭ければ旗を引おろして立る處に敵  
は藤堂の先陣にて云々藤堂家の藩に今も此旗傳はれ  
るにや可尋

(二百廿一) 人の腹中の食を取て喰ふ 常山紀談三卷  
關原の軍の前の日伊藤長門守至孝大藪の陣所に石田  
使を遣す事をいへる條に伊藤は十六七の比より功名  
有て赤き手拭を鉢巻としければ敵例の赤手拭又出た  
りと世に云れしもの也或時軍破れて川岸を唯一人引

退く時餓疲けるに敵一人腰なる兵糧をつかふを見走  
り寄て斬伏腹を裂て飯を取出し川水にひたし洗て打  
食ひ陣所に歸りけり云々

(二百廿二) 百足虫死ども不顛 續日本紀卅六卷世丁  
天應元年三月甲申詔に曾毛曾毛百足之虫乃至死不  
顛 顛 事 波 輔 多 察 止 開 食 云 々 文 選 曹 岡 六 代 論 に  
故語曰百足之蟲至死不偃扶之者衆也云々魏書十九  
景穆十二王列傳上京兆王子推子太興弟道傳に古人有  
言百足之蟲至死不偃者以三其輔己者衆云々北史  
十七卷列傳 本草綱目四十二卷丁虫部馬陸條に釋名百  
足本百節折千足地馬蚊音馬蠅音馬蠅音馬蠅音飛蛇  
蟲之 刀環蟲音蠶弘景曰虫甚多足寸々斷之亦便寸行  
故魯連子云百足之蟲死而不偃莊子蛇蟻蛇矣云々常  
山紀談三卷安藝中納言毛利輝元の事をいへる條に父  
元就病重くなりて其子をあつめ兄弟の數ほご箭をこ  
りよせ多くの箭を一ツにして折たらんには細き物も  
折がたし一筋づゝわかちて折たらんにはたやすくを  
るゝよ兄弟心を同くして相親むべしと遺言せられし  
に隆景其時争は欲より起る欲をやめて義を守らば兄  
弟の不和候まじといはれしが元就悦て隆景が言に従

ふべしといはれしとぞ云々

(二百廿三) 出狂房土遊 狂歌堂北川眞顔訪來ていへ  
らくこの比小林元雄ぬしが岸本由豆流が事をよまれ  
し狂歌に「でくの坊おのれいでくとおもふなよ左は  
家根屋右は烟管屋」これは由豆流なにくれの著書み  
な了阿法師と北慎言が助をうけてものすれば人形仕  
の左に家根屋三左衛門慎言をたどへ右に烟管屋村田  
某の次男了阿法師をたどへし也さて由豆流は扇をつ  
かふよしにていづれも人形仕の縁語もてつづけたる也  
この人形を「でくのぼう」といふは所見候やとふ余  
こたへけらく空には元おぼえねどれのの搜索目録を  
くりかへし見候はんとてこれかれとう出てかいつけ  
つそは恩地左近太郎開書に正成鈔談ノ詞ニ曰云々最  
假借ノ遊ニモ竹馬ニ策ヲ打木葉ヲ集テ鶏トシ出狂房  
土アソビナドニ日ヲ暮ハ十歳の童タルベシ云々大開  
記十六卷廿醍醐花見の條にでくる坊の上手あやつりの  
名人を長谷川宗仙を以て召ていろく風流をつく  
すべしと宣ひ云々似我蜂物語下卷八一休和尚歌に「世  
の中の人ばでくるばあやつりてまはしまはせば後は  
がたり」子が過去の縁といふ物ありてかりに生をう

けて人界に生れ「でくるほ」のごとく我もなきもの也  
 云々常山紀談<sup>三</sup>之關が原の亂の時越後に一揆起る事  
 をいへる條に堀盛物が子丹後守直寄云々幼少時紙で  
 こ土でこひな様の物を翫て人の贈にも他の物は悦ば  
 ずされば人ごとに贈りけるほどに大なる籠<sup>ツラ</sup>に入て有  
 しを人々あやしみ思ひけるに常に人なき所にかの  
 「でこ」をならべ武者押陣取をして戯れよろこびしと  
 ぞ云々これらの外にもおほかるべきをさまざまはと  
 てやみぬさてでくのばうは出狂房の轉語それを省て  
 「でく」とも「でこ」ともいへる也出て狂ふさまよりい  
 ふ名なめればあやつり又は人形仕のつかふ傀儡<sup>クワイライ</sup>にい  
 ふべきを轉りては元はたらかぬ雛人形<sup>ヒナナマ</sup>にもいひ及ぼ  
 せるものなるべし

松屋筆記卷之九十四

華頂殿侍倭學士平與清稿

(一) 船入と云地名 水戸御上屋敷小石川百軒長屋の  
 邊を御船入といへり往古小石川より堀つゞきて船の  
 入し所とぞ今按に御茶水を掘通さる以前は小石川  
 の水飯田町眞名板橋の方へ流れたれば御屋敷前はい  
 と廣き沼なりけんとおぼゆその沼よりほりいれて神  
 田橋の方より百軒長屋の内までも船通用ありし成べ  
 し船入といふ地名伏見にあり常山紀談四卷大坂夏軍  
 の事をいへる條に東照宮は伏見の船入の矢倉より行  
 軍の有様見物しておはしましと也と見ゆ此外にも  
 さる地名おほかるべし

(二) 大坂冬御陣の時の兵糧米の數 常山紀談四卷に  
 大坂冬の軍に諸軍に兵糧を賜ふ凡三十萬人一日に千  
 五石なり遠國の兵には一陪を増し賜りけり夏の軍に  
 東照宮松下淨慶を召れ大坂の賄ひ支度米五升千鯛一  
 枚味噌鯉節香の物少許用意せよ其餘に及ばずと被  
 仰けりされば厨の入用只長持一掉にて事足りぬと

いへり云々按に千五石は百字を寫脱せしにて千五百  
 石成べしさて一人一日五合宛の積り也

(三) 主にだまさるゝ忠臣 常山紀談五卷加藤肥後守  
 忠廣或夜物語の事をいへる條に飯田覺兵衛が云ける  
 は吾一生主計頭にだまされたり初て軍に出て功名し  
 ける時朋輩多く鐵炮に中りて死したり危き事よはや  
 是までにて武士の仕へはすまじと思ひたるに歸ると  
 いなや清正時を透さず今日の働き神妙いはんかたな  
 してて刀を賜りき斯の如く毎度其場を去ては後悔す  
 れども主計頭其時を移さず或は陣羽織或は威狀を興  
 へ人々も羨て譽立たりしゆるゑ夫に引れて止事を得ず  
 塵取る士大將といはれしは主計頭にだまされて本意  
 を失ひたりと忠廣没落の後京都に引こもり再び仕を  
 求ずして有ける時語りけるとかや云々

(四) 裏付上下 常山紀談五之上卷に松平伊豆守信綱  
 出仕の時裏付の上下著る事なし屋敷に在ても是を著  
 られず常にいはれしは人の心衣服に依て變ず出仕し  
 て恭敬を存せずして忠を盡す事得難し先衣服より心  
 を付て恭敬を忘るべからず吾においては斯の如く勉  
 ざれば忠勤を成し難しと云々

(五) 吉岡建法 常山紀談五之上卷に慶長年中禁裏に  
 猿樂の有し時貴賤群集しけり吉岡建法といふ染物屋  
 建法外に出羽織の下に脇指を隠し元の所に入先の雜  
 色を只一刀に切て夫を縦横に駆廻るに元來飽まで手  
 利也手負數をえらす云々さて太田忠兵衛といふもの  
 建法を打留たるよし委しく見ゆ建法小紋は此吉岡建  
 法が染出せりとなん可尋

(六) 金銀の位 常山紀談五之中卷に土屋但馬守數直  
 執政たりし時金座の者共相計て金に銀を入れてふきか  
 へられなば日本國の金甚だ多く成べし金の色の損ず  
 るのみにて莫大の利なれども但馬守用られじ但馬守  
 だに此事を被聞入れば事行るべしと云けるを數直に  
 申人ありとかくの答なくて被打過しかば亦人をし  
 て問せしに但馬守是は邪なる業也金を以て天下の寶  
 とするは純物なるが故也其寶を悪くせんとや思ひも  
 よらぬ事也といはれけるとぞ云々

(七) 中院通村卿の歌 常山紀談五之中卷に大猷院殿  
 の御時中院内府通村公御不審の事有て江戸南光坊に  
 閉籠りて三年おはしましけるが秋月を見て「行方に

身をはさそはて夜なくの袖の露とふ武蔵の月  
と詠せられしを僧正感吟に堪ずして大猷院殿に被  
申しかば三年の逗留旅情さぞ有ん今は歸京候へと  
被申出でて内府京都にかへり給ひけり云々與清曰  
「よなくの」の詞いかゞ「よひく」の」と有たし

(八) 殉死停止 常山紀談五之下巻水戸中納言光圀卿  
の事をいへる條に寛文元年頼房卿卒去有葬禮僧家の  
法を用ず瑞龍山に葬り威公と諡し廟を水戸城中に立  
られ祭祀の儀式を定め給ふ殉死すべき士有しに自ら  
其家に到りて止らるゝに其理正しき故に殉死といま  
りしが此後聞えて殉死天下一統停止の旨被申出  
は此君の故也云々

(九) 加賀見山といへる雜劇の本据 常山紀談五之下  
巻に大久保長門守教寛の内所に奉公せし女中老或時  
心得過ちし事有しを女の年老大に怒りのゝしりて打  
擲に及びぬ中老親にもたゝかれし事はなき物よと獨  
言して部屋に歸り文書て下女二人に持せ親のもとに  
やりぬ一人の女房は一人は残りなんといふを大事の  
事いひやる文なりとて押て二人とも出しぬ道にてお  
やしき事よ常に二人一度に出されし事も覺えず顔色

もたいならず有しとて文をひらき見るにまかゝの  
子細にて自害する也と書のせたり扱こそ有べけれど  
て一人のはしたものはとくゆかれよわれは歸りて  
おしといひむべしとていそぎ歸て見るにはや自害して  
有しに夜のもの打かけ小脇差の血を拭ひ吾懷にさし  
てさあらぬ體にて年寄の部屋にゆき語り申度事の候  
唯今部屋に來られよといひしに無程行べきといひ  
ければ歸りては又ゆき數度に及しかば年寄來りて夜  
の物をあくればあけに染て中老は死してあり其時女  
房是は今日の事にてかくは自害に及たる也主の仇よ  
といひもあへず小脇指を抜てさし殺しけり兩人を殺  
したるならんと捕へて糺し問るゝ時懷より文を取出  
し證據は是に候と始終を詳にいひ述て主の仇をば討  
留つ思置事もなく候とてさわぐ色もなし長門守女中  
残らず並べて彼中老の下女の事いかゞ思ふにやと尋  
らるゝに忠義といひけなげなる事といひ驚たる由口  
を揃ていひければさらばいかゞせん各存る旨を申候  
へとなりしかばいかに存寄たる事や候べきと申すさ  
らば此度の次第ほむるに詞もなしといふべき也年老  
の死して事もかけぬれば則年老に取立て然るべから

んとて呼出して賞せられけるとぞ云々按に雜劇本に  
加賀見山といへるはこれを本据にて作りなせる也年  
寄を岩藤と號し中老を尾上と號し局女をおはつとい  
へり

(十) 武藏國山木郷 武藏多摩郡に由木郷あり今上柚  
木村下柚木村ありこれ出處にて由木領と稱する村お  
ほかり所謂中山村腰野村松木村堀内村中野村大澤村  
別所村大塚村中臺村などの類也常山紀談五之下巻寛  
永九年台徳院殿かくれさせ給ひしに増上寺に土木の  
事有しといへる條に井上喜庵とて父はもと相州八王  
寺のあたり弓削を領せし人成しにと云々此相州は武  
州の誤也弓削も柚木と書べし古文書などには由木と  
書けり別所村藥師堂の額は大塔宮の御筆也といひ傳  
へたるに由木山とあり

(十一) 異名は字に近し 中村新兵衛を鬼中村常山紀談  
○北條左衛門大夫綱成を地黃八幡同 ○柴田勝家を缺  
割柴田同 ○新納武藏守忠元を大指武藏同 ○伊藤七  
藏を編笠同 ○可兒才藏を篠の才藏同 ○辻小作を  
查狐同 ○敦頼をはだかの馬助同 ○白川院を文王  
上同 ○濟時を空拜の大將同 ○山林房覺遊を先陣房かく

れう同 ○保胤を有々の主同 ○空也上人を阿彌陀聖と  
も市聖同 ○參河國赤坂の傀儡女を口髭の君  
本朝同 ○柴田勝家を鬼柴田同 ○月卿を卿位同  
風詩同 ○判儒を者儒同 ○明經博士を通人同 ○書籍を青篇同  
○牛を桃林同 ○紙を麻根同 ○馬を螳螂同 ○山中鹿介  
を今辨慶同 ○吉川治部少輔元長を鬼吉川同 ○仁海  
を雨僧正同 ○木寺の基増を小寺の小増同 ○左京大夫を青經の君同 ○藤中納言忠輔を仰ぎ  
中納言同 ○藤原清廉を猫恐の大夫同 ○大藏  
承紀助延を萬石の大夫同 ○大和の城下と云所を  
燈の浦同 ○藏人所の所司同 ○播磨守を家  
十六同 ○藏人得業惠印を鼻藏同 ○酒の清酒を聖人濁酒を賢  
が侍の字をさだ同 ○酒の清酒を聖人濁酒を賢  
人三國志同 ○好酒を青州從事惡酒を平原督郵同  
五同 ○孔子を蹲龍同 ○張燕を飛燕同 ○侍  
中を執虎子同 ○蛇を老書佐同 ○鳥  
を老鈴下同 ○惡靈の左大臣とは堀川大臣顯光同  
○片目八彌とは岩松八彌也同 ○長坂血  
鍵九郎は長坂彦九郎信政也同 ○榊原彌平兵  
衛忠政を隼之助同 ○澤庵宗彭和尚を費澤庵

○三朕門限ハ限歟 房前公也今昔廿二 ○大豆ノ僧  
 二明教僧正 ○鬼半藏服部半藏正成 ○鎗三位同前九  
 一ノ藤井 ○藤井鬼武者同前九 ○中山是非  
 之助同前九 ○融相明徳光澤 ○邊殿雷珠  
 ○武一谷明徳行徳 ○得々和尚唐僧 ○照夜清藍百花體  
 蜜崖蜜櫻桃 ○一念紅牡丹 ○醉聖李白醉尹自樂天醉士  
 皮日休珍 ○肉飛仙沈光 ○詩天子王維詩宰相  
 ○詩雀子高若拙後史和云王仁裕著詩一万 ○飛燕魏  
 春鋤獨春 ○子路船 ○驚蚊北齊魏收  
 ○皮裏骨書劉孝標博雅 ○鶴相丁晉公 ○櫻相  
 王欽若珍 ○車丞相田千秋 ○老怪劉秀之 ○家鹿  
 風俗游練廣南人食 ○睡仙夏侯 ○瓶隱申屠有進  
 ○花師宋單文能 ○蜘蛛隱珠 ○周禮庫  
 李濟尚書 ○佛稻垣鬼作左 ○中村村  
 シノ天野三吉話別集 ○杉先狀肥三 ○鎗中村村  
 新兵衛同前 ○阿波鳴門之介同前 ○故備中同前  
 ○中備中池田備中守 ○ニガリ刀ノ異名也 ○鎗三  
 位尾州織田ノ勇 ○鎗半藏波邊半藏也 ○聚樂諸大夫梁洛城  
 位士 ○鎗半藏同前 ○逃虫對馬 ○片つら殿老殿

○樂拍子近房 ○樂拍子近房 ○アキラ  
 クエン井戸次官秋宗也 ○目シ別當  
 (十二)中違蜀志五 諸葛亮傳注に寧有中違斷  
 金甫懷擇主  
 (十三)鶴望つるくび 蜀志六七張飛傳に思漢之士  
 延頸鶴望云々茶入に鶴首あり又向に見ゆるつるく  
 びは白つるくび歟黒つるくび歟といへる諺あり  
 (十四)夢接をまうさう 蜀志八十七秦宓傳注  
 に帝王世紀曰鯨納有莘氏女曰志是爲修己上  
 山行見流星貫昴夢接意感又吞神珠臆圯何折生  
 禹於石紐云々按に夢接ハ今俗に「マウザウツ見ル」  
 といへるこれ也「マウザウ」職想の字にや可考  
 (十五)兵革老革蜀志十七 彭義傳注に臣松之以爲  
 皮去毛曰革古者以革爲兵故語稱兵革革猶兵  
 也義罵備爲老革猶言老兵也云々  
 (十六)日月の缺缺を日本紀に「ハエタリ」と訓めり  
 「ハエ」は所食の義也波末の反波也古言に禮を江と  
 いふ則「ハマン」の義也  
 (十七)假父假母假父母を「マ」といふは隨の義也  
 實の父母失て後それに隨て出來し父母の義也繼父母

はたおなじ隨を上にいへるは眞間の手兒女足柄のま  
 まの小菅など見え遠江にコトノマ、ノ神社もあり土  
 の隨意に崩落るがけの事也  
 (十八)水鏡蜀志十四 李嚴傳注に夫水至平而邪者  
 取法鏡至明而醜者亡怒水鏡之所以能窮物而無  
 怨者以其無私也水鏡無私猶以免謗云々  
 (十九)木折るゝの兆井木の枯たる兆 蜀志十二五丁  
 杜瓊傳に官人黃皓弄權於內景耀五年宮中大樹無  
 故自折周深憂之云々南史一十七 宋武帝紀に漢光  
 武社子南陽 漢末而其樹死劉備有蜀應之而興  
 蜀太平記廿ノ十八丁ノ同廿四ノ十四丁ノ二 蜀志十五三丁 鄧芝傳  
 注に華陽國志曰芝征涪陵見玄猿緣山芝性好弩手  
 自射猿中之猿 拔其箭卷木葉塞其創口芝曰嘻吾  
 遠物之性其將死矣一日見猿抱子在樹上 引弩  
 射之中猿母 其子爲拔箭以木葉塞創芝乃歎息  
 投弩水中自知當死 云々  
 (廿一)蛇足蜀志十五 張翼傳に姜維大怒曰爲蛇  
 畫足云々書言故事十一丁 禽獸比喩類部に畫蛇添  
 足妄有增加曰畫蛇添足楚史陳軫見楚使昭陽

曰人有遺舍人一卮酒舍人相謂曰請畫蛇添足先  
 成者獨飲一人先成舉酒而起曰吾能爲之足畫蛇  
 及爲足後成人奪酒飲曰蛇本無足今爲之非蛇也  
 (廿二)血で血を洗ふ發心集一卷 美作守顯能家  
 に入來る僧の事條にある經に出世の名聞はたとへば  
 血をもつて血を洗ふがごとしとけり云々  
 (廿三)泥田を棒で打發心集七卷 心戒上人跡を  
 とめざる事條に愚癡あんどんにして泥をさるがご  
 とくなり云々  
 (廿四)齋所發心集七卷 齋所權介成清が子高野に  
 すむ事條に尾張の國中しまのこほりに齋所の權介成  
 清と云もの有云々齋所は稅所歟可考關西  
 (廿五)刀劍の峰井石付 刀劍の峰をむねといふは誤  
 也櫛にも峰あり古事談一卷六丁 に延喜野行幸之時被  
 入ニ腰與ニ之御劍ノ石付落失云々希有事也古物ヲト  
 テ大ニ令驚 給テ高キ岡上ニテ御覽シケレバ御犬ノ  
 石付ヲクハヘテマキリタリケレバ殊ニ與シテ令悅  
 給ケリ件劍敦實親王傳給テ身ニハナタズ令持 給タリ  
 リケリ雷鳴之時ハ身脱云々京極大殿傳取テ持給タリ  
 ケルヲ白河院聞食テ召ケレバ被進 之後ニハ自脱事

ハナカリケリ大殿ハ令ノ恐給テ一度モヌカセ給ハザ  
 リケルヲ知足院殿ワカク御坐之時不ノ堪ニ不審ニ以ニ或  
 者ニヌカセテ御覽ジケレバ頗峰方ニヨリテ金ニテ坂  
 上寶劔トイフ銘アリケリ云々按に此寶劔峰ありとい  
 へば片刃の製にて劔太刀の躰にはあらず太平記廿  
 丁オ長刀ノ峰云々同廿二ノ廿九丁オ太刀ノ峰云々 家中竹馬記四十  
 九丁オ 鎌倉年中行事上廿五丁ウリ石付ハ石突也ツクヒトノモイヘ  
 リ聖記十八ノ十三段ヲ考合スベシ今昔廿八ノ廿三刀ノ峰 三議一  
 統上廿八丁ウリ銚子の石付同廿三丁オ長刀の石付同四十五丁オ長刀の  
 付石

(廿六)穴目々々獨體の薄 古事談二卷に業平朝臣  
 盜ニ條后宣仕ヲ以前將去之間兄弟達昭宣追至奔返之時切ニ  
 業平之本鳥云々仍生ノ髮之程稱見ニ歌枕ニ發ニ而關  
 東見和勢宿ニ奥州八十島之夜野中有詠和歌上句  
 之聲其詞曰「秋風之每ニ吹般ニ穴目々々」就音求之  
 無ノ人只有ニ之獨體ニ明且猶見之件獨體ノ目ノ穴ヨ  
 リ薄生出タリケリ毎ニ風吹ニ薄之ナヒクオト如此聞  
 ケリ成ニ奇怪思之間或者云小野小町下ニ向此國ニ於ニ  
 此所ニ逝去件獨體也云々爰業平垂ニ哀憐ニ付ニ下句云云  
 「小野トハイハシ薄生ケリ」云々件ノ所ヲ小野ト云ケ  
 リ此事見ニ日本紀式云々按日本紀式は田公望の日  
 本紀私記の事なるべし今傳はらねば考によしなし○

江次第十四卷廿六后宮出車事條に大原野行啓起ニ五條  
 后子以藏人勸學院衆爲車副ニ條后高以姪乘車後  
 在五中將書和歌與ニ條后一「大原也小鹽之山毛今  
 日等已曾神代之事緒思出良目」入疑先ノ是若ニ密事ニ  
 歎或云在五中將爲嫁ニ件后ニ出家相構其後爲生ノ髮  
 到陸奥國ニ向ニ八十島ニ求ニ小野小町戸ニ夜宿ニ件鳥ニ終  
 夜有聲曰「秋風之吹仁付天毛阿那目阿那目」後朝求  
 之獨體目中有野蕨ニ在五中將涕泣曰「小野止波不成  
 薄生計里」即歎非云々按詞に野蕨と書き歌に薄と  
 あれば蕨の一叢生出たるよし也薄は茂り生ける義の  
 詞にて相麥の薄百生瓢の薄薄に咲花細竹薄一薄の草  
 などいふ皆叢茂の意也○和歌童蒙抄七卷薄の條に「ア  
 キカセノフクタヒコトニアナメノ」ヲノトハイハシ  
 ス、キオヒケケリ小野小町集ニアリ昔野中ヲユク人ア  
 リ風ノオトノヤウニテ此歌ヲ詠ル聲聞ユ立ヨリテ尋  
 キ、ケレバ白クサレタルヒトガシラノ中ヨリス、キ  
 オヒ出タルガナガメケル也其ス、キヲ取捨テ其カシ  
 ラヲ清キ所ニ置テ歸リヌ其夜ノ夢ニ我ハ是昔小野小  
 町トイハレシモノ也ウレシク恩ヲ蒙リヌト云ケリサ  
 テ此歌ヲ彼集ニイレルトゾアナメノトハアナメイ

タト云フナリ云々按範兼朝臣童蒙抄の説に業平の事  
 とせずたゞ野中を行人と記されしはさもあるべし業  
 平東國下行は作り物語の伊勢の草子を本据とせる也  
 江家次第に記せる説學者の所爲にはいかにぞやそれ  
 より後の物は妄説をうけつぎたるなればあうするま  
 でもなしあなめくはあなめいたと云也といへるは  
 袖中抄にもあなめくととはあなめいたくと云也と  
 見えたれど其意得がたし○袋草子四卷廿九に亡者歌  
 小野小町「秋風の打吹ことにあなめくおのとはい  
 はしすきおひけり」入ノ夢ニ野途ニ目ヨリ薄オヒ  
 タル人アリ稱小野此歌ヲ詠ズ夢サメテ尋見ルニ有ニ  
 一獨體ニ目ヨリ薄生出タリ取ニ其獨體ニテ閑所ニ世云  
 云此ニ知ヌ小野ノ屍ナリト云々○袖中抄十六卷にあ  
 なめあなめ「秋風のふくに付てもあなめくをの  
 はならしすきいてけり」願昭云あなめくととはあ  
 なめいたくと云也凡此歌の心は江記云在五中將爲  
 嫁ニ件后二條出家相構其後爲生ノ髮到陸奥國ニ留  
 八十島ニ求ニ小野小町戸夜宿件鳥ニ終夜有聲曰「秋風  
 ノ吹仁津津氣天毛阿那目々々」後朝ニ求ニ之獨體ノ  
 目ノ中ニ有ニ野蕨ニ在五中將涕泣曰「小野止波不成

薄出計里」即歎非云々童蒙抄云此歌小野小町集に有  
 昔野中を行人あり風のおとのやうにて此歌をながむ  
 る聲きこゆ立より尋ねききたるにながめける也そ  
 のすききをとりますてその頭をきよき所におきてか  
 へりぬ其夜の夢にわれは是むかし小野小町といはれ  
 しもの也うれしく恩をかうふりぬといへりけりさて  
 此歌を彼集にいれたるとぞ私云此兩説已以相違江記  
 は至陸奥ニ留八十島ニ求ニ小野小町戸ニ童蒙者行野中ニ風  
 聲吟ノ夢想示ニ小野江記は連歌なり終夜有聲唱ニ  
 上句ニ後朝に業平付ニ下句ニ童蒙は一首聞ニ于風聲江  
 記には獨體有ニ野蕨童蒙は薄生出たり云々古今目錄  
 云小野小町者出羽國郡司女也云々數十年在京好色也  
 然而歸ニ本國ニ死去故屍在八十島歎但小野者姓歎住  
 所歎古今有ニ小野姉ニ其歌云「時過てかれゆくをの  
 あさちには今は思ひそたえすもえぬる」私云此歌に  
 有ニ小野之詞ニ舉ニ我名ニ但又自然出來歎云々○長明無  
 明抄下小野小町事條にある人いはくなりひらの朝臣  
 二條のきさきの未だた人におはしましける時ぬす  
 みとりて行けるをせうとたちにとりかへされたるよ  
 しいへりこの事日本紀の式にありことさまはかの



物がたりにいへるごとくなるにとりてうばひかへしける時せうとたちそのいきどほりやすめがたくてなりひらのあそんのもといりをきりてけりしかあれどたがためにもよらぬ事なれば人もしらす心ひとつにのみ思ひて過けるになりひらのあそん髪おふさんとてこもりぬたりけるほどに歌枕ども見んとてすきに事よせてあづまのかたへゆきけりみちのくににいたりてやそしまといふ所にてやどりたりける夜野の中に歌の上の句を詠する聲ありその詞にいはいはく「秋風の吹につけてもあなめく」といふあやしくおぼえてこそをたづねつゝ之をもとむるにさらに人なしただ死人のかうべひとつありあくるあしたになほ之を見るにかのどくろの目のあなよりすゝきなんひととおひいでたりけるそのすゝきのかせになびくおとのかくきこえければあやしくおぼえてあたりの人此事をとふある人かたりていはく小野小町このくにくたりて此所にしていのちをはりにけりすなはちかのかしらこれ也といふことになりひらあはれにかなしくおぼえければなみだをおさへて下の句をつけけり」をのとはいはいはすゝきおひたり」とぞつけける

その野をば玉つくりの小野といひけるとぞ侍る玉造の小町と小野小町とおなじ人歟あらぬ物かと人々おぼつかなき事に申てあらそひ侍りしとき人のかたり侍りし也云々按此説重蒙抄と江家次第を取捨して作り出たるもの也日本紀はれいの日本紀私記なるべし○無名草子群書類從三百十卷七十二丁左小野小町が事をいへる段にかばねになりて後まで「秋風の吹たひことにあなめあなめをのとはいはいはし薄生けり」などよみて侍るぞかしひろき野の中にすゝきのおひて侍りけるかくきこえたる也けりいとあはれにてその薄をひき捨はべりける夜の夢にかのかしらをば小野小町と申者のかしら也すゝきの風にふかるゝたびごと目のおいたく侍るにひき捨たまひたるなんいとうれしき此かはりに歌をいみじくよませ奉らんと見えて侍りけるとかやかの夢に見たる人は道信の中將と人の申侍るはまことにや云々○東齋隨筆群書類從四百八十八卷卅二丁左好色類部に二條后いまだ内へまゐり給はざる時業平中將しのび／＼に通侍り或時后をみてかくし奉らんとせしをせうと逢うばひかへして則中將の本鳥をきりけり中將髮生ん程とて歌枕見んために關東に下向す奥州の八

十島に宿せる夜野中に和歌の上句を詠する聲有其詞「秋風の吹たひことにあなめく」ときこゆ音につきて求るに人なしたゞ一ツのされかうべあり明る朝なほ是を見るにかのかうべの目の穴より薄生たりけり風の吹毎に薄のなびく音歌の上句に聞えけり奇異の思ひをなす間或人云小野小町此國に下向して此所に死せり其かうべなりといふこと中將あはれに思ひて下の句を付て云「小野とはいはいはし薄おひけり」件所をば玉作の小野と云るとなん云々○與清曰小町が獨體の薄の事所見おはかれどねなしごとにてうけがたし業平東國下向も伊勢物語のつくりごとにて實なしこは道信朝臣の夢に見られたる説にこれかれ傳會していひ傳へしものと見ゆ列子天瑞篇に子列子適衛食於道從者見百歲獨體蓬而指顧謂弟子百過歡乎とある蓬蓬も近き説といふべしあなめくはあな目痛々といふ説然るべくや童蒙抄 遊仙窟 五丁右に呵耐の字をアナメと訓たるは別義なるべし歌の意は秋風の吹につけても目の穴より生出たる炭の叢が動きてあら目いたやくといふに穴といふ詞をもよ

せたる也下句は此獨體のある邊に草のすゝきにしげりて生たればいとあら野にこそあれ小野とはいはいはれじといふにかゝるあら野の草村の中にあれば小町が獨體とはいはいはれじとの心と聞ゆ  
(廿七)灸爨 灸治の時豆煮を煮て人にもくはせ自らもくふを俗に灸爨といへり豆煎は灸穴より血ほとばしる事あるをり喘て傳れば忽に止といへり古事談五の卷五丁に鳥羽法皇御灸治之時アツサナグサメサセ御坐サントテ御前ニ祇候ノ人々巡物語可仕ト少々利口物語ナド令申之間云々とあり  
(廿八)けだみと云詞かだむと云詞 古事談六の卷廿丁に法性寺殿御時賀茂祭使權ニ武正兼行兩人被遣タリケリ殿下カヘサノ日於紫野御見物之間此兩人御棧敷之前各ケダミテ通ケルヲ猶坐可被御覽今一度北へ罷渡レト被仰ケレバ北へ渡リニケリ云々按にケダミテ通ルとは片よりてかたまりて通るさま也諺詞にかだみて魚や云々といへるも通て聞ゆ○小世繼廿八に五寸かだみて切候はずと申云々是ハ羅城門ノ高サヲ一尺切レト仰有ケルヲ工ガカダミテ五寸切タル由也「カダミ」ハシンシヤクスル心又ウチバニ

スル心ニキコユ  
 (廿九)白身の木 武州金杉瀬戸明神に白身の木あまたありそのさま枯木のごとく皮もなく白骨などのごとくにて並立てり古事談三の卷一丁 東大寺の事をいへる條に荷ノ鯨之木大佛殿東面廊前ニ突立忽成ニ樹枝葉ニ是白身木也云々彼會講師于今法會中間透電也便件樹燒失之時燒了云々雨園 宇治拾遺八  
 (卅)國檢非遣使 本朝文粹二卷四十六 善相公意見十二箇條請停以贖勞人補任諸國檢非遣使及弩師事に右諸國檢非遣使掌糺境內之紆濫禁民間之凶邪然則國宰之爪牙兆庶之術策也必須明習法律兼詳決斷而今任此職者皆是當國百姓納贖勞料者也徒費公俸不堪差役空帶其名會非其器亦猶如畫餅不可食木吏不能言伏望監試明法學生宛任職々其試法一如明經國學之試國中追捕及斷罪一向委此檢非遣使猶如京下有判事及檢非遣使也云々○古事談四卷四十七 宗形宮內卿入道師綱陸奥守にて下向之時條に其衝申於守云基衝一切不知事候郡地頭凡依無先例致自由之狼藉候於今者不可及子細季春已召取畢早賜御使於其前

可別頭云々依之國司遣檢非遣使所目代云々○長門本平家物語十一卷廿五 丁左 備中國妹尾太郎兼やすといふ侍を大和國の檢非遣使所にして三百餘騎の兵を相具し下しつかはす云々○職原抄下卷檢非遣使條に當使補看督長六十六人此爲遣諸國也云々○與清曰諸國の檢非遣使はもと其國の百姓をとりて補する事なれば自然國司に賄賂し或は贖勞料などを納て此職を望やうになれりし也然るを善相公の意見や行はれけん長門本平家に妹尾太郎を大和國の檢非遣使にして下すといひ職原抄に看督長六十六人を補して諸國に遣すよしも見ゆ源平盛衰記四十四 丁右に京檢非遣使とあればそれにもかへて國檢非遣使ともよべるなるべし  
 (卅一)由井 古事談四卷十三 丁右に鎌倉ニテ庄司次郎稻氣入道ナド被打之時稻氣之舍弟ユキノ七郎ト云者遠景入道之許ニ出來云々按に武藏國多摩郡小山村相原村などを由井領といひ小田北條の一族由井源三といへるもの領地也しといへり稻毛が舍弟の由井七郎もよしあるにや可考  
 (卅二)承足踏繼 江家次第一卷廿一 小朝拜條に幼主

時御倚子前置承足云々抄に長一尺六寸計廣五寸計木押赤色兩面錦者也成人之御時不用之云々承足を「ツギヤン」と訓めり今俗の踏繼といふもの承足也  
 (卅三)養床子 江家次第一廿四 元日宴會條に其西立養床子二脚注に養床子其躰面圓如鑽筒一長三尺廣一尺五寸高一尺計有三足云々内裡式正月八日賜女王祿式に設女御以上座注に用養床子其色隨貴賤云々延喜掃部式にも見ゆ女御以上の座に設る床子也  
 (卅四)待齋 江家次第二廿七 大臣大饗條に於辨少納言座一小飲訓之待齋 天曆二年依無便宜左右大臣相定停止件事中關白注 御時於細殿有待齋近代一向停止云々  
 (卅五)つなぬき 江家次第二卷十五 大臣大饗條犬飼裝束に帽子紺布狩衣緋革袴貫左手引犬右手取白木杖云々此貫は「ツナヌキ」といへる番の事也太平記大塔宮熊野落の條につなぬきをばきと見ゆ  
 (卅六)次將 次將は中將少將をいふ名目也少將の唐名次將なれど中將にもいふよしは江家次第二卷四十二 丁中 七日節會裝束條に日華門内橋北頭立左次將注 丁中

兼備少將赤緒月華門亦准之とあるにて知べしまた天平並國當時員寶字八年九月紀にもさる例あり  
 (卅七)政人 丞を「マツリゴトビト」と訓るはいとおほく宣命などにも見ゆ和名抄に訓あり江家次第二卷四十三 丁右に政人云々  
 (卅八)咳拂を合圖とす 江家次第二卷四十七 七日節會條に貫首人願警咳云々此警咳は「セキバラヒ」也圓圖 宣讀必揚云々  
 (卅九)親族の拜樂の拜稽類 江家次第二卷五十一 七日節會條に玉卿以下殿拜舞注に謂之親族拜云々五十四 丁右 王卿以下殿拜舞注に謂之樂拜如親族拜儀云々五十六 丁右 跪三聲上二掃笏取祿稽類注に一拜也云々  
 (四十)元子獨床子簀子敷床子の差別 江家次第二卷廿七 七日節會裝束條に親王大臣大中納言以上元子三位參議散三位獨床子四位參議著簀子敷床子云々  
 (四十一)二合三合巡給別給別巡給 二合とは年給に目一人史生一人を合て二合といふ三合とは目一人史生二人を合せていふ也巡給は男女親王三年を隔て一人を給ふをいふ別巡給は二合の巡を三年を隔て給也

別給は毎年二合を申給ふ也くはしくは江家次第四

るにて知べし (四十七) 雅院 古今集に東宮雅院とあり扶桑略記廿

十丁ウナなど考べし (四十二) 風記 江家次第四卷丁一 除目執筆事條に尻

二丁六に雅院者息所之曹也云々大内裏考證を考べし

付事注に依前例是風記也以略爲先云々又丁十直

園宮室部一 扶桑略記廿四丁に延

物條に上卿令藏人書風記云々又十五卷有丁大嘗會

長六年閏八月廿八日宣命云々又天下僧滿位以上及住

條に大臣給ニト文並風記等云々按に風記を「ホノキ」

位十三年各叙一階唯大法師廻授弟子一人是賜ニ

とよむ簡略にはのく記すよし也小折紙に書也

天下僧一階之本意云々

(四十三) 和舞 江家次第五丁一 和舞取ニ柳枝ニ舞也

(四十九) 佛法僧鳥三寶鳥みつのたからの鳥慈悲心鳥

云々 (四十四) 露拂 露拂といふ事蹴鞠のみに限らずこれ

念佛鳥 躬恒集下に延喜十八年八月十三日左大臣の

かれ見ゆ江家次第六丁に露拂雲々 (四十五) 忌火 江家次第七丁に忌火毎至神態ニ鑽

家に入講するに佛はふそうといふ鳥のなきければよ

ノ火炊謂ニ之忌火ニ延喜式忌火庭火祭宮主於内膳司一

みてたてまつる長うた「あし引の山にすむらん此と

行事云々 (四十六) 神璽寶劔内侍所三種神器 神璽寶劔内侍所

りはたにやはなくいかなれはしけき林のおほかる

を三種の神器と稱し神璽は八坂瓊御統の事とし内侍

を高き梢もあまたあれとはねうちふきとひすきて

所の御鏡十束の御劔を合せて説をなすはいみじきひ

春夏冬の時もあるを君か秋しも紅葉のからくれなる

が事也こは神璽の劔鏡にて二種也神祇令に凡踐祚之

にふりいてなくねを里にきかせせめつる」山にす

日中臣奏天神之禱詞忌部上ニ神璽之鏡劔ニ義解に璽

く「その人も君はつけしもせしものをいかてか鳥の

信也猶云神明之徵信此即以鏡劔ニ稱璽と見え

かねてしりけん」○赤染衛門集七上卷廿九丁右に佛法

僧となく鳥をききて「みつなからたもてる鳥の聲き

けはわか身ひとつのつみそかなしき」○新撰六帖

法僧鳥典籍所載未有所見余嘗親聞于南山摩尼

鳥の歌に入道左大弁俊「松尾の峰しつかなるあけほ

峰上ニ其聲似呼佛法僧也或曰此詩於南山龍光院一

のにあふきてきけは佛法そうなく」此歌夫木抄九動

所詠焉或曰於内州高貴寺所製也云々○本朝無題

物部佛法僧の條にも載たり○弁内侍日記下卷四丁左

詩九卷中 中原廣俊が暮春於醍醐寺一即事詩に佛法僧

佛法僧となく鳥太政大臣殿よりまゐりたるを常の御

音鳥獨鳴自注に此山有佛法僧故云云々○日本記略

所の御えんにおかれたりしが雨などの降日はことに

來鳴云々同延喜十八年八月十四日の條に夜五條后宮

なくげにぞ名もさやかにきこゆすがたはひえどりの

講法之間佛法僧鳥鳴樹上在座詩人賦詩云々○扶

やうにていますしおほきなり弁内侍」とにかくに

桑略記廿四卷廿 裏書に延喜十八年八月十四日夜五條后

僧鳥大師の詩あり寒林獨座云々中これをはじめとして下野二荒山藤敦光記讚州雲邊寺立碑此餘日州霧島嶽和州大峰山同室生山藝州加部庄福王寺山州叡山上州赤木山などみな人聞得てつどふといへども此鳥夜のみ鳴て世出すその形象をいひ傳るは鶴より小く脊黄色羽先黒く袴赤く足前後に二ツなりと嘉栗曰先年東武より木曾路をのぼる時夜ふかく立て櫻澤といふ所の手前にて夜ほのくなりしに此聲を聞たり形を見んと心を付れば大樹の間に二羽ありいかにも鶴ほどのものならし色はほのぐらきころといひ木末の事なれば見定がたかりし門葉集上醍醐にて佛法僧を聞て念高上人「うらやましいかにさへつる鳥なれば御法の外の聲なかるらん」赤染集にくらまにて佛法僧となく鳥を聞て「三ツながらたもてる鳥の」云々通念集に云佛法僧の鳥の事は靈圃閑林の中にて曉がた一夏の間なく雄佛法と鳴は雌僧と聲を合する也手按に通念集にいへるごとく靈岳にありといへども人いたらざれば知らず又たま〜聞てもそれと知らざればよそにおもふべしいはんや夜陰の曉に鳴なれば聞がたき也近くは山城松尾にありて古歌にもよみ合せ

たり新撰六帖光俊朝臣「松尾の峰しつかなる曙に」云云また「松尾の山の奥にも人ある佛法僧のなくにつけても」板倉防州公京兆尹たりし時此古歌を感得して盜賊を捕給ふといふ事あり事長ければ略す又日本紀略延喜六年右大臣光修法華八講佛法僧鳥來て鳴といふ同十八年右大臣忠平於五條家限五日十座講說法華經佛法僧來鳴樹上と夫木抄よみ人不知「我國は御法の道の廣ければ」云々又此ごろ安永の冬紀州若山寺社役成田九八郎息團次郎鐵炮を手練し好て遊獵す府より三里許ある落合といふ所へ行けるに美鹿にあやしき鳥一羽木末にあり此邊にて見なれざる鳥也とおもひやがてねらひをかけてうちける手に應じて墮家たに歸り人に見すれど知人なし四五日して高野山の僧來り見てこれは我山にあるところの三寶鳥也其聲さへ普通には聞べからず我も數年山にありて常に聞かずたま〜夜陰に聞けるとありししかるに今かくの如く玉にうたれて墮佛法澆末の世の中にやといへり折ふし京の繪師在てその形色羽緒爪まで寸分を違へず彩色模寫し人に見せけり又天明三年春京上鴨社人藤木兵庫といふ人神山の麓にてあ

やしき鳥の高き枝にあるを見て心あやしみ冬の中より餌飼とて小鳥をとる用意ありしにこの鳥夫に付けるや春になりてもこの邊にありしかば兎角して捕へ養はん籠に入れおいても餌を食はず一夜工夫し翌日その糞を考へ見れば生物を食する體なりやがて種種の虫を飼に蛙をよく食しければ則これを飼て養ひおきけりその沙汰かくれなかりしかば誰もかれも行て見るに吉田啓齋これ佛法僧ならんと紀州にて打しは羽鳥と見え爰に捕へしは老鳥ならんとおもふばかり袴の色薄かりしのみ也羽恒集に延喜八年八月十三日左大臣家に八講あり佛法僧といふ鳥來て鳴ければよみて奉る長歌あり之略反歌に「その人も君は告しも」云々殿の御返事云々略靈元法皇四月十一日修學寺御幸此度は當山へ佛法僧といふ鳥來り鳴よしきこしめされたきとおはします山の御茶亭にて夜八時半時まで御滯座御製「聲をきき姿をいつの世に見ん佛法僧のありし木末に」蝶夢曰去年の夏美濃へ鶴飼を見にまかりし時愛知川の山に巢をくひたり此鳥の羽一片あり袴の獵人鐵炮にてうちしといふ云々○閑田耕筆三卷物部左に佛法僧といふ鳥も同じく鳴聲に

つきて名付たる類也高野山に名高きは大師の性靈集に見えしが本也後夜開佛法僧鳥と題せられて寒林獨座草堂曉三寶之名聞二鳥二鳥有聲人有心聲心雲水俱了々玉串正視云此詩を梅村載筆といふものに評して性靈集中此詩尤好也またいはく高野山にあり下野國日光山にも有と藤原敦光の書る縁起にみえたりと記せるとぞ又高野山通念集に佛法僧の鳥のとは靈窟の閑林の内にて曉がた一夏の間啼と也雄佛法となげば雌僧と聲をあはす也と見ゆとかや此二書は予いまだみねども他の説による又古歌にもよめり「吾國はみのりのみちの廣ければ鳥も唱へる佛法僧哉」また「うきことをきかぬ太山の鳥たにも鳴ねはたつなみつのみのりに」また此ころ或人の筆記を見れば靈元法皇の御製御集に有とかや御詞書佛法僧の集をつくりたるを見て「聲をきき姿をいつのよにかみん佛法僧のありし梢に」此集はいとめづらしいづこより探きて叡覽に入けるにや京ちかくにては松尾によりめり云々新六帖に光俊「松尾の峰靜なる曙にあふきて聞ば佛法僧啼」といふ歌なるべし今は彼山にて聞たるといふ人なし絶たるにや又下野那須の雲巖寺

に此鳥あり」及び慈悲心鳥もありと播磨玉拙法師語  
せり云々○與清曰關野洲良が物語に一年武藏國多  
摩郡の高尾山寺にこもりしをりまのあたりきつる  
に一夏九十日許の間申打下る比より鳴出て徹夜明る  
ころほひまでなくなりその聲かッほう鳥に似て彼は  
「かッ」ほう」と二音づつになきこれは「ぶッ」ほう  
「そう」と三音になく「そうぶッほう」そうぶッほう  
「そうぶッほう」そうぶッほう「そうぶッほう」ときこ  
ゆ鳴はじむれば三四十聲若は五六十聲つゞけてなき  
ぬその形鶴よりもや大きくて低き木には必ず必喬  
木の上にて鳴なり羽色はいかゞありけん見わけがた  
かりきといへり此鳥の物に見えたるは性靈集をばじ  
めとす三のたからの鳥弁内侍日記 三ツながらたもてる鳥  
赤染衛門など歌により又慈悲心鳥も似たる名也そは本  
門集 朝俗諺志三に野州日光山に慈悲心々々と鳴鳥あり  
かたち鶴のごとくにして羽は鼠色尾長し足と背黒く  
聲はすぐれて高し跡を長く引く也夏に入てなく也云  
云東國旅行談一に下野國日光山に奇鳥あり形はひよ  
鳥のごとく羽はねすみ色にして尾長く足と背黒し

聲はすぐれて高く夏の季に入れば晝夜共になくその  
聲慈悲心々々と長くひく也云々○閑田耕筆三卷七に  
慈悲心鳥といふもの下野の黒髮山にありさるに其宮  
に仕まつる鶴川氏はからず比えの山にて聞つけしと  
語られしかば柏原瓦全なる人彼ますほの薄をとひに  
まうでし登蓮法師が昔にならひてやがてふりはへて  
比えにのぼりしに比は水無月ばかり唯老の鶯駒鳥な  
どの聲のみなりしかばくちをしながら諸堂ども拜み  
めぐり暑さに汗あえてこうじたればよしや今はとて  
下りしに水香と云人舎のほどにてほのかに聞つけた  
りあはやと心をしづめ耳を澄すに十聲許清らに鳴つ  
づけたるうれしさいはんかたなかりしといへりはじ  
め修學院にて或僧をいざなひし時「慈悲心となく  
ふ鳥をたつねゆく道するへせよ法の衣手」とよめり  
因に人々にも歌勸めぬとかやおのれもこはれて「慈  
悲心と鳴聲きけは鳥にたにしらぬわか身のはつかし  
きかな」と誓ておくりぬ云々など見ゆ漢土にもこれ  
に似たる鳥あり徐氏筆精八卷鳥獸部に九華山産念佛  
鳥形大如鳩色黃褐翠碧間而成文音清滑滑如誦  
佛聲唐華嶺詩云「靜聽林飛念佛鳥細看壁畫賦」經

馬「地北偶談廿三卷念佛鳥に唐華嶺岳麓道林詩「靜聽  
林飛念佛鳥細看壁畫賦」經馬」按「王得臣塵史安陸  
有念佛鳥」小於鸚鵡色青黑常言一切諸佛宋元憲  
詩「鳥解佛經言」張齊賢守郡日爲作古詩一篇この  
念佛鳥は佛法僧鳥慈悲心鳥などの等類といふべし  
韻語佛鳥ノ詩アリ

(五十)てる／＼ぼうし 今の兒女疇を祈るに紙にて  
人形を作りてこれをてる／＼ぼうしといへり蜻蛉  
日記にひ／＼なぎぬの事見え陔餘叢考列朝詩集などに  
掃晴娘見ゆ弁内侍日記下卷十丁に今出川殿へ行幸な  
らんとて夜雨ふりげに侍りしに燈臺の杭を七人して  
ゆはせられ侍りしはてにゆふ人はてれ／＼日のこと  
とまふ事にてありしをいつも少將内侍その役つとむ  
る人にて侍りしかどさとへ出たりし代官に舞べきよ  
し人々おほせられしにあまりにあるべくもおぼえで  
つばねにかくれぬ侍りしかばいとといふ人舞ける  
とぞ弁内侍「かちをとるその舟人にあらぬ身の明日  
のひよりをいか／＼のらん」  
(五十一)かは杖つら杖 つら杖といふ詞所見いとお  
はし弁内侍日記下十六に右頭中將されひさうちながめ

てかはつゑつきて」とよのあかりはくもらさりけり」  
と爲氏が方見やり／＼ながめたりしをかし云々  
(五十二)桂女 桂女は職人歌合に出たり弁内侍日記  
下十三にひろ御所より見やればかつらといふものゝあ  
やしのすがたしたるが五六人かたみといふものひぢ  
にかけてまゐるあれもおほやけものぞかしと見るも  
いとおもしろくて弁内侍「かつらより粘つる少女  
引つれて今ぞ雲井のひなみしらん」云々按藤源抄  
十二中卷四十七に引たるを照合せて欠を補べし  
三蹟一統三四七丁四十八丁三好  
義長享御成記類從四百九ノ四十六丁  
(五十三)おはら女 おはら女は職人歌合に見え今も  
薪を載て京中に賣廻れりもとは炭を賣たるが後には  
薪をうる事とはなれる也けり本朝無題詩二卷人倫部  
三宮見賣炭婦二詩に「賣炭婦人今聞取家郷遙在大原  
山」衣單路險伴嵐出日暮天寒向月還白雲高聲窮巷  
裡秋風増價破村間土宜自本重丁壯最憐此時見  
青斑」  
(五十四)日本國々の塔婆 室町殿日記二卷丹州高率  
都婆之事條に最明寺入道殿云々六十餘州を唯一人修  
行おはします時に末世のかたみとおぼしめして國々

に塔婆を一本宛建立し給ふ朽れば改めさせんが爲に其所の諸役を免除し給ふされども星霜をふり又は度度の逆亂によつて諸國の率都婆退轉仕ると見えたり然ども丹州は其頃の地侍さのみかはる事もなく大形とりつゝきける故につゝがなく今に相勤申候云々

(五十五)卷樽細卷樽 今世の細卷樽は古代の卷樽也室町殿日記三卷一丁 義輝公被任征夷將軍事條に若州武田殿より五種の御香卷樽一荷三好筑前守よりも右のこどく云々又五丁 義輝公若君御誕生事條若州武田どのより爲御祝儀御産衣并昆布鹽雁鯛卷樽被成進上候云々

(五十六)ふとん井衣のふき 室町殿日記五卷一丁 御服物事條に公方様御ふとん表もん付の段子裏は奥紫吹返し五寸にして云々按吹返し今俗に「フキ」とのみいへり○遊生八段八卷<sup>十六</sup> 起居安樂棧下怡養動用事具部に蒲墩以蒲草爲之高一尺二寸四面編束細密且甚堅實内用木車坐板以柱托頂久坐不壞蒲團大經三尺者席地快甚吳中置者精妙可用云々 (五十七)五所紋三所紋の敷 また同條に御小性衆の羽織國細裡は丹田山細地淺黄五所紋云々同十三

七丁 御入用之御注文事條に御小性衆の羽織但おもては唐もめんうらは丹田山つむぎ三所紋大さ則ひながたにしるし申ごとく云々

(五十八)一和庄官下代 室町殿日記七<sup>九丁</sup> 一和尙へ井總中云々同五<sup>三丁</sup> 下代云々同七<sup>十一丁</sup> 下代云々又<sup>十二丁</sup> さいくしの庄官とも云々同廿<sup>十三丁</sup> 所の一和庄として云々

(五十九)こたれをれこたれるみこたれ 宇治拾遺一<sup>四丁</sup> 鬼に瘦とらるゝ條に横座の鬼盃を左の手にもちてゑみてだれたるさままたこの世の人のごとし云々亦内侍日記下<sup>十六丁</sup> にをれこたれ身をなきになしてまひたりし云々室町殿日記七<sup>十七丁</sup> 中島へ重て向事條に味方よわりていくさこたれかれば云々

(六十)はてッ腹 ほてッばらと俗にいふも古くよりの事也室町殿日記九<sup>十二丁</sup> に鹿苑院殿へ打手をつかはす條にえいとといふてひく間にはて腹のたい中をあなたへとほれと突ぬきければ云々

(六十一)佛つくりて魂をいれず 俗に佛つくりてたましひをいれずといふは誤也室町殿日記九<sup>十三丁</sup> 惠林院義昭公南都を落給ふ條に長慶入道云々數年の遺恨

によつて公方をほろぼし奉る今はばや義昭公一人殘らせ給ふ此人をたすけおき奉りなば誠に佛をつくりて眼を入ざるがごとしといへるにひとし云々

(六十二)くぼき所へ水たまる 室町殿日記十<sup>十二丁</sup> 安見直政相談之事條にたゞ果報のとりつく時はまねかねどもくぼきかたへ水よるごとくに候云々

(六十三)きんかん元結きんかんあたま 俗に細き元結をきんかんもとゆひといへりそははげあたまの毛少きをいふ料の元結也室町殿日記十三<sup>十七丁</sup> 織田信長公座與深き事條に明知光秀を罵てきんかんあたまといへる事見ゆ○鷹筑波三<sup>五丁</sup> 見聞集四<sup>廿七丁</sup> に此十四五年此方頭に毛のなきをば年寄のきんかつかつふりはへすべりなどあだ名を云て若き人たも笑ふ云々按はへすべりは蠅すべりの訛にや

(六十四)法華宗の片情張 室町殿日記十四<sup>一丁</sup> に目代日蓮宗にて其意地かたくななる事しるすに及ばず

(六十五)百姓の武具停止 秦の始皇天下の百姓の武具を停て咸陽宮に鼎を鑄る秀吉百姓の武具をとりて大佛を鑄る室町殿日記十六<sup>九丁</sup> を考べし<sup>國圖</sup>太平記<sup>廿二丁</sup>

(六十六)ぬかり者ぬかり者うらたへ者 今俗にぬかつた奴ぬかり奴などいふゆめり室町殿日記十七<sup>十二丁</sup> 暹羅道牧司を攻る條に其比元康の家中に熊谷内藏助と云士は武者大將にてありけるが是を聞て人までもなく聞よりもはやく六具をしめて逸物の馬に乗陣屋を觸てまはられけり諸勢早々打立べし暹參の輩は後日に成敗申付べきよしを申されければ三宅新左衛門尉此ころにおどろき座敷をづんと立て刀おつと

りおもてへ出ければ馬上より内藏助見たまひていかに新左衛門ぬかり者にてはなきかはやく御供仕られ候はで主君はたい今かへり給ひて出させ給ふぞやと高聲に申たれば信連何者なればやみの夜にことごとしく侍をばぬかり者とむかふさまにはいふやらん我君こそうらたへものなれといひければいかに新左衛門熊谷内藏助をうらたへ者と悪口するかよく覺

え候へ云々<sup>國圖</sup>日記十九<sup>廿丁</sup> 東海道名所記廿七<sup>丁</sup> (六十七)女陰を豆といふ事 室町殿日記十九<sup>三丁</sup> 徳永法印咄之事條に西行の歌見ゆ豆ドロバウなどもいふゆめり宇治拾遺に隱莖をまめやかものといへり可

考

(六十八)人はみめよりたゞ心 俗に人はみめよりた  
だ心といへり室町殿日記十九丁 扇之事條に定家卿  
歌「かつらきの神は夜こそちきりけれみめにはよら  
し人は心を」

(六十九)胸ぐらを取ル胸づくしを取ルむながらみ  
俗に胸ぐらを取ル胸づくしを取ルなどいふは誤也室  
町殿日記十九丁 好喧嘩ニ徒黨之事條につとさしよ  
りむながらみにひしとつかみ云々と見ゆ

(七十)管杖の差別 管杖は剛柔の別ありて管は柔に  
打にいひ杖は強く打にいふよし室町殿日記廿の卷  
十丁に見ゆ

(七十一)木瀬といふ鏡師 北野神鏡の裏に木瀬作と  
あり木瀬は高名の鏡つくりにて室町殿日記廿の卷  
鐘むる事の條に見ゆ

(七十二)朝倉山椒胡椒の歌 室町殿日記廿の卷  
狂歌所望之事條に立旨法師「山椒の朝くらよりも夜  
づめさせからきめを見る小性たちかな」此歌に朝倉  
山椒と胡椒をよみいれられたり

(七十三)自在といふ物 釜をかける竹を自在といへ  
り新撰犬筑波集に連歌の句あり室町殿日記廿の卷

廿七 幽齋歌に「いざ酒のかんせうくといふまゝに  
なべをぞかくる自在天神」

(七十四)夜遣 室町殿日記廿の卷 狂歌所望之事  
條に紹巴「みちのくのしのぶその夜のよはひ星」

(七十五)悲田敬田 悲田は貧病救済の田也敬田は三  
寶供養の田也扶桑略記孝謙記に見ゆ

(七十六)四十八箇所の箭 箭とは夜もすがら箭火を  
焼て番をつとむるよしの名目也太平記一卷 頼員  
回忠條に其比攝津國葛葉ト云處ニ地下人代官ヲ背テ  
合戦ニ及ブ事アリ彼本所雜掌ヲ六波羅ノ沙汰トシテ  
庄家ニシヌエン爲ニ四十八箇所ノ箭并在京人ヲ催サ  
ル、由ヲ被ニ披露ニ云々同四卷 笠置囚人死罪流刑  
の條に殿法印良忠ヲバ大炊御門油小路ノ箭小申五郎  
左衛門尉秀信召捕テ六波羅へ出シタリシカバ云々又  
四丁 法印ヲバ五條京極ノ箭加賀前司ニ預ラシテ禁籠  
シ云々同六の卷 楠出ニ張天王寺ニ條に四十八箇所  
ノ箭并ニ在京人畿内近國ノ勢ヲ合セテ天王寺へ被ニ  
指向ニ云々同八の卷 摩耶合戦の條に左々木判官時信  
常陸前司時知ニ四十八箇所ノ箭火在京人并三井寺法  
師三百人ヲ相副テ以上五千餘騎ヲ摩耶ノ城へ被

向ケル云々又十三禁裏仙洞御修法條に四十八箇所ノ  
箭并在京人其勢五千餘騎五條河原ニ勢洩シテ三月十  
五日ノ卯ノ刻ニ山崎へソ向ヒケル云々同十七卷 山門  
山門牒ニ送南都ニ條に或夜東寺ノ軍勢トモ樓門ニ上テ  
是ヲ見ケルガアラオビタシ阿彌陀ガ峰ノ箭ヲト申  
ケレバ高駿河守トリモ敢ズ「多ク共四十八ニハヨモ  
過シ阿彌陀ガ峰ニトモス箭火」ト一首ノ狂歌ニ取成  
シテ戲レケレバ云々同廿卷 高倉殿京都退去事條  
に御内ノ者ハ不及申外様ノ大名國々ノ守護四十八  
箇所ノ箭三百餘人云々○百練抄十四丁 嘉禎四ノ七  
九條に近日一條大路大宮等大路要害所立兵士屋  
箭火ニ是爲防禦群盜也諸人安堵之計也云々○思ひ  
のまゝの日記 類從四百八十 都には京白河かけてさる  
べき武士の家々公家の人々のすみかにはまじらす大  
内をなかにおきて作りならべたり四十八ヶ所のかい  
りとかやきびしければよなくのおそれもなく立田  
山の白波も立かくれ所あらじとぞおぼえ侍る云々

類聚名物考稱號部ニ 香妻鏡廿三ノ廿四丁ウツチ考  
オ知ベシ箭用途録ノ一トモアリ 貞永式目追加廿二丁オ廿八丁  
中社々ノ箭同廿四ノ十丁オ安居院大宮ノ箭屋井所屋  
(七十七)旗の紋 小申氏が車輪の旗 太平記一

(七十八)土の籠 太平記四廿丁 同十二丁  
(七十九)大名の抱の相撲田樂 今世大名衆の抱の相  
撲といふは相撲入道の時田樂を抱たりしにおなじ太  
平記五三丁 田樂字拾遺  
(八十)經筒 太平記五六丁 奉納筒云々  
(八十一)庄家 太平記十卷 新田義貞謀叛條に相  
撲入道云々兵糧ノ爲ニトテ近國ノ庄園ニ臨時ノ天役  
ヲ被懸ケル中ニモ新田庄世良田ニハ有徳ノ者多シ  
トテ出雲介親連黒沼彦四郎入道ヲ使ニテ六萬貫ヲ五  
日ガ中ニ可シ沙汰ト堅ク下知セラレケレバ使先彼所  
ニ莅テ大勢ヲ庄家ニ放入テ贖責スル事法ニ過タリ新  
田義貞是ヲ聞給テ我館ノ邊ヲ雜人ノ馬蹄ニ懸サセツ  
ル事コソ返々モ無念ナレ争カ乍見可レ怵トテ數多ノ  
人勢ヲ差向ラレテ兩使ヲ忽生取テ出雲介ヲバ誠メ置  
キ黒沼入道ヲバ頭ヲ切テ同日ノ暮程ニ世良田ノ里中  
ニ被懸ケル云々按に庄家は領家に對へたる名と  
開ゆ

(八十二)中間井夫男 中間といふは下部と土との中  
間の者なればさいふ也夫といふは雇人足の事也太平  
記十廿八を考べし

(八十三)傳馬の名古今不同 古代の驛馬傳馬の事は既にいひつ中比より傳馬といふは小荷駄馬の事也 太平記十一丁 五大院右衛門宗繁宗繁相摸太郎二條に中間一人ニ太刀持セテ傳馬ニダニモ乗ラデ破タル草鞋ニ編笠著テ云々又丁十九 金剛山寄手等被テ誅條に高

手小手ニ誠メ傳馬ノ鞍坪ニ縛シ屈メテ云々 (八十四)料所 料所といふは何の料に用るよしの名也太平記十一丁 書寫山行幸事條に安室郷ヲ御寄附有テ不斷如法經ノ料所ニ被テ擬ケル云々願圖太平記丁廿二

(八十五)他界 他界といふは他の世界へ移り去るよしの名目也太平記十二丁廿七 に此龍王他界ニ移ラバト有

(八十六)御家人 太平記十三丁五丁 龍馬進奏事條に諸國ノ御家人ノ稱號ハ頼朝卿ノ時ヨリ有テ巳ニ年久シキ武名ナルヲ此御代ニ始テ其號ヲ被テ止ヌレバ大名高家イツシカ凡民ノ類ニ同ジ云々

(八十七)複姓 複姓は新撰姓氏錄に息長丹生真人巨勢勢械田朝臣巨勢勢妻大臣平群文室朝臣他田廣瀬朝臣紀辛梶朝臣中臣酒人宿禰中臣宮處連中臣方岳連中臣大

家連などの類枚舉に違なし太平記に佐々木鹽谷判官高貞愛曾伊勢三郎遠山加藤五郎以上十四ノ七 結城大田判官十四ノ四 佐々木鹽治判官十七ノ四 赤松大田帥法眼七ノ四 大友戸次丹後守頼時廿四ノ廿 佐々木吉田源左衛門尉秀長同十四 佐々木加地筑前三郎左衛門貞信同八丁 城太田三郎同廿四 宇都宮芳賀兵衛入道同廿四 湯淺本宮太郎左衛門同廿六 土岐明智次郎同廿七 同廿一 同廿二 同廿三 同廿四 同廿五 同廿六 同廿七 同廿八 同廿九 同三十

(八十八)あがくと云詞 古く駒のあがきと歌にもあり後には足に限らず手にてするわざにもいふ太平記十四丁廿三 に御方ハ手ヲアガイテ云々

(八十九)蛇の見いれたるを除く符 上杉彈正大弼殿の家臣靜田彦兵衛といふ者白蛇を助し報に蛇の見いれたるを除く符を傳はれるよし新著聞集三卷三丁 酬恩篇に見ゆ蛇付の禍に逢たる者此家を尋て符を受べし

(九十)櫻田 新著聞集六卷勝蹟篇三丁 江戸櫻田の條に江戸さくら田は虎の門より愛宕の邊りまで田地にて畔には櫻の木いく千萬本も植たりし田の中の流を

さくら川といひし今の源介橋そのしるしとして残りたるとかや云々與清曰此説うけがたし倭名抄に武藏國在原郡櫻田佐久と見えて古代より郷司有し所也神名帳に大和宇陀郡櫻實神社和泉大鳥郡櫻井神社伊勢朝明郡櫻神社近江伊香郡櫻椅神社櫻市神社和名抄に阿波名方西郡櫻間郷越後蒲原郡櫻井郷河内河内郡櫻井郷石見邑知郡櫻井郷伊豫越智郡櫻井郷相摸足柄郡櫻井郷肥後宇土郡櫻井郷美濃石津郡櫻樹郷參河碧海郡櫻井郷尾張愛智郡作良郷など見え備中の櫻山下總の佐倉の類必櫻樹によれる名のみにあらず近江のさくら谷を本居宜長が説に谷を久良とも發語を添て佐久良ともいひさてさくら谷といふなるよしいへり

(九十一)雜劇本の出處梅野由兵衛 淨瑠璃本に作り芝居の狂言にすなる事の出處を見出たる一ツ二ツを記すべし〇梅野由兵衛長吉殺は新著聞集十四卷廿丁 殃禍篇に大坂聚樂町に梅澁吉兵衛といふもの胡椒頭巾といふ事を始て仕出すほどの大惡黨也妻は小梅とて十五六の年増りを博奕の上手故妻にせし也元祿二年五月十九日天王寺久左衛門が小者長吉が金子百兩かへにゆくを知てたぶらかし吾家にともなひきて夫

締して殺して金を奪取ぬ此事露見して吉兵衛は磔にせらる小梅は追放せられしがその後子殺をしてこれも磔にかけられしよし見ゆ吉兵衛を由兵衛小梅を梅野と作りかへし也〇絹川かさねは死靈解脱物語に見えて興右衛門といへる百姓が妻のおるを絹川端に殺せる也余相馬日記にくはしく記せり願圖院本雜劇丁櫻井郷廿

(九十二)開田未開の田代田代と云地名 大安寺縁起群書類從四百冊 五卷廿一丁右に伊勢國陸宿陸拾貳町員辨郡宿河原伍百町自注に開田卅町未開田代四百七十町云々三重郡宮原肆拾町自注に開田十三町未開田代廿七町云々此外おほく見ゆ開田は既に墾開せる佃田也未開田代は墾開すべき地なれど未開すしてあるをいふ諸國に田代といふ地名あるはこの未開田代によれるなるべし

(九十三)帳外神社社帳 政事要略五十四卷修三理神社二付出神社帳二事條に真神格云應 神社帳准ニ宮社帳二勘造之日令移ニ式部省二事云々略下本書に就て考べし又常赦判云神稅過行若二前司云以ニ帳外之乘物ニ量ニ宛帳外之神社ニ云々

(九十四)関をケミスと訓 政事要略五十四卷器仗戎



具事條に軍防令云國司每年孟冬簡閱戎具云々集解釋云開簡也音翼雪反此俗所謂氣彌也云々條訓菜九右許部にけみす関字をよめり又孟子に關畿而不征とある畿をよめり異視の義惟しめ見そなはして吟味する心には檢の音といふはいかゞ云々

(九十五)有封神社無封神社 政事要略五十四卷修理神社事條に私記云貞觀十年正月廿八日格云檢案内一太政官去弘仁二年五月三日符備有封之社命神戶百姓修造无封之社命禰宜祝部等永加修理一國司不存檢校有致破壞遷替之日拘其解由一者今有封神社已有治力一有封神社全無修料一仍檢神苗裔本枝相分一其祖神則貴而有封其裔神則微而无封望請以三无封苗裔之神一分付有封祖始之社一則令有封神主領一有封祝部者右大臣宣奉勅依請一交替式云太政官符應一有封神社令禰宜祝等修理一事右有封之社應令神戶百姓修造之狀下知已訖云々中弘仁三年五月四日私記云按无封之社破壞令有封之社修造之事明上條也但非苗裔之社一如本令禰宜祝等修理一耳○无敕判云有封神社見任之史令神戶百姓造一有封神社令禰宜祝等造一○淡路司菅野直時使藤包生又云

大中破損大風大雨異損之由已經言上二須見任相承有封之社者以彼封物一令禰宜祝等修理一無封之社令禰宜祝等修理一若多損少料者申官聽裁延喜六年判○下野使藤方高非常敕判云前司卒去同任會赦須見任相承無實者令禰宜祝及神戶百姓等早修填一若无封少社者分祖神封戶一令同前人等修造修填一國司類聚三代格一卷神社事條に太政官符應一有封神社令禰宜祝等修理一事右有封之社應令神戶百姓修造之狀下知已訖云々中弘仁三年五月三日按此官符政事要略五十四卷に載たり又太政官符應以下大社封戶修理小社事右撰格所起請備一太政官去弘仁十三年四月四日下大和國符備得彼國解備檢案内一太政官去弘仁三年五月三日符備有封之社令神戶百姓修造一有封之社令禰宜祝部等永加修理一國司不存檢校一有致破壞一者遷替之日拘其解由一者國依符旨一行來尙矣而今有封神社已有治力一有封神社全無修料一仍貧幣祝部無由修社吏加檢賣各規一遷隱一推其苦跡一誠有所以一仍檢神苗裔一本枝相分其祖神則貴而有封其裔神則微而无封假令飛鳥神之裔天太玉白瀧賀屋鳴比女神四社此等類是也望請

以三無封苗裔之神一分付有封始祖之社一則令有封神主領一有封祝部一然則社有修掃之勤一國無異答之兆一右大臣宣奉勅依請者事施一國一遵行有便伏望下知四畿内及七道諸國一者中納言兼左近衛大將從三位藤原朝臣基經宣奉勅依請一貞觀十六年六月廿八日按此官符政事要略五十四卷に要を採て引たり (九十六)驛家 驛家の政事要略五十四卷に見ゆ各目抄には驛家を「ヤケ」とよめり主稅式上二に修理驛家料あり驛子糧料も見ゆ (九十七)大堰河 政事要略五十四卷溝池堰堤事條に秦氏木系帳云造葛野大堰於天下一誰有比檢一是秦氏率催種類一所造一構之昔秦昭王塞堰洪河一通溝澗一開田萬頃一秦富數倍所謂鄭伯之沃一衣食之源一者也今大井堰樣則習彼所造云々後の所見は山城名勝志十の卷に擧たり (九十八)積鼻禰 神代紀下卷廿六に於て是兄著積鼻以積塗掌塗面告其弟曰云々纂疏下卷百十五に積鼻禰穢衣也云々神代口決五卷廿八に著積鼻者爲穢也云々合解十二卷十八に兼俱曰著積鼻一耶人ノヤウニナツテ穢ノ體ニシタツナバカリ腰ニマ

トフテ面ニハ赤土ノヤウナル物ヲヌル也云々環翠曰著積鼻一ハハダバカマツケラシタツツナバカリニナルゾ緒ハ赤土也身ヲヤツス心也云々按積鼻ハ「タフサギ」にて小禰の事也吉田兼俱舟橋國賢が抄に手綱といへるはひがごと也手綱は今世まはしとも「フンドシ」ともいふ物に同じてその圖相撰畫卷鶴岡放生會職人歌合などに見ゆ肌袴といへるはよしとれど肌袴を手綱と同物とおもへるは誤也手綱とは馬の手綱に似たる一幅の布なれば然は名づけたりと見ゆ○雄略紀下卷廿三十三年九月條に乃喚集采女使脱衣裙一而著積鼻一露所相撲云々按衣を脱ぎ裙を脱て裸體に積鼻のみしたる也倭名抄十二卷衣裙條に唐韻云松小禰也揚氏漢語抄云松子毛乃之太乃太不佐岐とありて女子下に松子して其上に裳を著男子は積鼻して其上に袴を著る也古事記上卷伊邪那岐大神の禊祓の條に御杖を投棄次に御帶次に御裳次に御衣次に御禰次に御冠次に左右の御手の手纏を投棄給へるよし記されたるは後に袴の字を裳に寫誤れる也さて先帶を投棄次に衣次に禰を投棄て裸體になり潜し給ふよし也禰は多不佐岐と訓べきを波加万とよ

めるは裳字の寫誤に心づかさりしゆる也神代紀上  
 廿一に天照大神結髪爲醫縛裳爲袴とあ  
 るも男子の貌に出立たまひ御髪を總角にし長き裳を  
 引縛て袴のさまにし給へる也○天武紀上九丁に先秦  
 造熊命三積鼻而乘馬馳之傳謂於寺西營中云々集  
 解十二に按令下脱三著字三著積鼻者裸體也示急避  
 之狀云々○万葉集十六卷廿丁無心所著歌に吾兄  
 子之積鼻爾爲流都夫禮石之吉野乃山爾水魚會懸有  
 懸有反云三仙覺抄十七卷十丁につぶれいしはつぶらな  
 る石なりそれをば人はたふさぎにしてんやさればあ  
 るまじき事にてよしなく水魚をとらんには宇治川へ  
 こそ行へきに大和の吉野の山に水魚のさがりてあら  
 んやうにたとふる也云々○侍中群要八卷童相撲條に  
 但縷料緋緋緋并裝束料信濃布紅花等召三内藏寮一即  
 給三縫殿寮二令調之細注に縷八條各四條退紅衣卅領  
 各廿領袴卅腰各廿腰積鼻卅條但縷人別不給通三用  
 之三云々按信濃布を積鼻に用しなるべし然て此積  
 鼻は手網の事にて積鼻と同名異製也その圖相撲畫  
 卷鶴岡職人歌合梅津長者畫卷などに見ゆ相撲の最手  
 に横綱といへる名目あるも手網より判れるなるべし

○宇治拾遺物語一卷三丁鬼に瘤とらる事條に大か  
 たやうくさまくなるものども赤き色には青き物  
 をき黒き色にはあかきものをたふさぎにかき云々同  
 十一卷十九空入水したる僧事條にとかくいふほどに  
 この聖たふさぎにて西に向ひて河にさぶりと入ほど  
 に舟ばたなる繩に足をかけてつぶりともらいでひし  
 めくほどに云々同十二卷十丁聖賢僧正渡三條大路  
 事條に賀茂祭の日まはだかにてたふさぎばかりをし  
 て干鮭太刀にはきてやせたる女牛に乗て一條大路を  
 大宮より河原までわれは東大寺の聖賢なりと高く名  
 のりてわたり給へば云々同十五卷十丁伊良縁の世恒  
 毘沙門御下文事條に額に角おひて目ひとつあるもの  
 赤きたふさぎしたるもの出来てひざまづきて居たり  
 云々○古今著聞集十卷十三馬藝部に坊門の大納言  
 忠信云々交野の御狩に同じ馬に乗て鹿に付て馳ける  
 ほどに鹿淀河に入れば馬もつゝきて入にけり乗人  
 河に沈みて見えざりければ上下おどろきあざみあへ  
 りけるほどにしばし有て物具水干みな浮出たりけり  
 其後はだかにておよぎ上りけり水の底にてのどかに  
 めぎとかれけり水練のほどめでたかりけりかやうの

用意にやかねてたふさぎをなんかつれたりける云々  
 按こゝにたふさぎをかきて水練の用意にせるよしな  
 るは手網の事にて肌袴にはあらぬなるべし同卷廿二  
 相撲強力部に中納言伊實卿相撲競馬などを好て學問  
 などはせられざりけるを父のおと伊通公常に勘發  
 し給けれども猶しひられざりけり其時相撲なにかし  
 とかやいふ上手有りけり敵の腹へかしらを入れてかなら  
 ずくじりまらばしければ是によりて腹くじりとぞい  
 ひける件の相撲をしのびやかにめしよせてこの中納  
 言相撲をしのび好むがにくきくじりまらばかせさ  
 らば纏頭すべしえからずばなくなさんずると仰合ら  
 れにけり則中納言に汝が相撲好むに此腹くじりとつ  
 がひて勝負を決すべし勝たらばわれ制止する事有べ  
 からず負たらんにおきては永く此事停止すべしとの  
 たまひければ中納言恐れをなしてかしこまりておは  
 しけりさる程に腹くじり召出されてやがて決せられ  
 けるほどに中納言は腹くじりが好むまゝに身を任せ  
 られければ悦てくじり入てけり其後中納言腹くじり  
 が四辻をとりて前へつよく引れたりければ頭もをれ  
 めばかりにおぼえてやがてうつぶしにたふれにけり

云々按四辻をとりて前へつよく引とはれいの手網を  
 しめたる尻方の四辻を今俗もフンドシノ四ツといふ  
 所によりては三ツともいふこれ又廿二重忠座を立  
 て閑所へ行くよりすべ鳥帽子かけなほしてけり長  
 爲は庭に床子に尻かけて候けるそれもたちてたふさ  
 ぎかきてねり出たりまことに體力士のごとくに見え  
 ければ畠山もいかいとぞおぼえける云々按このたふ  
 さぎかきたるも相撲の體にて手網をしめたる也○袖  
 中抄一卷一丁ひをりの日の條に裾の尻を膝より前さ  
 まに引たふさぎて前にはさめり云々按印本には引た  
 をりと有今は古本に引たふさぎとあるをとり裾  
 衣の裾をうしろより膝へ引とはして前にはさめる也  
 かけまくもかしこけれど天照大神の御裳を縛て袴  
 にしたまへる類といふべし○源平盛衰記十卷廿三有  
 玉渡三硫黄嶋事條に嶋ノ住人ト覺シクテ木ノ皮ヲハ  
 チカヅラトシテ額ニ卷赤裸ニテムツキヲカキ身ニハ  
 毛太ク長ク生テ長ハ六七尺計ナル者ニソ遇タリケル  
 云々按長門本平家物語四卷硫黄嶋人の事をいへる條  
 には木の皮をはぎてたふさぎにかきと有こゝには  
 「ムツキ」といへり肌袴の類にて手網の事とは聞えず

同十一卷十五經俊入ニ布引瀧ニ事條に小松殿布引瀧爲ニ遊覽御參アリ云々小松殿被仰ケルハ瀧壺覺東ナシ底ノ深サヲ知バヤ此中ニ誰カ剛者ノシカモ水練アルト尋給ケレバ備前國住人難波六郎經俊進出テ甲臆ハシラズ候瀧壺ニ入テ見テ參ラント申ス然ルベシト免サレタリ經俊ハ紺ノ襷カキ備前造ノ二尺八寸ノ太刀隨分秘藏シタリケルヲ脇ニ挾テ髪ヲ亂シテツト入云々按襷の字シタオビと訓たるといふおかし字鏡集部に襷をタフサギとよみ色葉字類抄太師雜に浴衣の二字をタフサギとよめり水中に入に便よければ浴衣とも合字に襷とも書るをこゝには誤て襷字には寫しひがめたるなりシタオビと訓も快からねばタフサギと訓直すべし○同四十二卷十九屋嶋合戦の條に爰ニ伊勢三郎義盛ガ郎等ニ大胡小橋太トイフ者アリ駿河國田子浦ニテ生立チ富士川ニ習ヒテ究竟ノ水練ノ上手ニテ水底ニハ半日モ一日モ潜リアリキケルガ兵ノ乘ナガラ而軍モセズシテコギマハリ漕廻リスルハ大將軍何ヤランタダモノニハアラジト危ミ思テ人ニモシラセズ燒内裏ノ芝築地ノ陰ヨリ裸ニナリテ襷鼻禪ヲカキ刀ヲツツ持テ海へ入ル敵モ味方モ是ヲシ

ラズ輒六郎ガセガイニ立テオノレハ軍モセズ人ノ船ヲ下知シテ軍ハトコソスレ角コソスレト云ケル處ニツト浮上テ足ヲ懷イテ曳聲ヲ出シ海ヘタフト引入タリ云々按十卷には「ムツキ」といひ十一卷には襷と書テ「シタオビ」とよみこゝは襷鼻禪「タフサギ」とよめり學者宜ニ取捨也○長門本平家物語四卷十九成經康頼俊寛被流ニ硫黄嶋ニ事條に男とおぼしき者は木の皮をはぎてたふさぎにかきはねかつらといふものをし女は木の皮を腰に巻たれども男女の形も見えわかき云々同十六卷廿五義仲最後合戦事條に爲久が郎等二人馬よりとびおりてたふさぎをかきふか田におりて木曾が頸をとる云々同十八卷丁左屋嶋合戦事條に能登守云々船軍はやうあるものぞとて唐巻染の小袖にたふさぎかき唐綾おどしの鎧を著て汀に飛こして云々按能登守教經朝臣たふさぎかゝれしは水上の戰ゆるの心しらしひ也○承久記下卷八丁に佐々木向ノ中嶋ニ打上タレバ子息左衛門太郎トテ十五ニナリケルガタフサギニ白キ帷ヲ著腰刀バカリ拾テ太刀ヲ頸ニカケ父ガ馬ノ鞞ノ總ニ取付テ來タリ云々○參考太平記十六卷丁右多々良濱合戦事條に金勝院西源

院本云鑑ハ八木岡タフサギノ緒ヲ引切テ倒ニハイデ著云々按タフサギノ緒とありさては手綱には殊にて實の襷鼻禪の事ときこゆ○新撰字鏡廿八衣部に禪夫寐反去襷禪太不佐支云々○倭名類聚抄十二卷衣服類部に禪方言注云袴而無ノ袴謂ニ之禪音昆和名須万之毛能史記云司馬相如著襷鼻禪一云知比佐岐毛乃章昭曰今三尺布作之形如牛鼻者也唐韻云毛乃之太乃太不佐岐一云水子小禪也云々釋義に禪俗洗云須万須二類ニ洗故スマシモノ歟云々松万葉十六に襷鼻ノ字ヲタフサギト訓ビリ眞淵云太不左岐者股塞略歟云々按禪は袴の短きやうなる物にて袴のなき也須万之毛能といふは汚穢を度々洗ひ清せばさいふ也水子といふはた此義に叶へり知比佐岐毛乃は小物の義にやまたは小き裳布の義にても有べし毛乃之太乃太不左岐は裳の下の袴塞の義と見ゆ襷鼻禪は章昭が注に布形如牛鼻といへるは本末違へるにや下學集門布に男根如三襷鼻故云三襷鼻禪といへるが本据にて襷鼻をおほふ禪なれば然いひ布の形をも牛鼻の如に作れるなるべし伊勢貞丈が舳艫訓にハ如牛鼻者也ト云ハスソノ所兩足ノ入

ル様ニ分レテ牛ノ鼻ノ穴ノ如クナルベシ後代四幅袴ハ其遺制歟といへり松小禪といへるは女は裳の下に別に小き禪を著る事と見ゆ劉熙釋名五卷四釋衣服部に禪貫也貫三兩脚上繫要中一也とあり太平記參考本十六にたふさぎの緒といへるも腰に繫ぐ料の紐なること疑なし再按に禪ハタフサギにて袴の短きやうなる物所謂踏通也襷鼻禪は越中フンドシノ類ト見ユ南史十九ノ十七丁リ謝靈運傳に後以在禪著○字鏡集六卷衣服部に禪夫寐反「ハカマ」「タフサギ」「襷禪云々また禪陣同」「シタバカマ」「チヒサキモノ」「スマシモノ」「ハカマノカサチ」「シタモ」「タフサギ」「內衣云々また松樹同職容反「タフサギモ」「ユカタビラ」「コギス」「シタノハカマ」云々また裳タフサギ云々○類聚名義抄佛中卷日部に敢曼タフサギ云々同法中卷衣服部に禪音昆或禪「シタノハカマ」「チヒサキ物」「スマシ物」內衣云々又松子「モノシタノタフサギ」「一云水子云々按內衣は今世「ユカタ」といふもの也倭名抄十四卷澡浴具部に內衣溫室經云澡浴之法用七物其七曰內衣和名由論語注云明衣以布爲沐浴衣也など此外古太比真論語注云明衣以布爲沐浴衣也など此外古書におほく明衣と見えたり襷鼻禪とおもひまがふべ

からず○伊呂波字類抄四卷太部雜物に横鼻禪タフサ  
 ギ松子浴衣禪已上同方言注云袴而無袴謂之禪之音  
 昆和名スマシモノ知伊左伊モノ史記云司馬相如著  
 横鼻禪一韋昭曰今三尺布作之形如牛鼻者也唐韻云  
 松子小禪也云々○下學集下卷絹布門に禪鼻禪男根衣  
 也男根如横鼻故云横鼻禪也晉阮咸家貧而七夕晒  
 横鼻禪以獻星又唐人李義山以華上晒横鼻禪爲  
 殺風景之第一也云々また唐袴ハダバカマ云々按横  
 鼻禪に訓を脱せり唐袴は古制の袴に似たるタフサギ  
 にいひ横鼻禪は手綱の方にいへりと言録上卷  
 殺風景條に李義山雜錄有殺風景之語謂清泉濯足  
 花上曬褌云々類篇に褌禪同といへり○倭玉篇上卷  
 衣部に褌タフサギ云々褌シタバカマ云々松コカク  
 ビラ「スマシモノ」云々○節用集波部衣食に唐袴ハ  
 ダハカマ唐袴ハダノオビ云々太部器財に横鼻禪タフ  
 サギ云々志部衣服に禪シタノハカマ云々按唐袴禪  
 ともに古制のタフサギ也唐袴横鼻禪は手綱の方に  
 へりといひ○難字記二卷衣部に禪「シタノハカマ」  
 「カタビラ」云々松「コカクヒラ」タフサギ「スマシ  
 モノ」云々褌「スマシモノ」「シタノハカマ」云々○連

歩色葉集波部に唐帶ハダノオビ云々又登部に横鼻禪  
 唐曰唐帶云々按節用集にも唐帶見ゆこれ手綱の事  
 也○義貞記詳前卷四百廿に鎧可著次第事一番浴衣  
 二番小袖三番大口云々按浴衣は伊呂波字類抄に据て  
 タフサギと訓べし體源抄拾二に此記を引たるには一  
 番手綱と書たりさては「タツナ」と訓べき歟○曾我物  
 語一卷相撲事條にや七どの出よといふすこじたい  
 におよびしをふなこしひきたてたづなとりかへ出  
 しけり云々や五郎二人まかしてやすからずおもひ袴  
 の腰をおそしと引きり手綱二筋より合せつよくをさ  
 めはしり出云々かはづの三郎すけしげ云々ひたいれ  
 むぎおき白き手綱二すぢよりあはせかたくをさめて  
 出んとする云々右のかひなをつとのべまた野がま  
 へはろをつかんでさしのけあらくもはたらかばたづ  
 にも腰もきれぬべししばらくありてむすと引よせ目  
 より高くさしあげ云々按此手綱といへるは相撲畫卷  
 梅津長者畫卷鶴岡職人歌合などの圖に見えたる唐帶  
 にて今「まはし」とも「ふんどし」ともいふこれこ  
 に白き手綱とも「まへはろ」ともいふ詞見ゆ前統は前  
 の方の立幅をいへるなるべし○太平記十八卷右七金

崎城落事條に氣比大宮司太郎ハ元來力人ニ勝レテ水  
 練ノ達者ナリケレバ春宮ヲ小舟ニ乘進ラセテ櫓カイ  
 モ無レドモ綱手ヲ己ガ横手綱ニ結付海上三十餘町ヲ  
 游テ蕪木ノ浦ヘツ著進ラセケル云々按横手綱ハ手綱  
 を修し横幅の腰に纏たる所をいへる也○甲州流歩騎  
 必用口傳二卷兵具部肌帶當時越中と云有是も可ノ用  
 事の條に布縮緬ノ内何レモ心ニ任スベシ先ヅ一幅ノ  
 サラシ三尺二三寸一方ハ袋乳ニヌヒクケ紐ヲ通シ腰  
 ヲ廻スタレノ兩ハシニヒボヲ付テ襟ニカケ大小便ノ  
 用トス又常ノ禪モシメヤウニテヨシ云々按越中フン  
 ドシ天明寛政の比よりの物とおもへるは誤也又下帶  
 と横鼻と同物とおもふべからず歩騎必用口傳卷二兵具  
 部下帶ハ木綿布類是は下著の上ニ可ノ廻也上帶はゆ  
 るぎの絲の上を可ノ結事の條に帶ノシハ木綿ヲ三  
 重廻リ九尺五寸位幅ハ曲尺ニテ二寸五分位コレモ眞  
 中ニ印ヲツクルユルギノ絲ノ上ニマハシシカトトメ  
 テ大小ヲサシ打緒五尺位アルモノヲ以テ太刀ドメス  
 ベシサテ所々ニ九字叶友絲ニテ縫モ心ニ任スベシ上  
 帶ハ「ホツテ」ノヒネリカヘシノ上ニテ結ビ後ハ「チ  
 ズ緒」ヲユヒカラムモ有りといえて下ニ結ふ帶也上

帶に對たる名也○似我蜂物語上卷廿二にまつはだか  
 になりふんどし計になりかのたらひを持云々又廿三  
 かみなりを見るにせいは八尺ばかりの大入道布ふん  
 どしをしめまはし云々同下卷二に一休おほせける  
 はいらざる事をしてほとけを洗ひけるぞ又それまで  
 行もむづかしこれにて地蔵のあたまくくりておけ  
 とてぬしのなされたるふるき布ふんどしを一筋給は  
 りけり云々○春湊浪話下卷横鼻禪手綱の條にふるく  
 手綱と記せるは今の下帶といふもの也或は横鼻禪と  
 いふ同じ類なれども「手綱」には異にして是は短き肌  
 袴也日本紀に火酢芹彦命の横鼻禪をつけたまふを忌  
 部正通の口決に肌袴と注せる是也兼俱も環翠軒も是  
 を手綱と注せるは同類なるを以て注し誤れるにや其  
 後天武帝と大友皇子と御軍の時奏造熊がせし横鼻禪  
 其後るか世を経て宇治拾遺著聞集又承久記等にと  
 うさぎといひし皆肌袴なるべし後三年の畫に黄なる  
 肌袴を着しを畫たる則是也手綱といふは義家朝臣の  
 甲冑着玉ふ次第を體源抄に義貞記を引て書たるに手  
 綱とみへたり曾我物語に相撲の時藍澤彌六郎が手綱  
 二筋より合せと記し又同彌七郎が相撲とるとて手綱

をとりかへ出せしともみへたり此手綱をせし様は職人盡の相撲に畫きたり是等をならべ考れば贗鼻禪といふも手綱といふも昔よりありしものなれど其製は異なるに是を混じて盛衰記に贗鼻禪と書たるをとうさざといわすたづなと訓を付たる同類なるを以て是も誤れるにや殊に難波六郎が布引の瀧に入し時に紺の袋をせしとある製の字にした物ひと訓せしはいといぶかし若後代につけたる訓なるにや尤古き歌に井手の下帯又下の帯を道はかた〜などよみて下帯といふ事其名なきにはあらねど是はた常の帯の事也清轉與義抄にもうへ下に帯をすれば下帯をはいふなりとみへて」今の俗にいへる下帯といふ事は古くは聞えず云々按富常問答にも此事見ゆ伊勢貞丈が後院下巻にも此説を引たり○服飾管見別録三卷令已前服辨禪袴袴贗鼻禪に禪は方言注に「袴而立跨謂之禪」釋名に禪貫也貫二兩脚上繫腰中也又袴跨兩股各跨別也玉篇に松小禪也史記に司馬相如着三贗鼻禪韋昭曰今三尺布作之形如牛鼻者也見ゆ紀に禪の字多く見ゆまかして天武記に括緒禪あり是やがてかり禪なりその製股なくて左右の足におほへるきぬ

前後各かさねあはせて腰につけ裾に括緒ありかの禪の一字をもちうるはみなこのもの、裾のくゝり緒なきものなるをしるべしされば跨るとなきといひ釋名に貫なりといへるにあへり禪を倭名抄にすましの一にいふちひさきしものと訓せしは誤り也唐書に王顯與太宗有制製禪爲殿將之制爲殿と見へまた轉退之制に炎官之屬朱冠禪とあれば禪は袴の一種にて贗鼻と同一からざるにさあきらけしすましのちひさきしものとよむべきよしなしの抄の條に贗鼻禪ありて松は小禪也といふことをつけたり是を以て見ればすましのちひさきしものといへるは松をよめるなるを誤りて禪の下につけたる非明らけし既に贗鼻はたふさぎとよむなるを非しらしける扱紀の令に白袴とあなるは式以下の表袴程の物なり扱紀の令に白袴とあなるは式以下の表袴とかけるもの也此製は左右足におほへるきぬ前後各二寸ばかり間を置いて腰につけ幅三寸ばかりなる帯二筋をもてその透をおほひふせけりさればまたがらではきるとあたはず方言注釋名の意にあへり紀に袴の一字を用うるもみな表袴なる事はあきらけし紀にはなはじめ皆禪の字をかきたるに天照大神いくさ立し給ひし所にのみ禪表袴袴とあり是は御裳の御袴を左右の御足の間よりひきあけて前の御腰にはさませ給ひしなご袴の意に叶ふべし禪の意に似ずよみて袴の字但し禪袴いづれをもはかまとよめり云々松は既に小禪なればちひさきしものとよぶもうべなりすましものといへる名はたいうとなどのにこそあらめやむごとなきなどをばいふべくもあらねばひかことばなるべし又延喜式中御服料のうち松と小禪とかかくべきを禪の一字を用ひたりこは是よ

りさき禪の字をば松小禪などに用ひしと見へて貞觀儀式に禪とあるべき處みな袴とあなりいかさまにもかの御服料の禪をばなほちひさきしものとなへて字にはかゝはらざるなめり後の世には大口といふもの也贗鼻は雄畧紀に贗鼻とかきてたふさぎとよませたり此製は古き繪をみるにまことに三尺ばかりなる布をまたにしてほそき緒して腰にゆひたり前の韋昭が説にあへり此の小禪のかかりにするものなれば贗鼻禪とかきたれど」禪のすがたならぬによりて後は贗鼻とのみかく也けり云々○倭訓栞十四卷多部丁五にたふさぎ神代紀に贗鼻をよみ「新撰字鏡に禪をもよめり股塞の義也今も上總に此語遺れり漢書に贗鼻禪とみえたり釋名に贗鼻禪貫也貫二兩脚上繫腰中下當贗鼻と贗鼻は足の三里の上の空處の名古かゝる制の物ありしにや承久記に佐々木が宇治川を涉りしに裸になりたふさぎばかたをかきてと見ゆ今の旅股引の類にてふどしには非るべしといへり袖中抄にかちのしりを後ろより前へ引たふさぎと用にもいへり漢語抄に松をものしたのたふさぎと讀りたんなといふものは相撲などの時に馬の手綱をとりて肌の

帯にせしをいへりたづなの轉せる也西土にも」兜肚とて襜を造り前陰を掩ふ制あり云々○興清曰ふどうしともふんどしともいふは蹈通の義にて膚袴に兩足を蹈通して著るゆゑなるを手綱の事にもいひうつせる也上古の贗鼻禪は短き袴のさまにて跨なしこれを緒して腰に結とむる也劉涓子釋名五卷釋に禪貫也貫二兩脚上繫腰中也とあるにおなじ勝をふさぐ物なれば万多不佐岐を省て多不佐岐とはいへる也此「たふさぎ」の上に男は袴女は裳を著る也裳にも上裳下裳ありてその下にたふさぎする也後には肌袴とも下袴ともいひ不淨を度々洗ひすますゆゑに須万之毛能ともいひ形小き帷布にて製れば知比左支毛能とも古加多比良ともいふ女のは裳乃下乃多不左岐といへりまた水練相撲などの便よからんために手綱とて一幅の白布紺布などを用ひ切れじためには二筋より合せても修るをそのさま馬の手綱に似たればやがて手綱とはいへる也こを音便に「たんな」ともいふ相撲の最手が横綱といへるも手綱による名目ときこゆ俗にまはしといふも腰に廻して修るゆゑの稱也四辻とは手綱を修たる腰の辻にて今俗



下リヲ紐ニ付エリヘカケルコト後ニテワニスル不  
 結前デハサム邪麗ニナラズ云々又一禪前ノゴトシ  
 常ノ禪シメ方アリ云々○新撰類聚往來孟秋十八日狀  
 に肩衣肩拔股拔腰鼻禪履行騰云々按武具の事をい  
 ひつゝけたる條也○舊本今昔物語十四卷卅三語に鬼  
 ノ云ク我レハ此レ鳩槃茶鬼也トゾ名乗ケル其時に聖  
 人貴シト思テ目ヲ開テ見レバ長ケ一丈餘ナル鬼也色  
 ハ黒クシテ漆ヲ塗タル如シ頭ノ髮ハ赤クシテ上様ニ  
 昇レリ裸ニシテ赤キ浴衣ヲ搔タリ後ロ向キタレバ面  
 ハ不見ズ搔消ツ様ニ失ヌ云々同書十八卷相撲人成  
 村常世勝負語に成村は前狩衣ト袴ノ浴衣ノカハトヲ  
 取テ恒世ガ胸ヲ差テ只絡ニ絡バ云々同書廿七語に  
 金剛山ノ聖人云々忽ニ鬼ト成ヌ其形身裸ニシテ頭ハ  
 禿也長ケ八尺許ニシテ膚ノ黒キ事漆ヲ塗レルガ如シ  
 目ハ鏡ヲ入タルガ如クシテ口廣ク開テ劍ノ如クナル  
 齒生タリ上下ニ牙ヲ食ヒ出シタリ赤キ浴衣ヲ搔テ穂  
 フ腰ニ差シタリ云々○本朝文粹十二卷鐵槌傳ニ後朱  
 門落魄著ニ一端之憤鼻年及五十二杜門不處人事ニ  
 云云々至于彼憤鼻夜濕鴈頭氣衝此是淫奔誰稱矩  
 步云々按この憤鼻は女人のなれば裳の下の憤鼻

也○三議一統下卷<sup>五</sup> 供奉門主人の御供に風呂へ入  
 べき事の段に主人御入なき内に手綱ぬらすべからず  
 云々○新撰樂記<sup>六</sup> 六君夫高名相撲人の段に  
 浴衣腰支云々按初段<sup>九</sup> にも延動大領之腰支蝦蟇舎  
 人之足仕とあり腰支は和名抄<sup>三</sup> 身體類部に遊仙窟云  
 細腰支師説古之波勢云々類聚名義抄<sup>佛</sup> 肉部に腰支  
 コシバセ云々色葉字類抄<sup>七</sup> 古部人體門に腰支コシバ  
 セ云々遊仙窟<sup>抄</sup> 二丁左に依々弱柳束作<sup>三</sup> 腰支<sup>續</sup> 續々横波  
 翻成<sup>二</sup> 眼尾云々また<sup>丁</sup> 右<sup>二</sup> 娜<sup>腰支</sup> 腰支細々許<sup>三</sup> 許  
 話<sup>眼</sup> 眼子長々<sup>繁</sup> 繁云々また<sup>丁</sup> 左<sup>二</sup> 千嬌<sup>眼子</sup> 眼子上失<sup>三</sup> 其  
 流星<sup>一</sup> 搦<sup>腰支</sup> 腰支浴浦愧<sup>三</sup> 其廻雪云々抄<sup>一</sup> 卷廿に腰  
 支ノ字ハサ、フルトヨム玉造小町ナドニモコ、  
 ノ腰支ヲ取テコシトヨミ付タリ楊柳ニ腰ヲサ、ヘタ  
 ルト云心ニ見ルハアシ、腰ト云マデナリ腰ハ人ノカ  
 タチノオチツク處ナレバ支テアルキウナルモノナリ  
 支ノ字ヲオモク見ルベカラズコ、ニ腰支ヲ「ヨシバセ」  
 トヨマセタル「バセ」トハアリサマト云也「コ、ロ  
 バセ」面バセ「ナド」バセ「ミテ助語ノゴトキモノナ  
 リト心得ベシ又説ニ支ノ字ハ支體ノ支ノ字ニテ四肢  
 トツクレバ手足ナリ腰モ支體ノヨルトコロナレバ

腰支トツケタリ正ニカクノゴトクシテ抵當セリ云  
 云玉造小町子壯衰書序<sup>六</sup> 卷二丁左に「腰支」云々美  
 蓉之浮<sup>二</sup> 曉浪<sup>一</sup> 婀娜<sup>腰支</sup> 支誤<sup>三</sup> 楊柳之亂<sup>二</sup> 春風<sup>一</sup> 云々な  
 ど見ゆ字書に支持也とも注したれば腰支にて腰ツキ  
 といふ事なるべし面持を「カホバセ」と云も美色の走  
 顯るゝ貌也意を「コ、ロバセ」と云も志の走顯るゝ也  
 腰支勢も腰支の婀娜風情が走顯れて見ゆるよし也ま  
 た玉莖を破前といふも常は瘻貌の物の春心發動すれ  
 ば走顯るゝゆるにさはいへるにや麻良も破留の通音  
 にて張ふるゝ由の名にても有べし和名抄<sup>卷</sup> 莖垂類  
 部に楊氏漢語抄云尻口臥口外二切亦作<sup>破前</sup> 破前一云  
 麻羅云々本朝文粹<sup>卷</sup> 鐵槌傳に鐵槌者簡笠袴下毛中  
 人也一名麻羅云々爲<sup>レ</sup> 人勇捍能破<sup>三</sup> 權貴之朱門<sup>一</sup> 天下  
 號曰<sup>二</sup> 破勢<sup>一</sup> 云々字鏡集<sup>五</sup> 戸部に屨履同「ハセ」マラ  
 「コフラ」云々類聚名義抄<sup>法</sup> 戸部に屨履塊二音<sup>一</sup> 醫「ハ  
 セ」二云「マラ」云々色葉字類抄<sup>卷</sup> 波部人體門に原ハ  
 セ今案開字也玉莖同云々などあるを考て知べしまた  
 新撰樂記<sup>二</sup> 第一本妻の段に野干坂伊賀專之男祭  
 叩<sup>二</sup> 匍<sup>一</sup> 苦本<sup>二</sup> 舞稻荷山阿小町之愛法<sup>一</sup> 破前<sup>一</sup> 喜とも  
 あり伊賀專は伊賀國の猿樂の女が京の狐坂邊に住て

男祭といふ猿樂をしありきて活計者なるべし昔本は  
 女陰の事也匍貝もて其さまを作り男祭の舞の取物に  
 せしと見ゆ體は未詳ならねど笠魚の合字なめれば  
 男陰のさましたる魚もて破前を作りそれを稻荷山の  
 阿小町といへる女猿樂が愛敬祭といふ猿樂をするに  
 鼻にてかぐ態をせしなるべし鼻は和名抄<sup>卷</sup> 毛群體  
 部に説文云觚五忽反以<sup>鼻動</sup> 物也字世流とありて獸  
 が鼻もて物をかぎ動すさまをいへり○武邊咄聞書九  
 卷前田慶次は松風と云名馬を持と云段に或時慶次錢  
 湯の風呂に入頬かぶりして忍入り下帯に一尺許の脇  
 差をさして風呂に入ぬいりごみの躡すはや曲者よ爰  
 にて風呂に入不入ば恐れて不入といはれんとて皆脇差  
 をさして風呂に入敷刻入て慶次は板の間へ出てかの  
 小脇差をすらりと抜たるを見れば竹のへら也則足の  
 裏の垢をこそげにけり入交りの人々腹をたち扱も扱  
 も出し扱に逢て大事の脇差を風呂へさして入柄も下  
 緒も役に立ず身は汗かきなまり皆捨たりと憤たりと  
 かや按前田慶次は加賀亞相利家卿の甥也文武に就て  
 高名也加賀を去て上杉景勝に仕へ途に米澤にて病死  
 せりこゝに下帯とあるは手綱の事也○室町殿日記廿

卷撞鐘ツキガキの事ツキガキの條に鏡とき由けるは云々女の朝夕はだをはなさぬ脚布を取て龍頭のかしらより打きせてなにも打せ給へ即時にみちんとなるよしをかたりてこれ大なるまじなひなれども傳る也といふ云々「やがてこれを龍頭におしまき大なるよきをもつて打せければ」ふしぎなるかな六つにわけてぞひらきける云々按こゝには脚布とも假名にきやふとも書たり○新撰犬筑波集部に「たづなもかゝぬ高砂の浦」しほ風にぶらめきわたる松ふぐり」○古事記上卷古事記二丁に是以伊邪那岐大神云々伊邪那岐大神に坐坐紫日向之橋坐坐紫日向之橋右ノ門之阿波岐原ニ而禊祓也故於ニ投棄御杖投棄御杖一ノ所成神名成神名道之長乳道之長乳齒神次於ニ投棄御裳投棄御裳一ノ所成神名成神名道之長乳道之長乳衣衣一ノ所成神名成神名和豆良比能宇斯能神次於ニ投棄御禊投棄御禊一ノ所成神名成神名道侯神次於ニ投棄御冠投棄御冠一ノ所成神名成神名他昨之宇斯能神次於ニ投棄左御手之手纏投棄左御手之手纏一ノ所成神名成神名奥疎神次奥津那藝佐昆古神次奥津甲斐辨羅神次於ニ投棄右御手之手纏投棄右御手之手纏一ノ所成神名成神名邊津那藝佐昆古神次邊津甲斐辨羅神云々按此の伊邪那岐大神の御裝束を脱捨給ふ順次先御手に持給へる杖を投棄たまひ次に御帶

を釋棄給ひ次に御裳を脱捨給ひ次に御衣御衣を脱捨給ひ次に御禊御禊を取捨給ひ次に左の御手纏御手纏を釋捨給ひ次に右の御手纏御手纏を釋捨給へり然るに古事記傳古事記傳六卷四十七丁以上六卷四十七丁以上に裳を後の女の裳と一物に心得て疑を起し又禊をハカマと訓るも誤也禊は日本紀にも皆「ハカマ」と訓たれどこゝは「タフサギ」と訓では叶ぬ所也神代紀上卷神代紀上卷十四伊弉册尊の泉津平坂にて杖杖帶帶衣衣禊禊履履を投給へる事を記されし條には裳を脱せり和名抄和名抄十二卷衣衣に釋名云上曰「裙下曰裳和名毛と見え万葉にも御裳我裳朱裳下裳などよめり古事記中卷古事記中卷九丁右九丁右に腰裳とあるも腰に著物なればさいへるにて別物にはあらずされど上古は裳袴同物なりしを中古以來は裳あり袴あり禊あり三種各別也魏書魏書廿三卷廿廿三卷廿裴潜傳注に脱袴纏脱袴纏禊禊面縛面縛及其其原原禊禊腰腰不不下下とあるも表への袴を脱て下の禊禊を纏てかくれ所のみをおほひ耻耻を顯してかしまりたるが原免せられて去時其禊其禊腰腰下下らす股股をあらはして趨趨たるよし也○西宮記七月部相撲召仰の條に左相撲左相撲横鼻上著横鼻上著狩衣狩衣經經陣向陣向幕右横鼻上著幕右横鼻上著狩衣狩衣袴袴入入幕近代不幕近代不分別云々同後日條に貞信公記云承平六年七月廿八日

松屋筆記卷之九十五

平小山田與清文儒稿

召合云々相撲著相撲著横鼻挿横鼻挿斐花斐花花花云々按相撲畫卷に手綱のありさま見え斐花をかぎしたる體も畫けり斐は細辛にて赤色の小花あるさま也○實悟記拾遺下卷實悟記拾遺下卷四丁に御前ニテ如此如此オノノハタラキ候アヒダモシハダノ帶ナド見グルシキコトノ候テハト存ジ候ツレバイカニモ新キハダノオビ御沙汰候ヒツレバ安堵シタルト下總入道愚老ニタタラレケリ願成就院殿天然器用ノ御機遣ノ由サフラヒシカバ御膚帶バカリニテ扇御持候テ御立候云々○雜説問答一雜説問答一八丁横鼻挿横鼻挿はた袴手綱の事見ゆ○侍中群要八卷重相撲の條に横鼻挿卅條云々○續教訓抄或紀之卷續教訓抄或紀之卷廿二丁

(一)木屎コノシ 物の合せ目破れ目などに木屎を加といふは運歩色葉集古部に木屎粉糞など有塗師の常に用る物也  
(二)ぞろ汁ゾロジツ 今俗小兒の詞に温飽ウンボウ河漏カヌなどをぞろといへり女房私記女房私記八丁八丁七夕の御祝に初献初献ぞろ御汁御汁さいしんつきしんつきにさくべいぞろの上上にのせてあり云々云々  
(三)善哉餅ぜんがいもち べたべたのちかん汁粉汁粉 女房私記女房私記六丁六丁正月廿日の御祝御祝べたべたのちかんにて御一御一こん云々又十一丁十一丁御誕生日の御祝御祝こんふかはにて御さかづきするてべたてべたのちかんにて御一献御一献云々又十二丁十二丁物の呼名を記せる條にべたべたのちかんはあづきにて煮申もちひの事云々按に赤豆にて煮る餅は江戸にていふしるこ餅しるこもちの類也京都にてせんざいせんざいもちといへり尺素尺素往



來に先新年之善哉者是修正之祝著也と見ゆ江戸にて  
 しいもちといへるは餅に赤小豆の粉を付たる也此  
 しいは善哉を誤れるものなるべし類聚名物考  
 (四)みそうづ増水増水 俊頼散木奇歌集十卷雜下類聚  
類從二百五十四 下に田上に侍りける比こもりがいねとい  
下卷廿九丁右 ふ物をもちひにしてとり出で侍りけるをまたのひみ  
 そうづにして侍るを見てよめる「ほうしこの稻と見  
 し間にもちぬればみそうづまでもなりけるかな」  
頭書 空齋雜原四十九丁オにせうもちらはたみひとつた  
頭書 まつりみそうづのにてしとくはあらじはや云々 按  
 こもりは木守にて枕草子卷四にこもりといふも  
 の、ついでにほどにひさししてゐたるを云々注に  
 木守山守とてあり御庭など守るものなるべし云々又  
廿九 こもりが申つるは云々など見ゆ歌の「もちぬれ  
丁左 ば」を古本には「もちひれば」に作れり餅をちいれ  
 たらば古本の方然るべしほうしこの稻は稻の名目に  
 て三の卷にもよみ顯昭が注にも見ゆさて曾水に僧都  
 をよせたる也古今著聞集十八卷にも此歌詞書を載た  
 れば可考合○黒谷上人語燈錄五卷十一百四十五箇  
 條問答に時ヲツトメテミソウヅイカッ答クルシカラ  
 ズ云々○侍中群要四卷大盤事條に殿上食雖似無

定事ニ非無其度一如鮎飯餅味曾水餅之類所不用  
 也云々按餅一本芋に作れり○同五卷非常食條に於  
 殿上雖有非常食鮎飯味曾水之類未曾有也云々○  
 古事談二卷臣節部七丁に九條民部卿顯頼弁官之時有  
 公事之日早旦參陣漸及深更之間已臨飢仍於床  
 子座喚雜色示其由了頭之雜色黑器ト云物ニミソ  
 ウヅノ毛立タル一盃ト薯蕷ノ燒タル二筋トヲ持來與  
 之云々○古今著聞集十六卷丁右八與言利口部に此比ぶ  
 きたの知了房といふもの有けり能書にてなん侍りけ  
 るある人古今を書うつしてたべとてあつらへたりけ  
 るを受取ながらおほかたかざりければ主しかね  
 て今はたいかかずともかへし給ふべしといひければ  
 知了房こたへけるは過にし比痴病をつかうまつりし  
 に紙おほく入候ひしに術つきてさりとてはとてその  
 古今の料紙をみな用て候也といひければぬしいふば  
 かりなくおぼえて料紙こそさやうにもし給ひたらめ  
 本は候はんそれを返し給はらんといへば智了房其事  
 に候其本をも紙みそうづにみなつかうまつりて候を  
 ばいかして候べきといへりけりともかくもいふば  
 かりなくてやみにけりぶきたの名付けれども以の外

にきたきゝてぞふるまひたりける云々按紙みそうづ  
 とは與言に痢病の養に紙を曾水にくひつといへるな  
 るべし○砂石集五下卷活字本廿六丁左 連歌事條に又或人ノ句  
 「ヨヒノニモチヒミソウヅイトナミテ」是ヲツク  
 「軒ノ橋本ツ葉モナシ」按侍中群要四に味曾水餅と有  
 散木集十も餅をみそうづにしたるよし也○尺素往來  
群書類本 將亦若菜醬水者玉 人日之俗儀七穀烹粥  
廿二丁左 者上元之世禮云々按正月七日若菜の曾水は古きため  
 しなるを近來は粥にするものおほし正月七日曾水の  
 喰初なるを知らざる也○鎌倉年中行事群書類本上  
卷廿三丁右 正月十五日條に大草調進ハ七日ノミソウヅモ十五日  
 ノ御粥モ御椀飯ノ時也云々按尺素往來と同説也○下  
 學集下卷十一 飲食門に増水増水 云々按増水をミソウ  
 ズともコトガキともいへり尺素往來に玉糝蒸と注せ  
 しもこゝにおなじ○節用集上卷曾部門に増水ゾツ  
 スキ云々○撮壤集下卷食物類部に曾水ミソウヅ音或  
 増炊云々○運歩色葉集楚部に増水ゾウスキ云々○室  
 町殿日記十九卷術道之事條に亭主は折敷を八枚とり  
 出して其中に灰をまきて蕎麥の種をとり出せばら  
 ばらとまきちらし印をむすび暫打重おきたればほど

なくそば青やかに生て三寸ばかりに見えにけりこれ  
 をつみ探て女房にわたしければやがて糍にたきにけ  
 り云々○女房私記正月の條に御みぞうの御祝御盃御  
 三ツ肴に居出ル献御みぞう云々又物の呼名を記せる  
 條に御みぞうはぞうするの事也云々按「みぞう」とい  
 ひて「みそうづ」といはざるは例の女房の片詞也○類  
 聚雜要三卷祿法條に毎日祇候饗三箇度上一前女官一前役  
 味曾水一度云々後水尾院年中行事正月七 ○新撰狂歌集  
 述懷部に手とり釜にてぞうするをたきてくらふとて  
 ひんやのやせ人「手とりめよおのれは口がさし出た  
 ぞみそうづたくと人にかたるな」南浦文集下ノ ○類  
 聚名物考一に醬水さうするの醬炊と書可然歎雜炊俗  
 かゆをみそにて煮たるを醬水といふ也むかしはそれ  
 にはかぎらぬ事歎未ノ知若菜の醬水といへるはいづ  
 れにや今若菜の粥はすべては味噌にては煮されども  
 その比はいかゞ有けん云々  
 (五)松實の御贄柏實 續日本後紀天長十、八、辛亥の  
 條に飛驒國貢松實御贄云々北山抄二卷夜左近陣  
 差三柏梨於王卿侍臣以彼府所領柏梨庭北 云々按に南部  
 の柏實いと大き也朝鮮はたおなじ松に似て其葉のさ

まや殊也これ柏實なるべし

(六)星を火石といふ説 星の訓火石の義といふは法苑珠林六に俗説に星を爲石よし見ゆ可考星は火氣の義にても有べし

(七)天地の分れし時 天地の分れし説古事記神代紀萬葉などに見ゆ法苑珠林七地動部に出たり可考

(八)在廳 太平記十六丁<sup>十四</sup> 船坂合戦の條に備前國一宮ノ在廳ニ美濃權介佐重ト云ケル者云々

(九)打物 太平記十六丁<sup>十四</sup> 打物ノ鞘ヲハツシ云々廿七丁<sup>十四</sup>

(十)山雀のもどり打 太平記十七丁<sup>七</sup> 還幸供奉人々被ニ禁殺ニ條に宇都宮ハ放召人ノ如ニテ逃ヌベキ隙モ多カリケレ共出家ノ體ニ成テ徒ニ向居タリケルヲ惡シト思フ者ヤ爲タリケン門ノ扉ニ山雀ヲ繪畫其下ニ一首ノ歌ヲゾ書タリケル「山ガラガサノミモドリヲウツノ宮都ニ入テ出モヤラヌハ」按ニ山雀のもどり打といふ今もいふ詞也俗にモドリを打ツと云は戻打也梅花無礙殿五ノ五丁

(十一)四方山の物語 太平記十八卷<sup>六丁</sup> 瓜生舉ノ旗條に宇都宮美濃將監ト天野民部大輔ト寄合テ四方山ノ雜談ノ次ニ云々また廿三丁 一宮御息所事條に武士共

中門ニ宿直申テ四方山ノ事共物語シケル者ノ中ニ云々

(十二)かし鳥 太平記十九丁<sup>六</sup> にかし鳥威ノ鎧著テ云々夫木抄藻汐草などに見ゆ

(十三)なだれと云詞 太平記廿八丁 八幡炎上の條に西ヘナゲレタル尾崎ハ平地ニツキタレバ僅ニ堀切タル乾堀一重ヲ憑テ云々

(十四)支那四百州 仙真稿中卷十三 香語に六十餘州四百州云々紫微詩話李芳州嘗贈汝州太守詩に安得五皇四百州皆如此邦二千石云々○普燈錄卅四

ノ三丁オ○半陶稿五ノ卅丁ウ同二ノ四十三丁ウ○狂雲集上ノ十二丁オ○碧巖錄三ノ十八丁オ同六ノ十一

丁オウ同七ノ廿丁オ○五代史六ノ二丁オ○制度通二ノ十八丁ウ○櫻陰腐談一ノ廿八丁ウ○太平記廿ノ

十一丁オ同卅八<sup>廿三丁オ同丁</sup> 同卅九<sup>廿一丁ウ</sup>

(十五)馬の川伏 太平記廿<sup>十五</sup> 義貞馬屬強事條に足羽河ヲ渡スニ乗タル馬俄ニ河伏ヲシテ旗ザシ水ニ

漬ニケリ云々

(十六)龍燈 木下川藥師佛緣起詳佛類從四百四十二卷三丁右 に即名

ノ山以青龍ニ至今時々有龍燈奇瑞ニ云々

(十七)かうづか 太平記卅卷<sup>卅丁</sup> 新田左兵衛佐義興

自害條に井彈正勝ヲ引切テ河中ヘガハト投入レ己ガ  
喉笛ニ所サシ切テ自ラカウツカヲ颯ミ己ガ首ヲ後ロ  
ヘ折リ付ル音ニ町計ゾ聞エケル云々按にカウツカは  
髮束にて本鳥の先をいふにや

(十八) 混式 太平記卅三卷丁廿六 義興自害條に義興  
元來好色ノ心深カリケレバ無類思通ハシテ一夜ノ  
程ノ隔モ千年ヲ經ル心地ニ覺ケレバ常ノ隱家ヲ替ン  
トモシ給ハズ少シ混ケタル式ニテ其方様ノ草ノユカ  
リマデモ可ミ心置ニ事トハ露計モ思給ハズ云々按に混  
は田舎めきたるさま也いやしげなる也式は吾等式な  
どの式にて事の意也少し安心したる事といふよし也  
源氏のひたゝけたるすまるといふも田舎世界に在て  
心安き住居の義と見ゆ混の字を訓るに据れば物の混  
雜してキツトせぬよしにや式も程などの義にて「ヤ  
ウス」などの心にもとりなししへる歟國語太平記廿一  
副臥モサコソコハムシク副臥ハトハ出雲ノ  
鹽治判官ニ先帝ヨリ下サレテ云々同廿二ノ丁廿一丁ガ  
(十九) 細煙火の子 今俗火の子といふは太平記廿一  
五丁 法勝寺塔炎上條に岡崎ノ在家ヨリ俄ニ失火出來  
テ廳ヲ燒靜マリケルガ纒ナル細煙一ツ遙ニ十餘町ヲ  
飛去テ法勝寺ノ塔ノ五重ノ上ニ落留ル暫ガ程ハ燈籠

ノ火ノ如ニテ消モセズ燃モセデ見エケルガ云々とあ  
る細煙これ也國語和名抄十二燈火具部に燭四聲字苑  
云燭子結反燭餘炭也和名保曾久豆

(廿) 聲のふつゝかなるを鳥類の聲にたとふ 舊本  
今昔物語に東鳥ノナキ合タルヤウナリといへる綱季  
武公時などが車の中にゐたるをいへり太平記廿一  
十七丁に鹽治判官が事を侍従が評して聲ハ塔ノ鳩ノ鳴  
ク様ニテ云々  
(廿一) なうと云詞 太平記廿一丁廿四に五ニナル少人  
太刀ノ影ニ驚テワツト泣テ母御「ナウ」トテ空キ人ニ  
取付タルヲ云々義經四國落草子八丁 なうわが君と申  
けり云々國語なうは南無  
の通音也  
(廿二) 御臺 太平記廿一丁廿七 鹽治判官が妻を若黨の  
中間が御臺といへる事有  
(廿三) 畑の上木 島の中に生たる木をば畑の上木と  
いへり太平記廿二卷左三丁 畑六郎左衛門事條に大將尾  
張守高經ノ陣ノ前ニ畑ヲ討ント思ハマ先上木ヲ伐レ  
ト云秀句ヲ書テ高札ヲ立タリケル云々是は上木九  
郎といふものゝ事をいへる也畑を打には先上木を伐  
て打を畑六郎左衛門と上木九郎が事にとりなして秀  
句にせし也

(廿四)守木 太平記廿五卷<sub>下</sub>住吉合戦條に安田彈正己ガ六尺三寸ノ太刀ヲ守木ニ成シ鎧武者ヲ鎧ノ上ニ掻負テ橋ノ上ヲ渡ルニ守木ノ太刀ニセキ落サレテ水ニ溺ル、者數ヲ不知云々

(廿五)本所本所領本所侍 公家を本所といふは武家に對たる名也三内口決に見ゆ太平記廿六<sub>下</sub>に本所ノ侍云々

(廿六)師子の怒毛 太平記廿八<sub>下</sub>漢楚合戦事條に樊噲遂ニ軍門ニ入テ其帷幕ヲ褰テ目ヲ噴シ項王ヲハタト睨デ立ケルニ頭ノ髮上ニアガリテ鬣ノ鉢ヲオヒ貫キ師子ノイカリ毛ノ如ク卷テ云々

(廿七)歸るをひらくと云詞 今俗婚姻の席にて歸るといふ詞を忌て開くといへり太平記廿九卷<sub>左</sub>宮方京攻の條に仁木細川以下宗トノ人々評定有テ云々京都ヲ無事故ニ御開候ヲ將軍ノ御勢ト一ツニナリ則京都ヘ寄ラレ候ハナドカ思フ圖ニ合戦一度セデハ候ベキ云々

(廿八)旌旗の乳とも手ともいふ物 今世職旗などの乳といふ物あり古くは手といへり乳も女の乳に似たるよしにはあらず手の通音なるべし太平記廿九卷

いふは伊勢貞丈が日蔭續<sub>下</sub>にまぢぶしの略語也といへり曾丹集<sub>下</sub>散木集<sub>上</sub>太郎百首<sub>下</sub>廿八<sub>下</sub>千載集<sub>下</sub>夫木抄<sub>下</sub>三<sub>下</sub>同秋<sub>下</sub>四<sub>下</sub>同雜<sub>下</sub>二<sub>下</sub>同雜<sub>下</sub>十七<sub>下</sub>會我物語<sub>下</sub>一<sub>下</sub>四<sub>下</sub>などその外所見おほしされど源氏物語のまぶしつべたましくとは殊也○蜻蛉日記<sub>下</sub>鮮<sub>下</sub>本<sub>上</sub>にあさましうつべたましくおもふく見れば云々○藻鹽草<sub>下</sub>廿<sub>下</sub>準<sub>下</sub>字<sub>下</sub>條につべたましくつべしき也たとへば人にくさうの體也云々與清曰つべたましは氷水のひややかなるをつめたきといふも同語にてそは爪痛き義也俗にきみのわるいといふにおなじまぶしは目伏也ふし目などもいひて下を見る目つき<sub>下</sub>の事もおそろしき目を伏目に作り目して愛敬をとらんとするが中々にきびわろきよしの詞也

野後家尼御前返事に佛取替給フニ一眼ノ龜ノ浮木ノ孔ニ値ガタキニ替給ヘリ心ハ大海ノ中八萬由旬ノ底ニカメト申大魚アリ手足モナク隻尾モナシ腹ノ熱事ハ鐵ヲ燒ケルガ如シ背甲ノツメタキ事ハ雪山ニモ過タリ此魚ノ晝夜朝暮ノ子ガヒ時々廻々ノ口ズサミニハ腹ヲヒヤシ甲ヲアタ、メント思キ赤梅檀ト申木ヲバ聖木ト名ク人ノ中ノ聖人也余ノ一切ノ木ヲバ凡木ト申ス愚人ノ如シ此梅檀ノ木ハ此魚ノ腹ヲヒヤス木也アハレ此木ニ乗テ腹ヲバ穴ニ入テヒヤシ甲ヲバ天ノ日ニアタ、メバヤト申也自然ノコトワリトシテ千年ト申ニウカブ龜也シカレドモ此木ニ値事難シ大海ハ廣シカメハ少シ浮木ハ希也縱ヒ余ノ浮木ニハ行合トモ旌檀ニハ不值縱ヒ旌檀ニハ合トモ龜ノ腹ヲエリハメル様ニ涯分ニ相應シタル浮木ノ穴ニ難ニ値誰カ復取上グベキ又穴セバクシテ腹ヲオトシ入ントスレバ波ニアラヒ落サレテ大海ニシヅミナン縱ヒ不思議トシテ旌檀ノ浮木ノ穴ニ適行合タレドモ我一眼ノヒガメル故ニ浮木西ニ流ルレバ東ト見ル故ニイソギ乗ント思テオヨグバ彌遠ザカリ東ニ流バ西ト見ル

十七小清水合戦の條に緋三幅ヲ長サ五尺ニ縫合セテ兩方ニ赤キ手ヲ著タル旗ヲ差タリケル又十八三幅ノ小幅ニ赤キ手ヲ兩方ニ著タリ云々又十八三幅ノ小旗ニ赤キ手ヲ兩方ニ著タリ云々と見ゆ國書<sub>下</sub>和漢三才圖會<sub>下</sub>廿<sub>下</sub>四<sub>下</sub>○(廿九)おほせと云詞 俗に物を送る事を仕おほせなどいふおほせは太平記廿九卷<sub>下</sub>小清水合戦條にサテハ敵ナリト見課テ馳歸ケルガと見ゆ太閤秀吉公の連句に「小田原や心のまゝにかりおほせ」ともあり

(卅)裳なし衣 太平記廿九卷<sub>下</sub>師冬以下自害條に執事兄弟カクテモ若シ命ヤ助カルト心モ發ラヌ出家シテ師直入道道常師泰入道道勝トテ裳ナシ衣ニ提鞞サゲテ降人ニ成テ出ケレバ云々 國書<sub>下</sub>實德記拾遺<sub>下</sub>十六<sub>下</sub>日蓮聖文に裳無衣黒

(卅一)まぶしつべたましく 源氏柏木<sub>下</sub>湖月抄<sub>下</sub>にこのひじりもたけたかやかにまぶしつべたましくてあららかにおどろしく陀羅尼よむを云々河海抄にまぶしは目也つべたましくはつべくしきなどやうなる歎云々湖月抄<sub>下</sub>につべたましくはおそろしき心也云々○和名抄四卷射藝具部に射藝文選射雉賦注云

南北モ亦復如シ是浮木ニハ遠ザカレドモ近付ク事ナシ如シ是シテ无量无邊劫ニモ一眼ノ龜ノ浮木ノ穴ニ難シ値事ヲ佛説給ヘリ云々按に此消息體源抄十二末卷にも載たり祖庭事苑一卷右 雲門錄上注に盲龜阿含云佛告諸比丘如大海中有二盲龜一壽無量劫百年一過出頭浮有二木一正有一孔漂流海流隨流東西盲龜百年一出得遇此孔至海東浮木至海西圍繞亦爾難復差違或復相得凡夫漂流五趣之海還復人身一甚難於此又莊嚴論云有一小兒聞佛説人身難得如盲龜值浮木孔一小兒穿板作孔置池水中以頭出入終不能入曰盲龜在海百年一出何日值耶我今爲人有於面目一日百出值木孔猶難云々義楚六帖廿三卷右 龜鼈壽龜鼈部に投浮木孔稱揚功德經云如世海中上有浮板板有孔其孔有盲龜欲投其孔百年一舉值之甚難如人遇佛及得人身云々法華經八妙莊嚴王品に佛難得值如優曇鉢維華又如一眼之龜值浮木孔云々科註八卷七十に阿含云佛告諸比丘如大海中有二盲龜一壽無量劫百年一出其頭海中有一浮木板有一孔漂流海內逐浪東西盲龜一出擬值此孔穿頭

向中其木西浮龜或東出圍繞亦爾難復差違一尙或相值凡夫漂流五趣之海復得人身一難甚於此莊嚴論云有一小兒聞佛説此人身難得如彼盲龜值浮木孔一小兒嬉戲穴版爲孔置池水中以頭試出雖百千市竟不能值以是而知值之實不易矣云云按に阿含の説は雜阿含經十五卷に出たり拾遺集哀傷に女院御入講捧物にかねして龜のかたをつくりてよみ侍りける齋院「こふつくすみたらし川の龜なれば法のうき木にあはぬ也けり」此歌よめる歌おほし釋教題林四十四 夫木抄雜九五十八 などを考べし (卅四)とんばうがへり 體源抄一卷十八 平調の條に第三句をば蜻蛉がへりといふ手也此事も人世にしろざる也この虫風に吹れて自由に飛事諸虫にすぐれたる前へはいかほども飛ものあれども後へ其まの羽づかひにて退出なし蜻蛉これをなす云々三度の手しな青柳の糸のしなやかなるが和風に吹れてなびくこといづかたへもさかはずして風至ば跡へかへりたるすがたを見て喩たる也此手蜻蛉返と云尤也云々又廿四 壹越調の條に平調などの蜻蛉がへりの手は句うつりもうつくしくて執心有様なるべし云々○同三本

卷卅七 没日還午樂條に青蛉返手云々又卅九 今ノ陵王ハ蜻蛉返髭取手コトノ外ニ又見ユルモノカナ云々又五十三 ○隨兵次第第九丁に蜻蛉かしらにゆふ又とんばうの緒云々體源抄一ノ十六丁同十七丁同七 (卅五)茶碗の枕 體源抄一ノ十九丁に茶碗の枕の事あり古今著聞集五丁十一に見えたる同説也千載集戀四にはからの枕と有 (卅六)鯉の切様 鯉の庖丁といふ事體源抄二本卷廿二に見ゆ鶴の庖丁に對せし名也 (卅七)御器御器うつはもの 日蓮錄御書に御器一具三十並蓋付 送給ハリ候畢又御器ト申ハウツハ物トヨミ候大地クボケレバ水タマル云々 體源抄二 (卅八)日蓮宗片意地の教 俗に法華宗の片情張といへり日蓮の教實に片意地也御器書に法華經ヲ行ズル人ノ一度南無妙法蓮華經一度ハ南無阿彌陀佛ナド申ハ飯ニ砂ヲマシフルガ如シト見ゆこれにて日蓮の教意知べし此書體源抄二末卷廿九にも載たりそもそも天子將軍などは四海の内の諸教諸道一ツも捨給はず日蓮宗の如ならんには他宗立らるべくもなしさては王者のひろき志にあらず體源抄本卷六十六

(卅九)すきこそ物の上手 體源抄二末卷四十二に大ニ條殿の小夜の寢覺を引て人は万の物に數奇侍りて鳥獸茶香など翫侍る此殿はもろこしのふみにすかせ給へと也又いかにもしてよき人をすき出して政をもたすけ云々 (四十)風を引たる物 今俗の氣の失たる物を風を引たりといふ體源抄三本卷四十一 羅陵王條に私曰云々蠟ナドモ風ノヒカザルヲ可擇云々 (四十一)微妙 續教訓抄十一下廿丁體源抄三末卷十六最涼州の條に内宴は前一條院御時行レテ後久ク絶タリケルヲ後一條院ノ御時長元七年正月廿二日行レケルニサキノ度ノ内宴ニアヒタル人ハ年老タル上達部二三人バカリ也其外ノ人ハ逢ヌヲナレバ關白殿細通 日記ヲ尋テ行シメ給テ前々ヨリモ微妙サヲ増シ萬ノ事露オロカナルコトナク行シメ給ケリ其日ニ成テ仁壽殿ノ南ノ庇ニ微妙キ靡ヲカケラレタリ云々女ノ舞ハナニトモ見エテドモ舞臺ニ立並テ舞ヒラメケバ謔シク見ユ樂ノ音ハ常ヨリモ殊ニ微妙ク聞ユ而間事漸ク畢テ文講セラル次ニ御遊アリ歌ヨリ始テ笙築篳篥管皆上達部殿上人ナリ人々皆與ニ入テ謔シ

キコトカギリナシ云々ソロサムキマデ識シ云々按ニ微妙はメデタシともミメウとも訓べし舊本今昔物語に此字おほく見えてイミジト訓べき歎メデタシと訓べき歎さだかならねどイミジには極の字を書たればメデタシと訓べき也この識の字はたイミジと訓べし

(四十二) 又つく嘸呻るたき 躰源抄四卷十五 笙物語の條に或記云筑前守兼俊殿上に笙フクベキニヨリ昇殿ヲユルサルベキヨシサダアリケリ先試マシケル日キサキエヲ給テ吹セラレケルニ用心ナクシテフキ出シケルホドニ管ノ中ニヒラクモノアリケルヲノンドヘノミ入テケリムセテエツキマドヒケルホドニ君モ臣モ笑セ給テハラワタヲタチケリオホキニ嗚呼ヲ表シテ昇殿ノサダモトマリニケリ云々按にエツキマドヒといふは新撰字鏡十五 口部ニ嗚呼伊反出ニ氣息ニ心呻吟也惠奈久云々また嗚普利反喘息聲惠奈支須云々また八十五 連字部に嘸呻暢ニ五體ニ而息ノ心之良乃比須又惠奈久云々などある惠奈支と通ひてきこの後世エタキスルなどいふも同語なるべし 韻書

續教訓抄或記之卷一丁オ同引出物之卷四丁オにツバキエツラヒチカシクシク云々

(四十三) 天秤が折れると云俗語 俗に對揚して勝劣のわからぬにテンピンガをれるといふそは秤の天秤に物を懸れば鍾と對揚するを枘に物を荷たるが似たればやがて初の事をテンピンといひテンピン棒ともいふそれが兩方同様なれば中より折れぬべきたとへ也躰源抄四卷廿九 笙物語の條に或人時光ニ問テ云公里ト時忠ト勝劣イカン時光答テ云イカハ枘ヲ折ムト云云々又廿六

(四十四) むらと云者村田樂 躰源抄四卷四十 笙物語の條に交丸ト云笙ハ二ツ侍ケル本ノ交丸ハ三國ノ竹ヲ以テ造時元ガ兄ニテ時忠互ニツクリ傳ヘ侍リ「ムラ」トイヒテ稻荷祭ナド云マツリワタル者ノ吹テワタリケル笛ノヒキコトナル竹ノ交テ聞エ侍リケレバ棧敷ニテ時忠ヨビヨセテカ、ル晴ニハ同クハカヤウノ笛ヲコソ吹メトテ我笛ニ取替テ我ハ見シリタラン後ニ取替ント云ケレバムラノ者悦ビテ皆見シリ奉タリトテ取カヘタリケル云々按ニ此事續世繼七卷廿 新枕に見えたりき○翰林五風集四十二卷雜食器部に村田樂詩四首アリムラハ村田樂也梅花無盡藏別本一廿七 村田樂詩有同三上 元本十七丁オニ 出五十二丁オニ 又村田樂の事端作

に見ゆ

(四十五) 作り泉 躰源抄四卷 四十一 笙物語條に或記云堀川院ノ御宇云々今日ハコトサラニアツク思召スニヨリテツクリ泉ヲ御前近クマウケオカシメ玉フト云ヘドモ中々水上ノ風流御心ノ内ヲスマシクナシ奉ラズ云々

(四十六) 早笛雨笛 躰源抄五廿三 に早笛雨笛の事見ゆ南陽王の笛也干珠滿珠の類といふべし

(四十七) 里神樂 新勅撰卷九 神祇歌に神樂を見侍ける法印慶算「里神樂あらしはるかにとおとつれてよそのねさめも神さひにけり」○玉葉集卷六 冬歌に神樂を入道前太政大臣「山本やいつくとえらぬ里神樂こゑする杜は宮ぬなるらん」此歌夫木抄卷十八 神樂部にも載て果句宮ぬなるべしと有○飛鳥井雅親亞槐集卷六 冬部に神樂「八こゑなくゆふ付鳥に六の緒のしらへもすめる里神樂かな」○宗良親王千首に神樂「いつくにも此ころたえぬ里神樂神の御國のまろしなるらし」○飛鳥井雅世千首に神樂「松風にふきあはせたる笛竹もこゑすみまさる里かくらかな」夫木抄卷十八 神樂部に述懐百首皇太后宮大夫俊成「つくく」とねさめ

てきけは里神樂かことかましき夜にこそありけれ此歌長秋詠藻上巻に見ゆ○また百首御歌後京極「神かさやおまへの濱の松風に波も打そふ里かくらかな」此歌月清集上巻に出たり○明月記建仁元年十月六日條に次參詣住吉社「辰終御幸御奉幣御經供養訖里神樂相撲三番勝負了入ニ御御所ニ云々○躰源抄五卷廿三 可吹ノ笛様の條に息ヲツクリテ笛ニ入以テ由調ヲ吹ハ田樂里神樂ナドノ心チシテワロシ云々○極口秘記三丁 神樂の事をいへる條に八幡并春日里神樂ハ樂人參テ勤レ之云々 ○類聚名物考神祇部十二に里神樂さとかぐら或書云神樂はもと天照大神の寶前に限る事にて侍りけるが後諸方の神社にも行によりて禁裏内侍所の御神樂に對して諸社の神樂を里神樂といふ也冬にて夜の神事也云々○新勅撰抄卷九に里神樂は禁裏の外諸社の神樂をいふなるべし或說云里神樂とはこゝもとに宮人のするを云内裏の神樂をば山かづらといふ云々○八幡御幸次第 群書類從廿六卷八丁左に次里神樂不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>著<sub>レ</sub>座<sub>レ</sub>終頭給<sub>レ</sub>祿云々細注に巫女二人組一尺鳴人五人一反<sub>レ</sub>已<sub>レ</sub>上主典代取<sub>レ</sub>之云々

(四十八) 眼井壺 俗言に物的の中を眼とも壺ともい

へり躰源抄六三丁 に眼ノウチヘ打入ハベレバ樂シツ  
 マリ拍子調ルナリ云々朱書入に拍子ノマナコトイフ  
 コトナリ云々また童とも同書にあり躰源抄七十八  
 同十末ノ  
 廿丁ウ  
 (四十九)きぶいといふ詞 俗言に物むづかしき人を  
 きぶい人といへり躰源抄六廿二に祖父方にきぶく人  
 を折檻する事以外なるによりて云々  
 (五十)尺拍子 躰源抄六卷 四十八 神樂催馬樂東遊等  
 ノ拍子ヲ尺拍子ト云也教訓抄九十九拍子條に神樂催  
 馬樂東遊等ノ拍子ヲ尺拍子ト云也云々  
 (五十一)あま 躰源抄六卷 四十六 にアマト云物ニサ  
 シ上テス、ビタリケレドモ聊不損也云々教訓抄九  
 十八  
 (五十二)ツンドウ切津筒知ン筒 俗にツンドウとも  
 ズンドウ切ともいふは大鼓の筒にたとへていへる詞  
 也教訓抄九ノ廿二丁ウ又廿四丁ウ  
 又廿七丁ウ又廿八丁ウ又廿九丁ウ 躰源抄七卷一丁 大鼓  
 の條に大海之波音ヲ聞テ黄帝岐伯寫ニ其聲ニ津筒  
 ハ女浪男浪ノ音也云々躰源抄十一ノ末に兆鼓云々大  
 鼓ノ音ハトウ也可用此字云々  
 又四丁 樂詞ノ唱歌ニ大鼓ノ雌雄ノ圖筒ノ二文字ヲ  
 歌次也云々また八丁 口傳云亂序轉又順序荒序破ノ終

り俱ニ舞人以桴打拂腰ナリ其大鼓ヲ津筒ト打合  
 ガ目出也不知笛吹ニ大鼓打舞人ヲマホリテ打ベキ  
 ナリ荒序大鼓ハ津筒ト打ツレバヤガテコメザマニ不  
 願三笛之未ニ吹出ニ大鼓ヲ早ク格也打様有三一説ニ  
 付四方八方之様相違ナリ有譜胡飲酒序ニハ大鼓ノ  
 雌雄之槌ノ津筒ニ舞人ノ面ヲ振仰也云々又十八 樂詞  
 ノ唱歌ニ大鼓ノ雌雄ノ圖筒ノ二字ヲ歌次也云々又  
 廿丁 胡飲酒ハ大鼓ノ雌雄兩槌ノ津筒ヲ舞人ノ面ヲ振  
 リ仰也云々又 五十五 津ム筒ウハ女波男波ノ音也云々  
 又六十五 樂ノ詞ノ唱歌ニ大鼓之雌雄ノ圖筒ノ二文字  
 ヲ歌次也云々同十本卷 廿九 に大鼓ハ津筒ト雌雄ノ槌  
 ヲアテ、フラデハ小マナコヘハ打入ガタキ物ナリ云  
 云など見えてツンドウは大鼓の音なるをやがて大鼓  
 の事にもいひその躰に似たる物をツンドウとはいへ  
 るなり○續教訓抄四卷 十一 壹越調曲條に蘇合三帖知  
 ン止字乃大鼓ハ皇帝三帖ノ智ン筒ノ大鼓ニ相當也云  
 云  
 (五十三)大鼓の火炎 躰源抄七卷一丁 に或記云治曆  
 之比大納言源隆國朝臣爲ニ衛府督ニ之時見ニ夢相狀云  
 云々後經ニ奏聞ニ大鼓之火炎之日月形上立三尺餘也昔

ハ有ニ火炎内ニ云々教訓抄九廿一  
 (五十四)唱歌并樂の意 唱歌とは鳴物なしに歌ふ事  
 也碁を打ながら裏頭樂を唱歌せるなどいふは裏頭樂  
 の譜をうたひし也躰源抄七卷十八に大鼓ノ壺ハ眼中  
 之腫ニ打充タルガ志多々可爾ハ聞ル也是ハ心ニ唱歌  
 ヲ以テ打也云々また躰源抄十一 本卷五十に樂どもの心  
 を記したり○躰源抄十本卷 廿九 唱歌事條に成佐云唱  
 歌ノ詞ハ百濟國ノ語ナリ我朝ノ音樂濫觴ハ百濟國  
 ヲリ渡ル也「タリ」「チリ」皆如此ノ詞皆彼國ノ語也  
 云々  
 (五十五)山驛水驛 山驛は山中の驛也水驛は水邊の  
 驛也躰源抄八本卷 八十三 山驛記に山中有驛傳二曰ニ  
 山驛ニ云々水驛の事は令に見ゆ  
 (五十六)姫路 播磨國の姫路は躰源抄八本卷 七十六  
 日本琴絶因縁を記せし條に見ゆ播州の厩にて琴師が  
 美女の幽靈に逢ひたる因縁也  
 (五十七)かまくび 古今著聞集廿卷 廿五 魚虫禽獸部  
 に丹波國桑原の御厨云々伴の山にはやをといふ蛇  
 あり長さ二丈あまりばかり也かまくびをたて、此  
 二人の輩にかゝりて大口をあきてのまんとしけり云

云○水蛙眼目詳傳類從本  
 十五丁右に寂蓮顯昭は毎日に參りてい  
 さかひあひけり顯昭はひじりにて獨古を持たりける  
 寂蓮はかまくびを立ていさかひけり殿中の女房例の  
 獨古かまくびと名付られけり云々○井蛙抄六卷  
 十四に寂蓮顯昭ハ毎日に參ていさかひ有けり顯昭は  
 ひじりにて獨古を持たりけり寂蓮はかまくびをもた  
 て、いさかひけり殿中の女房例の獨古かまくびと名  
 付られけりと云々○躰源抄九卷 五丁 舞之事條に口傳  
 ニ云鎌頸ト云事アリ其ヤウヲ存ジテ吉程ヲハカラフ  
 ベシ云々  
 (五十八)指肘納手 指かひなには命をのべ納る手に  
 は壽福を抱くといふは舞の手よりいふ也躰源抄九卷  
 七丁 舞譜名目に指肘左右手ヒロゲテ手ノサキヲハヌ  
 ルヲ云々  
 (五十九)女波男波 躰源抄七卷一丁 大鼓の條に津筒  
 ハ女波男波音也云々又 五十五 津ム筒ウハ女波男波ノ  
 音也云々同九卷 九丁 別姿舞條に青海波出切ハコトニ  
 キビシクヒラミテアラク舞ナリ女波男波立ガゴトク  
 ニ袖ヲモフリカナツベシ袍ノ袖ニテ舞臺ノ地布ヲハ  
 クト申ハ此舞ノ姿ナリヨクヒラミ躰ヲセムベシ古老

云男波ハ上手女波ハ下手ト云上手ハアラク寄ル下手ハシツカニヒイテ舞之云々

(六十)腰禮 腰をかかめて禮をするをば腰うやといへり 舞源抄九卷丁一 二舞の條に腰ウヤヲシテ笏ヲ乞フ由ヲ云云々

(六十一)詠 源氏物語に詠の事有舞源抄九卷丁六に舞詠事の條有てくはしくいへり

(六十二)肉色人色 今俗人形などの色をいふに肉色といへり 舞源抄九卷丁三 に入色とありまた 四十五に入色の面とも有

(六十三)遊女傀儡備おなじからず 舞源抄十末卷丁一今様事條に前草ハ始ハクツツニテ後ニハ遊女ニナリテ兩方事ヲシリテメデタカリケリ云々 舞源抄十末卷丁一(六十四)ひたゝけ 井かはらけ聲無毛をかはらけと云ひたゝけてと云詞源氏の外ものにおほく見ゆいづれも混雜したる舞也田家のきまりもなく混雜したるをひたゝけといへる也されば混雜沌庵などの字をよめり舞源抄十末卷丁九 練習事條に少御前ガ歌ハカハラケ音ニテ非愛ニヒタ、ケテ誠ノ惡音也然而モ毎調ニ愛敬アリテメデタクキコエシハ本性ノ心賢キ上ニヨ

クカノ入レルガイタス處也云々此かはらけ聲といふも瓦器のごとくつやもけしきもなきにいふ也男女陰の毛なきをカハラケといふはた同じ心也 舞源抄九卷丁三(六十五)音聲の差別 井律呂古惠於止彌比々岐 舞源抄十末卷丁九 或傳曰聲明ハ音曲ナリ樂府之屈曲アルヲ音ト云屈曲ナキヲ聲ト云ト云々謂屈曲アルハ節并高下等ノ意ヲ顯ス音也屈曲ナキハ長短高下唯一聲物ノ鳴等也是音曲ニ内外也内外曲ノ聲ノ明ニ心呂律アリ云々呂律の事同卷丁六十一に見ゆ○「コエ」といふは音の惣名也「オト」と云は物の當りて出る聲也「チ」といふは色ある聲也ヒツキといふは音聲の跡に残りたる韻也

(六十六)勝示 和名抄十三丁 文書具部に勝示(六十七)連枷くるり棒 倭名抄十五丁 連枷カラサヲと有今俗くるり棒といふこれ也(六十八)りんせつといふ調子 大怒佐二の卷に林雪の引様あり三絃の引様を教たる也舞源抄十一末卷呂律五音條に新撰髓腦云樂ニ臨説トテ習ノホカニ音ヲ高クフキハリサゲツナドシテ拍子ノ長短ユエナキコトヲシイゲン音律ノ甲乙ニ通ズルナレバトテワタシ

物スルヤウニ通ハシテフキナドスル事返々聞ニクキワザナリ云々とあるを考れば臨説を林雪とも書るにて古調によらず新に設出たる調子をいへる名也(六十九)頼かぶり 太平記廿三丁六雲客下車事條に一度ニサツト自馬下ホ、カブリハツシ笠ヌギ頭ヲ地ニ著テゾ畏リケル云々

(七十)守護代守護職領家地頭 太平記卅二丁同十五同卅五丁又十七丁地頭領家

(七十一)國衛郷保本家領家 太平記卅十五 國衛また郷保また本家また領家見ゆ 同卅五丁三庄郷ノ事見ゆ

(七十二)地頭御家人檢斷 太平記卅十五同卅三丁同卅五丁地頭檢斷

(七十三)公武支配の差別 國衛郷保村里庄園率法率分 太平記卅卷十五 吉野殿與三相公羽林ノ御和陸事條ニ自今以後ハ御治世ノ御事ト國衛ノ郷保并ニ本家領家年來進止ノ地ニ於テハ武家一向其綺ヲ可止ニテ候只承久以後新補ノ卒法并國々ノ守護職地頭御家人ノ所帶ヲ武家ノ成敗ニ被許テ君臣和睦ノ恩惠ヲ被

施候云々 按國衛の郷保とは國府にて司どる郷保の事也郷保とは郡の下に郷ありてそこに郷司あり和名抄に見えたる郷名これ也保は組合の義にて其郷に組合たる里也この郷保の下に村あり出雲風土記に靈龜の式にて里を改て郷とす郷の下に里あれば古代は郷里おなじかりしに靈龜以後は里は村とおなじ事となれり庄は本家領家の庄園にて庄司これを司どるこ

公麻の處法也 江家次第四卷五丁圓宗寺最勝會事をいへる條注に率分者分數也云々 江次第考三丁八寶石類書卅二など考べし(七十四)笛吹峠確日峠 確日峠を後に竿吹峠と書けりそを誤て笛吹峠とも書たり 太平記卅一丁四笛吹峠軍事條を考れば信濃上野の境の確日峠の事を書誤れる也さるを武藏野話に別に笛吹峠あるよしいへるいかにぞや(七十五)くけ穴洞の海 太平記卅二卷十八天竺震旦物語條に舜傍ニ匿穴ヲソ掘タリケル云々舜潛ニ兼テ掘匿穴ヨリ遁出テ己ガ家ヘゾ歸ケル按に日本紀に洞海を「クキノウミ」とよめり其外山の軸手候より潛ま



たはくゝるなど皆同語也

(七十六)だんびら物 今俗太刀の廣刃なるをダンビ  
ラ物といへり 太平記卅二廿九神南合戰事條に山名ガ  
郎等因幡國ノ住人ニ福間三郎トテ世ニ名ヲ知ラレタ  
ル大カノ有ケルガ七尺三寸ノ太刀ダビラ廣ニ作リタ  
ルヲ鏢本ノボキ三尺計オイテ蛤齒ニ搔合セ云々

(七十七)葬馬布施馬 死たる時聖に布施する馬を  
ば葬馬といへり 太平記卅二廿四に見ゆ

(七十八)袖乞ソビつかれ乞 太平記卅三丁卅四丁同卅四丁  
同卅八丁同卅十三丁

(七十九)本所領守護 太平記卅三丁公家武家榮枯  
易レ地事條に前代相摸守ノ天下ヲ成敗セシ時諸國ノ  
守護大犯三ヶ條ノ檢斷ノ外ハ綺フ事無リシニ今ハ大  
小ノ事共ニ只守護ノ計ヒニテ一國ノ成敗雅意ニ任ス  
レバ地頭御家人ヲ郎從ノ如クニ召仕ヒ寺社本所ノ所  
領ヲ兵糧料所トテ押ヘテ管領ス云々 同卅五丁守護  
云々

(八十)座不冷ザボソウの御修法 太平記卅四丁鎌倉志一ノ十  
東鏡等に見えたり

(八十一)夜衣ヨキといへる名目 今俗夜衣薄團といへる

名目ふるくは物に見えずフトンフスマヨギは古の衾也夜衣搔繼  
はいつばかりの製ならん未考 太平記卅五丁京勢重  
南方發向事條に將軍ゲニモト思給ケレバ風氣ノ事有  
トテ帳臺ノ内へ入り夜衣引纏頭臥給ヘバ云々とあり  
これはよるのころもとよまるべけれどしばらくあぐ  
さよ衣など歌によめるも衾の事にやまた 太平記卅五  
六丁京勢重ヲ南方發向事條に女房達一二人御寢所ニ  
參テ此由ヲ申サントスルニ宿衣ヲ小袖ノ上ニ引係テ  
被レ置タル計ニテ下ニ臥タル人ハナシ云々 此宿衣も  
ヨギとよめりいかに衾を衣と書んもおぼつかない  
れば今の世の夜著の類にや小袖といへるはかいまき  
の小袖なるべし 願圖願圖四丁

(八十二)味噌豆井味噌を付ると云詞 太平記卅五丁  
南方蜂起事條に五條ノ橋爪ニ高札ヲ立テ二首ノ歌  
ヲ書付タリ云々「何程ノ豆ヲ蒔テカ島山日本國ヲバ  
味噌ニナスラン」按に俗にみそを付るといふも此歌  
の心に近し

(八十三)吸口スビクチかうと 今俗吸物などに袖款冬スベツキの薑獨  
活芽やうの香物をいゝを吸口といへりこはカウト  
といふべし 香頭カウトの義にや 太平記卅五丁南方蜂起事

條に湯河庄司ガ宿ノ前ニ作者芋瀬ノ庄司ト書テ「宮  
方ノ鴨頭ニナリシ湯川ハ都ニ入テ何ノ香モセズ」此  
鴨頭は吸口の事也湯の川に袖の皮をそへたり○四條  
流庖丁書類從三百六十に參ラセ物ノ上ニ置カウトウノ  
事香頭五ノ卅三申鴨頭五ノ卅三申也云々當世吹口ト名ヲ付テ萬ノ  
毎ノ物ニ香頭ヲ入ルノ如何ナル仕立ゾヤ云々

(八十四)ビレルと云詞ホレと云詞 俗に「ワルビレ」  
「キタナビレ」などいふ詞あり 太平記卅五丁北野通  
夜物語條に此御所ノ御様昔ビレテ云々と見ゆビレは  
ホレと通音「老ボン」「クツボレ」などの「ホレ」に  
同じ

(八十五)青砥左衛門廉直 太平記卅五丁に青砥左  
衛門ガ事有北條時頼同貞頼細川頼之などいづれも政  
道正しき人々也

(八十六)鼻缺ハナヒ九ツ集て一の全猿イノを笑ふ 太平記卅  
五丁

(八十七)連枝レンシ 高貴の兄弟を連枝といふを歌につら  
なりし枝とよめり 太平記卅六丁仁木京兆參南方  
事條に連枝ノ間ナレバ外山今峰何ニモン右馬頭を助  
バヤト思テ云々右馬頭使ニ向テ兎角ノ返事ヲバセデ

其文ヲ引返シテ一首ノ歌ヲ書テ返シケル「連リシ枝  
ノ木ノ葉ノ散々ニサソフ嵐ノオトサヘソウキ」外山  
今峰此返事ヲ見テ是程ニ思切タル人ナレバ語ヲ共甲  
斐アルマシゲニモ連枝ノ兄弟散々ニ成テ後憂世ヲ秋  
ノ霜ノ下ニ朽ン名コソ悲シケレト云々

(八十八)宿直物ソヂモノとのゝ袋 太平記卅七丁に  
眠藏ニハ沈ノ枕鈍子ノ宿直物ヲ取副テ置ク云々と  
のゝ袋は貞丈雜記八に「くはし」

(八十九)倒るゝ所に土を應む 俗にころんでもた  
は起ぬといへるは 太平記卅八丁備前軍ノ事條に倒  
ル、處ニ土ヲ觸ム風情ヲシタリケルヨ云々

(九十)風神の袋 太平記卅九丁自三大元一攻ニ日本  
事條に弘安四年七月七日皇大神宮ノ禰宜荒木田尙良  
豐受大神宮ノ禰宜度會貞尙等十二人起請ノ連署ヲ捧  
テ上奏シケルハ二宮ノ末社風ノ社ノ寶殿ノ鳴動スル  
事良久シ六日ノ曉天ニ及テ神殿ヨリ赤雲一村立出テ  
天地ヲ耀シ山川ヲ照ス其光ノ中ヨリ夜叉羅刹ノ如ク  
ナル青色ノ鬼神顯レ出テ土囊ノ結目ヲトク火風其口  
ヨリ出テ沙漁サロ揚ゲ大木ヲ吹抜ク云々

(九十一)地主權現 體源抄十中卷卅四山王七社事條

に大宮ハ大己貴尊蘇我ニノ宮ハ國常立尊也此宗廟社稷並テ具了故ニ名ニ宮ノ日本ノ主ナレバ名ニ地主權現トモ也云々國圖地主ノ丁百十四ノ五十清水寺地主

(九十二)本地 體源抄十中卷廿八に總シテ八百萬ツノ神ト申ハ悉本地ハ佛ニテマシマス也又十萬ノ佛ハ釋迦一佛ノ分身ニテマシマス云々國圖本地ノ始廣瀬

(九十三)せうぼく小乏といふは俗語 俗語にせうぼくとい人などいふは小乏なる人といふ義也體源抄十一本卷九十六等ヲヒザニオク事ノ條に袴ギハナドニテシヨボクノ人ナドハ子細ナシサナカラン人ハ下ニ等ヲオキテモヒクベキナリ云々此シヨボクノ人は小乏の人の義と聞ゆ

(九十四)垣代カキドはやし方 今はやし方といふは古くは垣代といへり體源抄十一本卷九十九に又青海波ニハ等垣代ニタツ事ナケレバ樂屋ニテヒクナリ云々教訓抄三卷十四等々などを考れば今はやし方といふがごとし

(九十五)歴代年數 古事記傳に葺不合尊の御年の事の論に神代の長壽なるらんよしをいひものに天神地神の御年數をいへるおほし體源抄十一本卷百丁跋

といへる詞あり體源抄十二本卷八丁秘說日記付三帖三反ノ返付說云事條に始二反ノ子ノマクリヨリ返付テ吹ハツイ通ノ説ト云ナリ終常ノ如ク吹テ留也當世不用之ツイ通ノ説ハ用ナリ云々按にツイ通とは常體の事にいへる也

(百)幕旗などの乳といふ物 體源抄十二本卷廿七に幕布ノ長サニ丈五尺「チ」ノアヒ一尺二寸ナハマゼマゼナラバ「チ」モマゼ「一色也幕申ノ長サ一丈五寸云々國圖幕旗ニ見ユ

(百一)魚道 魚道は杯のしたみ也下學集に見ゆ體源抄十二本卷廿八に義貞記を引たる條にも

(百二)てとは父を云 父を「て」といふは「ち」の通音也體源抄十二本卷廿四八幡社例事條に高祖父母ヒオホヂノテ、ハ、ノ事也云々國圖狭衣ニイト多シ

空樓上の上二十九丁オ字拾遺一ノ十八丁オ同五ノ九丁ウ同十二丁オ神樂歌にまつて「が」したせの眞弓云々コレハサツチノ誤也母とは伊勢守が妾の儀に候て、とは伊勢守の事に候

(百三)三の寇 體源抄十二中卷廿九に列士傳云狐丘と云人孫叔敖ニ語テ云人ニ三ノ寇アリ是ヲシルヤ叔敖ガ曰何ヲカ云答云爵ノタカキハ人コレヲチタム官

に梨原集記云自天地開闢以來至康保元年九千六百九十六万一千九百八十一年云々と見ゆ康保は康保にや

(九十六)神樂歌延喜の御宇に定らる 體源抄十一末卷四十一に見ゆ可考

(九十七)物川 體源抄十一末卷六十七に或記云内教坊之女樂人ハ昔ハ眞實ニ歌舞シケル也而ニ雅樂舞人爲行事藏人之使一行ニ向舞師許ニ云欲見舞之善惡ト云ケレバ女舞師召ニ上物川下ニ母屋翠簾ニテ其内ニ立舞命婦ニテ女師云御使早立テ令舞ト云ニ物川答云何舞ヲ女師云皇帝也使云不覺然者團亂旋如何又云不覺次問ニ玉樹ニ答同子時女師怒云舞ヲ不覺シテ稱物川ニ噉朝威ニ者也次此由ヲ令奏達ニ問暫擲テ置タレト云ケレバ物川ハラ「ト逃去ニケリ件女樂人」中古已來絶畢云々

(九十八)伶人 體源抄十一末卷九十六伶倫氏の傳に伶倫氏黃帝之臣ナリ崑崙山之麓ノ竹ヲ切テ笛ニ造テ鳳凰之音ヲマナフ樂人ヲ今伶人ト稱スルハ此因縁也

(九十九)ついとほりと云俗語 俗語に「ツイトホリ」とオホキナルハ主コレヲニクム縁ノアツキハ寇コレニ及ブトイヘリ九條殿右大臣ヲ拜シ給ヒケルトキノ表ノ文ニ云家好儉素不奈龍洞之愁ニ祿致陳紅ニ恐乖孤丘之誠ト文時卿ノカケルトカヤ大方世ニアル道ノ煩ハシクフルマヒニクキコト薄キ氷ヲ蹈ヨリモ危クハゲシキ流ニ掉ザスヨリモ甚シキモノナリ云々

(百四)日蓮の歌 體源抄十二末卷四十二に若以三小乘化乃至於一人一我則墮慳貪一事爲三不可といふ事を日蓮大菩薩御歌「声の葉のすかたは船に似たれともなにはの人をえこそわたさね」郭公時しらぬ山は富士のね郭公雪消ぬとて五月わするな」私云二首ナガラサテモ句法トイヒ歌ノタケトイヒ勿論權化ノ御コトワザトイヒヒナガラ殊勝ナルモノカナ日露聖人御歌「はつ瀬山みねの檜原もうつもれて雪の下なる入相のかね」

(百五)樂の始 體源抄十三七十二に婆羅門僧正佛哲上宮太子弘メ玉ヒ奏樂ハ文武ノ太寶三正月ノよし委く見ゆ

(百六)はしたなき 「はしたなき」とも「はしたなく」

ともいへり「はした」は中間の心にてどちらへもつか  
 ずいづれとも定らぬにいふ詞也 記紀萬葉などにも  
 間字の義を波志といへり「た」は「つ」とも「ち」とも通  
 ふ助辭にて「ひとつ」「ふたつ」「つゞ」「はたち」「も  
 ち」「ちい」「よろづ」などいふ類也されば物のみち  
 たらはぬに「はした」とはいふ也けり女のまだ片なり  
 なるを半者といふも少兒にもあらず年足れる女にも  
 あらず中間女の事也中間男といふもはした男にて少  
 年にも壯年にもあらずにいへる也なきなしは活用に  
 ていづれも助語あられなきあふなきなどいふなきと  
 同語也空穂俊蔭<sup>九丁</sup>に我身は此山にほろぼしつとお  
 もふものからはしたなき心をなしてあすらの中にま  
 じりぬ云々とあるは思定もなく無法に恐れざる心を  
 いへる也一本にはいかしき心に作り又一本にははし  
 なき心に作り同書藏開中卷<sup>四十四</sup>に大將の君やうな  
 きものどもとりいでけるかなはしたなしと思ひ給  
 へり云々とあるは思定もなきを悔たるにて俗につま  
 らぬ事といふにおなじ此外物語にはいとおほかる詞  
 にてあげ盡すべくもなしいづれも思定なくつまらぬ  
 事のように心得ればきこゆ

(百七)おほけなくあふげなく 百人一首改観抄慈圓  
 歌注に「おほけ」とは大氣といふ心也「なく」はそへて  
 いふ詞也無の字にあらずあらしき事を「あられなき」と  
 いふがごとし云々分に通て大きな心づかひするを  
 おほけなきといひて大膽といふがごとし云々初學<sup>下</sup>  
<sup>七</sup>布に眞淵思に物語などにもおほき言にてふと見れ  
 ば大膽なるといふに近く聞ゆれど穩ならず元正天皇  
 の詔に美麻斯親王乃齡乃弱爾重荷波不堪<sup>止</sup> 所念坐  
 而皇祖母坐<sup>々</sup> 掛 畏我皇天皇爾授<sup>々</sup> 奉 岐云々是  
 より先に文武天皇日嗣しめしめす時の宣命に倭根子  
 天皇命 授賜 負賜 布貴支高支厚支大命乎受賜利云  
 云この負賜といひその外にも重き任を重荷にいひな  
 せるとおほし又伊勢物語の古本におふなくしてふ言  
 に随分の二字を用たるもその身の分にしたがふほど  
 の負物の事にてほどにつけたる人を戀べしといふ也  
 源氏物語などにおふなくしてふなれもころなる事とするも然れば  
 分にしたがふかきりをつくすはれもころなる心なればなり  
 此歌は負氣無てふ言にて是も天の下の万人の上を祈  
 るは身におひがたき重荷也といふ也けり且「げ」は  
 似氣なくの氣にて其ありさまをいひなくは無也云々

按身におはぬ事などもいへば負氣無といへる方よろ  
 しては假名も「おふげなく」と書べし大氣の方よ  
 詞○元良親王集群書類從二百にわすれ給へりける女清  
 水へまうであひ給て宮はしらすがほにていで給ける  
 にきこえける「かりにくるやと」は見れとかましへ  
 のおほけなくこそすまほしけれ拾遺集九卷東三條  
 太政大臣長歌に「玉のひかりをたれか見てと思ふ心  
 におふけなくかみつえたをはさしこえて」云々○太  
 郎百首述懐に權中納言匡房卿「風をまつ草葉の露を  
 おふけなく蓮の上にやとれと思ふ」○舊本今昔に  
 啼の字をオホケナクとよめり字鏡集にも○宇治拾遺  
 十二十三に「あなおほげなることないひそさまにも似  
 ずいまくしといひければ云々これに据れば大氣に  
 てなくは詞也  
 (百八)おふなく／＼あふなく／＼なふさ／＼なつさ  
 なつさ 伊勢物語眞字本廿三に昔男身者賤而最高人  
 乎思計利少毛可所手飲様爾不有哉將有臥而思起而思  
 侘而讀「随分思者可爲名風無高 賤 苦 雁計利」昔  
 毛如是言者世之理仁哉將在云々 古意五におふなく

てふ詞はよく解得たる説なかりしを此古本に随分と  
 書たるにて明らかしいかにぞなればわが身のほどに  
 随ふ意にてしか書たればわが力のほどにしたがひた  
 る重荷を負にたとへたる詞也故に假字もおふなく  
 と書べしなほそへていふ辭にて朝物語におふなく／＼のた  
 まふてふ語多きも皆身の分をつくしていふ意也負氣  
 無てふは力に堪ぬ重荷より出たる語なるにてもおも  
 へ云々新釋六卷六におふなく／＼眞本に随分と書るに  
 よられたる古意の説よし云々参考伊勢物語附考八十  
 九段にあふなく／＼眞本に随分二字をよめり「是に  
 よればその意はあきらかなれど訓義いまだ詳ならず  
 然るにわが身のほどに随ふ意にてしか書たれば我力  
 のほどに随ひたる重荷を負にたとへたる語なり故に  
 假字もおふなく／＼と書べしといへるはあやまりなり  
 その故は古筆諸本あと書しうへ白氏文集古點本に随  
 分をナツサ／＼とよみ後醍醐天皇宸翰和漢朗詠集に  
 ナツサ／＼ナフサ／＼と兩様にみえ類聚名義抄伊呂  
 波字類抄平他字類抄等にもナフサ／＼と注し常陸國  
 に「ナムサツケムラ」といふありて文字には随分付村  
 とかけり節用集の姓氏に随分付の三字を「ナツサツ

ケ」とよめりこれらを合考ふるにアとナと同韻フとツと同韻ナとサと同韻なればおと誓べき様なしをのづから別義あるべきなり伴信友云方葉第八「さをしかの芽に貫置る露の白珠相佐和に誰の人かも手にまかんちふ第十一に「やましろの來脊の若子が欲しといふ余を相狹丸香を欲しといふ」山代のくせとあるあふさわとは身のほどに似あはしき人の手にまかんといふ意次はほしといふことのふさはしく嬉しき意ふくみてきこゆれば随分の字義にかなふやうなりすなはち相佐和といふことのついでありてあふさとなり相通にてあふなともなりなふさともなればあふなあふなの言のとは相佐和なるべきにやあふさわとはあふさまと同じころなりといへり又曰伊呂波字類抄に驃馬をナフサムマとよめるは驃は字書に馬行疾貌也とありもとより馬はとく行べきものなるから其随分に行よしにてナフサムマとよめるにやあらんといへり云々與清曰あふなは合にの義也されば随分の字をもよめる也同等の人どちにて戀はずべしといふ心の歌也源氏物語桐壺朝月抄本におほなおほなおほしいたづく云々細流抄にねんごろに也云々

此外物語におほき詞にてこれもあふなと書べし俗に随分大事にするなどいふにおなじく己が力だけ心をつくすよし也さればあふなは合にの義にて随分の字義なりと知べし

(百九)刀をさぬ所 今川大草子上廿八太刀等に付て式牒事條に刀をさぬ所は鞠の庭風呂貴人の御近所也云々

(百十)なまぎと云詞きいた風と云詞 同書上廿八式牒事條の條に主君の御使を申時はよく心をつめて仰を聞べし扱なまぎなる事をば押かへして不審を申もの也云々按に俗になまぎ又聞た風といふ詞の出所也聞た風は聞たふりを訛ていふ也

(百十一)伊勢の御祓箱 同書上廿八式牒事條に伊勢の御祓箱披露する時主人御請取給ひて口をあくるまねをして御いたゞき有事也云々按伊勢講といふ事愚記に見ゆ

(百十二)武士の蓑袋甚しきはいかゞ 同書上廿八式牒事條に武家の人はさのみかうばしきはびろう也又くさきもひけう也沈みにほひにうすくとするはよき也相搦く口のにはほ心得べき也云々

(百十三)式體色代 物に時宜をするを古く色代といへり鎌倉年中行事には式題と書き今川大草子上十六丁廿二所々には式體と書たりこは式體が本字にて其外は借字也禮義の式法の體をするよしの詞也論語郷黨篇に凶服者式之式負版者とあるが式體の出處也爾雅式云々式ハ車中ノ禮也 烈女傳三 史記周勃世家七天子爲勳式云々

(百十四)扇に物を載て出す事 今川大草子上廿四式牒事條に扇に物を置て持てまゐる事何成共扇の上に物を置には扇の裏にはおかぬ也何時も表に置べし扇のかのめの方を主人の方へして押直して置也ゆめゆめたゞの所におかず繪の上に置也云々

(百十五)年男 今川大草子上廿六式牒事條に御年男きんする事元三にかにも早天に出仕をして先御楊枝二ツ奉りてよし長さは六寸たるべし是を一ツづつかんなげに置てしんすべき也其後障子などを明て御座敷をきよめべき也炭をもおくべし御手水も御年男の役也若水をいつもの御手水のかんにわかして参らせべき也はんざふたらひの中にゆづりはを置べししだを下にゆづりはを上にあめなる石のちひさ

きを三ツ金輪に置べし十五日までは何事も御祝ひ事は御年男の役也節分の夜の鬼の大豆をも御年男きんする也云々鎌倉年中行事群書類本上卷二正月朔日條に御年男御手水ヲ椽盥ニ入テ御ヤウジ御手カケニ置テ御中居マデ持テ参ル云々

(百十六)酒のかんかん鍋 酒をあたくむるをかんをするといひかん酒かん鍋などもいふゆめり室町日記廿卷狂歌所望事條に或時玄旨法印をはじめとしてさるべきおのの野がけに出たまひて芝居をさだめ座につかれければ客人まづ酒を出され候へと申されけり幽齋き給ひてとりあへず「いざ酒のかんせう」といふまゝに鍋をぞかくる自在天神」云々せうくは爲う爲う也自在天神は鍋をいろりにかくるれうの釣竹也新撰犬筑波集にも見ゆこは何方にも自在にむけ又は上下も自在にする物故の名目なるべし大閻記十八卷武市常三傳に常三はかん鍋一ツ手鍵一本取て出し也云々今川大草子上廿六式牒事條に若水をいつもの御手水のかんにわかして参らせべき也云云與清按に「かん」は加減の略也武藏相摸の方言に好加減といふを「エ、カン」といへり酒をあたくむるに

加減してよきほどにあたりむるよし也

(百十七)靈前手向の花 今川大草子上四十三式法  
事條に亡靈吊の花の事は立たる花のさきをそと  
切也又少人の吊にはつぼみたるを切也老人の吊には  
開たるを切也但よく思慮あるべし惣てしりがほ  
に指出てすべからず云々あか奉り花をりなど源氏物  
語などその外物におほく見ゆ櫛つむ事も大原御幸の  
巻に見えたり折れば手ふきにけり立  
折れば手ふきにけり立

(百十八)枕飯始ひめはじめ 鎌倉年中行事上三十三正  
月朔日條に公方様大間へ御歸有テ内之御枕飯始也仍  
御袋様上臈中臈下臈如朝皆々御參と見ゆこれひめ  
はじめの事にて枕飯はひめ飯也枕飯の事吾妻鏡など  
ものにおほく見えたれと枕飯始といへるは此書など  
を證とすべし

(百十九)御袋 鎌倉年中行事上詳書類從正月朔日條に  
御臺様御袋様上臈中臈下臈ミナ御所へ御參アリ  
云々又三丁其後宿老中歸宅公方様大間へ御歸有テ内  
之御枕飯始也仍御袋様上臈中臈下臈如朝皆々御參  
云々又御袋様并上臈様ハ御衣メサレ云々又四十一正月  
二日條に御袋様以下御裝束定事ナシ云々又四十一正月

六日條に従管領御引出物以三兩使進上云々大御所  
御臺御袋へハ御小袖三重上臈様へハ二重中臈下臈へ  
ハ一重云々又四十二正月八日の條に管領ハ大御所御臺  
御袋様へ被ニ申上御小袖御垂ノ分進上有ニ御對面ニ御  
酒三獻御小袖拜領御臺様御袋様ハ毎年御對面無之  
云々又四十二正月十五日條に御臺御袋上臈中臈下臈御  
衣裝不定云々又四十四正月十七日條に御的云々大御所  
様御御臺様御袋様上臈以下御女房タチモ御見物アリ  
云々同下卷七丁若君姫御所様御誕生條に公方様同御  
袋様大御所様又ハ上臈中臈下臈次ニハ手長小雜士  
等ニ至マデ御著帶之御祝在之云々康富記享德四  
年正月九日條に今曉室町殿姫君誕生也御袋大館兵庫  
頭妹也御臺所佐々木六角宿所万里小路也雖然俄有  
御産氣ニ於兵庫頭宿所ニ有ニ御誕生即以之爲ニ御産  
所云々永享六年御産所日記詳書類從初夜御祝政所  
沙汰御引出物沼田調進云々御袋御方練貫一重引合十  
帖云々此外御袋とも御袋御方とも御袋様とも御袋御  
北向様ともおほく見ゆ伊勢貞丈秋草人品稱呼部に人  
の母を御袋といふ事後宮名目抄に母をなべて御袋と  
いふ事母たる人を袋になぞらへ侍る時は胎中に其子

籠れる時袋の内にあるごとくにて侍れば目出度事に  
ことぶきを申侍る也是又さのみ久しくもいひも侍ら  
ず久しくは子より久貞丈按にふくろはふところを略し  
てふくろに成しなるべし薩摩國の人の狀に御懷様と  
云送りし事あり彼國にてかくのごとく云ならはせる  
か面白き詞也小兒は母のふところにて育事なればふ  
ところの略語と見る事理に近からん歎倭語には略語  
轉語多し云々

(百廿)見好法師 鎌倉年中行事上四十四正月九日條に  
初子日ニ相當時見好法師參テ種々ノ祝言ヲ申根松ヲ  
三本持テ參其時評定衆之子共親類ノ間以ニ上意ニ直垂  
ニテ松ヲ受取テ扇ニ置テ御二間ノ御妻戸ヨリ十二間  
へ令ニ持參ニ時松ヲ御請取有テ被ニ置也見好法師ハ管  
領評定奉行ノ亭ヘモマカリ 出自ニ公方様ニ御祝自ニ政  
所ニ下行其外祝言アリ云々

(百廿一)目禮 鎌倉年中行事上四十六に管領各へ目禮  
アツテ被ニ參云々又四十八目禮計ニテノマル、也云々此  
外おほく見ゆ

(百廿二)下々 同上四十八に御查役御與ノ左ノ方ヨリ  
廻テ御蘭ゲッヲメサセ申云々

(百廿三)黒地藏黒本尊 鎌倉年中行事上四十九正月廿  
四日の條に眞言院地藏號ニ黒地藏ニ御參詣云々按に黒  
本尊といへるもよしある名也

(百廿四)尼勝はふこ遺兒 御産所日記三十一日條  
に御尼刑者在方調進云々按に尼刑は尼勝の誤なるべ  
し天兒とも書てもものにおほく見ゆ又孺形ともいへり  
○産所記三丁あまがつほう云々○江家次第第十七立  
太子條阿末加津○貞丈雜記八九丁

(百廿五)虎頭 同條に虎頭八ッ入ノ杓云々按に虎頭  
はオホツボにて小便器也物に所見おほし

(百廿六)訶利帝母の繪 御産所日記六丁後七夜條に  
訶利帝母廿一日繪所調進代物五百疋下行持參時御馬  
一疋被ニ下之云々  
(百廿七)犬箱犬張子 今世犬張子といふものは古の  
犬箱也御産所記三丁に御とぎの犬箱有べし云々  
(百廿八)弓に二人張三人張四人張五人張 高忠聞書  
上四十六に二人張といふは二人してはる弓をいふ也三  
人ばりとは三人してはる弓をいふ也一張を四人五人  
してはることあるまじきこと也されば二人張三人張  
とはいふべし四人張五人張といふことあるべからず

云々  
(百廿九)狩 高忠聞書上<sub>丁三</sub>にかりといふは鹿がりの事也其外或は鷹狩など其名をあらはす也云々按爾雅釋天祭名に春獵爲蒐夏獵爲苗秋獵爲獮冬獵爲狩云々左傳隱公五年傳に故春蒐夏苗秋獮冬狩云々などかしの稱も殊なり

(百卅)狩倉 高忠聞書上<sub>丁五</sub>にかりくらといふは鹿狩にかぎりたる事也されば今日のかりくら昨日の狩くらなどといふ也かりくらとは狩の惣名也云々

(百卅一)なぐれると云詞 俗言に鹿などの外さまへ逃ゆくをなぐれるといへり高忠聞書上<sub>丁十</sub>に馬にとらば肩のかみはづれよりくらしたへよりて四五寸の間あてがひて矢をはなさばしなぐるともはづれまじき也云々と見ゆ

(百卅二)いしくなきと云鳥 高忠聞書上<sub>丁十四</sub>に射まじき鳥の事鶯鴉ふくらふみづくいしくなき庭鳥木鼠むさび鷹の事は不及申此鳥どもをば射まじき也木鼠を射ぬゆゑは聖武天皇鐵城をかぶりあけたるそのいはれに射まじきに被定置たる也鳥一性のもの也云々按にいしくなきと云鳥未詳可尋

(百卅三)贈物受不受の辨 家語致思篇<sub>丁十</sub>に孔子之<sub>レ</sub>郷<sub>ニ</sub>遭<sub>テ</sub>程子<sub>ヲ</sub>於<sub>ニ</sub>塗<sub>ニ</sub>傾<sub>レ</sub>蓋<sub>而</sub>語<sub>終</sub>日<sub>甚</sub>相<sub>親</sub>願<sub>謂</sub>子<sub>路</sub>日<sub>取</sub>束<sub>帛</sub>以<sub>贈</sub>先生<sub>子</sub>路<sub>肩</sub>然<sub>對</sub>日<sub>由</sub>聞<sub>レ</sub>之士<sub>不</sub>中<sub>一</sub>見<sub>レ</sub>女<sub>嫁</sub>無<sub>レ</sub>媒<sub>君子</sub>不<sub>以</sub>交<sub>禮</sub>也<sub>有</sub>問<sub>又</sub>願<sub>謂</sub>子<sub>路</sub>子<sub>路</sub>又<sub>對</sub>如<sub>レ</sub>初<sub>孔子</sub>日<sub>由</sub>詩<sub>不</sub>云<sub>乎</sub>有<sub>美</sub>一人<sub>一</sub>清<sub>揚</sub>宛<sub>分</sub>選<sub>近</sub>相<sub>遇</sub>適<sub>我</sub>願<sub>今</sub>今<sub>程</sub>子<sub>天</sub>下<sub>賢</sub>士<sub>也</sub>於<sub>斯</sub>不<sub>贈</sub>則<sub>終</sub>身<sub>弗</sub>能<sub>見</sub>也<sub>小</sub>子<sub>行</sub>之<sub>云</sub>々<sub>韓</sub>詩<sub>外</sub>傳<sub>二</sub>卷<sub>九</sub>丁<sub>に</sub>傳<sub>日</sub>孔子<sub>遭</sub>齊<sub>程</sub>本<sub>子</sub>於<sub>郊</sub>之<sub>間</sub>傾<sub>蓋</sub>而<sub>語</sub>終<sub>日</sub>有<sub>問</sub>願<sub>謂</sub>子<sub>路</sub>日<sub>由</sub>束<sub>帛</sub>十<sub>匹</sub>以<sub>贈</sub>先生<sub>子</sub>路<sub>率</sub>爾<sub>而</sub>對<sub>日</sub>昔<sub>者</sub>由<sub>也</sub>聞<sub>レ</sub>之<sub>於</sub>夫<sub>子</sub>士<sub>不</sub>中<sub>道</sub>相<sub>見</sub>一<sub>女</sub>無<sub>レ</sub>媒<sub>而</sub>嫁<sub>者</sub>君子<sub>不</sub>行<sub>也</sub>孔子<sub>日</sub>夫<sub>詩</sub>不<sub>云</sub>乎<sub>野</sub>有<sub>蔓</sub>草<sub>零</sub>露<sub>漙</sub>兮<sub>有</sub>美<sub>一</sub>人<sub>一</sub>清<sub>揚</sub>宛<sub>分</sub>選<sub>近</sub>相<sub>遇</sub>適<sub>我</sub>願<sub>今</sub>且<sub>夫</sub>齊<sub>程</sub>本<sub>子</sub>天<sub>下</sub>之<sub>賢</sub>士<sub>也</sub>吾<sub>於</sub>是<sub>而</sub>不<sub>贈</sub>終<sub>身</sub>不<sub>之</sub>見<sub>也</sub>大<sub>德</sub>不<sub>踰</sub>閑<sub>小</sub>德<sub>出</sub>入<sub>可</sub>也<sub>云</sub>々<sub>按</sub>に<sub>己</sub>に<sub>求</sub>る<sub>と</sub>なく<sub>して</sub>贈<sub>る</sub>は<sub>聖</sub>人<sub>の</sub>贈<sub>物</sub>也<sub>己</sub>に<sub>求</sub>る<sub>と</sub>有<sub>て</sub>贈<sub>る</sub>は<sub>小</sub>人<sub>の</sub>賄<sub>賂</sub>也<sub>學者</sub>これ<sub>を</sub>知<sub>て</sub>受<sub>不</sub>受<sub>を</sub>辨<sub>さ</sub>る<sub>は</sub>中<sub>々</sub>に<sub>禮</sub>を<sub>失</sub>わ<sub>ざ</sub>とい<sub>ふ</sub>べし

(百卅四)聖人死者の後をいはず 家語致思篇に子貢問<sub>於</sub>孔子<sub>日</sub>死者<sub>有</sub>知<sub>乎</sub>將<sub>無</sub>知<sub>乎</sub>子<sub>日</sub>吾<sub>欲</sub>言<sub>死</sub>

之<sub>有</sub>知<sub>將</sub>恐<sub>孝</sub>子<sub>順</sub>孫<sub>妨</sub>生<sub>以</sub>送<sub>死</sub>吾<sub>欲</sub>言<sub>死</sub>之<sub>無</sub>知<sub>將</sub>恐<sub>不</sub>孝<sub>之</sub>子<sub>棄</sub>其<sub>親</sub>而<sub>不</sub>葬<sub>賜</sub>不<sub>欲</sub>知<sub>死</sub>者<sub>有</sub>知<sub>與</sub>無<sub>知</sub>非<sub>今</sub>之<sub>急</sub>後<sub>自</sub>知<sub>之</sub>云<sub>々</sub>按<sub>に</sub>孝<sub>子</sub>順<sub>孫</sub>妨<sub>生</sub>以<sub>送</sub>死<sub>とい</sub>へ<sub>る</sub>は<sub>死</sub>後<sub>樂</sub>事<sub>有</sub>る<sub>よし</sub>也<sub>不</sub>孝<sub>之</sub>子<sub>棄</sub>其<sub>親</sub>而<sub>不</sub>葬<sub>とい</sub>へ<sub>る</sub>は<sub>死</sub>後<sub>は</sub>腐<sub>土</sub>と<sub>な</sub>る<sub>の</sub>みに<sub>て</sub>他<sub>事</sub>は<sub>知</sub>べ<sub>か</sub>ら<sub>ず</sub>とい<sub>へ</sub>ば<sub>不</sub>孝<sub>の</sub>子<sub>さ</sub>て<sub>は</sub>葬<sub>送</sub>にも<sub>及</sub>ば<sub>ず</sub>と<sub>て</sub>打<sub>捨</sub>て<sub>や</sub>む<sub>べ</sub>き<sub>よし</sub>也<sub>莊</sub>子<sub>知</sub>北<sub>遊</sub>篇<sub>に</sub>人<sub>之</sub>生<sub>氣</sub>之<sub>聚</sub>也<sub>聚</sub>則<sub>爲</sub>生<sub>散</sub>則<sub>爲</sub>死<sub>云</sub>々<sub>關</sub>尹<sub>子</sub>四<sub>符</sub>篇<sub>に</sub>生<sub>死</sub>者<sub>一</sub>氣<sub>聚</sub>散<sub>耳</sub>云<sub>々</sub>左<sub>傳</sub>昭<sub>公</sub>七<sub>年</sub>に<sub>子</sub>產<sub>日</sub>能<sub>人</sub>生<sub>始</sub>化<sub>日</sub>魄<sub>既</sub>生<sub>魄</sub>陽<sub>日</sub>魂<sub>用</sub>物<sub>精</sub>多<sub>則</sub>魂<sub>魄</sub>強<sub>是</sub>以<sub>有</sub>精<sub>爽</sub>至<sub>於</sub>神<sub>明</sub>匹<sub>夫</sub>匹<sub>婦</sub>強<sub>死</sub>其<sub>魂</sub>猶<sub>能</sub>馮<sub>依</sub>於<sub>人</sub>以<sub>爲</sub>淫<sub>厲</sub>云<sub>々</sub>注<sub>に</sub>魄<sub>形</sub>也<sub>陽</sub>神<sub>氣</sub>也<sub>物</sub>權<sub>勢</sub>也<sub>爽</sub>明<sub>也</sub>強<sub>死</sub>不<sub>病</sub>也<sub>云</sub>々<sub>疏</sub>に<sub>魂</sub>魄<sub>神</sub>靈<sub>之</sub>名<sub>附</sub>形<sub>之</sub>靈<sub>爲</sub>魄<sub>附</sub>氣<sub>之</sub>神<sub>爲</sub>魂<sub>也</sub>云<sub>々</sub>

(百卅五)詩繪 詩繪の詩は飾るよしの詞にて東鑑に詩<sub>鳩</sub>云<sub>々</sub>義<sub>經</sub>記<sub>に</sub>敷<sub>目</sub>に<sub>ま</sub>さ<sub>た</sub>る<sub>赤</sub>糸<sub>威</sub>の<sub>鏡</sub>云<sub>々</sub>會<sub>我</sub>物<sub>語</sub>に<sub>梨</sub>地<sub>に</sub>ま<sub>さ</sub>た<sub>る</sub>白<sub>覆</sub>輪<sub>の</sub>鞍<sub>云</sub>々<sub>など</sub>飾<sub>る</sub>こと<sub>に</sub>い<sub>へ</sub>る<sub>よし</sub>愚<sub>得</sub>隨<sub>筆</sub>附<sub>考</sub>上<sub>卷</sub>に<sub>い</sub>へ<sub>り</sub>附<sub>考</sub>は<sub>伊</sub>勢<sub>貞</sub>丈<sub>作</sub>也

(百卅六)綿囓 綿囓は肩<sub>上</sub>にて和多志<sub>呂</sub>といふ威<sub>毛</sub>

智按貨殖傳千畝厄昔徐廣曰厄今鮮支也昔一名紅藍乃  
 知今之紅花古亦稱茜といへるは茜紅同物の一説也  
 茜の事本草倭名上卷廿類聚名義抄八卷以呂波字類抄部  
 光彩下學集門庶物類纂拔萃六卷本草啓蒙十四卷本  
 綱目十八下卷門庶物類纂はる茜といへる也赤刺といふは中々にうけ  
 がた

(百卅九)かし鳥かけす 字鏡集鳥部に「ミヅト  
 リ」「オシドリ」「オホドリ」「クマヒ」「カシドリ」「コ  
 フ」悉大鳥也水鳥也云々類聚名義抄中鳥部に鷓鴣鷓  
 音秋「ミヅドリ」「大ドリ」「カシドリ」「コフ」云々ま  
 た鷓鴣カシドリ云々節用集加部門に鷓鴣カシドリ云々  
 ドリ云々愚得隨筆附考上卷に烈鳥威カシドリノ字烈  
 鳥ト書クハ誤也又列鳥鷓鴣鷓鴣鷓鴣此等ノ字ヲ用ル  
 モ皆誤也本字ハ鷓鴣鷓鴣鷓鴣鷓鴣也又俗に通ズ  
 ルニハ檜鳥ナド、モ昔ベシカシ鳥古歌ニモアリ夫木  
 集卷廿に永久四年百首俊頼朝臣「なつそひくうな  
 かみ山のしひ柴にかし鳥なきつ夕あさりして」ウ  
 ナカミ山上總ニアリ大和本草云カシ鳥頭の毛斑點多

し背ハツス赤ク紫色也翅黒シ翅ニルリ色ノ毛アリ肉  
 腥クシテ不可食又廣大和本草云鷓鴣和名カシドリ  
 爾雅釋名曰鷓鴣郭璞注鷓鴣即鷓鴣音匹及揚子方言江  
 東謂之鳥白二張華亦云鷓鴣大如三夜燕二毛羽揚青有  
 黒斑二背淡紅紫色相交肉味腥不美云々カシ鳥江戸ニ  
 テハカケス云也カシ鳥威未詳或説ニ云カシ鳥ノ  
 羽毛色々ノ毛相交ルトイヘルリ色ノ處廣ク大ニシ  
 テ其ノ外ノ色ハ少ツ、アリ其廣ク大ナル處ノ色ヲ取  
 テ威毛ノ名トスルリ色ノ羽ノ中ニ黒斑アリ是ヲ似セ  
 テ威系ノ色花田色ノ中ニ立六分程ツ、黒系ニテ斑ヲ  
 組交テ其系ヲ以テ威スト云ヘリ古鏡ニ如此ナル者  
 ヲイマダ見當ラズ古畫ニモ見及ザレバ右ノ説正説ト  
 ハ定難ケレ共亦ゲニサモ有ルベキ説ナル故捨難シ其  
 外諸説區々也取ニ足ラズ云々頭書ニ貞丈按ニ檜鳥威  
 ハ縹系威ノ名ナルベシハナダ色ハ檜鳥ノ羽ノルリ色  
 ニ似タリ黒漆ノ札ハ羽ノルリ色ノ中ニ黒點アルニ似  
 タリ縹色威ハ古畫ニモ見エタリ云々夫木抄廿卷山部  
 になかみ山のしひ柴にかし鳥なきつ夕あさりして」  
 流布印本には「しひ柴の」に作れり藻鹽草十卷鳥部に

も此歌を引たり次郎百首を出處とす 雨田 太平記十九新  
 前府城條に檜鳥威 尺葉往來七丁ウ類威 桂  
 川地蔵記上九丁ウ輪威云々類威は檜鳥の誤なるべし

(百四十)おほひ羽 夫木抄十二卷雁の條に建保四年  
 内裏十首歌合正三位行衛卿「夕くれはかりのつはさ  
 のおほひはをりて降くる秋の村雨」同冬部一巻の條  
 に寛喜元年女御入内御屏風人家池水鳥從二位家隆卿  
 「霜もらぬをしのふすまのおほひ羽も千代をかさぬ  
 るやとの池水」同冬部二水鳥の條に百首御歌後鳥羽院  
 御製「ひま氷る冬のかり田にゐるかりのおほひ羽し  
 ろくさゆる霜かな」八雲御抄三下雁の條におほひ羽  
 云々藻鹽草十卷鳥部におほひ羽おほひとて鳥ごとに  
 有羽なり云々萬葉集十卷丁右詠ノ霜歌に「天飛也鷹之  
 翅乃覆羽之何處漏香霜之零異牟」梨本集三上卷十制の  
 詞を論せし條にかりのおほひ羽あまとぶや云々人丸  
 の歌也此歌に付て定家卿のやさしからずや侍らんと  
 宜ひしよりいへり云々  
 (百四十一)みやつこ木にはとこの木 俗に「にはと  
 こ」といふは古のみやつこ木也「み」と「に」は音通  
 「や」と「は」は横通「つ」と「と」又音通也木を略して

「にはとこ」といへる也和名抄木部に接骨木本草云接  
 骨木和名美夜都古木云々以呂波字類抄安部植物門に  
 接骨木アヤツコキとあるはアの假名をよみたがへし  
 也字鏡集二卷木部に「コハシ」「カタヒラ」「ミヤツ  
 コギ」云々類聚名義抄佛下本卷木部に接骨木ミヤツ  
 コギ云々又積音貞「コハシ」「カタヒラ」「ミヤツコ  
 ギ」云々節用集美部草木門に接骨木ミヤツコギ云々  
 (百四十二)佐伯景行紀五十二年八月壬子の條に於  
 是所獻神宮蝦夷等晝夜喧嘩出入無禮時倭姫命曰  
 是蝦夷等不可近於神宮則進上於朝廷仍令安置  
 置御諸山傍未幾幾時悉伐神山樹呼呼鄰里而  
 脅人民天皇聞之詔群卿曰其置神山傍之蝦夷  
 是本有獸心難住中國故隨其情願令班班邦畿  
 之外是今播磨讚岐伊豫安藝阿波凡五國佐伯部之祖  
 也云々釋日本紀十卷八丁述義七に佐伯部公望私記曰  
 案歷錄第一云々其毛人等且夕叫咷其聲嚴厲故倭姫號  
 爲佐那那今謂佐伯是也云々按佐伯を佐那那の義と  
 いへるは古意にあらず佐婆米久の略通也應神紀三年  
 の條に訕咷を佐婆米久とよめりこはものをそしりざ  
 まにさわぐよしの詞也婆米の約倍也久と支とかよへ



ば佐倍支は佐婆米久の義なる疑なし然て波と和は常に通ひて走を和志流とも波志流ともいふ類いとおほかり ○新撰姓氏錄上之右京皇別下に佐伯直景行天皇子稻背入彦命之後也男御諸別命稚足彦天皇諡成御代中分針間國給之仍號針間別一男阿良都命許自別譽田天皇爲定國堺車駕巡達到針間國神崎郡瓦村東岡上イノ時青葉葉自崗邊川流下天皇詔應川上有イノ人也仍差伊許自別命往問即答曰己等是日本武尊平東夷時所俘蝦夷之後也散遣於針間阿蘇阿波讚岐伊豫等國仍居地爲氏也後改爲佐伯伊許自別命以狀復奏天皇詔曰宜汝爲君治之即賜姓針間別佐伯直佐伯者前所賜氏也此世者謂社也爾後至庚午年精脫落針間別三字偏爲佐伯直云々 按伊許自別命播磨國の佐伯部が君長となりて針間別佐伯直と稱し後に針間別を脱して佐伯直とのみいへりしよし也此外にも見ゆ ○同書中之左京神別中に佐伯宿禰大伴宿禰同祖道臣命七世孫室屋大連公之後也云々按佐伯直とは別族也こは讚岐の佐伯宿禰にて讚岐の佐伯部の君長也 ○三代實錄五卷廿二頁貞觀三年十一月十一日の條に讚岐

國多度郡人故佐伯直田公云々等十一人賜佐伯宿禰姓一即隸左京職先是正三位行中納言兼民部卿皇太后宮大夫伴宿禰善男奏言書博士正六位下佐伯直豐雄欸云先祖大伴健日連公景行天皇御世隨倭武命平定東國功勳蓋世賜讚岐國以爲私宅健日連公之子健持大連公子室屋大連公之第一男御物宿禰之胤倭胡連公允恭天皇御世始任讚岐國造倭胡連公是豐雄等之別祖也孝德天皇世國造之號永從停止同族玄蕃頭從五位下佐伯宿禰直持正六位上佐伯宿禰正雄等既貫京兆賜姓宿禰而田公之門猶未得預謹檢案內直持正雄等之與只由實惠道雄兩大法師是兩大法師等贈僧正空海大法師所成長也而田公是大僧正父也今大僧都傳燈大法師位眞雅幸屬時來久侍加護比彼兩師一忽知高下一豐雄又以彫蟲之小藝一香學館之末員一願望往時悲歎良多准正雄等之例一特蒙改姓改居善男等謹檢家記事不憑虛從之云云按讚岐の佐伯宿禰は大伴氏の同族にて播磨の佐伯直とは別族也いづれも佐伯部が君長となるによりて佐伯を氏とはせる也 ○常陸風土記茨城郡條に古老曰昔在國巢俗謂都知久母又山之佐伯野之佐伯普置掘

土窟イハナ常居穴有三人來一則入窟而窟之其人去更出ノ郊以遊之狼性鼻情風窺掠盜無不被招ノ也此時大臣族黑坂命伺候出遊之時以茨城ノ穴内ノ即縱騎兵急令逐迫佐伯等如常走歸土窟ノ盡繫茨城ノ衝害刺傷終疾死散故取茨城ノ以著縣名云々或曰山之佐伯野之佐伯自爲賊長ノ引率徒衆ノ橫行國中ノ大爲劫殺ノ時黑坂命規滅此賊ノ以茨城ノ造所以地名便謂茨城焉云々同書行方郡條に會尼村古有佐伯一名曰疏禰ノ古云々ノまた男高里古有佐伯小高ノ云々ノまた當麻郷古老曰倭武天皇巡行過于此郷ノ有佐伯一名曰鳥日子ノ緣其逆命隨便略殺云々按佐伯は所謂蝦夷也ノこれも國巢とも土雲とも八柳ノともいふさばめき呼がゆるに佐伯といひ紅毛にてノ蝨ノ爾たるものなればえみしといふ衣は赤きよしにて荷葉を「エビスグスリ」などもいへり未之は牟之に通ひて蝨虫にたとへたる也衣會といふは衣美之美を省て之を會に通はせたる也久須も黎會にや土雲は土ごもりにて土穴にこもり居よし也八柳ノ脛はその形の長大なるを脛の長きにたとへて彌握脛といへり脛をしもとり出ていふは下人は首と足とをもて稱す

る例にて黎元とも脚力とも人足ともいふ類也熊襲といふも熊はいかめしきにいひ襲は衣會久巢などの會にも巢にかよひて同義也 ○興清曰佐伯は蝦夷也蝦夷とは禮義を知らざる夷種ノの稱にて佐部支とも久須とも久万會とも衣美斯とも衣會とも也都加波岐とも豆知俱茂ともいふみなおなじ必夷土に住もの、稱に限れるにあらざるを佐伯の黨を佐伯部といふ部は部曲の義にて群黨をいへり神胤皇胤の者にてその佐伯部をつかさどる君長なれば佐伯直佐伯宿禰など稱せること、知べし

(百四十三) 鋏形 鋏形の鋏は鳥芋の義にて鳥芋の葉の形なるゆゑ略して「クワガタ」といふよし愚得隨筆附考上にいへり蝦夷の鋏先も小山悪四郎が鋏形なるべきよし同巻に見ゆ

(百四十四) 半首絛走 半首は頭へ半分かゝる故の名也内背を突れぬ用心に額より頭へ半分かゝる也愚得隨筆附考上にいへり絛走は鎧の胸の前ばかり染草にて包むをいふ同巻金胸の條に見ゆ

(百四十五) 名の風流受領名 五月早苗介 尼子家の十勇士也後太平記 ○秋宅 庵助 同 ○尤道理介 同 ○

寺本生死介 同○裁中荆介 同○植田稻葉介 同  
 ○今川鮎介飛行 同○山中鹿介幸盛 同○品川狼介  
 吉川家の從士也後太平記四十卷<sup>五</sup>山中鹿介品川  
 狼介勝負事條に吉川駿河守元春ノ長男治郎少輔元  
 長石見住人品川半平を一見見て鹿介討ン事何ヨリ  
 斬スカルベシ先受領ヲ可進ト即時ニ狼介勝盛ニ任  
 シ取と見ゆ○三刀屋藏人助 尼子家の十勇士後太平記  
 ○由利鎌之助○米津梅干助○長坂血鏡九郎○鏡笠之  
 助

(百四十六)上杉氏 上杉氏は勸修寺の流にて勸修寺  
 左大臣重房公丹後國上杉庄を領せられしより武門に  
 おちて上杉氏にはなれりし也

(百四十七)矢ごたへの童子 深川卅三間堂とはし矢  
 の時的近邊の脇にかくれるて當り矢の度々に采拜を  
 さし出てその的の中を射當たる數を検する役ありこは  
 矢對の童子といふべし後太平記卅四卷<sup>廿二</sup>に見えた  
 り

(百四十八)千早といへる裝束 後太平記卅五<sup>四</sup>丁字  
 佐大宮司兵火事條に社人伶人神官僧侶ニ至ル迄鳥帽  
 子チハヤヲ脱捨堅甲利兵ノ姿ト成また同條<sup>卅五</sup>ノに

倡ヤ調伏セント議定シ四間四面に立毒蛇ノ血ニテ是  
 ヲ染メチハヤヲ返シ著裳を揚テ肩ニ結ビ云々○字鏡  
 集<sup>六</sup>衣部に權「カケヲ」「チハヤ」「タスキ」云々

(百四十九)岩「トリデ」といふは取出の付城の事に  
 て本城にいふは誤也後太平記卅七<sup>十一</sup>ニ子義久降參  
 の條に杉原播磨守盛重兵衛安藝守隆家は美保關に取  
 出の付城を搦ヘ丹後但馬ノ船路ヲ斷テバ云々と見  
 ゆ

(百五十)女將 巴御前坂額御前などは高名の女將軍  
 なりその外後太平記四十二<sup>九</sup>丁常山城主三村上野介  
 高德が妻三好氏あり室町殿日記に河内の神保が後家  
 あり○暇耕録十四<sup>十五</sup>附柴紹妻李氏が唐平陽公主○  
 大光明藏二<sup>五十八</sup>願圖<sup>安濃津城主宮田信濃守信高が妻李喜  
 多安心が姫東國太平記八ノ十九丁</sup>

(百五十一)岩岐 後太平記四十二<sup>廿一</sup>播州上月城沒  
 落の條に凡仕寄ヲ付ルニ城ノ向背矢倉堀折岩岐箱折  
 屏風折所ニ隨テ虛實ノ變ヲ察シ付寄ル習アレバ云  
 云

(百五十二)地主 山家要略記一卷日吉七社降垂迹時  
 代事條に扶桑明月集云<sup>大江匡房記匡房在世之時</sup>大比叡  
 明神<sup>俗形老</sup>人皇三十代磯城島金刺宮欽明天皇即位元

年中大和國城上郡大三輪神天降第三十九代天智大津  
 宮即位元年<sup>壬</sup>中大比叡神顯御日吉與三輪大物主神一此  
 國地主也法號法宿大菩薩但非僧神形俗體也小比叡  
 明神<sup>俗形</sup>天地開闢之昔天神第一皇子國常立尊高峯五  
 色華開<sup>大</sup>大楯天地開闢神天降故言<sup>地</sup>地主權現法號華  
 嚴菩薩云々また十禪師<sup>若僧形</sup>桓武天皇即位延曆二年  
 天<sup>降</sup>降地主宮前天兒屋根尊顯御今十禪師是也云々又  
 大宮二宮文字云事條に菅原清人記云天神會孫日吉地  
 主權現日本國地主也即天照大神是也大宮權現者天照  
 大神也分<sup>身</sup>身於兩國<sup>垂</sup>迹吾朝<sup>矣</sup>云々又大宮大神日  
 本國地主事條に日本紀神代上云素戔嗚神聚<sup>國</sup>國神女  
 生<sup>大</sup>大己貴神<sup>遂</sup>遂就<sup>於</sup>於根國<sup>矣</sup>矣一名大物主神一名大國  
 主神一名大國魂神一名大己貴神大和國城上郡<sup>大</sup>大比叡  
 共勳<sup>力</sup>力一心經<sup>營</sup>營天下<sup>與</sup>與少彥名神云々又日本國  
 地主有<sup>二</sup>二神<sup>事</sup>事條に神祇宣令云<sup>臣</sup>臣日本國地主有<sup>二</sup>二  
 神<sup>一</sup>一俟神住<sup>山</sup>山城國乙訓郡賀茂村<sup>一</sup>俟神住<sup>近</sup>近江國  
 滋賀郡<sup>二</sup>云々又高野山丹生明神與<sup>地</sup>地主山王<sup>一</sup>一體事  
 條に弘法大師秘傳爲<sup>建</sup>立伽藍<sup>截</sup>拂樹下<sup>之間</sup>之間於  
 唐所<sup>投</sup>投三鉢<sup>儼</sup>儼然而彌增<sup>歡</sup>歡喜<sup>則</sup>則知地主山王告<sup>密</sup>密  
 教相應之地<sup>矣</sup>云々また地主權現奉名山王事條に日

本國地最初者小比叡峯云事夫伊弉諾伊弉册二神御宇  
 天地創開州縣新作以降土地最初者是比叡山也示土爲  
 社<sup>示</sup>田號<sup>神</sup>神誠小比叡大明神者爲<sup>吾</sup>吾國之地主<sup>一</sup>爲<sup>三</sup>  
 吾山之山王<sup>矣</sup>云々また山王秘密口傳條<sup>釋迦智一</sup>  
 心三觀藥師中一念三千大宮權現塔中內證地主權現云  
 云また阿彌陀佛一念三千聖眞子云々大宮權現云々地  
 主權現中心三觀山王云々按に山家要略記所載の地  
 主權現は日本國の地主のよし也清水の地主權現は  
 其地の地主にて清水寺建立の田村磨を勸請せるよし  
 山州名跡志三卷<sup>丁</sup>雍州府志などものにおほく見ゆ  
 玉葉集の歌に清水寺の地主權現示現「ちかひきて天  
 の岩戸をあけしよりかたき願をかなふへしとは」と  
 有は大己貴命ぞといへる説によりてよめる也さては  
 日本の地主の義なり<sup>願圖</sup>願圖<sup>輪林五鳳集五十三清水寺地主花ノ</sup>  
 アリ<sup>トモ</sup>アリ

(百五十三)石の御座 鹿島の石の御ましの事は神道  
 集に見ゆ今要石といふはこれなるべし叡山の石のみ  
 ましの事は山家要略記一の巻に見えたり山王御歌に  
 「體をば小ひえのたけのひとつ杉嵐もさむしとふ人  
 もなし」

(百五十四) 柳代柳代 今俗柳代といへるは柳代といふべし飯尾宅御成記に折十合柳代二千疋と見えたり柳樽の代といふ心也

(百五十五) 番立 大永三年八月伊勢守貞忠亭御成記に御ばんたての事云々

(百五十六) 鬼神氣魂衆生 家語哀公問に宰我問孔子曰吾聞鬼神之名而不知所謂敢問孔子曰人生有氣有魂氣者神之盛也衆生必死死必歸土此謂鬼魂氣歸天此謂神合鬼與神而享之教之至也云々一本氣者神之盛也の下魄者鬼之盛也の六字あり 爾雅列上十六

(百五十七) 九九の數 三々九〇九々八十一〇八九七十二〇七九六十三〇六九五十四〇五九四十五〇四九三十六〇三九二七七〇二九十八〇家語執轡篇に見ゆ大戴禮淮南子など考合すべし

(百五十八) 兆域 家語郊問篇に孔子曰兆丘於南云云周禮小宗伯鄭玄注に兆爲壇之營域云々孝經にト其宅兆云々

(百五十九) 藥市 家語刑政篇に爵人必於朝與衆共之也刑人必於市與衆棄之也云々禮記をも引くべし

し〇晋書陸雲傳に夫爵人於朝與衆共之刑人於市與衆棄之云々

(百六十) 婦人の仁親母の愛 史記に項羽が婦人の仁の事見ゆ家語正論解八丁ウに孔子鄭の子産が事を猶衆人之母也能食之而弗能教也とのたまへり雌鶏其雛に餌を與へて腹の割るを知らざる類也これを親母之愛といふべし

(百六十一) 非禮も主人の意に従へば却て禮也 家語曲禮子夏問に孔子食於季氏一食祭主人不辭不食亦不飲而殮子夏問曰禮與孔子曰非禮也從主人也吾食於少施氏而飽少施氏食我以禮吾食祭作而辭曰疏食不足祭也吾殮作而辭曰疏食不致以傷吾子之性主人不辭以禮客不致盡禮主人盡禮則客不致不盡禮也云々禮記を引べし禮は從宜よし也

(百六十二) 慈母母代 慈母は母代也猶母もおなじ家語曲禮子夏問に古者男子外有傳父內有慈母君命所使教子者也云々禮記にも見ゆ

(百六十三) 同穴 同穴は附葬の事也一處に死して穴に入にはあらず後に同穴に葬るをいふ詩王風大車篇の注家語曲禮公西赤問禮記などに見ゆ

(百六十四) 明器祭器 家語曲禮公西赤問に明器鬼器也祭器人器也云々禮記にも見えたり

(百六十五) 産の時の白粥の事 産の時こしきをまろばしおとし白粥をそぐ事ありこしきまろばしは平家物語盛衰記徒然草に見ゆ白粥の事園太曆一之上卷應長元年二月廿五日の條に見えたり

(百六十六) 田所職 吾妻鏡二卷十三治承五年四月晦日條に遠江國淺羽庄司宗信依安田三郎義定之訴雖被收公所領謝申之旨不平等閑之間安田亦執申之仍且返給彼庄内柴村并田所職畢是子息郎從有數尤可御要人之故云々

(百六十七) 古娘 俗に巫女の類をイチ子といへり吾妻鏡二卷十六治承五年七月八日條に相摸國大庭御厨師一古娘依召參上奉行遷宮事云々と見えたるこれ出所也こは若宮假殿遷宮の時に召れし也

(百六十八) 百度千度萬度の祓 百度詣千度祓萬度祓など吾妻鏡に所々に見えたり三卷三丁には萬度流鏑馬あり神佛につきる事におほし

(百六十九) 武家を侍といふ事 「侍はもと近侍の臣をいふ事なるに後世は武家を皆さむらひといへり吾

妻鏡四卷三丁元曆一正六條の頼朝卿の狀に侍共と侍の事とも有は鎌倉の御家人をさしてすべて侍といはれし也されば此比よりいひそめし詞と見ゆ

(百七十) 先次郎前次郎後三郎 吾妻鏡に先次郎あり河合系圖に前次郎あり吾妻鏡四丁ウに勅使河原後三郎あり

(百七十一) 和字狀 吾妻鏡四丁ウに武衛景康が和字の狀を覽給ふよしあり假名狀の事也

(百七十二) 庄公 吾妻鏡に庄公といふ事おほく見ゆ庄の年貢の事ときこゆ和名抄に正公各何東などあるは正稅公麻の稻の事也爾雅云々同四ノ十三丁オ同廿六丁オ同丁ウ同廿二丁ウ五ノ十九丁ウ同廿四丁ウ六ノ廿六丁ウ同五十五丁ウ

(百七十三) 下鞆懸鞆 さげ鞆又はかけ鞆ともいふは出家の小刀を鞆に納て提懸るをいふ戒刀の類也新撰六帖五帖廿五の條に光俊「見るもうし彌陀を頼むといふ人の萬の法を思ひかけさや」一には「かけさや」を「さげさや」に作れり漢鹽草十七卷調度部鞆條に引たるには「さげさや」と有太平記廿九卷師直出家條に心モ發ラヌ出家シテ師直入道道常師泰入道道勝トテ裳ナシ衣ニ提鞆サゲテ降人ニ成テ出ケレバ云々節用

集左部器財門に下轄サゲザヤ云々などこれかれものに見ゆ

(百七十四)寄居蟲がうな 枕草紙卷八丁右 借都の君の御めのとこの段にあからさまに物へまかりたりしまでにきたなく侍る所のやけ侍にしかば日ごろはがうなのやうに人の家に尻をさしいれてなんさぶらふ云々春路抄に寄居蟲ちひさき貝の中にやどりすむ蟲也長明方丈記にがうなはちひさき貝をこのむといへる是也此男家を焼失して人の家をかき住事をいふ也云々○長明方丈記卷十三丁右にがうなはちひさき貝をこのむ是よく身をしるによりてなり云々流水抄に寄居蟲と書り枕草紙に日比はがうなのやうに人の家に尻をさし入てなんさぶらふ云々本草綱目四十六云形似蜘蛛入ニ螺殼中ニ負シ殼而走觸之則縮如螺云々○和名類聚抄十九 龜貝類部に寄居子本草云寄居子貌似蜘蛛者也和名加美奈俗假用蟹蝨二字云々契沖釋義に寄居子依ニ細注以似蟹蝨與蝨名歟俗云加字奈加美奈之訛也云々○醫心方廿九卷五穴部に寄居崔禹云味鹹冷无毒主渴醒酒去煩熱貌似蜘蛛是物好容ニ他殼中ニ居負シ殼行人犯驚即縮足轉墜似死乃過

人物行々採取嗽之以殼炙火即走出亦拾撥食之拾遺云食之益顏色和名加牟奈云々 ○伊呂波字類抄三卷加部動物門に寄居子カミナ亦カウナ貌似蜘蛛者云々蟹蝨寄居貌似蜘蛛出ニ崔禹已上カミナ見ニ本草云々○類聚名義抄十卷蟲部に蝨カウナ ○字鏡集三卷蟲部に蝨カウナ云々 ○大倭本草十四下卷四十七介類部に寄居蟲順和名加美奈王世懋闕部疏曰寄居有四肢兩螯二又似蟹類一本草綱目ニノセタリ海邊斥地ニ多シ小螺ノカラニ入テ寄居ス故ニ俗ニヤドカリト云首ハ蜘蛛ニ似テ身ハ蝦ノ如シカラヲ負テユク海人多クヒロヒテ一所ニ集メ泥水ヲニゴラセバ殼ヲ出ヅ是ヲ取集メテシホカラニス又異邦ヨリ來ル大ナルアリ其殼バインノ如シ或曰山間ニアリ海潮ノ通ズル處ニナシト云ハ非ナリ云々 ○庶物類纂拔萃廿下卷介部に寄居蟲一名寄居蝦俗名カウナ云々 ○倭漢三才圖會四十七卷寄居蟲和名加美奈俗假用蟹蝨二字云々在螺殼中非螺也候螺殼開即自出食螺蛤欲合已還殼中ニ在ニ龜殼中者名曰蝨南海有二種似蜘蛛入ニ螺殼中ニ負シ殼而走觸之即縮如螺火炙乃出一名時按寄居蟲即寓生文蛤鳥蛤鸚鵡貝海鏡蛤等殼間

形似小蟹而白色小ニ於基石ニ身柔軟蓋與寄生木ニ相類云々 ○本草啓蒙四十二卷介部に寄居蟲カミナ和名抄蟹ガウナ今名ヤドカリ本草云々海涯ニ生ズ潮已ニ去リ餘水凹地或ハ石間ニ殘リタル處ニ多シ頭ハ蝦ニ似テ兩螯ニ鉗アリ足に爪アリ腹ハ微長クシテ草蜘蛛ノ如シ空螺殼中ニ寄居シコレヲ負テ走ルヲ甚早シ生螺ノ行クコト遅クシテ蝸牛ニ似タルニ異ナリ若コレニ觸レバ深ク殼内ニ縮入スソノ身漸ク長ズレバ巨殼ヲ擇テ遷ル又螺蝨ニ似テ厚殼ナルモノアリ此蟲多クハ此殼ニ居ル故螺モ「ガウナ」ト名ク云々又俗ニ老螺化シテ寄居蟲トナルノ説アリ予嘗テ海濱ニ踞シテ漁ヲ觀ル忽チ沙土蠕動スルモノアリ訝リ俯シテ見レバ皆寄居兒ノ米螺殼ヲ負テ走ルモノナリ乃チ知ル物各自ソノ種アルコトヲ何ゾ老螺此小蟲ニ化スルノ理アラシヤ云々

いふは「湯カス」と云詞の訛也舊本今昔物語廿九卷第卅九語に蛇が女を蕩したるよし見ゆこは俗に見いれらるといふを蕩すといへるなり「トラカス」又は「トラシ」ともいふべし類聚名義抄二卷女部に嫗字を「トラシ」とも訓たれば「トラス」と云詞もありけるなり又按に舊本今昔物語廿九卷卅三語にも驚が蛇に不レ被レ蕩とせしよし見ゆこれも「トラサレシ」と訓べし

(百七十七)精液姪汁陰名 倭名抄三 莖垂類部に精液房内經云交接之時精液流滌と見え和名なし按に精液は志奈太利と訓べしそは日本靈異記下卷十八段に經師姪心熾發 踞於蟻 脊一舉裳而婚隨 入 悶 携 手俱死云々訓注に悶「シナダリクボ」と見ゆ「シナダリ」は「シタマリ」の通音也姪汁はシタマリナガル、物なれば「シナタリ」といひ「クボ」は玉門の事にいへり類聚名義抄法下門部に開「クボ」「ツビ」云々字鏡集二門部に開開同開同開同「ツビ」「クボ」云々催馬樂律歌陰名にくほの名をばなにとかいふつらたりけふくうたもろひのなかのひつきめけふくうたもろ云々此陰名は玉門の名所をい

へる也くばは女陰也「つらたり」は玉門の下方の尿姪汁などのつゞき垂るゝ所の名にて連垂の義也「けふくなうたもろ」は毛の生てふくらかなる産室の義歟産を省て「タ」といひ玉門の中の室に似たればいへる歟又は「毛ふく」の「ふく」は「むく」に通ひて毛のむくむくと生たるたむろといへる歟「タムロ」は類聚名義抄に群の字をよめり「ひのなかのひつきめ」は和名抄に吉舌比奈佐岐とある物にて玉門のさねとも又は子宮ともいふ物の異名なりされば連垂は「シタツリ」と同義にて志奈太利也これらを考合すれば精液は志奈太利と訓べき事ことわりなるべし舊本今昔物語廿九卷蛇見僧畫殿閉吞受姪死語に蛇ノ開タル口ヲ見レバ姪口ニ有テ吐出シタリとある姪の字も「シナツリ」と訓べし

(百七十八)長宿直長夫 舊本今昔物語卅卷第四語に近江國ヨリ長宿直ト云事ニ當テ郡司ノ子ナル若キ男ノ上タリケルガ宿テ云々物草太郎冊子に信濃の國の國司二條の大納言ありすと申人このあたらしの郷へながぶをあてらるゝ百姓どもより合て離許よりたれをのぼせんぞ遙に絶てならはぬ事いかせん

なげくある人申やういざ此物草太郎をしたてゝのはせんといひければ思ひもよらずもちひを大道へころばかしおのれは立いでとりもせで地頭殿の通り給ふにとりて給へといふほどの者なりと申ければ或人これをきゝそれ體の者をすかせばよき事もありいざより合てすかして見んとておとなしき人四五人より合てかれが許に行ていかに物草太郎殿われらが大事の御くじにあたりて候を助けてたべ何事にて候ぞと申ければなが夫といふものをあたりて候それはいくひろばかり長き物にて候ぞおびたししの事やといひければいやすやうに長き物にてはなしわがやうなる百姓の中より都へ人を登せてつかはせまゐらするを長夫と申也御身を三年が間やしなひたるなさけにのぼり給へといひければそれはさらゝ殿原の志にあらず地頭殿より仰にてこそあれとてのぼるべきやうなし云々七日と申に京へつき是は信濃の國より參たる長夫にて候と申ければ人々これを見て笑ひけりあれほど色黒くきたなげなる者もありけるぞとて笑ひけり太納言殿はきこしめしいかやうにもあれまめにてつかはれなばしかるべしとてめしつかはれけり都

にてのありさま信濃の國にはまさりけり東山西山御所内裏堂宮やしる面白く貴さ申ばかりなしすこしも物ぐさけなるけしきもなしこれほどにまめなる者あらしとて三月の長夫を七月までめしつかはれやうやう十一月の比にも成ぬればいとまをたまはりて國にくだりなんと此ほどのやどにかへり云々

(百七十九)中臣の祓 舊本今昔十一の廿二語に若麻芋ノ注連ヲ引廻ラシテ中臣祓ヲ讀テ柚立ノ人ヲ以テ繩墨ヲ懸テ伐ラン時ゾ我等術可盡ト云フ云々中臣の祓といふ事俊頼口傳上四十袋草子四十八など物にこれかれ見え歌にもなかとみのふとのりごとといひはらへと訓たり

(百八十)女從者盜從者 舊本今昔十四の三語に女從者三人許有リ云々源平盛衰記に又從者ノ又從者あり輟耕錄十七重臺アリ又女從者ノ一也四舊本今昔にモアリシヤワニオホユ

(百八十一)御明御燈明 舊本今昔十四の三語に熊野ニ參テ兩三日ニ御明シ御幣ヲ奉テ還向ノ次ニ云々空穗原君十九に比叡の山に惣持院の十禪師なる大とくのいふやうかたきを得んするやうは比叡の中堂に

常燈を奉り給へ云々すべて佛と申物土をまろかしてもこれを佛といはゞ御あかし奉り神といはんには天竺也ともおほみてぐら奉らせ給へ八百萬の神七萬三千の佛に御あかしみてぐら奉り給はゞ佛神おのゝよりきし給はん云々又廿みこの君いとたふとき事也御あかしはいくらばかり奉らん大徳ひと寺に米一合奉り給ふともひえの四十九院に一月に一石四斗七升也大小も同じごと各奉り給ふははかりなきひさうとして思ひ成らねど佛に奉り物はいたづらにならず來世未來のくどく也と聞ゆれば云々又廿一わが大師のひじりの君此事おもむけしめ給へとて此御あかしの料みてぐらの料みなとらせ給つ云々

(百八十二)還向 神佛に詣てかへるを下向といふは還向と書べし舊本今昔十四の三語に熊野ニ參テ兩三日ニ御明シ御幣ヲ奉テ還向ノ次ニ云々百練抄四に還向之間遊女有纏頭ニ云々

(百八十三)地獄と云地名 舊本今昔十四の七語に越中ノ國新河ノ郡ニ立山ト云所有リ昔ヨリ彼山地獄有ト云傳ヘタリ其ノ所ノ様ハ原ノ遙ニ廣キ野山也其谷ニ百千ノ出湯有リ深キ穴ノ中ヨリ湧出ヅ云々又火柱

有て燃とも地獄の原とも小地獄とも見ゆ同巻八語にも立山の地獄の出湯とあり立山地獄の事同十七ノ廿七語○西域記九九丁地獄温泉アリ

(百八十四)帳を引て見る字を引引と云詞 物を捜出すを引といひて字引などもいへり舊本今昔十四卷廿九語に速ニ帳ヲ引見ヨト行へバ大ナル文ヲ取テ引テ見ルヲ敏行辨ニ見ルニ我が罪ヲ造シ事一事ヲ不落ズ注シ付タリ其中ニ功德ノ事不交ズ其レニ此ノ門入ツル程ニ發シツル願ハ奥ノ畢ニ四巻經書供養シ奉ラムト被注レニケリ文引畢ツル程ニ此事有ケリ奥ニコソ被注タレト申上レバ云々爾字拾遺八卷十引て見るといへば又人大なる文を取ひくく見ると我レ事ニしな一事もおとさすしつたる中に罪の事ありて功德の事なし此門入つるほまにおこしつる願なればおのほてにけるにけり文引はてし今とはする時にさる事待り此奥にこそしるされて侍れと申上げれば云々

(百八十五)拭たやうに快方 俗言に病などの跡なく快癒したるを拭たやうに直たなどいへり舊本今昔十四の卅五語に病搔巾ノ様ニテ退キニタレバと有 (百八十六)沙彌の僧は半俗にいふ 舊本今昔十五卷廿五語に信乃國高井ノ郡中津村ニ如法寺ト云寺有り

其寺ニ樂蓮ト云沙彌の僧住ケリ樂蓮妻子ヲ具シテ世ヲ過スト云ヘドモ云々

(百八十七)食物往生の妨を爲さず 舊本今昔十五ノ廿七語に御取の僧穢肉を食つるも往生を遂しよしあり

(百八十八)人ほろさもなき所保呂佐 舊本今昔十七卷卅三語に見廻セバ何クトモ不思ヌ野中ノ人アノサモ无キニ只獨リ臥タリケリ云々同十九卷廿三語に此寺ハ我レ死ナム後ニハ亦ノ日荒テ人アロサモ無ク成ムト云々また散々ニ去ヌレバ十餘年ノ程ニ人アロサモ无キ寺ニ成ヌ云々

(百八十九)物の端なるを切と云詞 木の切布の切などの類切々端小なる物に切といふ事常也舊本今昔十九卷二語に女ノ云ク我ガ身ニ疥有テ糸難ク堪ク佗シケレバ湯浴ムガ爲ニ參ツル也湯ノ切少シ我レニ浴シ給ヘト云々

(百九十)ひなたぼこり日向ボッコ 俗に日向にあたたまり居るをヒナタボッコといへり古くはひなたぼこりといへり今昔十九卷八語に春ノ節ニ成テ日ウラ、カニテ日ナク誇モモ若菜モ摘ナムト思テ云

云

(百九十一)游を掻く 舊本今昔十九の廿七語に子ハ前ニ流レテ母ハ一町許下テ浮ビ沈ミシテ流下ケルニ此法師色白キ兒ノ流レケルヲ見テ彼レハ我が子ナメリト思テ騒キ迷テ游ヲ搔テ流レ合テ見ルニ我が子ニテ有レバ喜ビ乍ラ片手ヲ以テ子ヲ提テ片手ヲ以テハ游ヲ搔テ岸様ニ來著ムト爲ル程ニ云々

(百九十二)子を玉にたとふ 萬葉に白玉の吾子などよみ源氏に玉光る御子とも又は玉のやうなる御兒とも見ゆ今昔十九の廿七語に白玉ト思ツル我が子云云

(百九十三)肩持 舊本今昔廿の八語に交飯の桶を打テ肩持テ法師ヲ前ニ立テ、行云々これは桶を肩に掛けて持たるをいふ也

(百九十四)咳拂しておとづる、今俗人の様かを訪て咳拂しておとづる、も古き事也舊本今昔廿の八語に山ノ中ニ吉ク造タル僧坊有リ男ヲバ門ニ立テ法師ハ内ニ入ヌ見レバ法師木柴垣ノ有ル邊ニ突居テ咳キテ音ナヒヌレバ障紙ヲ曳開テ出ル人有リ云々爾字拾遺八卷十引て見るといへば又人大なる文を取ひくく見ると我レ事ニしな一事もおとさすしつたる中に罪の事ありて功德の事なし此門入つるほまにおこしつる願なればおのほてにけるにけり文引はてし今とはする時にさる事待り此奥にこそしるされて侍れと申上げれば云々

(百九十五)陰莖を松茸にたとふ 舊本今昔廿の十語に開テ見レバ松茸ヲ裏集タル如ニシテ男ノ鬚九ツ有リ云々爾字拾遺一ノ十一丁カ

(百九十六)えうくと 若きをりに出す聲にえうえうといへり宇治拾遺などに見ゆ舊本今昔廿の卅四語に大キナル骨淨覺ガ喉ニ立テエウくと吐迷ケル程ニ骨不出ザリケレバ遂ニ死ケリ云々すべてアイウエオの五音ニテ詞を發すればエウくといへる也ア、ともイ、ともウ、ともオ、ともいふはいらへの詞也オイ、などいふも悲苦の時の發聲也

(百九十七)一種物汁講 一種物の事源氏の注釋どもに見えたり舊本今昔廿の七語に各一種ノ物酒ナドヲ出シテ遊ブ日也と見ゆ九州四國水戸邊にて汁講といふ事有一種物の遺風也

(百九十八)古會といふ尊稱こそ 古會は尊稱にや舊本今昔廿四卷十五語に賀茂忠行を保憲が兒の時車ニテ祖ニ云様父古會ト呼ベバ忠行何ゾト云ヘバと見ゆ○空穂藤原君下に有まじきといふくそたちかな云云下おもしろき事の給ふくそたちかなたかかな云云下このとは京くそたちのものし給はん事は云々○百

練抄四<sup>廿六</sup>齋宮頭藤原相通妻比美古會云々神社を「コ  
ン」といふより轉りて神にたとへる尊稱歟上様尊  
(百九十九)長き名 今世の詞に長き名折なるべしと  
云を古くは長き名なるべしといへり舊本今昔廿四の  
卅二語に見ゆ

(二百)老年にかこつけて自由をいふ 舊本今昔廿四  
の五十五語に大隅の郡司が守の前にて只老ヲ高家ニ  
シテ答へ居タリと見ゆ

(二百一)術手楯 術の字を「テダテ」とよめり類聚名  
義抄一卷イ部に行「テダツ」「テダテ」また同卷尾部  
に逆「テダツ」などよめり又三卷木部に歩楯「テダテ」  
とよめり是は手に持楯の事也

(二百二)おほどれるおどろ 萬葉集十六卷<sup>廿四</sup>高宮  
王歌<sup>數</sup>種物<sup>歌</sup>に「葛葉<sup>ハハヒ</sup>延<sup>ホドレ</sup>於<sup>ホドレ</sup>保<sup>ホドレ</sup>登<sup>ホドレ</sup>禮<sup>ホドレ</sup>流<sup>ホドレ</sup>尿<sup>ホドレ</sup>葛<sup>ホドレ</sup>絶<sup>ホドレ</sup>事<sup>ホドレ</sup>  
無<sup>ホドレ</sup>官<sup>ホドレ</sup>將<sup>ホドレ</sup>爲<sup>ホドレ</sup>「俊<sup>ホドレ</sup>頼<sup>ホドレ</sup>の<sup>ホドレ</sup>散<sup>ホドレ</sup>木<sup>ホドレ</sup>集<sup>ホドレ</sup>九<sup>ホドレ</sup>雜<sup>ホドレ</sup>部<sup>ホドレ</sup>恨<sup>ホドレ</sup>躬<sup>ホドレ</sup>耻<sup>ホドレ</sup>運<sup>ホドレ</sup>雜<sup>ホドレ</sup>歌<sup>ホドレ</sup>百<sup>ホドレ</sup>首<sup>ホドレ</sup>  
に「柴の庵にはひおほとれる青つゝらむつかしけな  
る世にもふるかな」群書類従本には「おほられる」に  
作り夫木抄<sup>雜</sup>には「おほられる」に作れど共に誤也  
源氏物語東屋<sup>抄</sup>本<sup>六</sup>に大略近き所におほどれたる  
聲していかにかきゝもしらぬなのりをして打むれ

て行などぞきこゆる云々同手習<sup>抄</sup>本<sup>五</sup>に髪<sup>抄</sup>のすその  
にはかにおほどれたるやうにしどけなくさへそがれ  
たるを云々枕草紙の花はといへる段<sup>抄</sup>本<sup>三</sup>に秋の  
野のおしなべたるをかしさはすゝきにこそあれ穂さ  
きの蘇芳<sup>抄</sup>にいとこきが朝霧にぬれて打むびたるはさ  
ばかりの物やはある秋のはてぞいと見所なき色々に  
さき亂れたりし花のかたちもなく散たる後冬の末ま  
でかしらいと白くおほどれたるもしらでむかしおも  
ひ出がほに風になびきてかひろぎ立るは人にこそい  
みじく似たれめれ云々 舊本今昔物語廿八卷四十二語  
に髪オマドレタル大キナル童盗人云々大キナル童  
盗人ノ髪オマドレタルガ云々類聚名義抄僧上卷艸部  
に蓬オホドル又カシラミダル云々蓬頭オホドルガシ  
ラ云々○與清曰おほどれはむづかしく亂れたる貌を  
いへる詞也オドロも「オホドレ」の「ホ」を略し「レ」を  
「ロ」にかよはしていへるにて荆棘はむづかしく亂れ  
合たるゆるゑの名也と知べし於止呂<sup>抄</sup>は字鏡に數字を訓  
て歌にも文にも所見多し

(二百三)簞籠 古は強飯を籠に盛て喰つれば萬葉に  
「家ニアレハ筥ニ盛ル飯ヲ草枕旅ニシアレハ椎ノ葉

松屋筆記卷之九十六

平小山田與清文儒稿

ニモル」とも伊勢物語に手づから飯匙とりて餘<sup>抄</sup>の器  
物に盛ともいへり類聚名義抄僧上卷竹部に篋音單又  
篋<sup>抄</sup>ツ、又「イヒモルケ」云々

(二百四)なやすと云詞 類聚名義抄僧上卷金部に鈞  
音均「ヒトシ」「ナヤ瓜」云々また鈞音段「ウツ」「キタ  
フ」「トロモス」「カタメ」「チヤス」「ナヤ瓜」云々な  
ど見えて鐵など打平す事を「ナヤス」といへるより他  
にもいひうつせる詞也

(二百五)立枯 歌に眞木の立がれなどよめり類聚名  
義抄僧上卷艸部に舊側吏反舊字立死タチガレと見  
ゆ

(二百六)モミヂと云字 絶の字をモミヂと訓は色木  
の合字にていはゆる連歌文字也類聚名義抄艸部に菘  
蒙芸などの字をモミヂ葉葉黃葉紅葉をモミヂパとよ  
めり萬葉には黄葉をモミヂバ紅をモミツなどよみた  
りき

(一) 厩別當 舊本今昔物語廿六卷十四語に陸奥ノ  
國ニハ厩ノ別當ヲ以テ一ノ願ニ爲ニゾ京ニシテハ然  
様ノ事共ヲモ未ダ定メテドモ自然ニ出來ケル馬ノ事  
共ヲバ此人ニ沙汰セサセナドシテ厩ノ別當ニ可レ仕  
様ニ持成ケレバ人皆此人コソ一ノ人也ケレト思テ云  
云將門記に御厩別當多治經明あり小山田別當齋藤別  
當などもありいづれも厩の事に預りたる故の稱也

新編樂記  
十三丁ツ

(二) 中帶 舊本今昔廿六の十七語に白キ布ノ襖ト云  
物著テ中帶ノ若ヤカニ穢氣无キ下衆女共云々字拾  
遺には中結とあり

(三) 打出の太刀 舊本今昔廿六の十八語に年五十許  
ナル男ノ怖シ氣ナルガ水干裝束ノ打出ノ太刀帶タリ  
云々

(四) 旅道 舊本今昔廿六の十八語に桶共居エテ湯取  
セテ後主人ノ男來テ旅道ニテ久ク湯浴サセ不レ給リ

ツラム云々

(五)こづく 俗に物をこづくといふ詞あり小春の義歟舊本今昔廿六の廿三語に下女共數ノ適造ル粉ト云物ヲ春噓ケルニ云々粉春ノ女共此音ヲ聞テ杵ト云物ヲ提テ云々これに粉春といふ語あり小雪なども粉雪にてフレノ粉雪丹波の粉雪といふ小唄  
 記に見ゆ

(六)刀の間塞 舊本今昔廿六の廿四語に刀間塞ニ具ヲ摺タリケルと云々目塞は目貫の事にや

(七)あさまつりごと 源氏にアサマツリゴトとあるは長恨歌の早朝の字によりて書る也舊本今昔廿七の九語に官ノ司ニ朝廳ト云事行ヒケリ其レハ未ダ曉ニ

ソ火ヲ燈シテ人ハ參ケルとあるは太政官の朝政也

(八)尙し 今昔廿七の十語に夜ニ入テ三月ノ霖雨ノ比明キ所ソラ尙シ暗シ云々

(九)封結 今昔廿七の十二語に大キナル俣袋ニ交菓子ヲ鉸ト等シク調ヘ入レテ緋ノ組ヲ以テ上ヲ封結ニシテ云々

(十)直く行道横道道理の道追道 今昔廿七の十三語に直ク可レ行キ道ヲ此ル事ヲ云ヒ出テヨリ横道スル

手ヲ搜レバ吉ク枯テ曝アヒタル人ノ手ニテ有リ云云

(十七)まうしてと云詞 俗言に仕申た行申た歸り申たなどいふ申しは坐を延たる語と聞ゆれど古くよりの事也舊本今昔廿七の廿六語に此ノ黄斑ノ御車牛ノ力ノ強クテ乘リ侍ルニ堪タレバ暫ク借申シテ罷行クヲ云々

(十八)うしろ合せ 舊本今昔廿七の廿七語に鳥丸面ニ六角堂ノ後合せニ住シ云々

(十九)真日中 舊本今昔廿七の廿八語に真日中ニ音ヲ擧テ長メケム實ニ可レ怖キ事也カシ云々今俗語には真ッ晝中といへり万葉に佐夜中とあれば「サヒナカ」と訓べくやともおもはるれど尙「まひなか」と訓へ也

(廿)打まきのよね 空穂藤原君に我ためにちりばかりのわざすなはらへすとも打蒔のよねいるべし粗にて種なさは多く成べし云々榮花つばみ花に加持まゐりうちまきしさわぐ云々源氏横笛十四に打まきしちらしなどしてみだりがはしきに舊本今昔廿七の卅語に夜半許ニ塗籠ノ戸ヲ細目ニ開テ其ヨリ長五寸許ナ

ニ云々同卷四十語に盗人共ハ道理ノ道ニ立ル也ケリ然レバ其道ヲバ經テ迫ヨリ將通ル也ケリ云々

(十一)軽びやか 今昔廿七の十三語に裝束輕ビヤカニシテ云々

(十二)こほると鳴ル 今昔廿七の十四語に大キナル鞍櫃ノ様ナル物ノ有ケルガ人モ不寄ヌニコホロト鳴テ蓋ノ開ケレバ云々古事記に鹽コホロノトカキ鳴シテと見え枕草紙にこぼめくなども有

(十三)山のかたそ 歌に山のかたそとよめるは片副の義也今昔廿七の十五語に山ノ片副ニ山庄ノ様ニ造タル所有リ云々と見ゆ

(十四)こそノと云詞こそめく 今昔廿七の十八語に此ノ板コソノトシテ入ヌ云々今俗にもいふ詞にてコソノともコソソリともいへり  
開廿七ノ卅八語ニ長キ音ヲ履テ

(十五)生靈 六條御息所の生靈は源氏に見ゆ今昔廿七の廿語に民部大夫が近江國なる女房の生靈の事見ゆ

(十六)さらばひ瘦サヲボヒ枯サヲボヒ やせさらばひなどいふ詞はものにおほかり今昔廿七の廿二語に

ル五位共ノ日ノ裝束シタルガ馬ニ乗テ十人許次ギテ枕上ヨリ渡ケルヲ此ノ乳母怖シト思ヒ乍ラ打蒔ノ米ヲ多ラカニ搔蹴テ打投タリケレバ此ノ渡ル者共散ト散テ失ニケリ其ノ後彌ヨ怖シク思ケル程ニ夜曉ニケレバ其ノ枕上ヲ見ケレバ其ノ投タル打蒔ノ米毎ニ血ナム付タリケル日來其ノ家ニ有ラント思ケレドモ此ノ事ヲ恐テ返ニケリ然レバ幼キ兒共ノ邊ニハ必ず打蒔ヲ可レ爲キ事也トゾ此レヲ聞ク人皆云ケル亦乳母ノ心ノ賢クテ打蒔ヲバシタル也トゾ人乳母ヲ讚ケル云々按に打蒔の事日向風土記に皇孫尊以御手扱三稻千穂爲ノ粉投ニ散四方ニ必得開晴開紀とあるが似たる説也和名抄十三祭祀具部に稗米唐韻云稗音果淨米也漢語抄云稗米加之與神云々また糝米離騷經注云糝和呂反精米所以享神也和名久萬之彌云々などいへる類なるべし

(廿一)木守 今昔廿七の卅二語に主ノ女此ノ女ニ云ク木幡ニ我ガ居タリシ所ニハ木守ニ雜色一人ヲナム置タル云々木守は今の下屋敷守といふものノ事也枕草子春曙抄廿九トツなどにも見ゆ

(廿二)まささをに光る 俗に眞青色を眞ッサヨといへ



り今昔廿七の卅三語に應天門ノ上ノ層ヲ見上タレバ  
眞サヲニ光ル物有リ云々同卷卅五語に大キヤカナル  
者板敷ニドウト著ヌナリ此ル程ニ眞サヲ光タリ云々  
万葉には人玉ノサヲナル光リとよめり

(廿三) 得タリオ、井ウ、と云詞 今昔廿七の卅五語  
にヒタト抱付テ音ヲ高ク擧テ得タリウ、ト云テ脇ト  
思シキ所ニ刀ヲ櫛口マデ突立テツ云々一本には得タ  
リオ、とあり

(廿四) か、やかしか、やく 耻ぢらひたる顔をか  
やかしくなど物語におほく見ゆ今昔廿七の卅八語  
に女扇ヲ以テ顔ニ指隠シカマヤク云々とありこれ  
も耻かしがる貞をカマヤクといへる也

(廿五) 糸ひさまたれ 今昔廿八の四語に此ノ君達一  
人直キ者モ无ク醉機垂テ編タル人共ノ籬ノ内ヲ臨ク  
時ニ云々散木集十連歌部に太政大臣殿のこのゑの家  
に新院の東宮と申ける時おはしましけるころ大夫公  
實の宿所にてあそばされけるに人々糸ひさまたれて舞  
はるゝを見て参議爲房酒もりのことくらくとも見ゆ  
るかな「彼の大夫のつけよとありければ「たんとこり  
きて舞よるばへば云々」字鏡集四心部に慢サマタレタ

リ云々類聚名義抄法中心部に怵サマタレタリ云々ま  
た慢サマタレタリミダリガハシ云々同卷下西部に醒  
サマタル云々新撰字鏡西部に酩酊惠比佐萬太古留云  
云東海道名所記四ノ十五丁オ七里渡船中の條に乗合の旅人衆  
これにくたひれてあくびをまたれしわがれ聲打あけてふる  
めかしき小歌をうたふもあ  
り詠をうたふ人もあり云々

(廿六) 春日器 今昔廿八の五語に菓子ニハ吉ク臈タ  
ル李ノ紫色ナルヲ大キナル春日器二十許ツ、盛タリ  
云々

(廿七) 物いひにて人笑はする馴者 今昔廿八の五語  
に此ノ爲盛ノ朝臣ハ極タル細工ノ風流有物ノ物云ヒ  
ニテ人咲ハスル馴者ナル翁ニテゾ有ケレバ云々同卷  
六語にも此ノ元輔ハ馴者ノ物可咲ク云テ人咲ハスル  
ヲ役ト爲ル翁ニテナム有ケレバ云々と見ゆ今昔  
廿八  
ノ十三語に物云ヒノ  
翁見タル者カナ云々

(廿八) 木立を古太知と云 今昔廿七の八語に山階寺  
ノ僧仲算ガ云ク哀レ此ノ殿ノ木立ハ異所ニハ不似  
ズカシト云ケルヲ云々

(廿九) 尻を奈良といふオナラアヤマリ 今俗放屁を  
「おなら」といへり「お」もじは女房詞の敬辭也奈良は

鳴の通音也ヒル音によりていへる詞也舊本今昔廿八  
の十語に武員僧正ノ御前ニ喚ニ久ク候ケル間ニ錯テ  
絲高ク鳴シテケリと見ゆ

(卅) 一物入れて一杯入れて一袖入れて 今昔廿八の  
十三語に大キナル壺ノ有ケルニ水ヲ一物入レテ其レ  
ニ延正ヲ入レテ頸許ヲ指出シテ被レ置タリと見えた  
る一物入レテは今世器に物を一杯いれるといふに同  
じ同廿八ノ十七語に平茸を一袖  
に入れて持來たる也けり云々

(卅一) 汁物焼漬附焼煎物 今昔廿八の十七語に平茸  
を汁物ニ爲サセテ弟子ノ僧童子ト三人指合テ吉ク食  
テケリ云々また平茸を焼漬ニシテ持來ヌ云々焼漬は  
今俗付焼といふ是也また同卷十八語に和多利を鍋ニ  
切入ッ煎物ニ艶ス調美シテケリ云々編ラシテ此ノ和  
太利ノ煎物ヲ温メテ汁物ニテ食セタレバ云々

(卅二) 一内ひくひと家 今昔廿八の廿一語に音ハ  
鼻音ニテ高カリケリ物云ヘバ一内響テツ聞エケル云  
云宇治拾遺十丁にひと家なきのゝしる云々  
(卅三) 餘りと云詞 今昔廿八の廿一語に天皇此レヲ  
聞食シ餘リテ云々

(卅四) 舌突 今昔廿八の廿一語にマメヤカニ六借ラ  
セ給ヒケレバ殿上人共皆舌突ヲシテ此レヨリ後ハ不  
ノ咲マシキ由ヲ云契テケリ云々

(卅五) 起請 今昔廿八の廿一語に今ヨリ後永ク此ノ  
青經ト呼ブ事ヲ停止ヌ若シ此ク起請シテ後青經ト呼  
タラム人ニハ酒肴菓子ナド取出サセテ贖セムト云契  
テケリ其後幾程モ无クテ堀川ノ兼通ノ大臣ノ中將ニ  
テ御マシケルガ此ノ起請ヲ急ト忘ニケレバ心无ク此  
ノ人ノ立テ行ク後ヲ見テ彼ノ青經丸ハ何チ行クゾト  
宣ケルヲ殿上人共此レヲ聞テ此ク起請ヲ懷ツル事ハ  
糸便无キ事也云々

(卅六) 押柄おほへいおしから 俗に自慢尊大に構る  
體をオホヘイといへり甲陽軍鑑九下卷卅三丁右におほへ  
いに慮外なる奉公人云々同廿卷四十二丁左に信長返事に  
いかにもおほへいに云々と見ゆこは押柄の字音を誤  
りたる也舊本今昔物語廿八卷三條中納言食ニ水飯ニ語  
に三條ノ中納言ト云ケル人有ケリ名ヲバトゾ云  
ケル三條右大臣ト申ケル人ノ御子也身ノ才賢カリケ  
レバ唐ノ事モ此ノ朝ノ事モ皆吉ク知テ思量リ有リ肝  
太クシテ押柄ニナム有ケルとある押柄は權柄を押張

るよしの字面ときこゆ此アフヘイが轉りてオホヘイ  
とは誤り來れるなるべし宇治拾遺七卷八に三條中納  
言の事をいへるにおしがらと書たるは字によりてあ  
やまり寫せる也

(卅七)押すと云詞ならずと云詞 今俗に物の長さ先  
など切るを押といふも古き詞也今昔廿八の廿三語に  
船鮎ノ大キニ廣ラカナルヲ尾頭許ヲ押テ卅許盛タリ  
と有一本に押を狎に作れりさてはナラシテと訓べし  
さても今俗にいふ詞也隨園字拾遺七

(卅八)書の品格 今昔廿八の廿七語に手ハ何ガ書ク  
トテ書セテ見レバ手ノ書様微妙クハ无ケレドモ筆輕  
クテ目代手ノ程ニテ有リ云々

(卅九)受らるゝ 同語に館ノ人ニモ國ノ人ニモ極ク  
被テ受テ重キ者ニ被テ用テナム有ケル云々

(四十)舞茸 今昔廿八の廿八語に此ノ茸乞テ食ムト  
思テ乞テ食ケル後ヨリ亦木伐人共モ不レ心ズ被テ舞ケ  
リ然レバ尼共モ木伐人共モ互ニ舞ツケテ咲ケリ然  
テ暫ク有ケレバ醉ノ悟タルガ如クシテ道モ不レ思テ  
各返ニケリ其レヨリ後此茸ヲ舞茸ト云也ケリ此レ  
ヲ思フニ極テ怪キ事也近來モ其ノ舞茸有レドモ此レ

ヲ食フ人必ズ不レ舞ズ云々

(四十一)獨立に立て去 今昔廿八の卅語に皆冷シク  
成ヌレバ獨立ニ立テ皆去ヌ云々

(四十二)しぞりしわり 今昔廿八の卅三語に龜  
ノ甲ノ左右ノ鏡ヲ取テ捧レバ龜足手モ甲ノ下ニ引入  
ツ頭ヲモツプト引入ツレバ細キ口許纒ニ甲ノ下ニ見  
ユルヲ此ノ男捧テ幼キ兒共ニシワ、リト云フ事スル  
様ニシテ龜來々々ト河邊ニテ云ツルニハ何ト出不  
坐ザリツルゾ和御許ハ月來戀カリツルニ口吸ハムト  
云テ細ク指出タル龜ノ口ヲ指宛テ纒ニ見ユル龜ノ口  
ヲ吸ハムト爲ル程ニ龜俄ニ頭ヲ急ト指出テ男ノ上下  
ノ唇ヲ深く啗合セツ云々按にシワ、リ一本にはシワ  
ゾリに作れり

(四十三)くもり聲くもりもくもり 今昔廿八の卅  
三語に龜俄ニ頭ヲ急ト指出テ男ノ上下ノ唇ヲ深く啗  
合セツ引放タムト爲レドモ龜ノ上下ノ齒ヲ啗違テ啗  
タレバ彌ヨ啗入りニコソ啗入レ免サムヤハ其ノ時ニ  
男手ヲ披テ含モリ音ニ叫ベトモ可レ爲キ様モ无クテ  
目ヨリ涙ヲ落シテ迷フ云々徒然草五十三段にあしか  
なへをとりて頭にかづきたればつまるやうにするを

鼻をおしひらめてかほをさしいれて舞出たるに満座  
與にいる事かぎりなししはしかなで、後ぬかんとす  
るに大方ぬかれず酒宴ことさめていかいはせんとな  
どひけりとかくすればくびのまはりかけて血たりた  
だ腫にはれみちて息もつまりければ打わらんとすれ  
どたやすくわれずひきてたへがたかりければかな  
はですべきやうなくて三足なる角の上にかたびらを  
打かけて手を引き杖をつかせて京なるくすしのがり  
ゐて行ける道すがら人のあやしみ見ることかぎりな  
し醫師のもとにさしいりてむかひ居たりけんありさ  
まさこそことやうなりけめ物をいふもくもりもりに  
にひきて聞えず云々愚草二卷卅八丁右に「くもり」神代卷  
に溟滓と書不分明ニ義なり云々鐵槌三卷四十の説亦同  
神代紀上卷一丁に「古天地未割 陰陽不分 溟  
池 如三鷄子溟滓而含牙云々神代口訣一左三  
溟滓而含牙者如雲掩將雨陰中之陽發牙也溟空滓  
水盛貌云々神皇正統記上卷に夫天地いまだ分れざりし  
時溟池として圓れると雞子のごとくくもりもりて牙を  
ふくめりき云々按に潜確類書一左一玄象部形氣の條に  
徐整曆紀未レ有天地之時混沌如三鷄子溟滓始芽鴻濛

滋明注に混沌陰陽未分之象溟滓自然之氣鴻濛廣大  
之氣云々また帝系譜天地初起溟鴻濛云々と見えて  
溟滓而含牙は自然に物の芽を含たるよし也ク、モ  
リテと訓るはク、ミテを延たる詞也さればク、モ  
リゴエはク、ミ聲の延語也字鏡集五夕部に「施於切反  
瀛同ク、モル云々類聚名義抄下夕部に施ク、モル  
云々此施字をク、モルと訓るも施也與レ没同など  
ありて没はかくるゝ心なれば含と同義也フクムは古  
くは不々牟といひや、後には久々牟といへり拾遺集  
七卷物名にきさの木輔相「いかり猪の石をくみみて嚼  
こしはきさのきにごそおとらさりけれ」物語書にく  
くむく、めく、みかいく、むおしく、みふみく、み  
ぬひく、みなどいとおほければ枚舉に違なし

(四十四)片白たる者片田舎者 今昔廿八の卅三語に  
郎等ノ片白タル有ケリ云々此片は片田舎などの片に  
て白は癡也

(四十五)根拔 をこづると云詞は俗にだますと云  
におなじ今昔廿八の卅五語に錐ノ崎ノ様ナル龜ノ齒  
共啗ヒ被レ遠ニケレバ其レヲ和ヲ搆テ根拔キニ抜ク  
時ニ上下ノ唇ヨリ黒血走ル事無限シ云々

(四十六) 樽冠結鞍 今昔廿八の卅五語に右ノ方屋ヨリ打出タル者有リ見レバ老法師ノ極氣ナルニタル冠ヲセサセテ狗ノ耳垂タル様ナル老懸ヲサセテ右ノ競馬ノ裝束ノ舊ク弊キヲセサセテ枯鮭ヲ太刀ニ帶ケテ裝束ヲ片囁ニ下腰ニセサセテ袴ハ踏合セテ袖裕モ猿樂ノ様ナルヲ女牛ニ結鞍ト云物ヲ置テ其レニ乗セテ出シタリ云々

(四十七) 待叫び 舊本今昔廿八の卅八語ニ遙ノ底ニ叫ブ音聲ニ聞ユ守ノ殿ハ御マシケリト云テ待叫ヲ爲ルニ守ノ叫テ物云フ音遙ニ遠ク聞ユレバ云々待叫とは遠にて叫て物いふを此方につけて對て叫ぶをいふ也

(四十八) ぞめきて落る 今昔廿八の卅八語に馬ハ疾ク底ニ落入ツルニ我レハ送レテゾメキ落行ツル程ニ木ノ枝ノ滋ク指合タル上ニ不意ニ落懸リツレバ其ノ木ノ枝ヲ捕ヘテ下ツルニ云々按にそよめくさいめくなどいふ詞物におほく見ゆ類聚名義抄七門部に闕ンメクと訓めり毛詩にはセメグと訓たる字也又俚の字人闕の字部をソメクともセメグともよめり

(四十九) ころんでもたいは起ぬ倒るゝ所に土を掴ニ寄セテ本ノ杖目打ケレバ云々

(五十三) 血みどろ 血ミドロと云詞ものにおほく見ゆ字は血肉と書たり今昔廿九の三語に杖目ニ隨テ血走り肉亂ケルヲ八十度打テケリとあるに据れば血亂の義也爾書 今昔卅ノ五語に爾書ニハ廻ト云フ物食付テ血肉也云々

(五十四) 從者又從者 從者女從者 今昔廿九の三語に若干ノ賊從者共ヲ引具シテ云々

(五十五) 放免 今昔廿九の六語に獄ノ邊ニ住ム放免共數相ヒ議シテ強盜ニテ 〔 〕ガ家ニ入ラムト思ケルニ其ノ家ノ有様ヲ委モ不知ザリケレバ云々其宿直人ノ男ヲ放免ノ家ニ謀寄セテ物吉シテ食ハセ酒ナド吞セテ語ヒケル様云々

(五十六) 奴玉を抱て罪あり下人に金銀財寶の在所見すまじき事 舊本今昔廿九の七語に人ノ家ニハ物共取リ披テ由无カラン人ナドニハ不見マシキ也此ル心猿ス者ノ有ル也從者トモ可レ免キ者ニ非ズ況ヤ疎カランモノ、然ル心有ラムハ必ズ可レ疑コト也トナム云々

(五十七) 阿字丸 其名をいはずして小兒などさして

め 俗語に轉でもたひ起ぬといへり今昔廿八の卅八語に受領ハ倒ル所ニ土ヲ蹴メト云云へと見ゆ

(五十) 取替の烏帽子 舊烏帽子寺冠社冠 今昔廿八の四十三語に字ヲバ内藤トゾ云ヒケル其レガ其家ニテ夜ル寢タリケル程ニ烏帽子ヲ鼠ノ咋テ持行テ散々ニ咋ヒ損ジタリケレバ取替ノ烏帽子モ无クテ烏帽子モ不レ爲テ宿直靈屋ニ袖ヲ被テ籠居タリケレバ主ノ大納言此ヲ聞給ヒテ糸惜キ事カナトテ我が烏帽子ヲ此レ取セヨトテ給ハセタリケレバ内藤其ノ烏帽子ヲ給ハリテ其レヲシテ靈屋ヨリ出テ異侍共ニ向テ云ケル様主達ヨ此レ見ヨ寺冠社冠ノ得テセムヤハ一ノ大納言ノ御舊烏帽子ヲコソハ給ハリテセメトテ頸ヲ持立テシタリ顔ニ袖ヲ打合セテ居タリケルヲ見テ人皆ナ睨ヒケリ云々

(五十一) 無き力を出し無き手を出し 源氏帚木になき手を出してと有今昔廿八の四十一語ニ蟻蝮ノ盗人ノ奴ハ強キゾカシト云テ无キ力ヲ發テ無下ニ踏入ルとあり

(五十二) おろと云詞 今昔廿九廿三語に三日計ヲ隔テ杖目オロ愈ル程ニ前ノ所ニ將行テ亦同ジ様ニ幡物云詞に阿字丸といへり阿は和とも通ひて和主和御許和先生和僧和御料和殿和君などいへる發語ながら尊親の意の詞也今昔廿九の十一語に上ニ仕ヒケル女ノ云ク晝見候ツレバ阿字丸コソ御厨子ヲ聞テ瓜一ツヲ取リ出テ食ツレ云々

(五十八) 三ツ兒の魂百まで 舊本今昔廿九十一語に父其ノ瓜取タル兒ヲ永ク不孝シテ此ノ人々ノ判ヲ取ル也ケリ云々犯シ隠レ无カリケレバ獄ニ被レ禁ニケリ但シ祖ハ更ニ事无クテ止ニケリ云々

(五十九) 勘當の在地判 親が子を不孝するをり在地判として郷内の人の判を取て證文とする事有これを在地判といふ今昔廿九の十一語に見ゆ

(六十) 立 今昔廿九の十二語に大路中ヨリ亦人ノ足音シテ過ケルヲ此ノ本ヨリ槍垣邊ニ立ケル者 吹ヲシケレバ大路中ヨリ行ク者立留リテ忍音ニ何主ノ坐スルカト云フ然也ト答レバ寄來ヌナリ云々同廿九廿に盗人入立テ云々

(六十一) 和といふ發語 舊本今昔廿九ノ十七語に和院ハ息ミテ居タレト云ヘバ云々宇治拾遺十<sup>三</sup><sub>三</sub>わおのれ云々又廿<sup>二</sup>わ僧云々

(六十二) 手矢に持 今昔廿九の廿三語に本ノ男此レヲ聞クニ現ニト思フニ合セテ吉キ太刀ヲ弊キ弓ニ替ツルガ喜サニ云マ、ニ箭ニ筋ヲ抜テ取セツ然レバ弓持テ箭ニ筋ヲ手箭ニ持テ後リニ立テ行ク本ノ男ハ竹蠶籜ノ限ヲ擡負テ太刀引帶テヅ行ケル云々

(六十三) 限りと云詞 ばかりと云べき所を限りといへると古言に多し太刀許を帶てといふべきを太刀の限りを帶てなどいふ類也今昔物語中に殊におほかり

(六十四) 晝辨當を晝養といふ 今俗晝の辨當といふは古く晝養といへり今昔廿九の廿三語に晝ノ養セムトテ藪ノ中ニ入ルヲ人近ニハ見苦シ今少シ入テコソト云ケレバ深ク入ニケリ

(六十五) 強盜を造て射殺さん 今昔廿九の廿五語に今日京へ上セムニ行會テ射殺セト云ケレバ左衛門ノ尉系安キコトニ候フ罷上ラムヲ山ニ罷會テ強盜ヲ造テ射殺シ候ヒナム云々

(六十六) 永言 今昔廿九の廿六語に郎等此クテ可有事に非子バ永事ナ不云ソト云テ引持行ヌ云々  
(六十七) 片手にも足らぬ井後言 俗に片手にもたらぬといへり舊本今昔廿九の卅語に萬の事大紀ニガ片爪ニモ不レ當マツカリケレドモ護タリケル程ニ此ク云フ甲斐无ク只一刀ニ後言ヲダニ不レ爲テ被ニ突懸ニヌルハ云々

(六十八) フツリと切 今昔廿九の卅三語に鷲が蛇にまかれたるをりの事をいひて颯タリツル所ヲ持上テフツリト昨切ツ云々古事記フツノミタマの條に引合て考べし

(六十九) 我に増たらん物を 傾犯さんカヲケオカとすれば必敗す 今昔廿九の卅三語に我ニ増タラム物ヲ傾ケ犯サムト思ハン心ハ努々可レ止シ此ク返テ我が命ヲ失フ有ル也と見ゆ

(七十) めし 源氏物語蜻蛉幻寄生などにめしといふ詞見ゆ女らしきといふ心也今昔廿九の卅五語に一人ノ女此ノ猿ヲ打懲サムトテ大キナル石ヲ取テ討ムト爲ルヲ今一人ノ子負タリツル女々シキ態爲ル御許カナ糸惜氣ニト云テ討ムト爲ル石ヲ奪ヘバ云云是ハ女たらをするといふよしを女々しき態といへりと聞ゆ

(七十一) 近江ドロバウ伊勢コジキ 俗諺に近江ドロ

パウ伊勢コジキといへり今昔廿九卅六語に伊勢ノ國ハ極キ父母ガ物ヲ奪取リ親キ疎キヲモ不云ズ貴キ賤キモ不簡ズ互ニ隙ヲ量テ魂ヲ暗マシテ弱キ者ノ持タル物ヲバ不憚ズ奪取テ己ガ貯ト爲ル所也云々かくては伊勢ヌスビトと云べし關東にては盗人をドロバウといひ放蕩者をドウラクモノといへり京邊にては放蕩者をドロバウといひて盗人の事にはいはず近江ドロバウ伊勢コジキは上方人のいひ出し語歟坂東人のいひ出たる歟出所によりて其意別なるべし  
 (七十二)ブンといふこゑになく虫 蜂あぶ蠅などの類の鳴聲を俗にブンといへり今昔廿九ノ卅七語に大キナル蜂一ツ飛來テ御堂ノ檐ニブメキ行クと見えたるブメキはブン／＼となくゆるにかう書る也蜂の吳音ブにてブンと云もおなじ鬻字拾遺  
 (七十三)がさと云詞 今昔廿九の四十語に愕テカサト起テ見レバ云々今俗ガツサリ又ガツタリなどいふ是也  
 (七十四)畜生人と遊合して姪を受れば死す 今昔廿九ノ四十語に畜生ハ人ノ姪ヲ受ケツレバ否不堪テ死スト云フハ實也ケリ云々

(七十五)フクサを薄物といふ 今世のフクサを古は薄物といへり風呂敷なども薄物といふべし今昔卅卷の一語に香染ノ薄物ニ篋ヲ畏テと有  
 (七十六)ひちくると云詞 今昔卅の一語に今一ツノ物ハ野老合セ薫ヲ纂ヒヒヂクリテ大キナル筆ノ欄ニ入レテ其ヨリ出サセタル也ケリ云々按に纂ヒヒヂクリとは造りからくるなど云心の詞と聞ゆ  
 (七十七)下衆は口さがなし 今昔卅の六語に下衆ノ云フ甲斐无キ事ハ乳母ノ教シ事ヲモ不信ズシテ努勞散サセ不給マジクハ申シ侍ナム若シ聞エヤセムズラムト思ヘバ也ト云ヘバ万ニ誓言ヲ立テ不レ散ヌ由ヲ云フ其ノ時ニ女實ニハ然々ノ人ノ御子也ト云ヘバ云々  
 (七十八)疊の浦 疊の浦とは大和國城下と云所を然いふよし今昔卅の六語に見ゆ連歌に「舟虫は疊の浦をわたりけり」  
 (七十九)おいおい／＼など云詞 今昔卅の九語に媿母オイ／＼ト叫ト男答ヘモ不爲テ逃テ家ニ返ヌ云々宇治拾遺八卷十七におい／＼いみじうたふととして云々榮花月の宴五十六におい／＼さなり／＼といた

まふ云々枕草子七十三におい此君にこそといひたるをきよて云々源氏玉かづら十三においさり〜とうなづきて云々

(八十)君達受領 君達受領とは君達にて受領になり下れる人をいふ今昔卅の十一語に人品不賤君達受領ノ年若キ有ケリ云々

(八十一)紫の朱を奪ふ 通雅卅七卷衣服緑色部に淳熙中北方染紫極鮮明中國亦效之目爲北紫蓋不先青而改緋爲脚用紫草少試可奪朱云々古之朱赤汁染之紫與朱實相近今之淺紫是矣其紫近緋謂之北紫云々

(八十二)息をなめる 世鏡抄序一丁に我神明のいきをなめて異國のためにはづかしめらるべからず云云

(八十三)狐は鼠の油揚を好 世鏡抄二丁にまことに焼鼠につける狐のごとくをどりあがりはしりつゝ色をかへ品をかへて馳走也云々

(八十四)すり切るといふ詞 世鏡抄四丁に彼近江の國主は分限より軍士あまた扶持して勝手大きにすりきりにて候が此比年來の武功にて伊賀國を加領した

まへり云々又廿六人の用ぬすりきりに成給ひし事よとあはれにおぼえて云々

(八十五)後礫の悪口 同書廿八に事の外に後つぶての悪口し云々

(八十六)花草の流行 百椿集に椿流行の事有世鏡抄卅四に菖蒲花の流行あり余がきゝたもてるに万兩立花茶蘭の流行せしは三四十の昔なりき十年前ばかり朝貞二三年前に松葉蘭今茲天保十一年に去年よりおもと流行せりこれは草花妖ともいひつべくや

(八十七)傀儡子人形仕 人形仕を傀儡子といふは大江山房卿の傀儡子記に或双劍弄三七九或舞木人開挑梗能生三人之態とある木人は則人形也

(八十八)数奇サケナシ 色葉字類抄八卷左部疊字門に数奇サケナシと見ゆ此訓いとめづらし可考

(八十九)象眼推朱欺識 類聚名物考調度部十一に鞍耕鉄三丁ヲを引て相嵌の字を當たりまた推朱は別紅かけひなたは欺識などの事をいへり

(九十)入目火桶すびつ入眼 入目の事畷耕鉄三を引て類聚名物考調度部十一にいへり火桶の事すびつ

の事も見ゆ又入眼と云は入目とは別也下學集下八丁態藝門に入眼日本世俗成就之義也云々入眼は開眼といふも同じ

(九十一)御當家と云事 足利家を當家と云事三議一統叙一丁に見ゆ

(九十二)椀の蓋 椀類の蓋を加左といひ中加左末の加左などいふゆり今川大双紙下卷四十五食物之式法の事條にはうはんといふは三ぼうせんをまねたり是は飯を半分に盛也さて又さいはいくつも又こもいくつもして重てかさをしてかき分てくふ也と見ゆ

(九十三)三光石三尊石 庭相に三光石あり日月星辰にかたどりて真圓の石を三星のやうにならべて居る也今川大双紙下卷四十六歌道之事條に坪に歌をよむには短冊を三尊石の前に置也と有こは法報應の三尊にかたどりていふ歟彌陀勢至觀音の三尊によりていふ歟坪とは庭をいふべければ三光石の類といふべし

(九十四)袋 袋と云詞はフクラカなるよしにて必布革などにて作れる物の名にはあらず絁袋は絁巻にて

後三年繪など古畫卷にその圖見ゆ類聚雜要抄四に見えたる尺袋はものさしの筥也魚袋も筥に鮫の皮を張て金銀の魚を付たる物也家の遺戸の戸袋も布革にて裂れる物にはあらず

(九十五)弓杖弓丈 弓杖を打と云は弓にて間敷を量事也新撰六帖五丁光俊歌に「弓たけの数もおよはぬ山中にはる〜ひとり妹こひめやも」夫木抄二にも載たりゆみだけは弓杖の事也愚得隨筆附考下に見ゆ

(九十六)奉射步射祭 奉射は神事の大的也步射は騎射に對して常に大的射るをいふ愚得隨筆附考下に委し和名抄四丁には加知由美と訓めり

(九十七)矢入矢合鐵炮せり合 愚得隨筆附考下卷に矢入矢合鐵炮せり合の事有可脱

(九十八)笠印 兜に附る印を笠標といふはかざしゑるしなるべしと同書下にいへり又袖に付る符をも笠

標といふよし見ゆ

(九十九)保呂の禮馬上の禮 保呂にて禮する時は左手を解く馬上の禮は右の鏡を蹴放す也愚得隨筆附考下母衣禮法の條に見ゆ

(百)御幸鞍水干鞍 御幸鞍水干鞍の事愚得隨筆附考下にいへり又鏡鞍も見ゆ

(百一)由木といふ物 馬鞍に由木と云物有鞍負は馬の腹帯の事也といふ愚得隨筆附考下に見ゆ同卷鞍橋の條にも見えたり武藏抽木郷は由木を作り出せる故の名歟頭鬘武藏に抽木の郷あり

(百二)打物 愚得隨筆下鞍文の條に唐鞍に金銀にて紋を作て打付ル也是を打物といふ

(百三)さすが鏡靴ビジョガチ力金 武藏鏡さすがに掛けて頼むにはとよめる「さすが」は和名抄十五丁鞍馬具部の鏡靴美豆乎といふもの也後に美豆乎を誤てビジョガチといへり又さすがといふはさすがねの略にて逆靴にさすがねのよしにて後の稱呼也愚得隨筆いふ逆靴にさすがねのよしにて後の稱呼也愚得隨筆附考下に委頭鬘参考保元物語二ノ四十八丁オに鏡ノミツナガチテ大地ニ立云々

(百四)馬印本印オロシ印 馬に焼印するをば馬のかねといへり本印といふ令式に見えし官印下印といふは牧印といふは誤にて本印は牧々に定たる焼印なるべしオロシ印は馬をおろしたる所の牧の名をいふよし愚得隨筆附考下に委し

(百五)馬に某立といふ事 馬を呼に七戸立彦間立などいふ立は體の略にてアノ體コノ體などいふ體などいふ體也自ら生長の義にも叶へり愚得隨筆附考下巻を考べし

(百六)猫間扇 扇に猫間といふは猫目扇にて猫の目のごとくさま／＼に形をかふるゆるの名と愚得隨筆附考下にいへり

(百七)猪の目 猪の目やすりといふは「いろは」の「い」の字也目とは穴の事也愚得隨筆附考下

(百八)沓の子を打たる如し 太平記六卷八卷 十四卷などに沓の子を打たる如く立並ぶよし見ゆ愚得隨筆附考下巻を考べし

(百九)藪子履 枕草紙にけいしぐつあり愚得隨筆附考下に説あり漆塗の足駄にやといへり未うけがたし

(百十)重藤の弓 重藤の弓の事愚得隨筆附考下巻幕の條を考べし頭鬘類聚名物考

(百十一)見せ衣 水戸御屋形の御立關に見せぎぬを掛たまへり今川大双紙群書類従水上 衣類に付て式法の事條に御輿又は座敷などに見せ絹をかくる事さる物の面の方を籠へ付べし袖の裏を面へ出すべし又つまを出すべき也と見ゆこれより移れる御例式なるべし

頭鬘貞丈雜記七ノ廿二 丁ウ同卅三丁オ

(百十二)湯帷子を振ふ 同書五十同條に湯あぶる時ゆかたびらを出す事はいかにも打振て出す也ふるはぬ時は一大事の時に限る也ふるひて著せ申也云々荀子に始浴者振衣といへるは同日の談也

(百十三)酒をうくる事蓋を下るには酒を盛ぬ事 今川大双紙下卷卅 一丁ウ酒に付て式法の事の條に兒女房男の酒うくる事兒女房は下へさげべし男は杯をあげべし是は酌取は蓋さぐるにおしてもらぬ事也出家も侍もおしてもある事ひききよう也云々

(百十四)二本立三本立本飯小付強御物黒御物姫の御飯 今川大双紙下卷 四十一丁オにしきの御飯の事は宗徒

の大しんの御もてなしと云事有其時すべき事也夫を只の祝言の時略義に少しもる也二本立三本立といふも飯を二様に參らするを云也一番にはん飯也是はくろ物としてこはき飯を盛て紙をたゝみて帯にする也其帯をば片むすびにして主人の御前の方を結めをする也それに御具足を二十盛也次には二本立是もこはき飯を常のごとくに盛て御具足をば色々に盛也此外に御こづけとてかきわけて其に汁をかけて參らする也御飯には三本ながら御汁の進膳もあれども汁に付てまゐるにはこづけの御めしに何れの汁にてもきこしめし度をとりにきこしめすべし三本立は姫の飯に計御手をかくる也こは御物黒御物と云はうをば只まゐらせ置までの事也今時分はかやうの御物をきこしめすやうしりたる人少き故かひめの御物といふは常の飯の事也云々

(百十五)飯のさいはさひと書べしおめぐりおまはり酢さひ 今川大双紙下卷四十 三丁ウ食物之式法の事條に羹に酢さひくひ喰合する事膳義には里の物大根などをすべし其故は甕の字をば「かめ」とよむ「かめ」は海河の物也海岡とくひ合する也羊羹などには海草を喰合す

る。是は山海と喰也。臙膈は臙の腹わたをまねたり。是は山里の物を酢さひにくふべき也。云々又丁右。人前にてさひ喰事「さひ」をば海野里と如斯次第をして喰也。云々按に「さひ」はもと飯の副物也。されば副なるを誤て菜と心得假名をも書誤れる也。されば「すさい」は酢にて製したる副物の義にて酢副也。會比をも訛て佐比といへるは通音なれば苦からず。爾言。宇治殿高野詣記。御膳井膳上達部已下。御膳守常信朝臣。御飯。○太平記廿三卷。土岐頼遠參合御幸。致狼籍。事條に頼遠謀反。モ不三事行。角テハ如何ト思案。潜ニ都ヘ上リ夢窓國師ヲゾ憑ケル夢窓ハ此比天下ノ大善知識ニテ公家武家崇敬類無リシカバサリ共ト被憑仰シカ共左兵衛督是程ノ大逆ヲ緩ク閣カバ向後ノ積習タルベシ而レ共御口入回ニ點止ニケレバ無力其身ヲ被誅テ子孫ノ安堵ヲ可シ全ト返事被申頼遠ヲバ侍所細川陸奥守顯氏ニ被渡テ六條河原ニテ終ニ被刎首ケリ其弟ニ周濟房トテ有ヲモ既ニ可被切ト評定有ケルガ其時ノ人数ニテハ無リケル由證據分明也ケレバ死刑ノ罪ヲ免テ臙テ本國ヘゾ下リケル夢窓和尚ノ武家ニ出テサリトモト口入シ給シ事不叶シヲ嘲ル者ヤ仕タ

リケン狂歌ヲ一首天龍寺ノ脇壁ノ上ニツ書タリケル「イシカリシトキハムサウニ食ハレテスサイ計ソサラニ殘レル」按此狂歌の意イシカリシは善かりしと甘かりしとをよせたる也。卅五卷南方蜂起條に「イシカリシ源氏ノ日記失ヒテ伊勢物語セヌ人モナシ」とあるもよかりしと云義也。時に土岐をよすムサウは俗言にムシヤウヤタラなどいへるに同く無上也節用集無部言辭門に無上ムシヤウと有るに無窓和尚の名をよせたり。スサイは酢菜也。節用集寸部食服門に菹ス、ボリ酢菜也と見ゆ。それに周濟房をよせたる也。サラニは更に也。それに皿に残れるとよせたり。これ酢副なれど此比は酢菜と誤たりと見ゆ。爾言。大辨子五十五丁。○海人藻芥下卷内裏仙洞將軍家などに食物の異名を付て召さるゝ事をいへる條に飯ヲバ供御御酒ハ九献餅ハ「カチン」味噌ヲバ「ムシ」鹽ハ「シロモ」豆腐ハ「カベ」素麴ハ「ホソモノ」葱ハ「ウツホ」御菜ヲバ「オメグリ」ト云常ニ「オマハリ」ト云ハワロシ云々

(百十六) 聖人に友なし 菅家文章二卷八丁有所所思 詩に世多小人少君子云々

(百十七) 温石焼石 菅家後草 十八 夜雨時に煩懣結胸腸一起飲茶一椀飲了未消磨燒石温石温石胃管此治遂無驗強傾酒半盞云々 ○字鏡集二卷石部に砒ヤキイシ云々 また砒同ヤキイシ云々 ○類聚名義抄法中石部に砒同ヤキイシ云々 ○以呂波字類抄也部雜物門に砒同ヤキイシ云々 ○參天台五臺山記卷五 熙寧五年十二月二日條に雁門縣監酒王上官雁門令黃炎送石提子一口燒石一顆云々 ○明月記建久九年三月廿一日條に自今朝腰俄痛退出以後宛燒石彌以増云々 廿三日條に腰同事也昨夕止燒石一團梨云脚氣之腰燒石必成増仍止之云々 同正治元年十二月八日條に入夜參大炊殿云々 被宛燒石之間火ノクレ出來之云々 ○平戸記仁治三年十月六日條に早旦或者來告云佐渡院去月十二日崩逝云々 存命太無益之由有叙慮云燒燒石一偷令宛御蚊觸之上給人不知之歎二箇日如此之間小物御増次第御身體庭弱令成給云云 ○落久保物語二上卷右丁に御燒石あてさせ給はんやと聞ゆればよかなりとのたまへばあこぎ典藥にぬしをこそ今は頼みきこえめ御やさいしもとめて奉

り給へ皆人もしづまりてあこぎがいはんによもとらせじ是にてこそ心ざしのありなし見えはし給はめといへば典藥打わらひてさななり殘りの齡少くとも一すぢに頼み給はいつかふまつらんいは山をともし思へばましてや燒石はいとやすく思ひにさし燒てんといへばおなじくはとくとせめられていにけるさは入たるやうなれどいとやすし心ざし情を見えんとて石もどめんとて立ぬ云々 たれもく泣ほどに翁燒石つゝみもて來たるをわびて手づからとるこゝちおそろしうわびしくおぼゆ云々 ○大鏡二卷十基經公傳に冬はもちひのいとおほきなるをぞひとつちひさきをばニツやきて燒石のやうに御身にあてゝもちたまへりけるが云々 ○十訓抄九丁左に御風の氣の煩はしきほどにて御やき石などまゐらすとて云々 ○閑居友三丁右建禮門院の御いほりにしのびの御幸の事條にいまはとて海にいりなんとせし時は燒石硯などふところにいれてしづめにして云々 ○源平盛衰記四十三卷丁左占海鹿一條に女院ハ後レ奉ラジト御燒石ト御硯ノ箱トヲ左右ノ御袂ニ宿シ入御身ヲ重クシテツッキテ海ニ入ラセ給ケルヲ云々 ○平家物語十一



卷廿九能登殿最後の條に女院ハ此有様ヲ見參ラセ給テ今ハ角トヤ思召レケン御祝御燒石左右ノ御懷ニ入テ海ニ入ラセ給フヲ云々 ○長門本平家物語十八卷先帝二位殿入海給事條に女院是を御らんじて御燒石すゞり箱左右の御袖に入させおはしまして一所にぞ入らせ給ひける云々 ○本院侍從家集詳書類從二百七に男にやりとをいささかあげて物いひけるにひとともつゝましようおぼえてむねいだし燒石あてんといひて入にければ男わびていにけり云々 ○大和本草三卷廿四金玉土石部に溫石山東通志曰出掖縣色兼青白潤膩如玉味甘無毒可備藥物日本ニ溫石ト云物アリ白クシテ少青シヤハラカナリ是山東通志ニシルセル中華ノ溫石ト同物ナルベシ冬ハ弓ノ弦折レ易シ溫石ノ末ヲ指ニツケ弦ヲシゴクニ柔韌ナル事夏月ノ如シ是溫石ノ性熱ナル事可知他石ノ末ヲ用レバ不然溫石燒テ鹽水ヲソ、ギ布ニ包ミ痛處ヲ熨スニ尤ヨシ又腹中積滯ヲ散ズ燒テ溫熱ヲトランタメニハ他ノ堅石モ可也サレドモ古碑ヲヤク事アリ是亦草綱目ニ溫石ヲノセズ然ドモ古碑ヲヤク事アリ是亦溫石ナリ證類本草云久患下部冷久痢腸傷下白膿

燒磚并溫石一熨及坐之並遊但取堅石一燒暖用之非別有溫石也今按諸本草ニ日本所産ノ溫石ヲ不載云々  
(百十八) 檜弓天 檜弓梓 檜弓拓 檜弓白 檜弓奈 檜弓平 題箭 檜弓矢 小弓 雀弓 楊弓 矢的 檜弓伏 竹弓 塗 弓 矢形 弓 桃 弓 蓬 矢 石 弓 角 弓 またきの 矢立 鈴のいたづき 萬葉集七卷廿二寄 弓 歌に「南淵之細川山立 檜弓東 級 人 二 不 所 知」按に檜は和名抄廿卷に檀唐韻云檀音彈木名也和名方由三云々と見え仁德紀三丁荒道太子歌に「于泥能和多利理和多利理多氏屢阿豆 瑤由瀨摩由瀨伊積羅牟苦虛々呂破望開耐」とあるも宇治の渡堤に立在梓や檀といひて弓の事にいひなし給へる也万葉集二卷廿七左 廿八の 檀崗も大和高市郡にありて檀木おほかりしより地名に負りと見ゆ此歌も大和十市郡南淵の細川山に生立る檀を女に譬へそれを弓に造り弓束を纏て我物にして取持るまでは人に知られじと口かためたるよし也弓束は和名抄十三卷征に釋名云弓末曰ノ 彌音彌和名 中央曰ノ 附音彌和名 賦具部ユシカとある附也然て檀木は檜に似て其質ねばく折がたし

葉はカンボクとして齒磨揚枝に造る木の葉に近し小き赤實ふさなりて梅モドキのさまに見ゆ其味甘酸にて武藏相模にては「ヨソバ」とも「ヨソバメ」ともよび小兒好てとり噉物也これに二種あり一種は「マユミ」と呼びて長三四尺に過す一種は「ヨソバメ」とて長一丈二丈にも及び弓材に最良木也蝦夷人が「オッコ」とて弓矢に作れるもの「ヨソバメ」に似たる性の木也「マユミ」と「ヨソバメ」とは松の女松男松などいふべきさまにて同性の木の小異なる也大和本草十二には「マユミ」は葉橋に似て四時潤すといへりさる木余未見ゆ論ずる事あたはず檀紙は此木皮にて製といへるはひがと也檀紙は杜仲もて製れる紙也檀と名づけしよしは弓材の良木なれば眞弓といひ眞は宇万の義にて弓をはめて美弓といへるにおこれる也神代の天之波十弓も彈弓にて彈丁る物なれば波十弓といへる也書紀に檜弓と書れしは其材に檜を用るゆゑの義譯にて檜の質はたねばく強く檀に似たれば上古檜もて弓は作れりと見ゆ法隆寺寶物の聖德太子の御弓大安寺交割物の神功皇后の御弓などいふものはいづれも丸木弓なれば檜梓などもて作れりしにや本

朝軍器考四卷十同圖說上卷十にいひたれば考べし古事記傳十三卷卅に波士弓は黃盧もて造れる弓のよしいへれど神代質朴の製作に纏塗などする事あるべくもあらねば人の代になりて梓弓楓弓の類竹木を合せて纏塗れる製作もおこりしなるべしされど丹塗の矢など神代にもたえて聞えざるにはあらず ○日本紀仁德紀十一卷に於て是は大山守皇子墮河而沒云々時太子視其屍一歌之曰智破椰臂等子泥能和多利理和多利理多氏屢阿豆瑤由瀨摩由瀨伊積羅牟苦虛々呂破望開耐伊斗羅牟苦虛々呂破望開耐伊斗羅牟苦虛々呂破望開耐須惠弊破伊暮鳥於望比泥伊羅那鷄區會虛珥於望比伽那志鷄區虛珥於望比伊積羅牟苦虛々呂破望開耐由瀨按に宇治稚郎子の御歌也歌意は大山守皇子は朝廷傾んとし給ふ罪あれば射殺んとはおもほし、かども其父の君應神天皇をおもひ出又は妹の皇女等の御心をもくみおぼしめして射殺給はざるよし也この梓弓檜弓は竹を合せて纏たる弓なるべし伏竹の塗弓も續日本紀延喜式などに見えて人の代となりてはもはら用ひし也神代にも丹塗の矢あれば塗弓なし

とも定むべからず古事談四卷宇治拾遺四卷十八に檀弓の墨塗あり○万葉集二卷十一久米禪師歌に「水鷲刈信濃乃真弓吾引者宇真人佐備而不言常將言可聞」按此次に石川郎女が真弓の歌また郎女と禪師が梓弓の歌あり集中真弓の歌おほかれどもと美弓とはめたるより檀木の弓が神代よりの尤物なれば竹と檀と合せ細塗たる弓を真弓とはいへる也梓弓規弓いづれも竹を合せたる弓也然て信濃より製出すを信濃の真弓陸奥の吾田多良より製出すをあたゝら真弓同國の安達より出すを安達の真弓などいへりと知べし○神樂歌弓本歌に「由美止伊倍波志奈々支毛乃遠安川佐由美萬山美川支由美志奈毛々止女須」按歌意は弓といへば總て同事なれば梓弓檀弓規弓など品品求めよし也伊勢物語にこれを本歌にて梓弓まゆみつぎ弓年をへてわがせしがごとうるはしみせよとよめり然て此歌は梓檀規とも竹を合せ纏たる弓をいへり梓は仁徳紀の歌に見え万葉集延喜式など所見枚擧に違なしもとアカメガシハと云木にて性強く丸木弓に作りて用べき材也紀伊國にてあかめがしは

を鎗の柄にせしを梓の鎗と號て珍重せりあかめがしはの事は本草啓蒙木類部梓の條に論じて楸とは同からず規弓は和名抄木部規唐韻云規音規木名堪作弓也和名豆木乃木と見えて塗弓に用る良材也また柘弓あり延喜臨時祭式兵庫式などに梓弓規弓柘弓檀弓あり柘は山桑といへるものにてこれはた伏竹弓に用べし○万葉集三卷廿二間人宿禰大浦初月歌に「天原振離見者白真弓張而懸有夜路者將吉」同九卷廿五「見菟原處女慕長歌に「燒太刀乃手願押禰利白檀弓朝取負而」云々同十卷十六寄雲歌に「白檀弓今春山爾去雲之遊哉將別戀敷物乎」同十一卷九寄物陳思歌に「白檀石邊山常石有命哉戀乍居」同十二卷廿八寄物陳思歌に「白檀妻太乃細江之背鳥乃妹爾戀哉寢宿金鶴」按にしらま弓とよめる歌後にもいとおほかれとさばかりは引出す白はほめていふ語にて真にかよへり續日本紀廿八卷廿延曆四年五月丁酉詔に自今以後宜並改避於是改姓白髮部爲眞髮部云々こは先帝光仁天皇の御諱を白壁と申奉れるゆゑ也常陸國眞壁郡眞壁郷攝津國島上郡眞上

美郷など皆白壁といひたるを御諱を避て改し也万葉集七卷十七に白栲爾丹保布信土といへるは白栲の如く白色にはへる白土を信土といへる也白檀は眞檀の義白菅は眞菅白雪は眞雪にて何れもほめて眞とも美ともいへるを志良に通はしなりされば白檀弓は眞檀弓にてはめたる稱即伏竹の檀弓の事と知べし○万葉集三卷廿七詠不盡山長歌に奈麻余美乃甲斐乃國云々冠辭考七卷左に「こは生弓の返るといふをかひにいひかけたるなるべし」加倍利の倍利を返せば斐也周禮に弓の幹角を「熟於火」膠法を擧て然則居卑亦不動居濕亦不動苟有賤工一必因角幹之濕以爲之柔善者在外動者在內雖善於外必動於内といへりされど皇朝の古き弓はたゞ木のまゝに作りて膠して竹を合せなどする事はなかりき云々さてその木のかぎりなる弓もまだなまなる新弓は動き反りけんかし又續日本紀にも式にも甲斐信濃よりおほく弓を「獻る事見えて集中に信濃の眞弓ともよみたれば甲斐にも冠らずべき事と思ふ人もあれどそは云々につ物もてその所に冠らす」と思へるは誤り也弓に起伏てふ詞あるは古へ弓射

にはたてりくもくやりくもなど古事記によめる如く弓明をふせもおこしもするをいふなり貫之の「手もふれて月日へにけり白ま弓おきふし夜はいこそねられね」とよめるもその弓をおこしふするをことはとせしことは此同じ時なる式の御弓の注文にてもしらる後の弓の如く竹のふしおきする事と思ふはたがへり或人貫之の歌によりて「いぶかる故にいふ按奈麻余美を生弓といへる説はいかゝあらん奈は怒に通ひて塗眞弓の利を省ける詞と聞ゆ丸木弓は反るべき物ならねば伏竹の塗弓なるべしこれ弦をはづせば反り安き物ゆゑ塗眞弓の反とはつゞけたりと見ゆ○源平盛衰記十五卷宇治合戦條に寺法師は筒井ノ淨妙明春と云者あり自門他門に被免たる惡僧也云々黒塗ノ籠ニ塗籠ニ黒ツ羽ヲ以テハギタル矢ヲ廿四差タルヲ頭ガカニ負ナシツ、七モヂリナル眞弓ノシメ塗ニヌリタルニ塗弦懸テ眞中ヲ取云々按眞弓のしめ塗に塗たるとは木と竹とを合せて巻拵て塗れるよし也これいはゆる伏竹弓也新撰六帖五あひおもふと云題に信實が「梓弓末までとほすふせ竹のはなれかたくも契るなかな」此歌夫木抄四に

も見ゆ古事談四卷宇治拾遺四卷などに見えたる義家朝臣の眞弓の黒塗も同様の物なるべし後には梓弓檀弓楓弓柘弓によらず弓の總名を眞弓といひてはめては白眞弓とも又梓の眞弓などいへる也○延喜内藏式丁左に梓弓一張矢四具一具太角伊太豆伎一具角伊太豆伎一具木伊太豆支一具萬々伎云々右兵庫寮所進云々按梓弓は塗弓なるよし太神宮式丁左に見ゆ萬々伎は矢の名にて蓋木もて作れる矢にやそは白眞木の義眞木割槍などもいへば割木もて作れる白木の矢なるべし此白眞木の矢の鍔は鐵の伊太豆伎にて其外の三具は太角の平題箭角の平題箭木の平題箭のよし也蝦夷人が「オツコ」といへる木の弓矢を用ひ揚弓に木矢を用るもよしなきにあらす同兵庫式七丁に凡御梓弓一張以寮庫弓充之云々箭四具一具角太伊多都伎一具角細伊多都伎一具木太伊多都伎一具麻々伎各五十隻爲一具云々按此次に鹿角本末各五十四隻伊多都伎料と見え和名抄卷十三征戰具部に平題箭揚雄方言云鍔不銳者謂之平題一郭璞曰題猶平頭也今之戲射箭也和名以太都岐とありて平題箭は戲射の具たゞその痛付るよしの名也鍔に角を用た

るにても知べしこの御梓弓は兵仗にはあらす鐵十二兩二分熟銅三分已上麻々伎鍔料用寮家物按麻々伎の箭の鍔の料に鐵熟銅を用しなり熟銅はねやし銅にて鍔を取付る料と見ゆ麻々伎矢五十隻に鐵十二兩二分は今の百廿五錢目に當れば一本の料貳錢目五分づゝ也漆一合九勺二撮漆箭并料金漆一合塗箭料生絲小二兩一分纏箭縫料云々按漆は箭及柄を塗料金漆は鉛させし爲に鍔を塗料也塗矢の名目ははやく山城風土記釋日本紀九卷神中抄十七卷所引古事記神武などに丹塗矢見ゆ麻々岐は形容をもはらとすれば古くは塗たるものにあらん鍔は鐵の平題を熟銅にて取付たるものと見ゆ○和名類聚抄四卷射藝類部に細射唐函籛令云細射弓箭今按此間云和名萬々岐由美云々按類聚名義抄法下卷細射「マ、ユミ」云々色葉字類抄六卷東部に細射「マユミ」云々などあるはいつれも寫人等門にて「マ、キユミ」とありしなるべし○明月記元久元年十一月十九日條に五節參入所勞不出仕一如形柳風流左衛門督マ、キ丹後柳置古盤其上立几子床等四條大納言童女扇依命送之云々○爲忠家後度百首弦月歌に親隆「まゝき射る大宮人のともす

れはかきして立る弓張の月「按初句一本に「まゝきくる」又一本に「まだきくる」などあるは共に誤也「まゝきいる」と有を善とす」ともすれば「に柄摺れ」とよせ強月に弓張とよせたり又射場始歌に顯廣「まゝき射る大宮人は今日やさは冬のゆみ場に立はしむらん」○夫木抄卷十四弓部に天仁元年顯季卿歌合琳賢法師「いかにせんまゝきの弓のともすれば引はなちつゝあはぬ心を」按一本に二の句よしきの弓とあるは誤也四の句一本に引はなれつゝに作れりまゝき弓は木と竹と二ツ合せて纏たるゆるの名也麻は物の二ツあるにいふ語にて二手諸手左右などを麻傳とよみ兩下を萬也四阿を安豆萬也などよめる類也こは伏竹の塗弓なれどもと様の弓にて實用の物ならねばはなれやすき故にともすれば引放ちつゝ合ぬとはついでし也○次將裝束抄射禮賭射弓場始の條に例東帶相其弓矢眞卷弓矢也件弓付柄弓懸云々○宇治拾遺物語十五卷左四段にかどへの府生といふ舍人ありけり若く身はまづしくてぞありけるにまゝきをこのみて射けりよるも射ければわつかなる家のふき板をぬきてともしていけり妻も此事をうけず近

邊の人あはれよしなき事し給ふものかなといへども我家もなくて射んはたれもなにかくるしかるべきとてなほふき板をともして射る云々あの舟どもは海賊の舟どもにこそ候めれこはいかかせせ給ふべきといへば此門部の府生いふやうをのこなさわり賭弓の時きたりける裝束とり出てうるはしくしやうぞきて冠カウフイ老懸オウケンなどあるべき定にすれば從者どもこは物にくるはせ給ふか叶はぬまでも楯つきなどし給へかしといりめきあひたりうるはしくとりつけて肩ぬぎてめでうしろ見まはして屋形のうへに立て今は四十六ぶにより來にたるかといへば從者ども大かたとかく申に及ばずとて黄水をつきあひたりいかにちかくより來にたるかといへば四十六ぶに近づきさぶらひぬらんといふ時にうはやかたへ出てあるべきやうに弓だちして弓をさしかざしてしばしありて打あげたれば海賊が宗徒の者黒ばみたるもの著て赤き扇をひらきつかひてとく／＼漕よせて乗移りて移し取れといへどもこの府生さわがずして引かためてとろ／＼と放ちて弓だふしして見やればこの矢目に

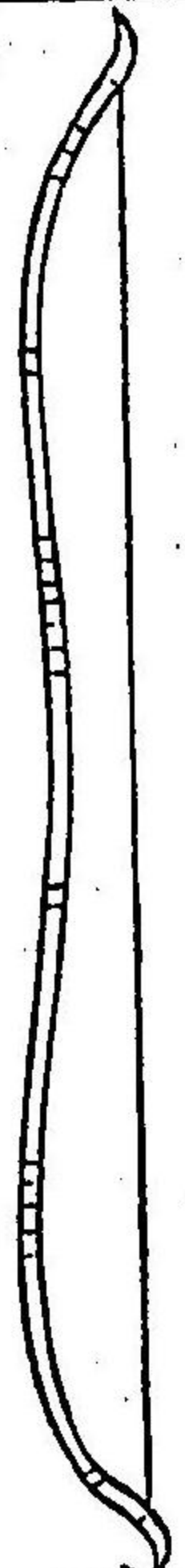
も見えずして宗徒の海賊が居たる所へ入ぬ早く左の目に此いたづき立にけり海賊やといひて扇を投捨てのけさまにたふれぬ矢をぬきて見るにうるはしく戦などする時のやうにあらす塵許の物なりこれを海賊ども見てやうこれはうちある矢にもあらざりけり神箭なりけりといひてとくくおのく酒もとりねとてにげにけり云々按和名抄に細射を萬々岐由美と訓たるにこのさまをおもひ合すれば今世の揚弓などの類と見ゆそれに大小の二種ありて射禮賭射弓場始などの時は大なるを用る事なるべし○古事談二卷臣節篇に中院入道有六箇能云々第一松岩ト第二雙六第三末々木第四舞曲第五笙第六職者也ト被自稱云々按松岩一本に招客に作りては對客の節をいへるなるべし又松實歟といへる一説ありさるわざあることをきかねばいかによや末々木は戲射にて揚弓の類なるよしはこゝに双六末々木舞曲など遊藝の中に並舉たるにても知べし○園太曆文和五年三月廿七日の條に先日或人相尋真卷弓事引勘今日遣返狀畢爲後勘記之康和三年正月十八日左近次將相具弓矢不持真卷弓矢也首書此弓不限

次將一歟可尋先日或人被尋云真卷弓ト號ハ何様哉或説小弓歟或大弓才學事也愚存如何云々予所存真弓卷藤及權一賭弓真卷近代以紙替藤權一歟云々按園太曆に引勘しは本朝世記などの文にや世記康和三年の條缺たれば考合すべきよしなし康和の比賭弓には藤權にかへて紙を卷用たるよし也權卷弓は宇治拾遺三卷十に皮まきたる弓とあり皮は權なるを假名をもじにうつし誤れる也射禮賭弓弓場始などいづれも作法のみなれば實用の弓とは別にて様の弓なれば儀式弓也楊弓も様の弓の借字なるを楊字に泥て楊貴妃に起るとも庭訓往來抄抄大成一卷雅州府志七卷本朝世記餘三卷楊の枝もて作れるゆゑとも庭訓往來抄抄大成一卷雅州府志七卷本朝世記餘三卷いへるなどいづれも笑に堪ぬ説也然て藤權など卷たりといふは梓の塗弓にもあれ白木弓にもあれ何にもあれ卷弓なりしを後には様の弓なれば其しるしに紙を卷用たるなるべしそもく様の弓といへるは本の弓の様に作れる儀仗の名にて兵仗にあらぬよし也西宮記正月臣家大饗條に天曆二年正月五日右大臣家饗用三機機器公卿赤木及壇下云々また天慶六年正月十日吏部記云詣大相府饗所用三蔬菜無魚鳥一用三機器云々江家次第

二卷五丁大臣大饗條に裏書云貞信公天慶六年依避殺生御齋會一問設饗被用精進其後無式日藤氏長者朱器臺盤閑院左大臣冬嗣公御物在三勸學院長者初任之時渡之正月大饗用此器也自餘大臣大饗用赤木黒柿機機器等云々同書十七卷四丁東宮御元服條に坊司辨備饗饌中物物十二前饗廿四前南北各用器其色白云々同書廿卷六丁新任大臣大饗條に太政大臣家用三機器云々公事根元上卷十臨時客條に藤氏の長者朱器饗をまうくる也大臣家には機器の饗をなふる也云々類聚雜要抄上卷六丁宇治平等院御幸御膳條に三寸五分機器云々七丁仁和寺殿遊馬行幸御膳并御遊酒看事條に上達部酒看四種中居交已上機器小卷酒器例器也云々十九丁母屋大饗條に穩座香物機器土高云々廿六丁平大饗目録條に機器寸法飯杯杯折敷云々廿六丁平大饗目録條に機器寸法飯杯五寸汁杯五寸大盤五寸小盤五寸窪杯酒盞承曆四年八月十八日例云々廿七丁五節殿上饗目録條に土器小卷千二十小盤二百酒器百云々空穂物語藏開上三左にかはらけを見給へば女御の君の御手にて「ひとよたにひさしてふなるあしたつのまに見ゆる千年なにな

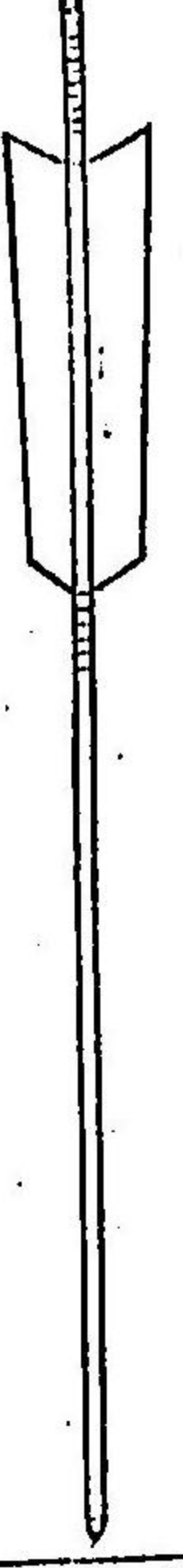
り」とれいのよりもめでたく書たまへり大將いとめづらしく今年はたとせあまりといふに此御手を見るかないみじうかじこくもなりけるかなと見給ふあはれにむかしおもほゆれば涙も落ぬべけれどかしく見られてふところにさしいれたまへばいなこれに書いていれてまわれとこそうちうへはのたまひつれとてはだをさがし給へばかく墨つきてきたなげなるは傳へじこれこそ白けれとて御机なる機器をとりかへてかれはかくし給へば人々れいならすなどさわぎ笑ふ若宮やう器に人々御つきいれさせ給ふ云々同國讓中六十七丁にそこに氷めせばちひさく割て運の葉につみみて機器にするて近江守もてまありたり云々源氏物語寄生湖月抄本八に宮の御かたより粉熟まり給ふ沈の折敷四紫檀の高坏藤のむらごの打敷に折枝ぬひたりしるかねのやうき瑠璃の御盞へいじは紺瑠璃なり云々湖月抄に師一説ぬりたるを朱器といひ白木を楊器といふ引入なり至徳記にあり云々枕草紙卷廿五丁に村上の御時雪のいとたかう降たりけるをやうきにもらせたまひて梅の花をさして月いとあかきに是に歌よめいかいふ

へきと兵衛の藏人にたびたりければ云々などこれ  
かれ見えて様器は本器にまねびてその様に作りた  
る器也様の物様の色などいへるにおなじざるを類  
聚名物考<sup>十三</sup>に器器の借字をといへるは笑ふべし  
楊弓はた様弓の借字にて大様弓も小様弓もありし  
也○吉部秘訓抄五卷衰老人不可參入公事事條に  
建久二閏二十同記云戌刻參内今日弓場始也衰老  
者弓場始射臨時祭強不可參云々然而昇進以後説  
二度也而先度空以不參爲散其恨相扶病病所參  
仕也<sup>備中左府也</sup>また弓矢本様事



黒漆弓以赤糸巻之取柄上下有金物取柄以黄檀  
浮線綾糸チガヘテ巻之脩上下藤ニカラ巻之弦上  
脩下村濃糸五寸巻之弦下脩下村濃糸四寸三分巻之  
上下弦脩以赤絹巻之脩革赤革以紫革爲裏弦搜  
上下村濃糸四寸七分巻之惣弓長七尺六寸三分内上  
脩一寸三分

箭長二尺四寸内平題箭七分羽長四寸以赤糸巻之  
長六分雄雉羽也無文妻羽也フタツハギ爪一節頭一  
寸脩二分按此次に輶弓懸の本様の圖ありこに見  
えたるが様の弓矢にて弓は伏竹の塗弓長七尺六寸三  
分箭は平題箭なり實用の兵仗にはあらず○俊頼散  
木集<sup>七卷</sup>に物申ける人の常にあやしき事の有けれ  
ばうらむるを聞てくせくしきなんたぐひなきと  
申ければまよきの矢立のひらなるにむすびつけて  
つかはしける「まろならぬやたての竹のふしことに  
くせくしくて世をは過けり」又<sup>物名</sup>まよきの矢  
立「みくら山まよきのやたてすむ民は年をつむと  
もくちしと思ふ」按まよきの矢立とはまよきの  
矢を立る胡録なるべし其形の丸くひらみたるよしな  
るは平胡録の事にやあらん平胡録の圖は倭漢三才  
圖會<sup>廿一卷</sup>に見ゆまよきの矢立は今世の濱弓の起源  
ともいふべき物なり此末々伎の矢立に調度懸を思  
ひよせて濱弓は作り出たるなるべし○續日本紀<sup>十二</sup>



丁天平七年正月辛亥條に入唐留學生從八位下下道朝  
臣眞吉備獻絃纏漆角弓二張馬上飲水漆角弓二張露  
而塗四節角弓二張射甲箭二十隻平射箭十隻云々  
按馬上飲水の四字未詳平射箭も平題箭にや○延喜  
大神宮式<sup>廿三</sup>神寶<sup>廿一</sup>一種の條に梓弓二十四枝長各七  
尺以上八尺以下塗赤漆一引纏纏組征箭一千四百  
九十隻長各二尺三寸鏃長二寸五分以鳥羽作之鏃  
塗金漆塗塗朱沙又箭七百六十隻長二尺四寸鏃  
鏃箭以鷲羽作之雜丹漆畫之云々按梓は伏竹  
弓を赤漆にて塗り羽を纏の組にて纏たる也鏃箭は  
鏃を鏃の如に作り鷲の羽もて作き鏃に丹漆もて畫  
し也○同兵部式<sup>四丁</sup>に凡武官人等皆用漆弓其正月  
十七日大射節文人亦同按源平盛衰記<sup>十五</sup>に眞弓のし  
め塗とも有て漆弓はいづれも伏竹弓也山城國靜原二  
宮山王の神庫に天武天皇の御物として伏竹ならぬ丹塗  
の木弓あるよし軍器考<sup>四卷</sup>同集古圖說<sup>上卷</sup>に左  
どに見えたれどそは稀の物なるべし麻々伎はおな  
じ塗弓なれど様の物なれば製作固からずともすれば  
離れやすきよし歌にもよめる也○爲忠家後度百首  
射場始歌に爲忠「ゆたちとく射手のもろ人ともつ

けてすのいたつきまつ馴すなり按異本にまづを  
爪に作れり」ともつけて」を「ことづけて」に作れる  
本あり誤也○新撰六帖五矢の歌に俊實「今日ほみ  
なゆたちの射手のほかまてもすのいたつき腰な  
れにけり」按此歌夫木抄<sup>十四</sup>にも載たりすのい  
たづきは錫の平題箭にて古代は鐵を用たるを様器  
なれば錫にても作れるなるべし○海人藻芥上卷<sup>十六</sup>  
に諸門跡ノ藝ハ詩歌茶香會春ハ雀小弓也云々○庭訓  
往來正月五日狀に將亦楊弓雀小弓勝負云々抄<sup>上卷</sup>  
に楊弓雀等祝弓は公卿の御弓也あづちを九の杖に  
こしらへて廣縁などにて射也ゆんほこは三尺六寸  
也雀小弓とは殿上人の態也弓のほこ貳尺七寸なりの  
を四寸にして中につり五間々々おいて射也云々諸抄  
大成<sup>左</sup>に楊弓或説云楊貴妃春遊用小弓一人是謂  
楊弓的四面四寸以桐木一作也雀楊弓の小きもの也  
雀を射るほどの弓也又一説云雀は小鳥なれば的の目  
あてにして射るとなり云々扶翼<sup>卷上</sup>に楊弓貞丈曰楊弓  
ハ唐ノ楊貴妃ヨリ始ルト云説アレドモ出處不詳其  
始ヲシラズ本ハ小童ノ戲ニ楊ノ小枝ヲ弓ニ作テ弄ト  
セシヨリ起タル事ナドニモヤアルラム雀小弓貞丈曰

探梃集賢云問雀小弓ノ勝負トハ如何答本據未レ體也然ドモ予ガ幼年ノ比マデ田舎ニ於テ年始ノ遊覽トテ生タル雀ヲク、リ目アテトシテ二尺七寸ノ小弓ヲ以テ射サシメタリ若シ中ル時ハ雀ヲ取り中ラザル時ハ賄ヲ遣テ興トシキ疑クハ此ヲ雀小弓ト云タル歟此外未レ考又貞丈按夫木抄西行上人ノ歌ニ「シノダメテ雀弓ハルヲノワラハ額鳥帽子ノホシケナルカナ」又貞丈云小弓會東鑑承久二年ノ記ニ見エタリ又古今著聞集延長五年内裡ニテ小弓ノ勝負アリシ事見エタリ云云按楊弓ヲ楊貴妃に起るとも楊の枝もて作り出けんともいへる説いづれも楊の弓の義を考ざるしひごと也又雀小弓に採梃集賢の説として引たるもいみじきひがごと也門跡方などの戯射に生雀を的にし給ふべくもなし採梃集賢の説類聚名物考弓矢にも引たりき○明月記建曆三年三月十五日條に内裡此間有雀小弓云々此本不問事也按太凡昇一本に太凡早に作れり未レ詳善本を得て校正すべし此文に此事不問事也とあるに据れば古代よりのわざにはあらず小弓小弓のまけわざ小弓會などはいとはやくよりきこえたりき○夫木抄世二卷十四部にはたはぶれうたとてよみ侍ける

西行上人「しのためて雀弓はるをの童額鳥帽子のほしけなるかな」按此歌の雀弓は實に雀射る料の小さき篠弓也かゝる童が弄物の雀弓の名をとりて上臈の戲射の名にもいひ及ぼせるなるべし○藻鹽草十七卷人事雜物弓條にすゞめ弓しのためてすゞめゆみはるなどよめり雀小弓なるべし云々按西行の歌をとりていへる也○大内義隆記詳類從三百九十四卷四丁左に山口へ下向アレバ公家ノマシハリ計ニテ朝夕ノ遊宴ニハ歌ノ披露ニ管絃シ水縁曲朗詠シカラガミナドヲウタガタニ雀小弓ニ楊弓ノ引手ハナレヌ上臈ヲ友ナヒツ、春ノ朝ノ蒼天ニハ山々寺々花ニ心ヲ染秋ノ夕ノ樓ニ月ヲ翫ビ玉ヒテハ木々ノ紅葉ヲ峰々谷々ニ尋入り云々按楊弓雀小弓共ニ戲射の具なれど楊弓は實の弓の様に作りたる様弓にいひ雀小弓は童が雀射る篠弓にまねびて作り出たるものにいへりと見ゆ今世に傳はれる楊弓は雀小弓の方なるべし○後鳥羽院宸記建保二年四月廿四日條に今日步行宮廻無レ之今日射雀小弓云々廿五日條に依ニ便路ニ參ニ比良木社ニ步行時用ニ床子ニ未一點還宿即供饌有雀小弓會ニ隨ニ勝負一合ニ亂舞有ニ其興云々廿六日條に小時入内内雀小弓

會一如例日有亂舞二次供饌云々按雀小弓會は勝負に隨て亂舞などせさせたまひし也今世の楊弓に源平などいふまけわざするもおなじ茶人が花月といふわざするに似たり○雅言集覽須部に源仲正「少年の春うれしいとうまこらか今朝よりもたる雀弓かな」按此歌出處未レ詳仲正の此の歌のさまにあらず後の附會ならんもはかりがたし可考○下學集器財門に楊弓小弓也云々○節用集也器財門に楊弓ヤウキウ云々按楊弓の字面下學集節用集には見えなれど色葉字類抄には載ずさしは庭訓往來などを古き見所とやいふべき○愚記永正十五廿二條に夜花山院亞相以下被レ來ニ中納言方ニ楊弓云々為レ守ニ庚申也云云同月廿九條に花山院亞相以下被レ來ニ於大納言方ニ有ニ楊弓云々同七月七條に於此亭大納言方七種法樂左金吾同中將四條山科左少以下來和歌連一折楊弓鞠花七瓶酒索麴等也云々同廿四條に人々來楊弓大納言方同八月二條に其亞相以下為ニ朝飯被レ來大納言方有ニ楊弓一折等云々余不レ出ニ其席云々同月十五條に人々來テ有ニ楊弓大納言方同九月十五條に人々來楊弓大納言方云々同書永正十六三十一條に大納言方人々來楊弓云

云○倭漢三才圖會十七卷八丁嬉戲部に楊弓以ニ字音ニ呼期音彭射埽也用ニ黑革ニ張レ之的大三寸許楊弓未レ詳ニ其始ニ貴賤毎射レ之賭ニ勝負ニ遊戲之具其弓以ニ楊柳ニ作レ之故名近年用ニ蘇芳華桐紫檀等ニ多繼弓期與レ席相去七間半毎以ニ五矢ニ決ニ勝負ニ二百矢謂ニ百手ニ内五十矢以上中レ的者為ニ朱書ニ百矢以上為ニ泥書ニ百五十以上為ニ金書ニ百手悉中者為ニ皆矢ニ最希有也云々○雍州府志七卷四丁土產門服器部に楊弓相傳自古公家之所レ玩也楊弓射禮舊本有ニ一卷曰楊弓七月七日唐玄宗與ニ楊貴妃ニ相共所レ弄之物也則伐ニ未央宮之楊柳ニ而為ニ弓取ニ太液池之美蓉ニ而為ニ矢故號ニ楊弓云云○空穂物語樓の上上之一十九丁右に小弓射たまふ日大將殿の君だち大とのへあまたまわりたり云々○源氏物語若菜上湖月抄本八十八丁左にけさ大將のものしつるはいづかたぞいとさうくしきを例の小弓射させて見るべかりけりこのむめるわかうども見えつるをねたういでやしぬるととはせ給ふ大將の君はうしとらのまちに人々あまたしてまりもてあそばして見給ふときこしめして云々○枕草子卷七丁右したりがほなるもの段に小弓射るにかたつかたの人しはぶきをしま

さらはしてさわぐにねんじておと高う射てあてたる  
こそしたりがほなるけしきなれ云々抄に的に矢の音  
の高き也云々按的はかねにて作れるに平題のあた  
れるおとの高きにや ○榮花物語殿上の花見五十五に殿  
上人朝ゆふにまゐりまかてまり蹴小弓射などをか  
しくあそびあへり子の日に山管をさまさぐりにして  
ごんのすけかねふさ「おほつかかな今日は子の日を  
やますけのひきたかへてものりつるかな」といへ  
ば出羽辨「今よりはまつをもおきてやますけのなか  
きためしに引やくらへん」などいひかはすほども  
をかし殿上人などまゐりて小弓射などするにたいふ  
「今日よりは子の日の松とあつさ弓もろ矢に千代を  
かけてひかなん」かへしわすれにけり云々 ○堤中  
納言物語花櫻折少將に中將兵衛佐小弓もたせておほ  
したり云々 ○續世繼五卷十はまちどりに卯月の比  
みかど宮の御かたに小弓の御あそびに殿上人方わか  
ちてかけものなど出され侍りけるに扇紙を草子のか  
たにつくりて歌書つけられたりけり云々 同七卷廿  
のゆかりに院にありがたき物まゐらせんとて武藏の  
大徳隆頼がつくりたる小弓のゆづかのしもひとひ

ねりしたるをとり出でうるしのきらめきたるさし  
てすりまはして錦のゆづるとり捨てみちのくに紙  
して引まきて錦の袋にもいれすたいみちのくに紙  
につくみて奉られたりければ云々按小弓の射を錦  
にてまき又錦袋にいれたるよしも知べし漆さして  
すりまはしといへるはすりうるしせし事ときこゆ  
○増鏡五卷十おどろがしたにわかき殿上人どもめ  
してこれかれ心のひきくいにいとみあらせはさせ  
給へばあるは小弓しやぐろくなどいふ事までおも  
ひおもひにかちまけをさうとさあへるもいとをか  
しう御らんじてさまさまのきようある賭物どもとう  
出させ給ふとなにがしの中將を御使にて修明門  
院の御かたへなにとてもをのこともにたまはせぬべ  
からん賭物と申されたるにとりあへず小き幸櫃の  
かな物したるがいとおもらかなるをまゐらせられ  
たりこの御使のうへ人にならんといといぶかし  
くてかたはしほのあけて見るに錢なりいと心えず  
なりてさとおもて打あかみてあさましとおもへる  
けしきするを院御らんじおこせてあそんこそむげ  
にくちをしくはありければかりの事しらぬやう

やあるいにしへより殿上ののりゆみといふ事には  
これをこそかけものにせしかされば今かけ物と  
きこえたるにこれをも出されたるなんいにしへの  
事しりたまへるこそいたきわざなれとはるるみて  
のたまふにさはあしくおもひけりと心地さわぎて  
おぼゆべし云々 同二卷十三神山に將軍は大殿の御子  
今は大納言殿ときこゆ御うしろみは承久にのぼり  
たりし泰時朝臣也時房と一所にて小弓射させ酒も  
りなどして心とけたるほどなりけるに云々 同六卷廿  
老の波にある時は小弓射させ給ひて御負わざには  
院のすぢにさぶらふかぎりの女房を見させ給へと新  
院のたまひければ云々 ○今昔物語九卷東三條内神  
報僧恩一語に辰巳ヲ見レバ様々ノ狩装束ノ姿共多  
クテ船岳ニ子日シ男女其レニ付タル歌ヲ讀通ハシ  
直姿共ニ紫ノ指貫紅梅ノ濃薄キ樹ナド脱垂レテ花  
ヲ尋テ鞠小弓ナド遊ブ云々 ○古今著聞集九卷十三弓  
箭部に延長五年四月十日彈正親王内裏にて小弓のま  
けわざさせ給ひけり酒肴などはて夕になりて清  
涼殿の東の廂にて又小弓有けり前には彈正親王重  
明のちには三品親王清貫民部卿此外の人々も仕けり

女裝束一かさねかけ物に出されたりけるを彈正親  
王の宮とりたまひにけり勝方の拜など有けりとか  
やそのまけわざは廿三日にこそし給ひけれ 又十三同  
部に長暦二年三月十七日殿上人十余人野の宮へまゐ  
りたりけるに御殿の東庭に壘をしまして小弓の會有け  
り又蹴鞠も有けり云々 ○三國傳記五卷廿四信州更級  
郡白介事條に白介ニ親シミ遊宴會ニ事寄セテ小弓ノ  
勝負番ケルニ領家云ク我レ若シ負タラバ千兩ノ金ヲ與  
ン汝若シ負タラバ翁ガ妻ヲ我ニ見セヨトゾ云ケル翁  
ハ觀音ヲ祈念シ領家ノ合手成ケルニ即チ勝負ニ勝ニ  
ケレバ千兩ノ金ヲ取ケリ云々 ○源平盛衰記卅四卷  
丁京屋島朝拜無之條に青陽ノ春モ來リシカバ花ノ  
朝月ノ夜詩歌管絃鞠小弓扇合繪合サマノ御遊  
覽思召出シテ男女サシツドヒテハ只泣ヨリ外ノ事  
ゾナキ云々 ○長門本平家物語十六卷丁摺墨池陵が  
事の條に花の朝月の夜詩歌管絃小弓扇合繪合さま  
さま興ありし事おもひ出してながき日くらしかね  
給ふぞあはれなる云々 ○平家物語九卷左丁小朝拜條  
に花ノ朝月ノ夜詩歌管絃鞠小弓扇合繪合草盡虫盡  
様々興有シ事ドモ思出語續テ長キ日ヲ暮シ兼給フゾ

哀ナル云々 ○曾我物語九卷右六丁曾我への文かきし  
 事の條に七ツ九ツと申せしに月の夜に出て雲井の  
 かりがねを見て父をこひあくれば小弓に小矢をと  
 りそへて隙子を射とほしかたきのいのちになぞら  
 へかれをうたん事をねがひ泣しを母のせいし給ひ  
 し事云々 ○圓光大師行狀畫圖翼贊二卷十二に時國聊  
 本姓に慢ずる心ありて當庄の領所明石の源内武者  
 定明をあなづりて執務にしたがはず面謁せざりけ  
 れば定明ふかく遺恨して保延七年の春時國を夜討に  
 すこの子時に九歳也にげかくれてものゝひまより  
 見給ふに定明庭にありて箭をはげてたてりければ  
 小矢をもちてこれを射る定明が目のあひだに立  
 にけりこの疵かくれなくて事あらはれぬべかりけ  
 れば時國が親類のあだを報せん事をおそれて定明  
 逐電してながく當庄にいらすそれよりこれを小矢兒  
 となづく云々 ○新猿樂記十一君氣裝人の段に圓  
 基雙六將基彈基蹴鞠小弓包丁料理和歌古歌天下無雙  
 者也云々 ○明衛生來右四丁三月十一日講案内一事に右  
 明日於白河院可觀小弓也可相伴之狀昨日頭  
 中將所被示也云々同右五丁沾洗日講殿命事に藏人

少將度々被招是少弓事歟物何珍哉慕以桐椽云々  
 百發百中之藝雖無其能於決雌雄何憚之有乎以  
 的爲皮御和讒也明朝於右大將軍幕下可企佳  
 遊之由源少納言所被示也也被擇射的之輩云々左  
 新中將四位少將藤少納言源武衛藤季部權左中辨右馬  
 頭源侍從式部大夫左金吾校尉等也念人各五六輩懸物  
 銀鞍云々盃盤之設前江州歟云々按以的爲皮御和  
 讒也とは平常の的にかはりて皮をもて作れるはお  
 もひつきといふよし也和讒または倂和とも書て類聚  
 名義抄節用集色葉字類抄などに「サカシラ」とよめ  
 り舊本今昔物語十九卷三語に道心无レバ身ヲ棄タル聖  
 人ニ難成シ和纒ヲニ法師ノ姿ニテ侍レドモ只俗ノ様ニ  
 侍ル身ナレバ云々同卷五語に男和纒ニ人ノ子也  
 ケレバ云々同廿九卷卅語に吉キ手ノ和纒ヲシタリケ  
 ルヲ大紀二大キニ噴テ白者ノ和纒ハ此ゾ爲ルト云テ  
 筒尻ヲ以テ小男ノ睨ヲ痛ク突タリケレバ云々など  
 も見ゆ下學集卷下能藝門には和讒ワザンとあり念人  
 は見證の人にて賭弓射禮競馬等の時勝負を見わくる  
 役人也相撲の行事といふものゝ類にて古書所見おほ  
 かり新野問答卷一に説あれば考へし○長秋記長承二年

四月十七日條に師仲依召參内裏小弓會中宮入夜  
 歸云々格勸輩十余人應召各射五度射取掛物白紙  
 十枚又射取人々少々相交云々○百練抄寛治三年三月  
 廿六日の條に殿上小弓合云々○左記群書類從四百四  
 圓基雙六等諸遊藝鞠小弓等事強不可好之云々○  
 吾妻鏡廿四卷十三承久二年五月廿日條に右京兆相州  
 前武州會合于大官令禪門亭有二小弓會云々○後  
 拾遺集廿俳諧に入道攝政かれくにてさすがにか  
 よひ侍けるころ帳の柱に小弓の矢をむすびつけたり  
 けるをほかにてとりにおこせて侍りければつかはす  
 とて大納言道綱母「思ひいつる事もあらしと見え  
 つれとやといふにこそおとろかれぬれ」○金葉集  
九雜上に公實卿のもとにまかりたりけるに侍らざり  
 ければ出居におきたりける小弓をとりてさぶらひに  
 これはおろしつとふれて出にけりかの卿歸りて弓  
 をたづねければ時房まうできてとりつと申ければ  
 おどろきて院の御弓ぞとくかへせといひつかはし  
 たりければ御弓につけてつかはしける歌藤原時房  
 「梓弓さくこそはそりの高からめはるほともなくいつ  
 るへしやは」○源順集に小弓射る所「春深きやまに

いれはや梓弓吹風にさへ花のちるらん」按「やま」を  
 「やど」に作れりいづれにても聞ゆ○六條顯季集に  
 人の小弓をせちにこひしかばをしみかねて「そり  
 高き紀の關守か手束弓心よわもはられぬるかな」  
 返し「今よりはおしてをいはんたつか弓かくおもは  
 すにはられぬるには」○馬内侍集にむかし見ける人  
 小弓をたよりにつけて今みづからとりにこんといひ  
 けるが大かたにきたれど又見えねば「日くらしにま  
 ち心見ん梓弓はからす人のおもひいてよと返し「ひ  
 くらしに春のうちみも梓弓おもひためたるつらさ  
 心を」○辨乳母集に宮春宮にいらせたまへる殿上人  
 小弓射て宮の御方にかげもの申てひわりこの上の的  
 かきたるにふたに花をちらして書つけて大盤所には  
 入たる「かちまけの弓の矢交やまにちる花をまとるの外  
 の人も見よかし」とあればかねの的を盛なる技に  
 つけて「梓弓おなじままとるのうちなればちらぬ櫻の  
 花をこそ見め」按圓居に的射をよせたり假名違へ  
 るは通音のいひかけの例にて難なし然て小弓の的を  
 かねにて作れるは當矢の音のはなやかに聞えんため  
 なるべし○夫木抄廿二卷十四鞠部に百首御歌慈鎮和尚



「秋の稻のをさまれるよのうれしきは春の遊びの鞠  
小弓まで」○漢鹽草卷十六遊部に小弓遊云々また十七弓  
部に弓のけち小弓の勝負也源氏云々弓云々○日本  
歳時記二卷下左に年の始に童子の破魔弓とて射るは  
治れる世にも武を忘れざる心なるべし但しむかし  
は射禮として正月に内裏にて弓をいさしむと  
孝徳天皇の御宇に大内にて正月に弓をいさしむと  
いふ事古き文にも見えたりかゝる事を下にうけてい  
にしへは年の始に年長せる人も弓を射たりしにや文  
獻通考日本の部にも毎至正月一日必射戲すと記  
せり云々○年中故事要言二卷下破魔弓の條に年ノ  
始ニ童子ノ遊ニ破魔弓ヲ射ルハ安而不忘危コ、  
ロニテ治レル世ニモ武ヲヌテザル意ニヤ古ハ射禮  
トテ正月ニ内裏ニテ弓射ル事ノ有ケルトヤ孝徳天皇  
ノ御時内裏ニテ正月ニ弓射サシムト云事古キ文ニ  
モ見エタリカ、ル事ヲ下ニモマナビテ年ノ始ニ弓  
ヲ射ニヤ又文字ニモ惡魔ヲ破弓ト書トカレバ年ノ始  
ノ祝事ニハサモアルベキ戲ナリムカシハ年老タル  
人モ年ノ始ニハ弓ヲ射タルベシ文獻通考日本ノ部ニ  
モ毎至正月一日必射戲ストイヘリ北史卷九十四

倭國列傳ニモ此事ヲ載タリ今モ武家ニハ弓始ノ  
儀アリ云々○四季法例に年始ニ男子ノ翫弓矢ヲ  
破魔弓ト云ハ破魔トハ的ノ名也漢土ニテ弓矢ノ起  
ル事ハ黃帝ノ時初テ弓矢ヲ作リテ蚩尤ト云逆臣ヲ亡  
シ玉ヒ頭ヲ鞠ト名付眼ヲ的ト名付ケ惡ヲ懲ス政トセ  
リ然レバ破魔ハ的ノ名ナリ此的ヲコガシテ射ル  
ユエニ破魔弓矢ト云○本朝武林原始二卷下波魔弓  
條に日本歳時記云年の始に童子の破魔弓とて射るは  
云々案するに古傳に弓矢演習あり其書曰「彦火  
々出見尊の御子葺不合尊いまだ太子にておはしま  
しけるとき日向國の濱邊にてわらをつがねなけう  
たせ矢を以て是を射させ給ふ其ゆへはわらは稻なる  
故稻のわざはひをしりぞけんためなり幼君にてまし  
ませどもおはんたからをめぐみまします御心おのづ  
からそなはりましませばなり是より代々につたはり  
年のはじめにかならず是をとりおこなふ事となりぬ  
的惡の役人左右の高砂のかげに居て左の方よりはま  
はまと聲をあぐれば右の方よりはまくと聲を合せ  
丸をなげうては砂の上を廻りゆくを射留給ふなり」  
是弓矢はまの始也云々按古傳といへるは神道者流

などが附會なるべし用るにたらず○滑稽雜談卷一正月  
部上に演弓演矢世諺問答云「蚩尤が眼の腫をぬきて  
木丁之玉としかの眼之ふくりんは三重ありしゆへに  
弓ある時之的に三重を繪きて中の腫をば除きたり或  
説にいふしかれば正月に射戲する演弓は蚩尤が眼を  
被破候義なれば實は破目弓なるべし通唱の宜しき  
より演弓演矢と稱す又魔を破するの意にて破魔弓と  
も書よし侍候演之處に心なし只借用て書也云々北史  
卷九十四倭國列傳曰毎至正月一日必射戲飲酒其  
餘節畧與華同是等の義只治世にも武をわすれざる  
の義也云々○安齋小車錦に破魔弓云々○四季草卷三  
はま弓の事條に正月男子の翫びにはま弓射る事は  
「邪鬼を退治するの表相なりはまとは破魔と書て魔  
を破るの儀也と云説ありさも有べきやうに聞ゆれど  
もはまの正説にあらず用る事勿れはま弓のたはふれ  
昔は京にも何方にも有し事成べけれども今はたへて  
唯其弓矢を賣小童のもてあそびものにするのみな  
りされども遠國には其戲れ今に残て土佐國の人の物  
語に土佐國畑と云所の山中の民家にて正月幼童はま  
弓を射るは藁繩をもて作る其形圓座の如し經一

尺程其中に經二三寸の穴あり是を名けてはま弓と云  
射手弓矢を持って一列に立並て待時一方より彼はま  
を轉じ走しむるを各射る也はまの穴を射るをあた  
りとする也はま走終れば又一方よりまろばし返し  
て各射也はまをまろばす事は射手の中より替るく  
出て轉す也是をはまを射ると云又大和國吉野郡上  
市村の人の物語にも大和にてはまを射る事右の如  
く大和にてはまをころを射と云はまをころとははま  
をころはかすと云事成べし土佐の人大和の人の云處  
同じ趣なり然ればはまは的の名にして魔を破るに  
はあらず云々○類聚名物考部十に破魔弓はまゆみ演  
弓魔の障碍を破るといふ弓也佛典に此文多し見  
ゆ云々破魔は好事家のためにいひなされしにや知べ  
からず云々按破魔弓演弓などの借字に泥て名義を説  
けるはいづれもうけがたし波萬は比女の通音にて  
姫弓の義ときこゆこは他の弓にくらぶれば小くう  
つくしきゆゑの名也都て物の堅剛荒大なるに對へて  
柔和美小なるに姫といふ例姫百合姫桃姫飯などの類  
枚擧に違なし姫を波萬に通はしいへるは圓碁の石を  
演といふは常の石のいかめしきに對へてさゝやかに

うつくしき石なれば姫石の義也濱床も小くうつくし  
く作れる床なれば姫床也雲實を波末佐々介天名精を  
波末太加奈とも波萬不久良とも葦蔭を波末太加奈と  
も波末世里とも波萬からしとも徐長卿を濱柳とも  
柞木を濱黄楊とも齒蘭蒿を濱蓬ともいへる類必海濱  
に生る物ならねど濱とかうぶらせたるは姫の義也こ  
れらの語例を考て濱弓は姫弓の義其小やかに美麗し  
き故の名なるを知べし ○與清曰麻々伎はもと實用  
の弓矢にあらず射禮賭弓射場始などやうの儀式の時  
の様の弓を麻々伎弓といふもとは矢の名より弓にも  
いひ轉せる也その鍔は鐵もて平題に作り熟銅もてと  
り付金漆を塗たる物なるよし兵庫式を考て知べし名  
義は白真木なるを春草二上峰位禊武藏鎧故實秘抄軍  
器考補正などの説はいづれもうけがたしもと梓弓に  
もあれ白木弓にもあれ塗弓にもあれ末々伎の矢に具  
して用るを末々伎弓と名づけ藤巻權卷なども用し  
より後にはさらぬ弓にも紙を藤權にかへてかりに巻  
用し也これ儀式の射の調度なれば見體のみを作り  
かざれる事と見ゆ機器様の物源氏袂衣などの所様の翠空  
樓の色の法曹至様の人空福國標などの様すなはち機弓

の様に同義なるにて思ふべし庭訓往來愚記下學集な  
どより後の物に楊弓と書くは機弓の借字疑なきを楊  
貴妃が始しゆるとも楊の枝もて作りしゆるともいへ  
るは共に牽合附會也これに大小二種あり射禮賭弓射  
場始などに用られしは大機弓也小弓に二種あり小弓  
の會に用たるは小機弓也門部府生が海賊おちさせつ  
る萬々伎もこれなるべし又雀小弓の會に用しは小弓  
の中にも一きは小やかなるをいへりと見ゆされば小  
機弓に小弓雀小弓の二種ありと知べし下學集に楊弓  
は小弓なりとあるは其比より大なるには機弓といは  
ざりしにや附を錦もて巻などして機世美麗をもはら  
とせる弄器也矢は木鍔は平題にて金の的母集に射當  
れば音はなやかにきこゆめり又皮もて作れる的もあ  
りしにや機世此等にも實用の物ありて會我物語圓光  
大師傳の小弓西行歌の雀弓などは様のものとはおも  
はれず伏竹弓にも一方二方三方四方またぬりぬらす  
の差別あり梓弓檀弓楓弓柘弓なども伏竹弓なめれば  
丸木弓とおもふべからず平題箭は稽古の的弓の矢に  
て軍用の物にてはなし古代は赤く塗たるを延喜式後  
にはなににもあれ塗弓に紙を巻て形のごとく用られ

し也爾大九錫彫弓あり晋要領建保ニノ彫は形の寫誤にて  
六ノ廿一の條毛詩小雅尙書文侯之命などに見えたる形弓をいふ朱  
塗の弓の事也桃弓葦矢あり追儼の攘災具也濱弓あり  
姫弓の通音也様の弓矢箴の小く美麗をいふ射禮賭弓  
などによれる初春の弄器也石弓あり尾張風土記に見  
えて石は堅固よしの稱石粉石楠船の類也彈石の戰具  
を伊志弓伊志太毛などいふとは別也角弓あり出雲風土  
記神功紀

和名抄 弭に角を附たるにや小弓にて一名李萬弓とい  
ふよし倭漢三才圖會卷廿一にいへり漢土の角弓都中  
記 瑞弓  
御林角端弓漢流などは全體角もて作れるよし也麻々伎  
鍔古くは鐵にて作れるを後には錫にせしよし也錫の  
平題ありまゝの矢立あり箴の丸く平なるをいふそ  
はまゝの矢を立て負ふ調度なればさはいへるなり  
後のはまゝはこれに調度懸をおもひよせて作り出た  
るものなるべしそもゝ以上の説は麻々伎の弓矢錫  
の平題濱弓などのゆるよしを或人のとへるを率爾  
にこたへせるついでに他の弓矢の事にさへ及べる也  
故固禁三他見二而將免識者之嘲哂云爾

(百十九)目禮 三議一統上九法量門に相手目禮すれ

は渡手は手を突て別かしらになく歸べし云々  
(百廿)みごろ 衣に「みごろ」といふ所有三議一統  
上九法量門に御ひたれぬめしぬがせ又めしかふる  
時の事御素襖の袖を上になしほそを我方へはくびを  
手先にして袖は上へ成みごろは内へなるやうにかけ  
て持べし云々

(百廿一)さいを越る 三議一統上七法量門にさいを  
越るまではかろきやうに鴨居にあてざるほどに持て  
云々又上一 同門にえん長押に手をつくべからず又座  
に入る時はさいのきは一尺のけてつまさを立べし持  
通るをふむ事きらふ也さいをこす事左をこすは又常  
也さいの上たゝみのへりふむべからず貞丈雜記七  
ノ廿六丁ウ

敷居越事也○三議一統上四十八丁オ白拍子には扇の禮とてさいは  
まで有べし云々酌量記抄一卷さい越の酌量事條にさいの酌きり  
ふ事也酒をのみに行く人はせんなくさいの香べからず若くは  
へなごせはくはいられずは片手をさいの内へこして加へし酌す  
る人もさいのこしは替てなき事也乍去費く在るか何とぞさいの内へは  
いられざる時片手を内へつきて酌あるべし是は何とすべきやうな  
き)時の事也云々抄にさいの酌は敷居の酌也云々 年中定  
例記六丁ウさいの内さいの外云々又廿六丁オさいの内 宗五大帥子  
上廿六丁ウさいの成らてさいの内へ手をつきてくはへし云々  
同下廿一丁オ 初倉義景御成記古本に朝倉同名衆に御通り在之  
さいの内へ少程依申云々又朝倉年寄衆御太刀御馬にて  
御禮中依御座敷にて被御覽之体さいのうら也云々

(百廿二)燈燭の心を切燭剪燭剪燭臺 三議一統上

廿四法量門に今世の燭臺の心切を燭剪と有火先を取るとも見ゆ燭臺の事委記したり

(百廿三)おろしおわけおした 古くはおろしを賜ふといひ三議一統上丁におわけを下さる事あり今世はおしたを下さるといへり公方様正月御事始記八丁は御下を被下すはし

(百廿四)赤飯強飯 今世赤飯をこはめしといふは誤也三議一統上丁法量門に赤飯といふは小豆の添たるをいふ也しるきは剛飯也と見ゆ

(百廿五)あかす門 水戸殿小石川の御屋形にあかす御門あり三議一統上丁法量門に女房迎の時興入事部妻戸の間より入る也門もあかすの門より入る也常の時はきらふへし云々

(百廿六)相撲取猿樂などに綱物して後に料足にて引替る事 三議一統上丁法量門に遊者請物の事かうがいはずぐに立れば百匹也なげて立れば五十疋也なぐれば十疋也○扇は手渡しは卅疋也投れば十疋也○素襖を投れば十疋約束は五十疋也○太刀帯取をむすべは五十疋とては百匹也○長太刀は鞘のまゝには五十疋鞘はづしては百匹也馬は百疋也座頭にひたれと云ては百疋也御くつを下されては二十疋也

○御出家に衣と云ては五十疋倍堂百疋紙衣は十疋也云々

(百廿七)上座に居りたがる者を田舎人の一人上臈といふ 三議一統上丁法量門に上座を心がくるは田舎人のわざなりひとり上臈とてかたはらいたき事也云々

(百廿八)しねくるしねと云鼠 同書上丁歩射門にひきめをしねくと申はしねといふ鼠は葦の根を好てくふ也かのしねの聲鼠目の如くなるゆゑにしねくるとは鼠目の異名也云々

(百廿九)つるすと云詞 物を垂下るをツルスといひツルン柿などもいふゆめり三議一統上丁歩射門に御座所の疊は白縁也それをつるして矢所とす紙をたためて立て射る也云々

(百卅)てかけめかけ 妾をてかけといふ事三議一統下丁宮仕門に賞翫の白拍子妾傾城などに料足出す事云々と見ゆめかけと云詞も九十三卷の六則に抄出せり

(百卅一)思ひがへしの杯を忌香物三切を忌 杯の思ひがし思ひ取よことりなど常にいふ事なれと思ひ

がへしの杯は人に腹切らする時の杯ゆる忌なるよし三議一統下丁寶檢門に見ゆ香物三切を忌事も同條に見えたり

(百卅二)揆槌頭大工棟梁 今世外法あたともサイツチアタマともいふは古き詞也外法の事は大鏡に見ゆサイツチアタマは新猿樂記七丁八御許段に手斧頭而爲三工之棟梁也揆槌頭而爲三工之首長也と見ゆ揆槌は和名抄十五工匠具部に移樸纂文云方椎直道反字亦作粗謂之移揆抄云散伊都といへるこれ也工棟梁も今イツチ云々

(百卅三)木舞 ○新猿樂記八御許條に凡桁 梁 木舞 柷 豕 杈首 料 枅 柱 鴨柄 長押 板敷

云々按木舞家の二種は和名抄に見えず○宇治拾遺十五卷右丁にかくするほどにふき板みなうせぬはてにはたるきこまひをわりたきつ又後には棟梁たきつ云

云○源平盛衰記十一卷左旋風事條に平門棟門ナドヲ吹拂テ四五町十町持行テ抛ナドシケル上ハ桁梁 垂木コマヒナドハ虚空に散在シテ此彼ニ落ケルニ云々○庭訓往來三月十二日狀に次作事者桁梁柱

長押棟木板敷云々諸抄大成九丁右に木舞正字梳也字彙云梳連櫓木在三椽之端三者云々○類聚名義抄佛下木部に招音韶射的コマヒ云々また櫓音風亦櫓 柵或コマヒ櫓俗云々○字鏡集二木部に招コマヒ云々○色葉字類抄七卷古部地に木舞コマヒ櫓焚同云々○節用集古部乾坤に招コマヒ云々木舞コマヒ云々按に招は招の字の寫誤にや字鏡集に招箭也と注したり○下學集家屋門に柵木舞云々○撮壤集中卷家屋部に木舞コマヒ云

云○與清曰古代の木舞は簷椽などの邊にありし物にて今世壁の骨竹を古萬比といふとは別也されど小間結の義にて新猿樂記に木舞と書たれば假字は古萬比と定て書べし

(百卅四)千社参り 世に千社参り百社参りなどいふ事あり新猿樂記二丁第一本妻の段に叩三千社一躍捧三幣一走とあり似たる事也關關南浦文集下

(百卅五)鳩胸鰓脚 新猿樂記十丁十三娘の段に偶僕鳩胸鰓脚 蛙 腹傍行尻脚云々節用集波部人倫門に鳩何ハトム子云々同和部人倫門に尻脚ワニアシ云

(百卅六)狐の假面白く猿の尻赤し 新猿樂記十  
 三娘の段に施粉似狐面一著 經猶一猿尻云々  
 (百卅七)備前の海糍 新猿樂記十四郎君の段に備  
 前海糍云々今も備前の國産に海糍鹽辛ありて世にも  
 てはやせり新撰字鏡十三魚部に鱒阿彌云々和名抄  
 十九 龍魚類部に漢語抄云海糍魚阿美今按所出未詳  
 云々字鏡集三魚部に鱒義奇反アミ云々また解「シロ  
 イヲ」アミ云々類聚名義抄十魚部に海糍魚アミ云  
 云また鱒アミ云々色葉字類抄八安部動物門に鱒アミ  
 海糍魚同云々節用集安部氣形門に海糍魚アミ解同云  
 云庶物類纂拔萃下卷之 苗蝦の條大和本草十四卷同附錄  
 下卷本草啓蒙四十卷下等十五など所見おほかり  
 (百卅八)薩摩氏長 相撲人に薩摩氏長あり氏長をウ  
 デヲサと訓べし七十一番職人歌合第六十三番にすま  
 ふとり「わか戀はさつまの氏のをさなれや片手にた  
 にもあふ人のなき」判詞に右はかの氏をさがあふの  
 なかりけんよくとりよれり云々新猿樂記六丁六君夫  
 高名相撲人の段に伯耆權介名曰丹治筋男父旁即丹  
 治文佐之子也母方則薩摩氏長之會孫也云々舊本今昔  
 物語十八卷相撲人大井光遠妹強力語に其女房ヲバ昔

ノ薩摩ノ氏長計コソハ質ニ取ラメト云テ居タリケ  
 レバ云々宇治拾遺十三卷にも此事見ゆ薩摩氏長が  
 事の物に見えたるは枚擧すべからず三代實錄四十  
 九卷十五仁和二五廿八條に前周防守從五位上紀朝  
 臣安雄卒安雄者左京人助教從五位下種繼之子也仁明  
 天皇崇經術一屢引儒士於御前一論難子時御船宿禰  
 氏主爲大學博士種繼爲助教天皇喚二人令論  
 經義一氏主執禮種繼舉傳難舉復遂無折角當此  
 之時一齊力之士左近衛阿刀根繼右近衛仲氏長並相撲  
 最手天下無雙帝號氏主爲氏長種繼爲根繼一  
 之とあれば氏長は仁明の御宇の相撲の最手にてこ  
 れに差次の力士は根繼也俗說辨附編廿二卷に氏長は  
 薩摩國の者なるべしといへり  
 (百卅九)早少女 新猿樂記四丁に勞五月男女とあ  
 りさては少女の義にあらず男と女の義也  
 (百四十)戸主大名 新猿樂記四丁に數町戸主大名田  
 堵也云々  
 (百四十一)猫の鼠に逢へるがごとし 新猿樂記六丁  
 六君の段に譬如鼠會猫雉相鷹云々  
 (百四十二)鰯の酢煎 鰯の酢煎は今もする調理也新

猿樂記六丁七御許の段に鰯切鰯酢煎と見ゆ  
 (百四十三)蒲鏡は香疾焼 かばやきといふ名目文  
 祿三年卯月八日加賀中納言殿御成記にかばやき云々  
 東海道名所記二卷十五駿河の新田の條に此所にてう  
 なぎのかばやきをうる云々按に新猿樂記六丁七御許  
 の段に香疾大根とあり蒲焼と書は誤にて鰯の香疾  
 焼の義なるべし  
 (百四十四)猫爪をかくす 新猿樂記七丁七御許の段  
 に鰯夫順嬌猶如藏猫爪  
 (百四十五)駄賃 駄賃の字面新猿樂記七丁七御許の  
 段に見ゆ  
 (百四十六)人の目を抜 俗に人を欺て偽物など與る  
 を目を抜といへり新猿樂記十五八郎真人者商人主領  
 也といへる段に重利不知夫妻念身不願他人一  
 持一成萬搏埴成金以言証他心以謀抜人  
 目一物也と見ゆ頭出し抜の抜  
 (百四十七)阿久夜夜久貝 新猿樂記十五八郎真人  
 の段に金銀阿久夜夜久貝水精琥珀云々あこやの玉  
 は古今六帖三あまの歌に「伊勢の海のあまのしわざ

のあこや玉とりての後に戀のしげん」此歌万七  
 丁にはあはび玉と有山家集下六十一にいらごへわたり  
 けるにいがひと申はまぐりにあこやのむねと侍る  
 也それをとれたるからを高くつみおきたりけるを見  
 て「あこやとる 貽貝のからを積おきて寶の跡を見す  
 る也けり」宇治拾遺十四丁にあこやの玉の大豆ば  
 かりありけるをとり出して云々あこやの玉とは鰯  
 蛤類の中に生ずる眞珠の事也夜久貝は空穂樓上の下  
 二卷六十枕草紙七十八などにも見ゆ和名抄十九龜貝類  
 部に辨色立成云錦貝夜久乃斑貝今按本文未詳但俗說  
 西海有夜久島彼島所出也云々異本には今按俗說云  
 紅螺杯出西海益救島故俗呼爲益救貝云々百練抄  
 五九承保三六二條に諸卿於殿上定申大宋國返  
 信物一事或云可遣和琴或云可遣金銀類或云可  
 遣細布阿久也玉先於陣唐人孫忠悟對問事云々  
 頭出東寺文書抄九ノ九丁  
 夜久貝、ハ、口云々